

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表 ..... 1

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人當真良明から監査の結果に関する報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年5月31日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	具	志	堅	透
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵

平成30年5月31日 木曜日

公 報

(号外第19号)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074
---

印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--

平成30年5月31日 木曜日

公 報

(号外第19号別冊)



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 平成29年度包括外部監査結果報告書

貸付金（貸付金の管理・回収も含む）に関する財務事務の執行について



## 目次

第1章	沖縄県土地開発基金貸付金	46
第2章	企画部の貸付金	51
第1	地域整合整備資金貸付金	52
第2	沖縄県市町振興資金貸付基金貸付金	60
第3	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金	66
第3章	環境部の貸付金	72
第1	公共開与事業資金貸付金	73
第4章	子ども生活福祉部の貸付金	80
第1	母子福祉資金貸付金	81
第2	寡婦福祉資金貸付金	81
第3	父子福祉資金貸付金	81
第4章	子ども生活福祉部の貸付金	101
第1	母子福祉資金貸付金	101
第2	沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金	101
第3	沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金	110
第5章	農林水産部の貸付金	117
第1	沖縄県農業改良資金貸付金	118
第2	沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金	131
第3	沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金	145
第4	中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金	158
第5	沖縄県就農支援資金貸付金	168
第6章	商工労働部の貸付金	16
第1	商工労働部の貸付金の概要	175
第2	沖縄県単融資制度資金貸付金	177
第3	沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	198
第4	沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金	210
第5	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	220
第6	沖縄県中小企業高度化資金貸付金	237
第7	沖縄県労働者住宅建設資金貸付金	251
第2章	監査の結果と意見	16
第1	県の貸付金の概要	16
第2	県の貸付金の現状と問題点（1）—「滞納金」と「回収率」	18
第3	県の貸付金の現状と問題点（2）—債権放棄、免除、不納欠損について	27
第4	県の貸付金の現状と問題点（3）—遅延損害金・違約金の調定について	32
第5	県の貸付金の現状と問題点（4）—その他	36
第6	民法改正と貸付金管理	40
第3部	各論（個別貸付金の監査）	45
第1章	総務部の貸付金	45
第2章	企画部の貸付金	51
第1	地域整合整備資金貸付金	52
第2	沖縄県市町振興資金貸付基金貸付金	60
第3	沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金	66
第3章	環境部の貸付金	72
第1	公共開与事業資金貸付金	73
第4章	子ども生活福祉部の貸付金	80
第1	母子福祉資金貸付金	81
第2	寡婦福祉資金貸付金	81
第3	父子福祉資金貸付金	81
第4章	子ども生活福祉部の貸付金	101
第1	母子福祉資金貸付金	101
第2	沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金	101
第3	沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金	110
第5章	農林水産部の貸付金	117
第1	沖縄県農業改良資金貸付金	118
第2	沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金	131
第3	沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金	145
第4	中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金	158
第5	沖縄県就農支援資金貸付金	168
第6章	商工労働部の貸付金	16
第1	商工労働部の貸付金の概要	175
第2	沖縄県単融資制度資金貸付金	177
第3	沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	198
第4	沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金	210
第5	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	220
第6	沖縄県中小企業高度化資金貸付金	237
第7	沖縄県労働者住宅建設資金貸付金	251
第2章	監査の結果と意見	16
第1	県の貸付金の概要	16
第2	県の貸付金の現状と問題点（1）—「滞納金」と「回収率」	18
第3	県の貸付金の現状と問題点（2）—債権放棄、免除、不納欠損について	27
第4	県の貸付金の現状と問題点（3）—遅延損害金・違約金の調定について	32
第5	県の貸付金の現状と問題点（4）—その他	36
第6	民法改正と貸付金管理	40
第3部	各論（個別貸付金の監査）	45
第1章	総務部の貸付金	45

凡例	256
第 7 章 保健医療部の貸付金	257
第 1 沖縄県医師修学資金等貸付金	
第 2 沖縄県看護師等修学資金貸付金	262
自治法＝地方自治法	
施行令＝地方自治法施行令	
第 8 章 土木建築部の貸付金	271
第 1 沖縄県住宅供給公社貸付金	272
第 2 都市モノレール整備資金貸付金	278
都市モノレール建設事業資金貸付金	
都市モノレール事業資金貸付金	
自治法＝地方自治法	
法令名	
施行令＝地方自治法施行令	
第 9 章 教育委員会の貸付金	287
第 1 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金	288
第 2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金	293
沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金	
文獻	
藤田・総論＝藤田苗晴「行政法総論」（青林書院、平成25年10月）	
松本・逐条＝松本英昭「新版逐条地方自治法・第9次改訂版」（学陽書房、平成29年10月）	
債権管理＝東京弁護士会弁護士業務改革委員会自治体債権管理問題検討チーム編「自治体のための債権管理マニュアル」（ぎょうせい、平成20年7月）	
第 4 部 監査結果のまとめ	303

## 第1部 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

自治法第252条の37 第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

一マとして選定されているが、それから18年経過していること、社会経済情勢の変化に伴い政策目的等にも変化があると考えられること等から、貸付金制度について横断的・網羅的に検証することは有意義であると考えて、本年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

### 2 監査人及び補助者

包括外部監査人	當真 良明 (弁護士)
同補助者	田村 ゆかり (弁護士)
同補助者	中尾 義孝 (弁護士)
同補助者	横井 理人 (弁護士)
同補助者	伊川 孝枝 (弁護士)
同補助者	今福 聰 (弁護士)

### 5 監査の方法

- (1) 対象関係部局へ根拠条例、要綱、契約書、台帳、マニュアル等の関係書類の提出依頼
- (2) 関係書類、記憶の検討
- (3) 関係部局への調査票（貸付金調査票）による調査（アンケート調査）の実施
- (4) 関係部局等へのヒアリングの実施
- (5) 関係部局への補充の質問
- (6) その他、監査人が必要と認めて実施する手続

### 3 選定した特定の事件

「貸付金（貸付金の管理・回収も含む）に関する財務事務の執行について」

### 4 監査対象事件の選定理由

県においては、総務部、企画部、環境部、子どもも生活福祉部、農林水産部、商工労働部、保健医療部、土木建築部、教育委員会等において、産業振興、社会福祉、学業支援等の政策目的の実現のため貸付を行っている。

県の貸付金の額は、平成28年度沖縄県入歳出決算書の「平成27年度沖縄県一般会計歳入歳出決算書」の歳入のうちの諸収入の「貸付金元利収入」の額定額によれば金125億4337万2190円となり、歳入合計額（調定額）7701億2656万1306円の約1.628%であり予算中の相当額を占めている。

なお、上記平成28年度沖縄県入歳出決算書付属の財産に関する調査書の「債権」の平成28年度末現在高は計268億3569万5000円となっており（当該額には他の債権が含まれるものの大半は貸付金残高である）、上記の「貸付金元利収入」の額定額の約2.14倍となっている（この差異からは相当額の帶納貸付金の存在が懸念される）。

貸付金は、一定額の貸付と償還を繰り返すことにより、多数の県民及び事業者等に繰り返し資金を提供することが可能である。他方、貸付金は渡しきりの補助金や助成金等と異なり、返還・回収を前提とした金員の交付であり、貸付資金が測頭間に回収され、回収が完了して初めて制度が継続的に機能するものである。従って、貸付金の管理・回収状況などの現状については不斷の検証が必要である。

県の包括外部監査の監査テーマにおいては、貸付金については、平成11年度において監査テ

### 6 監査の対象年度

平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）。  
但し、必要があれば他の年度についても監査の対象とした。

### 7 監査の実施期間

平成29年7月から平成30年3月20日まで

### 8 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件について、自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

9 監査の観点

貸付金の趣旨及び目的に沿った事務の執行が行われているかという視点から、以下の問題意識をもつて監査を実施する。

- (1) 貸付金は各政策目的を達成するために有効に機能しているか、
- (2) 貸付要綱等、貸付の目的、対象事業、貸付先及び貸付の条件は明確になっているか、
- (3) 貸付の審査手続は適正に実施されているか、
- (4) 貸付金の管理は効率的になされているか、
- (5) 免除、履行期限の延長が適正になされているか、
- (6) 不納れ対処、債権放棄が適切になされているか、
- (7) 貸付先の指導、監督は適切にされているか、

10 指摘・意見・コメントについて

(1) 指摘 当該事項についてでは適法性・妥当性に問題があり、是正措置が必要であると考えるも

(2) 意見 当該事項については、直ちに適法性・妥当性に問題があるとは考えないが、是正の検

討をすることが合理的と考えられるものである。

11 各貸付金の一覧表について

〔玉子ル一等表・沖縄豊見城護師等修学資金貯蓄金〕

受付金額	沖縄県看護師等奉公金貸付金
受付開始年月	受付開始年月
規則(法律、条例、要綱等)	沖縄県看護師等奉公金貸付金貸付規則(平成28年度作成) 沖縄県看護師等奉公金貸付金償還管理マニュアル(平成24年度作成)
受付金の目的	被扶養者の県外流出を防止するため、ことがない限り、医療機関に勤務する看護師等が経済的理由で退職する場合において、被扶養者の学費資金貸付金を貸付する。
受付対象	看護師等が勤務する大学、学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護師等が専門知識を得ようとする者で、将来県内において看護職員の業務に從事しようとする者
財産(他、団、その他のいづれか)	県の一般財源又は医療介護基金(平成24~平成27)は沖縄県再生基金
交付方法	県が直接個人口座に振込
返却方法	-
金銭機関や他の団体等を通じて支給する場合	否
前項において金銭機関や他の団体等を通じて支給する場合における金銭機関の債務管理方法	平成25年度定期預貯制度において未見金が多額であることから、適切な債務管理制度を行うこととしている。
前項において金銭機関や他の団体等を通じて支給する場合における金銭機関の債務管理方法	当該貸付金は内部留保の指標である旨の内容
前項において金銭機関や他の団体等を通じて支給する場合における金銭機関の債務管理方法	平成25年度定期預貯制度において未見金が多額であることから、適切な債務管理制度を行うこととしている。
前項において金銭機関や他の団体等を通じて支給する場合における金銭機関の債務管理方法	1人
内閣府監査役への通報、HP掲載	なし

に100万円が計上される。

「回収すべき金額（過年度分）」は、当年度より前に償還期限が到来した債権の合計額であり、  
「回収済み金額（過年度分）」は、「回収すべき金額（過年度分）」のうち、当年度に償還を受  
けたことで回収することができた金額を記載した。先ほどの例で説明すると、平成26年4月に貸付が  
事務仕業で回収され、償還期限は平成27年4月であったにもかかわらず、同日に償戻額を受取ることができる

す乎成28年4月に償還を受け回収できた場合には、平成27年度の「回収すべき金額（当年度分）」に100万円が計上され、平成28年度の「回収すべき金額（過年度分）」に100万円、平成28年度の「回収済み金額（過年度分）」に100万円が計上されることになる。

【総貸付件数】及び【総貸付金額（過年度分）】は、当該貸付金の年度末時点における貸付残高の総額及び貸付件数の総数である。総貸付件数については、各貸付金債権の数であるから貸付人数とは必ずしも一致しない。例えば、「沖縄県定期修程修習貸付金」（第3部第9章の第2）は、修学奨励金の貸付を受けた学生は、貸付を受けることから、1人の学生が卒業するまでに数件の貸付を受けることになる。

【不納欠損額】及び【不納欠損件数】、「債権放棄」、「免除額」及び「免除件数」について  
は、不納欠損処理された貸付金のうち、債権放棄や免除で処理された貸付金については項目を区別して記載した。

【債権放棄】は、回収の見込みがない貸付金について、議会の議決を経て放棄した債権の金額及び件数である（財務規則第32条参照）。

【免除額】及び【免除件数】は、条例等の個別の規定に基づいて債務を免除した金額及び件数である（財務規則第52条参照）。

なお、「本貸付金の貸付実績及び回収状況等」においてはいずれも原則として元金のみの金額を記載しており、利息や遅延損害金は含まない。

## 第2部 総論

### 第1章 自治法上の貸付金及び債権について

#### 1 自治法上の貸付金の意義

自治法第237条第1項は「この法律において財産とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と規定し、また、自治法第240条第1項は、「この章において債権とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共團体の権利をいう。」と規定している。

このように、地方自治体が財産として管理の対象としている「債権」は、金銭の給付を目的とする金銭債権であり、「貸付金」はこの金銭債権の一種である。  
以上のように、今回の監査対象である「貸付金」は「債権」の一種であることから、まず「債権」について説明する。

#### 2 自治法上の「債権」の意義と分類

前記のとおり、地方自治体が財産として管理の対象としている「債権」は、金銭の給付を目的とする金銭債権であるが、これには貸付金の外、地方税、分担金、使用料、手数料等の法律又は条例に基づく収入金に係る債権や、物品の売扱代金、賃付料等の契約に基づく収入金に係る債権などがある。

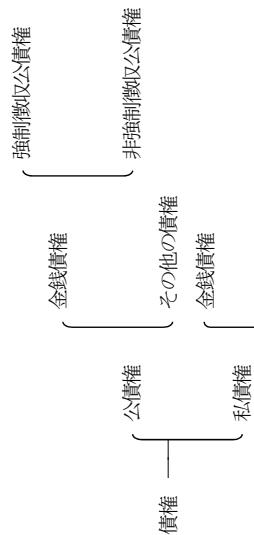
このような自治法上の「債権」は、一般に、公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）と、私法上の原因に基づいて発生する債権（以下「私債権」という。）に分類される。

また、公債権は、 i) 地方税の滞納処分の例により強制徴収できるもの（以下「強制徴収公債権」という。）と、 ii) 滞納処分の例によることができないもの（以下「非強制徴収公債権」という。）に区分できる。

1 なお、このような「公法」と「私法」を区別する考え方については学術的には对立がある。「我が国憲法の全体が大きく公法体系と私法体系という二つのそれぞれ独自の法体系に区分されているという考え方を出发点とする、伝統的な考え方を、ここでは「公法私法二元論」（または単に「二元論」）と呼び、これに対し、このようなものとしての統一的な公法体系なるものは憲法上存在しない」と主張する立場を、仮にここでは、「公法私法二元論」（または単に「二元論」）と名付けることにしておこう。「二元論」の立場であっても、勿論、例えは租税の課課割、警察的規制等々、多くの行政活動において、純然たる私人間の法關係と異なる、命令・強制という内容を持つた法關係が存在すること自体を否定するわけではない。しかし、この立場から見ると、このような特徴の法的規律は、実定法が原則的にそのように定めたからこそ、その限りで存在するだけのことであって、伝統的な理論のように、これら個別的な実定諸法規の背後に、統一・包摂的的な公法体系というものがあって、それが溯及すれば山の一角が海面上に出るよう、個々具体的な特規定となって現れているという考え方とは、何ら相違の無、ドクマにすぎない、ということになるのである。」（藤田・総論・38頁）

なお、強制勧収公債権は、①地方税（自治法第223条）、②分担金（同法第224条）、③加入金（同法第226条）、④過料（同法第228条第2項、第3項等）、⑤法律で定める使用料その他の地方公共団体の歳入（同法附則第6条等）の5つに限定されている（自治法第231条の3第3項）。

なお、以上の分類を図で示すと次のとおりである。



以上のような、「強制勧収公債権」、「非強制勧収公債権」、「私債権」という3種類の債権は、債権管理の方法及び消滅特効等についてそれぞれ異なった取扱いをしていることから、債権管理を進めいくうえではこの点に留意する必要がある。

### 3 公債権と私債権の区分の基準

上記のとおり、自治法上の債権は公債権と私債権に分けられ、公債権は公法上の原因（处分）に基づいて発生する債権であり、私債権は私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得）に基づいて発生する債権である。

問題は、公債権と私債権の区別の基準であるが、公債権は行政の処分によって発生（相手方の同意を要件としない）するのにに対し、私債権は、原則として両当事者の合意<sup>2</sup>に基づいて発生する。

すなわち、公債権は、相手方の同意を要件とせず、行政の一方的な意思決定により発生する債権である。例えば、地方税は、住民の同意を要せず、地方公共団体の賦課決定により発生することなどが典型例である。

自治体が持っている債権の中には、合意によって債権が発生したもののか、処分によつて発生したもののか、当然としないものもある。その場合の区別の基本的な考え方としては、法令が「申請」、「許可」などの行政行為的な文言を使用しているか否かという形式的な文言によつて、

て判断されるべきではなく、実質的に判断し、行政方に優越的地位を認めるもののか、相手方（国民、市民等）とが対等な関係であることを前提とする法律関係であるかどうかがメルクマールとなる。

### 4 貸付金の行政上の機能

貸付金は、一定額の貸付と償還を繰り返すことにより、多数の県民及び事業者等に繰り返し資金を提供することが可能である。他方、貸付金は渡しきりの補助金や助成金等と異なり、返還・回収を前提とした金員の交付であり、貸付資金が財源に回収され、回収が完了して初めて制度が継続的に機能するものである。従つて、貸付金の管理・回収状況などの現状については不斷の検証が必要である。

また、貸付金については、公益上の必要性が存在することを前提に制度化されるものであるが、自治体の歳入を原資とするものであるから、適正・公平・効率的に運用しないければならない。制度そのものの存在意義やそのような行政手法の有効性についても適時に検討することが必要である。

### 5 貸付金（私債権）の管理等についての処理基準（法令の定め）

(1) 法令の定め  
債権管理・貸付金管理についての法的規律は自治法及び施行令に規定されている。これらは地方自治体（及び職員）が債権管理・貸付金管理を行う際の基本原則・行為規範を定めるものであるから、地方自治体（及び職員）は、当然にこれらの規定を順守する必要がある。

以下、自治法及び施行令の規定を概観する。  
(2) 地方公団体の長がなすべき行為（義務的行為）  
以下の規定は、「～しなければならない。」との規定となつており、普通地方公団体の長に対する義務的規定であり、普通地方公団体の長はこの規定に従つて債権管理を行う必要がある。従つて、これらの規定に反する場合は、違法の評価を受ける場合がある。

項目	内容
ア 行、保全及び取立て	普通法第240条第2項 督足、強制執行その他の保全及び取立てによる監督
イ 督促	普通法第171条 施行令第171条 督促

<sup>2</sup> 正確に言えば、合意（契約）以外に、事務管理、不法行為などの私法上の法律原因によつて発生する。

	(3) 地方公共団体の長のなしうる行為（裁量的行為）	以下の規定は、「～することができる。」との規定となっており、普通地方公共団体の長に権限を認める規定で当該措置を講ずるか否かは普通地方公共団体の長の判断に委ねられている。しかし、当然ながら地方公共団体は、その事務を処理するに当ては、「最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」（自治法第2条第14項）ものであるから、債権の管理・回収の場面においても当然と処理することは許されず、常に最適な処理を目指す必要がある。
	債権の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。	① 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
ウ	② 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものと含む。）については、強制執行の手続をとること。	普通地方公共団体の長は、債権（強制執行により徵収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過するところにより、その徵収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
イ	③ 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。	① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないこと及び取立てをしないことができる。 ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないことを認められるときその他これに類するとき。 ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
エ	履行期限の繰上げ	普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。
オ	債権の申出	普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるとときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。
カ	債権の保全	前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。
	履行延期の特約等	普通地方公共団体の長は、債権（強制執行により徵収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨

	強制執行等	施行令第171条の2	期限を指定してこれを督促しなければならない。
ウ	債権の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。	① 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。	① 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。
イ	② 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものと含む。）については、強制執行の手続をとること。	普通地方公共団体の長は、債権（強制執行により徵収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過するところにより、その徵収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。	普通地方公共団体の長は、債権（強制執行により徵収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過するところにより、その徵収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
エ	③ 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。	① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないこと及び取立てをしないことができる。 ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないことを認められるときその他これに類するとき。 ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。	① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないこと及び取立てをしないことができる。 ② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないことを認められるときその他これに類するとき。 ③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。
オ	履行期限の繰上げ	普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。	普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。
カ	債権の申出	普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他の債権の申出をすることができるとときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。	普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他の債権の申出をすることができるとときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。
	債権の保全	前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。	前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

		げない、(第1項)。 ①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。 ②債務者が当該債務の全部を一時に履行することができないとき。 ③債務者により、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが懲戒上有利であると認められるとき。 ④債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することなどが困難であるため、履行期限を延長することができないと認められるとき。 ⑤債務金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使用に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第三号までの一つに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。	方無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（第1項）。
ウ		方無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（第1項）。	前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特徴をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて適用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない（第2項）。

	げない、(第1項)。 ①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。 ②債務者が当該債務の全部を一時に履行することができないとき。 ③債務者により、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが懲戒上有利であると認められるとき。 ④債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することなどが困難であるため、履行期限を延長することができないと認められるとき。 ⑤債務金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使用に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第三号までの一つに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。	普通地方公共団体の長は、履行期限においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の疊帶に係る損害賠償金その他の収取金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徵収すべきものとする（第2項）。	普通地方公共団体の長は、前条の規定により、①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため、②履行延期の特約又は処分をした債権について、③当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、④債務者
免除	施行令第1 71条の7		

章ではこの3賃付金をまとめて「母子・寡婦・父子福祉資金貸付金」といふ。)を合計した1,395

【全賃付金一覧表】		貸付金の名称		現在貸付件数		現在貸付金残高	
所管部		1 社團県土地開発基金貸付金		1	415,027,000	-	滞納件数:
総務部	1	社團県土地開発基金貸付金		7	3,345,434,000	-	
	2 地域総合整備資金貸付金			276	2,205,975,562	-	
企画部	3 社團県交付税振興資金貸付金			24	178,896,296	-	
	4 地方創生会計特別事業資金貸付金			2	220,000,000	-	
環境部	5 公共開発事業資金貸付金			24	115億4236	-	
子ども生活福祉部	6 田子福地資金貸付金		1,395	1,113,122,961	419	125,194,811	万9000円で、その次が土木建築部の都市モノレール建設事業資金貸付金の49億2300万0000円
	7 舞陽湖畔生涯学習資金貸付金			17	111,159,583	6	(なお、モノレール関係の貸付金を合計すると、86億3293万4500円となる)、企画部の地域総合整備資金貸付金の33億4543万4000円、商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金の44億6516万3430円と統一している。
農林水産部	8 父子福地資金貸付金		1	50,000,000	-	-	その他、貸付金残高が10億円を超える貸付金は、企画部の沖縄県都市振興資金貸付基金貸付金(合計11億1312万2961円)、商工労働部の沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金(14億6192万2000円),保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金(14億7942万7103円)、土木建築部の都市モノレール整備資金貸付金(23億1000万0000円)、都市モノレール事業資金貸付金(13億9993万4500円)がある。
	9 沖縄県介護保険上等年金貸付金			37	-	-	次に、滞納件数と滞納額総額であるが、その詳細は次項で検討することとする。
	10 沖縄県介護保険基礎資金貸付金			37	-	-	
	11 沖縄県農業改良資金貸付金		169	405,070,507	108	388,774,507	
	12 沖縄県名古屋漁港改善資金貸付金		93	81,204,269	30	45,743,299	
	13 沖縄県名古屋漁港改善資金貸付金		28	39,890,666	22	29,890,666	
	14 中央銀行支場農果物流通促進定期貯蓄資金貸付金		1	166,769,479	-	-	
	15 沖縄県農業機械資金貸付金		37	100,605,000	-	-	
	16 沖縄県農業機械資金貸付金		9	11,342,369,000	-	-	
	17 沖縄県中小企業金融整備基金貸付金		9	52,579,268	9	52,579,268	
商工労働部	18 沖縄県中小企業金融機械貸与資金貸付金		6	90,807,000	-	-	
	19 沖縄県中小企業金融機械貸与資金貸付金		11	1,461,922,000	-	-	
	20 沖縄県中小企業高度化資金貸付金		23	4,465,163,430	17	3,155,781,930	
	21 沖縄県若者住宅地資金貸付金		3	4,100,000	-	-	
保健医療部	22 沖縄県介護保険事業資金貸付金		426	164,270,000	-	-	
	23 沖縄県看護師等修学資金貸付金		3,967	1,173,427,103	96	9,956,800	
	24 沖縄県公立学校給付金		5	714,980,000	-	-	
	25 都市モノレール整備資金貸付金		2	2,310,900,000	-	-	
	26 相生モノレール事業資金貸付金		4	4,023,900,000	-	-	
	27 相生モノレール事業資金貸付金		6	1,395,934,500	-	-	
	28 沖縄県人材育成資金貸付金		6	75,889,000	-	-	
教育委員会	29 沖縄県高等学校定期修学修業奨励金貸付金		10	2,796,000	1	126,000	
	30 沖縄県高等学校通修修業奨励金貸付金		22	5,628,000	1	168,000	
	合計		6,500	37,280,880,614	709	3,810,392,394	

注1 平成28年度末(平成29年3月31日)時点を基準として元の数のみの数字である。

注2 平成29年度に平成28年度にに全額償還するため、年度実現の「現在貸付件数」及び「現在貸付金残高」は0円となるが、貸付けの差額を把握するために平成28年度中の貸付件数を記載している。

注3 单年度貸付であるため年に平成28年度中の貸付件数の合計、及び「現在貸付金残高」は0円となるが、貸付の実績を把握するため年に「差額件数」及び「滞納額」は0円である。

注4 滞納件数及び滞納額については、元金の他、利息も含んである。

注5

## (2) 全賃付金一覧表による全賃付金の概要

上記の全賃付金一覧表により、県の貸付金の概要を説明するところのとおりである。

まず、県が管理する貸付金制度の数は30件である。各部門ごとの内訳は、総務部1件、企画部3件、環境部1件、子ども生活福祉部5件、農林水産部5件、商工労働部6件、保健医療部2件、土木建築部4件、教育委員会3件である。

次に、平成28年度末現在の「現在貸付件数」は合計で6,500件である。

このうち、貸付件数が多い貸付金は、保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金の3,967件、子ども生活福祉部の母子福地資金貸付金・寡婦福地資金貸付金・父子福祉資金貸付金(以下、本

件、その次が企画部の沖縄県市町村振興資金貸付金の276件と続いている。

平成28年度末現在の「現在貸付金残高」は合計で372億8685万614円である。

このうち貸付残高が多い貸付金は、商工労働部の沖縄県単融資制度資金貸付金の115億4236

万9000円で、その次が土木建築部の都市モノレール建設事業資金貸付金の49億2300万0000円

(なお、モノレール関係の貸付金を合計すると、86億3293万4500円となる)、企画部の内地総合整備資金貸付金の33億4543万4000円、商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金の44

億6516万3430円と統一している。

その他、貸付金残高が10億円を超える貸付金は、企画部の沖縄県都市振興資金貸付基金貸付金(合計11億6516万3430円と統一している。

【回収率等一覧表】

所管部	貸付金の名称	過年度分				當年度分						
		H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	
総務部	沖縄県土地開発基金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	168,173,450	-	-	-	415,027,000	
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	168,173,450	-	-	-	415,027,000	
	回収率 (B/A)						1				1	
企画部	地域総合整備資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	495,979,000	270,360,000	270,776,000	305,116,000	305,119,000	
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	495,979,000	270,360,000	270,776,000	305,116,000	305,119,000	
	回収率 (B/A)						1	1	1	1	1	
4	沖縄県市町村振興資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	1,083,342,126	1,114,721,657	1,024,923,240	808,910,211	647,595,368	
	回収率 (B/A)						1	1	1	1	1	
環境部	沖縄県交通方法更記金特 別事業貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	142,335,169	76,502,613	72,313,709	57,203,610	48,043,313	
	回収率 (B/A)						1	1	1	1	1	
子ども生活 福祉部	公共開示事業資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	-	300,000,000	-	-	
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	-	-	300,000,000	-	-	
	回収率 (B/A)						-	-	-	-	1	
6	母子国保資金貸付金・塞紳 資金貸付金・父子扶助 資金貸付金	回収すべき金額 (A)	294,910,131	222,349,519	206,555,517	171,797,891	143,848,256	158,213,349	120,304,086	115,097,595	103,913,443	96,106,515
	回収済金額 (B)	30,923,375	31,066,296	32,518,840	31,679,696	23,769,507	132,937,030	104,552,262	102,779,845	94,082,476	86,733,462	
	回収率 (B/A)	0.10	0.14	0.16	0.18	0.17	0.84	0.87	0.89	0.91	0.9	
9	沖縄県介護福祉士等修学資 金貸付金	回収すべき金額 (A)	1,754,000	1,917,000	2,011,000	1,828,143	2,062,143	586,000	154,000	535,135	1,076,271	744,000
	回収済金額 (B)	226,000	25,000	388,000	140,000	185,000	197,000	35,000	329,992	702,271	494,000	
	回収率 (B/A)	0.13	0.91	0.19	0.08	0.09	0.34	0.23	0.62	0.65	0.96	
10	沖縄県介護保険財政安定化 基金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	229,054,336	229,054,332	229,054,332	50,000,000	50,000,000	
	回収率 (B/A)						1	1	1	1	1	
11	沖縄県農業改良資金貸付金	回収すべき金額 (A)	628,886,394	628,234,802	634,566,205	626,545,481	627,805,639	14,976,000	25,475,000	6,273,000	9,687,000	6,044,000
	回収済金額 (B)	29,256,491	36,333,375	26,794,255	37,482,005	27,836,500	9,542,000	7,509,000	1,728,000	5,142,000	1,499,000	
	回収率 (B/A)	0.05	0.06	0.04	0.06	0.04	0.64	0.29	0.28	0.53	0.25	
12	沖縄県沿岸漁業改善資金貸 付金	回収すべき金額 (A)	89,067,515	84,993,651	82,199,943	77,838,979	72,186,787	26,323,000	24,441,500	19,347,000	19,360,000	17,006,000
	回収済金額 (B)	9,142,404	8,220,359	3,489,635	4,804,363	3,868,330	24,851,000	23,823,500	18,291,000	18,820,000	17,006,000	
	回収率 (B/A)	0.10	0.10	0.04	0.06	0.05	0.94	0.97	0.95	0.97	1	
13	沖縄県林業・木材産業改善 資金貸付金	回収すべき金額 (A)	48,295,000	47,086,000	44,270,325	42,327,991	43,825,160	8,863,000	6,596,000	6,596,000	11,556,000	6,596,000
	回収済金額 (B)	1,209,000	2,097,000	1,942,334	1,910,000	1,646,000	8,863,000	6,596,000	6,596,000	11,556,000	6,596,000	
	回収率 (B/A)	0.03	0.94	0.04	0.05	0.04	1	1	1	1	1	
14	中央都市市場青果物販売促 進対策事業貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	167,899,007	167,647,669	167,611,997	166,791,901	166,709,479	
	回収率 (B/A)						1	1	1	1	1	
15	沖縄県就農支援資金貸付金	回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000
	回収済金額 (B)	-	-	-	-	-	115,729,418	24,325,589	25,310,000	27,208,000	39,711,000	
	回収率 (B/A)						1	1	1	1	1	

次頁に続く

(1) また、件数の面から滞納件数を基準に、滞納件数の多い貸付金を整理すると次のとおりである。

- ①子ども生活扶助部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金 419 件
- ②農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金 108 件
- ③保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金 96 件
- ④農林水産部の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金 30 件
- ⑤商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金 17 件
- ⑥農林水産部の沖縄県中小企业産業改善資金貸付金 22 件
- ⑦商工労働部の沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金 9 件

#### イ 滞納額が示す課題

上記全貸付金一覧表からもわかつるとおり、県の貸付金の滞納については、貸付金の種類によつて、滞納件数、滞納額にはかなりの偏りがある。

このことは貸付金の性質が異なることから、ある程度やむを得ない面もあるが、今後の貸付金の管理・回収のためにには、改めて認識すべきである。

特に、滞納額の大きい、①商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金（31 億 5,578 万 1,930 円）、②農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金（3 億 8,877 万 4,507 円）、③子ども生活扶助部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金（1 億 251,9 万 4,811 円）、④商工労働部の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金（457,9 万 326 円）、⑤農林水産部の沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金（2989 万 0,666 円）については、現在の滞納状況を認識した上で、その改善のための具体的な対策を講じるべきである。

#### (2) 回収率（償還率）について

##### ア 回収率一覧表について

県の各貸付金の回収率（償還率）であるが、各貸付金の回収率は次頁以下の【回収率等一覧表】

のとおりである。

		回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000
	28	沖縄県人材育成資金貸付金 資貸付金	-	-	-	-	-	68,698,000	85,500,000	86,131,000	86,131,000	75,889,000
教育委員会	29	沖縄県高等学校定期制課程 修学奨励貸付金	126,000	126,000	126,000	126,000	126,000	-	-	-	-	-
	30	沖縄県高等学校通信制課程 修学奨励貸付金	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-
		回収率 (B/A)	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-

注：90%以上の回収率は緑色で、20%未満の回収率はピンク赤で、20%～90%未満は黄色で表示している。

		回収すべき金額 (A)	-	-	-	-	-	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000
	16	沖縄県単融制度資金貸付金	-	-	-	-	-	10,289,366,000	10,878,809,000	10,281,669,000	10,786,615,000	11,542,369,000
商工労働部	17	沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金	111,693,372	75,733,372	61,689,322	58,989,322	57,839,268	-	-	-	-	-
	18	沖縄県小規模企業等設備資金貸付金	2,963,000	2,135,050	2,700,000	1,150,054	260,000	-	-	-	-	-
	19	沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金	-	-	-	-	-	460,888,000	454,002,000	370,286,000	442,685,000	317,106,000
保健医療部	20	沖縄県中小企業高度化資金貸付金	6,940,194,552	7,107,857,579	6,622,049,119	3,345,842,363	3,289,167,260	574,178,000	384,025,327	332,506,000	331,938,313	234,048,000
	21	沖縄県労働者住宅建設資金貸付金	131,142,253	133,092,016	798,158,756	124,601,416	133,385,330	275,372,720	281,291,771	264,582,000	264,012,000	234,048,000
	22	沖縄県医師修学資金等貸付金	-	-	-	-	-	4,386,900	3,078,200	2,422,100	2,317,000	2,262,700
土木建築部	23	沖縄県看護師等修学資金貸付金	9,377,732	10,044,732	10,717,732	10,471,732	10,233,732	9,888,000	6,175,000	3,717,083	8,307,250	7,103,166
	24	沖縄県住宅供給公社貸付金	-	-	-	-	-	-	-	2,740,000	10,230,000	3,510,000
	25	都市モノレール整備資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	2,740,000	10,230,000	3,510,000
	26	都市モノレール建設事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	27	都市モノレール事業資金貸付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		回収率 (B/A)	0.06	0.04	0.05	0.05	0.03	0.88	0.82	0.92	0.97	0.99

次頁に続く

回収率等一覧表を簡単に説明すると、「回収率(B/A)」は「回収すべき金額(A)」で「回収済金額(B)」を除したものであるが、「回収すべき金額(A)」、「回収済金額(B)」の意義は、次のとおりである。

まず、「過年度分」については、「回収すべき金額(A)」は、当年度より前に償還期限が到来した債権の合計額であり、「回収済金額(B)」は、「回収すべき金額(A)」のうち、当年度に弁済を受けて回収することができた金額である。

次に、「当年度分」については「回収すべき金額(A)」は、当年度に償還期限が到来する債権の合計額であり、「回収済金額(B)」は、「回収すべき金額(A)」のうち、当年度に弁済を受けて回収することができた金額を記載した。したがって、過年度に貸付を実行した貸付金であっても、償還期限が当年度であれば、「回収すべき金額(A)」に計上されている。

以上に基づき回収率を算定したもののが回収率等一覧表である。

イ 各貸付金の回収率

各貸付金の回収率を把握しやすくするために回収率等一覧表においては回収率に応じて色分けしている。回収率等一覧表の中で緑色の部分は90%以上の回収率、ピンク色の部分は20%未満の回収率、黄色の部分は20%～90%未満の回収率である。

大まかに言えば、緑色(90%以上の回収率)は基本的に回収率に問題のない貸付金、ピンク色(20%未満)は回収率に大きな問題のある貸付金、黄色(20%～90未満)は回収率にやや問題のあるものということができる。

なお、当年度分においては回収率が20%未満の貸付金はないが、過年度分において、回収率が20%未満の貸付金(回収率に大きな問題のある貸付金)は次のとおりである(順不同)。

①子どもも生活福利部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金  
②子どもも生活福利部の沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金  
③農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金  
④農林水産部の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金  
⑤農林水産部の沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金  
⑥商工労働部の沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金  
⑦商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金  
⑧保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金  
⑨教育委員会の沖縄県高等学校定期制課程修学奨励貸付金  
⑩教育委員会の沖縄県高等学校通信制課程修学奨励貸付金

ウ 回収率が示す課題

(1) 当年度分と過年度分の差異—早期対応の重要性  
まず、回収率一覧表において注目されるのは、全体的傾向として当年度分の回収率と過年度分

の回収率に大きな差異が存在することである。

当年度分の回収率においては、回収率は100%のものも多く回収率に問題のある貸付金が少ないが、過年度分においては、回収率20%未満で回収率に大きな問題のある貸付金が多數存在する。

このことは、貸付金の償還については、時間が経過すればほど回収が困難となること、滞納初期の早期段階での対応が重要であることを示していると言える。

すなわち、貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。

#### 意見1

貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。

#### (1) 過年度分だけでなく当年度分も回収率が悪い貸付金—慢性的に回収率の悪い債権

次に、過年度分の回収率が20%未満の債権グループながらも、当年度分の回収率を比較して見ると、当年度分の回収率が90%以上となっている貸付金(緑色)と、20%～90%未満(黄色)に止まっている貸付金がある。

貸付金の回収の面からいは前者は問題は少ないが、後者の場合問題が大きい。

①子ども生活福利部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金(ただし、平成27年度と平成28年度は、当年度分の回収率は90%以上に改善されている。)  
②子どもも生活福利部の沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金

③農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金

④商工労働部の沖縄県中小企業高度化資金貸付金(ただし、平成28年度は100%回収率)

⑤保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金  
これらの貸付金は、過年度分の回収率20%未満と著しく悪い上に、当年度の回収率にも問題がある貸付金であり、いわば慢性的に回収率が悪い状況にあるものと言える。

確かに、これらの貸付金はその性質上から滞納が生じやすい性質の貸付金であるという側面を有している。しかし、少なくとも当年度分の回収率についてはより一層の向上を図る必要がある(現に、いくつかの貸付金については、貸付方法の工夫等により当年度分の回収率が向上している)。

これらの貸付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施する必要がある。

#### 意見2

(7) 過年度分の回収率だけでなく当年度分の回収率も悪い賃付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施すべきである。

(7) 県では、県の債権管理に関する標準マニュアルとして、平成28年9月に、「標準マニュアル」を策定している。その目的、基本的考え方、構成及び位置づけには、次のように記載されている（1頁～2頁）。

### (3) 県の賃付金の管理・回収に関する取り組み状況

ここで、貸付金の管理・回収についての現在の県の取り組み状況を簡単に概観する。

ア 「第7次沖縄県行財政改革プラン」（平成26年3月）

県では、県の行財政改革のマスタートーブランとして、平成26年3月に、第7次沖縄県行財政改革プランを策定している（対象期間は平成26年度から平成29年度までの4年間）。同プランにおいては、これまでの県の行財政改革の経緯を振り返った後、「行政改革の必要性」として同プラン制定の趣旨を次のように述べている。

「このようなか、沖縄県が初めて策定した沖縄県長期発展計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」（以下「ビジョン基本計画」という。）が平成24年度にスタートし、沖縄開拓特別推進交付金等を活用した沖縄独自の政策を開拓していく必要があります。県政を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、「沖縄21世紀ビジョン」の実現を目指し、質の高い行政サービスを提供していくためには、最適な組織体制を構築し、人員や予算などの限られた行政資源を政策効果が最大限に発揮できるように適切に配分していく必要があります。こうしたことから、行政の無駄を省く事はもちろんのこと、あらゆる分野で改革を推進し、沖縄県の自立発見のために、引き続き、行財政改革に取り組んで参ります。」（4頁）

イ 「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」（平成27年8月策定）

県では、県の債権管理に関する基本方針として、平成27年8月10日に、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針」を策定している。同方針においては、「I 方針策定に際しての基本的考え方」として次のように述べている。

「債権管理の目的が『歳入の確保』にあることは言うまでもないが、他方で債権管理に関する事務であっても、自治法の定める『最少の経費で最大の効果を上げる。』と言う地方自治運営の基本原則を踏まえたものでなければならない。今回策定した『沖縄県における今後の債権管理に関する方針』（以下「方針」という。）においては、従前のように『債権の回収だけに主眼を置く。』のではなく、「明らかに回収が不能と認められる債権については、放棄と言う手続きを講じて債権を消滅させる。』という考え方を導入するとともに、滞納発生時に迅速な対応が可能となるよう債権発生時における対策についても取り組むこととする。本方針は、県税を除く県が保有するすべての債権について、適用する。」（1頁）

ウ 「標準マニュアル」の策定（平成28年9月）

### 「1 目的

この標準マニュアル（以下「本マニュアル」という。）は、「沖縄県における今後の債権管理に関する方針（平成27年8月策定。以下「県方針」という。）に基づき、沖縄県が保有するすべての債権（県税並びに企業局所管債権及び県院事業局所管債権を除く。）について、適切な債権管理の徹底と滞納発生の未然防止、債権回収の強化など対外債権の縮減に向けた全統一的な債権管理体制を整備し、取組を推進するために必要な手続等を定めるものである。

### 2 債権管理の基本的考え方

債権管理に関する事務は、法令等の定めるところに従い、次の基本的な考え方を踏まえて行うものとする。

（1）地方自治運営の基本原則である『最少の経費で最大の効果を挙げる。』

（2）「債権の回収」による歳入の確保という観点から取組を強化

（3）「回収不能な債権は適切な手続によって消滅させる。」という視点から適切な処理を実施

~~~~~中略~~~~~

### 5 債権管理の強化に向けた取組

（1）債権管理の基本的な考え方に基づき、債権管理体制を整備し、歳入確保のための回収強化を第一としながら回収不能な債権を適切に処理するとともに、債権発生時における取組を強化することで、債権管理全体が適正化を図ることとする。

#### （1）債権管理体制の充実強化

ア 債権管理を行つ担当者（例長等の監督者を含む。）は、債権管理に関する基礎的知識の習得に励むとともに、個々の債務者に係る情報を収集整理して台帳を整備し、督促や催告等の初動対応を迅速かつ効果的に行い、滞納の早期解消を図るものとする。

イ 各債権の管理を所管する所属長（部長等及び統括監を含む。）は、必要に応じて債権管理に係る事務処理体制の見直し、人材育成研修、所属職員による業務応援体制（強化月間等）の整備、総務部との連携強化を行うものとする。

#### （2）債権回収の強化

ア 法令の規定に基づく督促し、債務者が督促後も債務を履行しないときは早期衝に着手履行を促すとともに、履行に応じない場合は、財産調査等を行つた上で、適切な対応を行ふこととする。

イ 資力を有しながら履行しない債務者に対しては、訴訟提起など強制執行手続をとり、早期の債権回収を図ることとする。

ウ 債権回収会社（以下「サービス」）への委託等による取組については、これまでの実績や効果を十分に検証しながら継続の可否を検討するとともに、新たな管理体制の導入についても随時検討することとする。

（3）回収の見通しが立たない債権に対する適切な措置

ア 債務を履行させることが著しく困難又は不適当であると認められる事案や、全額回収の可能性が低く長期間管理し続けるための合理的理由がない事案については、法令の規定に基づき、懲戒停止、履行延期の特約等、免除、債権放棄などの懲戒緩和の措置をとることとする。

イ 法令の規定に基づく緩和的措置の判断については、接触時における事情聴取や必要な調査の結果を踏まえ、時機を逸することなく適用の可否を判断することとする。

（4）滞納の発生抑制に関する取組強化

債権発生時に従事する担保や公正証書の作成など、運用改善で滞納発生の抑制に効果が期待される取組を強化することとする。」

（イ）以上のように、県においては、「第7次沖縄県財政改革プラン」を背景に「沖縄県における債権管理に関する方針」及び「標準マニュアル」を策定しており、債権の管理・回収についての一連の体制整備が進められている。

しかし、前記の滞納金額の状況、回収率の状況から明らかなるとおり、一部の貸付金については、多数・多額かつ長期の滞納状況が続いている貸付金も未だ存在している。

従って、県としては、上記の標準マニュアルの整備とともに、一方で体制強化による回収率の向上、他方で次の3にのべる最終処理の促進（債権放棄、免除、不納欠損処理の活用）を進めて、長期滞納貸付金の縮小・解消に努める必要がある。

### 3 県の貸付金の現状と問題点（2）—債権放棄、免除、不納欠損について

#### （1）債権放棄、免除、不納欠損の意義

##### ア 不納欠損処理

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなつたことを表示する決算上の取扱いをいう（行美昭27、6、12地自行発161行政課長回答）。県の不納欠損については財務規則第52条が定めているが、不納欠損については次のように整理できる。

（ア）債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したときに行う場合

例えば、貸付金について時効が完成し債務者がから援用があつたとき、法人の破産、民事再生、

会社更生、特別清算等の法的な手続が完了したことにより、債権が消滅した場合には、この場合は、債権そのものが消滅しているのであるから、債権管理の対象から外す手続として不納欠損処理が必要である。

（イ）この場合は、法的に債権が消滅しているのであるから、債権放棄（議会の議決）、免除等の手続は必要がない。

（ア）債権は存在するが、法律上又は事實上の理由により、徵収が不納若しくは著しく困難であると認められるときに、債権放棄（議会の議決）、免除等の手続を行いう場合

例えば、時効が完成しているが債務者の授用のない債権、債務者の財産状態が極端に悪く、事實上、償還不能若しくは償還困難と認められる場合などである。この場合には、不納欠損処理をするためには、免除、債権放棄（議会の議決）などの手続を経る必要がある。

#### イ 債権放棄及び免除の意義

自治法第96条第1項第10号は「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」については、議会の議決を要求している。

まず、権利の「放棄」（債権放棄）とは、権利者の意思行為により権利を消滅させることである（松本・逐条・372頁）。よって、單に権利行使しない場合は、ここにいう権利の放棄に含まれない。この議会の議決を経て権利を放棄するものが権利放棄（債権放棄）である。

次に、同規定は「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合」には個々の権利放棄について個別の議決を要しないないと規定している。この法律若しくはこれに基づく政令又は条例に「特別の定めがある場合」として議会の議決を経ないで権利放棄する場合の例が、免除である（免除とは、債権を無償で消滅させる債権者の行為であり、法的には債権放棄の一種である。）。

その具体的な例としては、地方税について条例の定めるところにより減免する場合（地方税法第61条、同第72条の62等）、自治法及び施行令の規定による債権に係る免除（自治法第240条第3項、施行令第171条の7）、その他の条例で定める場合として、例えば、普通地方公共団体の支給する奨学資金その他の貸付金につき一定の条件のもとに返還義務を免除する場合等が考えられる（松本・逐条・372頁参照）。

##### ウ 自治法第240条第3項及び施行令第171条の7の免除

上記のどおり「法律若しくはこれに基づく政令」に「特別の定めがある場合」の主な例が自治法及び施行令の規定による債権に係る免除である。

自治法第240条第3項は、「地方公共団体の長は・・・・政令の定めるところにより、・・・当該債権に係る債務の免除をすることができる。」と規定し、これを受けて、施行令第171条の7が免除の要件を規定している。

施行令第171条の7第1項によれば、免除をすることができるのは、①債務者が無資力又はこ

れに近い状態にあるため、②履行延期の特約又は処分をした債権について、③当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、④債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき、という要件に該当する場合に限られる(施行令第171条の7第1項参照)。

このように施行令第171条の7に規定する免除の要件はかなり厳格であり、実際上適用される例は少ない(使いな規定期)と言われている。

なお、この施行令第171条の7の免除以外にも、個別の法令や条例で免除規定が置かれている場合があり、これは「特別の定めがある場合」に該当し、議会の議決を経ることなく免除が可能である。

#### (2) 債権放棄・免除、不納欠損の現状

ア 県の貸付金についての債権放棄、免除、不納欠損について取り纏めたものが下記の【債権放棄、免除、不納欠損の一覧表】である。

【債権放棄・免除・不納欠損の一覧表】(平成24年度～平成28年度合計)

| 序号 | 管轄部       | 債権放棄、免除資金の名稱          | 債権放棄 |               |     | 免除            |    |             | 不納欠損          |    |    |
|----|-----------|-----------------------|------|---------------|-----|---------------|----|-------------|---------------|----|----|
|    |           |                       | 件数   | 金額            | 件数  | 金額            | 件数 | 金額          | 件数            | 金額 | 件数 |
| 1  | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 2  | 農林水産部     | 森林整備費等賃借料基盤資金貸付け金     | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 3  | 農林水産部     | 沖縄県土地開発基盤資金貸付け金       | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 4  | 企画部       | 沖縄県土地開発基盤資金貸付け金       | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 5  | 企画部       | 沖縄県土地開発基盤資金特別需要資金貸付け金 | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 6  | 環境部       | 環境省環境基盤資金貸付け金         | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 7  | 環境部       | 環境省環境基盤資金貸付け金・交付金     | 1    | 1,205,667     | 531 | 119,220,495   | 48 | 25,220,838  | 0             | 0  | 0  |
| 8  | 子ども・生涯学習部 | 教育省学習資金貸付け金           | 0    | 0             | 30  | 23,477,397    | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 9  | 子ども・生涯学習部 | 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付け金     | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 10 | 子ども・生涯学習部 | 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付け金     | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 11 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 2,371,000     | 0  | 0  |
| 12 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 2,387,000     | 0  | 0  |
| 13 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 9,600,000     | 0  | 0  |
| 14 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 15 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 16 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 17 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 1    | 5,650,000     | 0   | 0             | 0  | 0           | 44,906,000    | 0  | 0  |
| 18 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 19 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 4    | 2,545,972,000 | 0   | 0             | 0  | 0           | 2,455,450,000 | 0  | 0  |
| 20 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 21 | 農林水産部     | 農業振興基盤資金貸付け金          | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 22 | 医療保健部     | 医療基盤医療施設整備資金貸付け金      | 1    | 54,000        | 111 | 11,16,750,000 | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 23 | 医療保健部     | 医療基盤医療施設整備資金貸付け金      | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 24 | 商工労働部     | 中小企業活性化資金貸付け金         | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 25 | 商工労働部     | 中小企業活性化資金貸付け金         | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 26 | 土木建築部     | 新都市整備基盤資金貸付け金         | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 27 | 土木建築部     | 新都市整備基盤資金貸付け金         | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 28 | 教育委員会     | 教育委員会教育施設整備資金貸付け金     | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 29 | 教育委員会     | 教育委員会教育施設整備資金貸付け金     | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
| 30 | 教育委員会     | 教育委員会教育施設整備資金貸付け金     | 0    | 0             | 0   | 0             | 0  | 0           | 0             | 0  | 0  |
|    |           | 合計                    | 7    | 2,552,231,667 | 745 | 211,303,650   | 67 | 539,842,770 |               |    |    |

注1 債権放棄は元金・利息のみの金額であり、免除については違約金免除のみの件数及び金額であり、不納欠損は元金・利息及び闊延滞済債券金を含んでいます。

注2 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付け金の不納欠損件数は8件、48調定。

イ 上記の一覧表のとおり、県の貸付金についての債権放棄、不納欠損の件数は極めて僅少である。平成24年度から平成28年度までの5年間の合計が、債権放棄は7件、不納欠損処理は67

件に止まっている(免除については745件あるが、これらの大半は別法令に基づくものであり、施行令第171条の7に基づく免除ではないと思われる)。

なお、金額の面では、債権放棄が2億円余、不納欠損が5億円余の金額となっているが、債権放棄については平成26年度に階級労働部の中小企業高度化資金貸付け金について、債務者企業等が特別清算を行ったことに伴う25億4597万2000円(4件)の債権放棄を行ったこと、不納欠損については平成25年度と同じく中小企業高度化資金貸付け金について債務者企業の債務持続援用により4億5545万円の不納欠損処理を行ったことから、多額となっているが、これらを除くと、債権放棄の額、不納欠損の額はいずれも僅少である。

(3) 県の取り組みの現状  
ア 平成25年度包括外部監査報告書の指摘  
不納欠損処理、債権放棄については平成25年度包括外部監査報告書でも次のように指摘して不納欠損処理の促進を求めている。

「(2) 不納欠損処理が進んでいないこと  
不納欠損処理については、沖縄県財務規則(以下「財務規則」という。)第52条が定めるところである。これについては、規則要件のうち、同条第1項第1号の要件充足の場合に、不納欠損処理されている例がほとんどである。

しかし、この要件は、時効の要を必要としているため、職員に不納欠損処理に向けた困難を強いているか、あるいは実行不可能な債務を強いている結果となり、不納欠損処理を進めるのが難しい側面が生じている。

県の「平成25年度予算編成方針」の中でも、その歳入の項目で、「(5) 未収金の解消」として、その歳入の項目で、その歳入の項目で、その歳入の項目で、「(5) 未収金の解消」として、県税や貸付金、使用料等に係る未収金については、「新沖縄県行財政改革プラン」に基づき、債権管理マニュアル、民間事業者を活用した対策の強化等により解消に努めること。」と記載されているように、未収金の回収については、一定の努力を目標に掲げてなどしている。

もちろん、未収金回収には努力するべきであるが、それが、必要な不納欠損処理を抑制することがあつてはならない。」(6頁)  
イ 標準マニュアルの考え方  
県においても、最終処理の足進の重要性についての認識は示している。平成25年度包括外部監査報告書の指摘を受ける形で、標準マニュアルにおいてもその第1章第1節の5において「(3) 回収の見通しが立たない債権に対する適切な措置」と題して、次のように規定している。  
「ア 債務を履行させることは著しく困難又は不適当であると認められる事案や、全額回収の可能性が低く長期間管理し続けるための合理的な理由がない事案については、法令の規定に基づき、執行停止、履行延期の特種等、免除、債権放棄などの歴史的措置の措置をとることとなる。イ 法令の規定に基づく緩和的措置の判断については、接触時ににおける事情聴取や必要な財産

調査の結果を踏まえ、時機を逸することなく適用の可否を判断することとする。」

との方針を示している（標準マニュアル・3頁）。

また、この方針を受けて、第3章第6節を「回収不能債権の消滅手続（私債権）」と題し、「回収が困難な私債権のうち資力回復等の見込みがなく管理し続ける合理的な理由が存しない債権については、回収不能債権とみなし、処理方針の決定に基づき債権を消滅させる手続きを講じることにする。免除や財務の援用等の法的手続によって消滅させる手立てがない債権については、債権放棄によって債権を消滅させるものとする。」との考え方を示している（同27頁）。

その上で、具体的な債権放棄の要件について、例えば、「債務者の資力が不明な場合」について、では最初の納入期限から5年（解説期間が10年の債権にあっては10年）を経過するまでの間、財産調査を継行してもなお資力が不明で、かつ回収の見込みがない場合（ただし、債権発生が県方金施行日（平成27年9月1日）前の債権については「最初の納入期限」を「県方金施行日」に読み替える）と規定しており（同27頁）、表面的には債権放棄による処理は容易になつたかに見える。

#### （4）最終処理足進の必要性—債権放棄、免除、不納欠損の活用

ア 上記債権放棄、免除、不納欠損一覧表を見れば明らかとなり、債権放棄の数は平成24年度から平成28年度の5年間でわざか7件であり極めて少ないと言わざるを得ない（ちなみに、貸付金の平成28年度末の貸付金件数は前記全貸付金一覧表にあるとおり6500件である）。

今回の監査においても、標準マニュアルの策定により最終処理足進の傾向はあるものの、標準マニュアルの規定ぶりとは異なり、債権放棄や時勢援用の教示については、まだ実際上のハーフドルが高く、利用が進んでいない状態である。

しかし、県の貸付金の中には、溝付期間が20年以上、30年以上の長期に及ぶ貸付金が少しづながら存在する。後の各論の各貸付金の部分で説明しているところであるが、昭和50年代（35年以上経過）、昭和60年代（30年以上経過）からの償納金も少なからず存在する。

例えば、①農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金、②農林水産部の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金、③農林水産部の沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金、④子ども生活福利部の母子・寡婦・父子福祉資金貸付金、⑤商工労働省の沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金、⑥商工労働省の沖縄県中小企業高度化資金貸付金、⑦保健医療部の沖縄県看護師等修学資金貸付金、などは多数の長期滞納債権が存在する。

ウ 確かに、債権の免除・債権放棄は、自治体の財産を終局的に消滅させて将来の回収の可能性を完全に否定する行為であるとともに、運用の仕方によつては、債務者間の公平を害する恐れもあることから、厳正かつ公正に行う必要がある（債権管理・171頁、172頁参照）。

しかし他方、現実には歯直しのない多額の債権を帳簿上計上しておくのは、自治体の財産状態の正確な把握を妨げることになる。また、回収の見込みがない債務者に対して漫然と債権管理を

することは、無用に事務量の増大を招き、債権管理の効率化の阻害要因となる。

そこで、回収見込みのない債権については、積極的に財産管理の効率化のために必要である。長期滞納債権の最終処理を進めるためには、回収を実現するか、債権放棄や時勢援用の教示等を行い、不納欠損処理をするかのいずれかしか途がない。回収の見込みがない債務者に対して漫然と債権管理をすることは、先に述べたとおり、自治体の財産状態の正確な把握を妨げ、また無用に事務量の増大を招き、債権管理の効率化の阻害要因となるだけである。

従つて、十分に回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない債権については、研修会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄等による最終処理を一層促進すべきである。また、最終処理足進のための制度的対応として、債権管理条例の制定についても早急に検討すべきである。

#### 意見3

回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない長期滞納債権については、研修会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄、免除、不納欠損処理等による最終処理を一層促進すべきである。

#### 4 県の貸付金の現状と問題点（3）一遲延損害金・違約金の調定について

（1）調定の意義  
自治法第230条は、地方自治体の歳入の収入方法について「普通地方公共団体の歳入を收取するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」と規定している。

歳入の「調定」とは、その発生した権利内容を調査して明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納すべき金額、納入義務者等を決定する内部的意思決定の行為である（松本・逐条・849頁参照。なお、財務規則第35条は「収入書類の作成及び調定」と題し次のように規定している。

第35条 収入徵収者は、収入金があるときは、調定調書を科目ごとに作成し、これにより調定しないなければならない。  
2 収入徵収者は、法令の規定又は当該収入金の性質により事前に調定することができないときは、出納機関から送付を受けた事後に調定することができる。

3 収入徵収者は、第1項において、同一の収入科目に複数の納入義務者から収入しようとするとき、又は同一の納入義務者から複数の収入科目で収入しようとするときは、それぞれ

れ内訳書、明細書を添付することによって、同一の調定調書をもつて集合して調定することができる。

(2) 遅延損害金・違約金の調定について

ア 県の貸付金の中には、これまで何度か説明してきたように、長期間の滞納状況が続いている貸付金が少なからず存在し、これに伴い遅延損害金・違約金が発生している貸付金も多い。これらの、遅延損害金・違約金も県の債権（貸付金）の一部であるから、当然に調定が必要である。

イ 標準マニュアルにおける遅延損害金・違約金の調定についての定め

標準マニュアルにおいても遅延損害金・違約金の調定については、次のように規定されている。

「元本が完結に至らない限り、延滞金等は日々変動していく性質のものであるため、調定にかかる実務においては、原則、元本が完結となつた時点で調定を行ふものとする。」（29頁）

すなわち、標準マニュアルにおいても、少なくとも元本が完結となつた時点の調定を行ふべきと規定している。

ウ 元金完済後未調定の遅延損害金・違約金の存在

しかし、県の各貸付金の中には元金完済後ににおいても遅延損害金・違約金について調定しない事案が存在する。具体的には、次の【元金完済後未調定貸付金一覧表】の各貸付金である。

なお、これらのうち、農林水産部の沖縄県農業改良資金貸付金、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金、沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金については、いわゆる事後調定（収納がなされた場合に限り調定する）がなされている。

（注）上記一覧表の中の「-」の表示は元々損害金・違約金が発生していない貸付金を表す。

エ 平成25年度包括外部監査報告書の指摘

遅延損害金・違約金の事後調定の問題については、平成25年度包括外部監査報告書においても取り上げられていた。同報告書は次のように述べている。

〔7〕 現時点での取扱

違約金等については、これを定期的に調定している部署はないようである。これを一切調定していない部署、返済金を元金に先充当して元金完済後に調定している部署、法的措置を執る場合にのみ調定している部署、定まった取扱いではなく、とりあえず調定を保留している部署と、様々であった。

〔8〕 統一した取扱の必要

違約金等が発生しているのであれば、本来は調定することを要するところ、現状は、担当者の裁量によって、実質的に貴重な車両がなされているといつても過言ではない状態であり、早急に統一的な取扱いを決定する必要がある。

【元金完済後未調定貸付金一覧表】

| 所管部      | 貸付金の名称                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 元金完済後に損害金・違約金の調定を行っているか。 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 総務部      | 1 沖縄県土地開発基金貸付金                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | -                        |
| 企画部      | 2 地域総合整備資金貸付金<br>3 沖縄県市町村振興資金貸付金<br>4 沖縄県交通安全法更正記念特別事業貸付基金貸付金                                                                                                                                                                                                                                                                      | -                        |
| 環境部      | 5 公共間与事業資金貸付金<br>6 市子福山資金貸付金                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | -                        |
| 子ども生活福祉部 | 7 審議官賃金貸付金<br>8 女子福祉資金貸付金                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 調定している                   |
| 商工労働部    | 9 沖縄県介護施設社士等修業資金貸付金<br>10 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金<br>11 沖縄県農業改良資金貸付金<br>12 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金                                                                                                                                                                                                                                                | 調定していない                  |
| 農林水産部    | 13 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金<br>14 中央鉄道古場青果物販売促進事業資金貸付金<br>15 沖縄県畜産振興事業者等設備資金貸付金                                                                                                                                                                                                                                                           | 調定している                   |
| 保健医療部    | 16 沖縄県中小企業設備制度近代化資金貸付金<br>17 沖縄県中小規模事業者等設備資金貸付金<br>18 沖縄県中小規模事業者等設備資金貸付金<br>19 沖縄県中小企業機械整備資金貸付金<br>20 沖縄県中小企業新規化資金貸付金<br>21 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金<br>22 沖縄県医師の新学資金貸付金<br>23 沖縄県育訓助産士資金貸付金<br>24 沖縄県育訓助産士資金貸付金<br>25 製作モノレール整備資金貸付金<br>26 都市モードール建設事業資金貸付金<br>27 都市モードール事業資金貸付金<br>28 沖縄県人材育成資金貸付金<br>29 教育委員会<br>30 沖縄県高級学校定時制課程修業料免除貸付金 | 調定していない                  |

なお、財産状態を適正に反映した会計書類を作成すべきであるという観点からすると、徵収可能性の低い違約金を調定しないということ自体には一定の合理性があるといえる。ただ、部局の担当者レベルで、特段の法的根拠もなく「調定しない」という判断をしていることは問題である。条例で定めるべき事項である可能性が高いものの、少なくとも、県全体の方針として、いかなる場合に調定しないことが許されるのかという点と、調定しない場合にどのような措置を取るべきかという点（例えば、別帳簿での管理を要求するのが一般的である。）について、早急に検討した上で、統一した取扱い指針を設けるべきである。」

才 遅延損害金・違約金の未調定の合規性—元金完済後に遅延損害金・違約金等は日々変動していく確かに、遅延損害金・違約金は、「元本が完結に至らない限り、延滞金等は日々調定することは困難である。性質のものであるため」（標準マニュアル・29頁）、これを厳密に日々調定することは困難である。

しかし、元金完済後は、遅延損害金・違約金の発生は終了し、「日々変動していく性質のものである」という問題も生じない。

この点を踏まえて、標準マニュアルにおいても遅延損害金・違約金の調定については、「調定にかかる業務においては、原則、元本が完結となつた時点で調定を行うものとする。」と明記しているものである。

既に発生している遅延損害金・違約金を実際に入戻するまで調定せずに放置することは、県の会計の透明性・正確性を害することになり適切ではないことは明らかである。

よって、遅延損害金・違約金については、少なくとも元本が完結となつた後、速やかに調定を行なうべきである。

遅延損害金・違約金においては、標準マニュアルに規定するところ、少なくとも元本が完結となる後、速やかに調定を行うべきである。

前記のとおり、一部の貸付金については、元金完済後に事後調定を行っている例も見られる。確かに、他府県においても、遅延損害金・違約金の調定を事後調定で行う例も見られることがある。

また、「実務的には、事後調定の利便性も理解できないではない。しかし、既に発生している遅延損害金・違約金を実際に収入するまで調定せず事後調定で処理することとは、県の会計の透明性・正確性を害する点では同じである。

また、「ゆくゆくの事後調定は、本条の規定から見て原則としては、法律上特別の徵収方法がとられる場合に限り認められる方法と言うべきであるが、即納させる場合のように調定のいとまがなく、かつ、極めて単純な儀入については、その性質上から特別に是認されると考えられる。」

（松本・逐条・849頁）とされている。

よって、法的にも、貸付金の遅延損害金・違約金の事後調定は、「即納させる場合のように調定のいとまがなく、かつ、極めて単純な儀入」の場合に該当せず、事後調定が許される場合も当たらないと考えられる。

よって、貸付金の遅延損害金・違約金については、事後調定ではなく、上記のとおり少なくとも元本が完結となつた後、速やかに調定を行なうべきである。

##### 5 県の貸付金の現状と問題点（4）—その他

(1) 沖縄都市モノレール株式会社に対する貸付金について  
沖縄都市モノレール株式会社（以下「モノレール社」という。）に対する貸付金（以下「モノレール関連貸付金」という。）は、①都市モノレール整備資金貸付金（23億1000万円）、②都市モノレール建設事業資金貸付金（49億2300万円）、③都市モノレール事業資金貸付金（13億9933万4500円）であり、合計86億3293万4500円で、県の貸付金の中では多額の貸付金の一つである。

前記の【全貸付金一覧表】のとおり、モノレール関係の貸付金については、現段階では延滞等は生じていない。

しかし、第3部第8章で説明しているように、これは一連の金融支援協定を締結して償還期限の変更（リスク）を行なったためであり、当初の償還期限からすると実質的には延滞が生じていたとも見做しうる。

モノレール関係の貸付金は、特殊な性格（モノレール社の株主構成・貸付期間等からすると実質的には出資の側面も伺える）を有するものであるが、金額も大きく、かつ、長期に亘るものであるから、県の財政に与える影響も大きい。

モノレール関連の貸付金の回収可能性は、今後のモノレール社の経営状況・財務状態がどのように推移していくかが重要となる。

従って、県においては、今後ともモノレール社の経営状況を的確に把握し、モノレール関連貸付金の管理・保全に努める必要がある。

##### (2) サービヒサーの利用について

ア サービヒサーの利用の現状  
サービヒサー（債権回収会社）とは、債権管理回収に関する特別措置法（以下「サービヒサー法」という。）に基づき、法務大臣による債権管理回収業の許可を受けた株式会社である。サービヒサーは、委託を受けまたは譲り受けで、債権の管理回収を行う民間の事業者のことである。  
地方自治体の有する債権については、サービヒサー法第2条第1項第1号ヌの委任を受けて政令

##### カ 事後調定について

前記のとおり、一部の貸付金については、元金完済後に事後調定を行っている例も見られる。確かに、他府県においても、遅延損害金・違約金の調定を事後調定で行う例も見られることがある。

しかし、既に発生している遅延損害金・違約金を実際に収入するまで調定せず事後調定で処理することとは、県の会計の透明性・正確性を害する点では同じである。

また、「ゆくゆくの事後調定は、本条の規定から見て原則としては、法律上特別の徵収方法がとられる場合に限り認められる方法と言うべきであるが、即納させる場合のように調定のいとまがなく、かつ、極めて単純な儀入については、その性質上から特別に是認されると考えられる。」

(債権管理回収業に関する特別措置法施行令) 第1条第1項第3号が、「都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合」を加えており、都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合の有する「貸付債権」がサービスの「取扱債権」となることが認められている。県の貸付金のうちで、貸付金の回収等の業務をサービスに委託（一部委託を含む）しているのは次の【サービス委託貸付金一覧表】とおりであり、県の貸付金30件のうち8件（母子・寡婦・父子福祉資金貸付金は3件と数える）の貸付金でサービスを利用している。

#### 【サービス委託貸付金一覧表】

| 所管部           | 貸付金の名称                  | 貸付金の名称 | サービスの利用可能 |
|---------------|-------------------------|--------|-----------|
| 経済部           | 1 沖縄県土地開発基金貸付金          |        | 無し        |
|               | 2 地域総合整備資金貸付金           |        | 無し        |
| 企画部           | 3 沖縄県特许埋蔵資源資金貸付基金貸付金    |        | 無し        |
|               | 4 沖縄県災害復興記念特別事業貸付基金貸付金  |        | 無し        |
| 環境部           | 5 公社持株事業資金貸付金           |        | 無し        |
|               | 6 母子福祉資金貸付金             |        | 有り        |
| 子ども・生活福<br>祉部 | 7 緊急融資資金貸付金             |        |           |
|               | 8 父子福利厚生金貸付金            |        |           |
|               | 9 沖縄県介護保険基金等修学資金貸付金     |        | 無し        |
|               | 10 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金    |        | 無し        |
|               | 11 沖縄県農業改良資金貸付金         |        | 有り        |
|               | 12 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金       |        | 有り        |
| 農林水産部         | 13 沖縄県森林・林業改善資金貸付金      |        | 有り        |
|               | 14 中央病院扶助費果樹栽培促進対策事業貸付金 |        | 無し        |
|               | 15 沖縄県農業支援資金貸付金         |        | 無し        |
|               | 16 沖縄県林業政策制度資金貸付金       |        | 無し        |
|               | 17 沖縄県中小企業労働近代化資金貸付金    |        | 有り        |
| 商工労働部         | 18 沖縄県中小企業機械導入資金貸付金     |        | 無し        |
|               | 19 沖縄県中小企業高効率化資金貸付金     |        | 無し        |
|               | 20 沖縄県中小企業高効率化資金貸付金     |        | 有り        |
|               | 21 沖縄県幼稚園在宅託児資金貸付金      |        | 無し        |
| 保健部           | 22 沖縄県医療修学資金貸付金         |        | 無し        |
|               | 23 沖縄県看護師修学資金貸付金        |        | 無し        |

#### イ 私人の公金取扱いの制限と例外

〔1〕自治法第234条は「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。」と規定し、原則として私人の公金の取扱いを禁止している。これは、公金はその性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保が要請されるので、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止したものである（松本・逐条・1074頁）。

**第243条** 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせなければならない。

〔1〕例外―法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合

しかし、上記自治法第234条は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、例外として私人の公金取扱いを許容しており、これを受けて、施行令第158条が、許容される場合、要件、手続等を規定している。

施行令第158条により私人への公金の徴収・収納の委託が認められているのは、使用料、手数料、賃貸料、物品売却代金、寄付金、貸付金の元利償還金に限られるところであるが、「貸付金の元利償還金」も含まれていることから、「貸付金の元利償還金」についてもサービスへの委託は可能である。

なお、委託が可能なものは「貸付金の元利償還金」に限ることから、遅延損害金や違約金等についての委託は認められないことに注意が必要である。

ウ サービサーへの委託についての特對

前記のとおり現在県の貸付金30件のうちサービスを利用しているのは8件である。今後もサービスの利用が増加していくものと見込まれるが、サービスの利用についてとは収納率の向上の視点とともに公金債権回収についての特質を踏まえて検討する必要がある。

まず、地方自治体の貸付金は、民間の貸付金と異なり、純粋な経済的行為ではなく、一定の政策的目的の下に制度化され実施されているものである。従つて、地方自治体の貸付金（公金）に

については、一方で効率的回収を目指すとともに、他方で、①法令順守、②公平性の確保、③福祉的配慮、等の要請を考慮して行う必要がある。

#### エ 県の考え方

サービスへの委託について、標準マニュアルでは次のように述べている（債権管理マニュアル29頁～30頁）。

#### 「3 サービサーの活用

従来、貸付金の回収において、長期に亘って滞納状態にある接觸頻度が低い事案を中心にして、債権の活用が図られているところである。

サービスへの委託は、当初一定の効果が現れていたものの、財産調査や強制執行手続に関する権限がサービサーには付与されていないこともあり、その効果は徐々に薄れきっている。このため各債権所管課においては、次のような場合にサービサーの活用を図り、より効率的かつ効果的な未回収債権の回収を目指すこととする。

- (1) 滞納初期である1年未満の集中的な催告を行うときの初動対応として、サービサーの効果が期待できる場合
- (2) 県の債権管理業務に係るマンパワー不足を補う必要がある場合
- (3) サービサーが有する回収業務に関するノウハウや情報等が活用できる場合

以上のように、県の貸付金については、従前は「長期に亘って滞納状態にある接觸頻度が低い、事業を中心」にサービサーの活用がなされていること、「その効果は徐々に薄れきっている」と、等の現状認識を示しつつ今後は、より一層のサービサーの活用を図り「より効率的かつ効果的な未回収債権の回収を目指す」としている。

#### オ サービサーへの委託の有効性と限界

貸付金の回収についてのサービサーの利用については、①貸付金の担当部署については人員不足、マンパワーの不足の部署が多く見られるところから、サービサーの利用の必要性があること、②委託債権についての回収率についても、一定程度の回収率が認められること、③委託費についても成功報酬制度（回収額の30%）が取られており過度な費用負担ともなっていないこと等の有効性も認められる。

しかし、他方で、問題点も存在する。

貸付金の中には、20年以上、30年以上の長期延滞債権についても、回収の目途がつかないまま、惰性的にサービサーへ委託している傾向が見られる。全く回収可能性がない長期延滞債権については、本来、適時に最終処理をして実体に応じた適正な財務状態にすべきであるが、サービサーに委託していることで、最終処理を正面圖上げにすることができるところになり、結果的に最終処理の先延ばしの道具になっている可能性がある。

従って、債権管理担当者としては、漫然とサービサーに委託するのではなく、まず、回収可能な性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の債権への委託の対象とすべきである。

#### 意見5

サービサーに委託する場合、回収可能性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の貸付金のみをサービサーへの委託の対象とすべきである。

## 6 民法改正と貸付金管理

### (1) 民法の改正

平成29年5月26日、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）が成立した。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るために見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で運用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものである。

改正民法は、一部の規定を除き、平成32年（2020年）4月1日から施行される（民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令）。今回の民法改正の対象は多岐にわたりが、貸付金の管理との関連では、①消滅特効期間の見直し、②個人保証の制限についての改正が重要である。

### (2) 消滅特効

#### ア 債権の消滅特効期間の見直し

改正前（現行）の民法では、債権は原則として、「権利を行使することができる時」から「10年間」行使しないときに消滅するとしている（現行民法第166条、第167条第1項）。しかし、今般の民法改正では、現行の民法の定めに加えて、「債権者が権利を行使することができることを知った時」から「5年間」行使しないときにも、債権が消滅するものとしている（改正民法第166条第1項第1号）。

すなわち、消滅特効期間については、改正前の原則10年から原則5年に変更している（通常の契約関係においては、債権者が権利を行使することを契約上知っていることを契約上知っていることが通常である）。

イ 自治体の貸付金の消滅特効期間  
以上のことは、本件監査の対象となっている県の貸付金全般についても当てはまるものであり、平成32年（2020年）4月1日の改正民法施行後に発生する県の貸付金は、原則として消滅特効期間は5年となる。

この点は、貸付金の管理においては既前とは重大な変更が生じることになるので、今後、債権

管理担当者等に対する十分な周知・研修と注意が必要である。

### (3) 個人保証の制限

ア 民法の保証制度は、社会的に重要な役割を果しているが、他方で個人的な情義等から保証人となつた者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれる事例も多い。

そこで、今般の民法改正では、事業のための資金等債務を主債務とする保証契約（または根保証契約）を個人事業者が結ぶ場合には、公正証書による保証意思の表示が必要とされた（改正民法第465条の6）。

ただし、この規制は保証人が、①主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等、②主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等、③主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に從事している主債務者の配偶者、ある場合には適用されないものとされている。

### 【改正民法の第三者保証の制限の概要】

| 原則      | 第三者保証の制限                                                                                                          | 備考                                                                                                                                                                                                              |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公正証書の作成 | 公正証書の作成手続の特徴<br>・代理人による嘱託不可。必ず保証人本人が出席しなければならない。<br>事業用融資の保証契約は、公証人があらかじめ保証人本人から直接その保証意思を確認して公正証書を作成なければ、効力を生じない。 |                                                                                                                                                                                                                 |
| 例外      | ①主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等<br>②主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等<br>③主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に從事している主債務者の配偶者   | 「主債務者の配偶者」とは<br>・主債務者が行う事業に現に從事しているとは、文字どおり、保証契約の総額特にその個人事業主が行う事業に実際に從事しているといえることが必要、単に書類上事業に從事しているとされているだけでは足りず、また、保証契約の総額特に一時的に從事したというのではなく。<br>・主債務者が法人である場合に、その代表者等の配偶者が例外になるわけではない。<br>・例外となる配偶者は、法律上の配偶者に |

|                              |                                                                                                                        |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| イ 保証人に対する情報提供義務              | 次に、同じく保証人保護の観点から、主債務者や債権者から個人保証人への情報提供義務が導入された（改正民法第458条の2、第458条の3、第465条の10）。                                          |
| (1) 主債務者の保証契約締結時の情報提供義務      | まず、個人保証人が委託を受けて保証または根保証をする場合（主債務が事業のためのものに限る）、保証契約を結ぶ時に主債務者から保証人に對して、主債務者の財産状況、他の債務の有無などの情報を提供しなければならない（改正民法第465条の10）。 |
| (1) 主債務者の期限の利益喪失時の債権者の情報提供義務 | 次に、主債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は、保証人に對し、その喪失を知った時は、保証債務の履行を請求することができない（第465条の10）。                                            |
| (1) 債権者に対する情報提供義務            | なお、県は保証契約の債権者の立場であるから、上記（イ）の「主債務者の期限の利益喪失時債権者の情報提供義務」の規定が適用されることになる。                                                   |
| 【保証人に対する情報提供義務】              |                                                                                                                        |
| 対象                           | (ア) 主債務者による保証人への情報提供義務<br>個人に對して事業上の債務の保証を委託する場合                                                                       |
| 提供すべき情報                      | ①財産及び収支の状況 ②主債務以外の債務の有無、その債務の額、その債務の履行状況 ③担保として提供するもの（例えば、ある土地ご抵当権を設定するのであれば、その内容）                                     |
| 情報提供義務違反の場合                  | 保証人は、保証契約を取り消すことができる。ただし、次の要件を満たすことが必要。<br>2か月以内に通知を取り消すこと、債権者は、期限の利益を喪失した時からその後に通知を現にするまでに生じた遅延損害金については、保証債務の履行       |

|   |                                                                                             |               |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
|   |                                                                                             | を請求することができない。 |
| ウ | 県の貸付金で保証人に対する改正民法が適用される貸付金                                                                  |               |
|   | 県の貸付金のうち、今般の民法改正の影響を受ける可能性のある貸付金を整理すると次の【情報提供義務・第三者保証制限対象貸付金一覧】のとおりである。                     |               |
|   | 今後、改正民法が施行される平成 32 年（2020 年）4 月 1 日以後に生じる貸付金については、上記の第三者保証の制限、債権者の情報提供義務の規定に十分留意して管理すべきである。 |               |
|   | 【情報提供義務・第三者保証制限対象貸付金一覧】                                                                     |               |

|          |                         |                      |                                |                                |
|----------|-------------------------|----------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 所管部      | 貸付金の名称                  | 主債務者<br>保証人の要<br>否   | 事業用貸付<br>についての<br>第三者保証<br>の制限 | 事業用貸付<br>についての<br>第三者保証<br>の制限 |
| 総務部      | 1 沖縄県土地開発基金貸付金          | ×                    | ×                              | ×                              |
|          | 2 地域総合整備資金貸付金           | ○                    | ○                              | ○                              |
| 企画部      | 3 沖縄県計画振興資金貸付基金貸付金      | ×                    | ×                              | ×                              |
|          | 4 沖縄県交方法変更記念特別事業貸付基金貸付金 | ×                    | ×                              | ×                              |
| 環境部      | 5 公共空間与事業資金貸付金          | ×                    | ×                              | ×                              |
|          | 6 母子福利資金貸付金             | ○(保証人<br>ない場合<br>不要) | ▲                              |                                |
| 子ども生活福祉部 | 7 婚姻詐欺資金貸付金             | 要な貸付金<br>もあり)        |                                |                                |
|          | 8 父子福利資金貸付金             |                      |                                |                                |
|          | 9 沖縄介護福祉士等修学資金貸付金       | —                    | —                              | —                              |
|          | 10 沖縄介護保険財政安定化基金貸付金     | ×                    | ×                              | ×                              |
|          | 11 沖縄県農業改良資金貸付金         | —                    | —                              | —                              |
|          | 12 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金       | ○                    | ○                              | ▲                              |
| 農林水産部    | 13 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金    | ○                    | ○                              | ▲                              |
|          | 14 中央選手登録青果物販売促進事業資金貸付金 | ×                    | ×                              | ×                              |
|          | 15 沖縄県就農支援資金貸付金         | —                    | —                              | —                              |
|          | 16 沖縄県漁船漁資制度資金貸付金       | ×                    | ×                              | ×                              |
| 商工労働部    | 17 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金    | —                    | —                              | —                              |
|          | 18 沖縄県小規模企業者等設備資金貸付金    | —                    | —                              | —                              |

(注) 上記のうち、「事業用貸付についての第三者保証の制限」欄の○は適用対象となるもの、×は適用対象とならないもの、▲は個別の債務者の属性によりいずれの場合もありうるもの、◎は通常は適用対象となるもの、を示している。

第3部 各論（個別貸付金の監査）

第1章 総務部の貸付金

第1 沖縄県土地開発基金貸付金

第1 沖縄県土地開発基金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

| 沖縄県土地開発基金貸付金                       |                                                                                         |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                               | 沖縄県土地開発基金貸付金                                                                            |
| 担当部署名（部及び課）                        | 総務部財政課                                                                                  |
| 貸付開始年度                             | 昭和48年度                                                                                  |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）                    | 沖縄県土地開発基金条例<br>沖縄県土地開発基金造成費補助金交付要綱                                                      |
| 貸付金の目的                             | 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために賃し付ける<br>ために必要な経費として<br>沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社                |
| 貸付対象                               | 無                                                                                       |
| 財源（県、国、その他いすれか）                    | 県及び国                                                                                    |
| 貸付の方法（県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか） | 県が土地開発公社、町村土地開発公社へ資金を直接貸し付ける                                                            |
| 当該貸付が前年度貸付であるか否か                   | 單年度貸付ではない。                                                                              |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容               | 平成23年度の会計実地検査において、基金の運用益を基金に繰り入れることなく一般会計に計上していたことについて指摘を受けた。平成23年度以降、基金の運用益は基金に積立てている。 |
| 貸付業務及び職務管理業務に従事する職員数               | 2名                                                                                      |
| 広報の有無及び内容                          | 無                                                                                       |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無                  | 無                                                                                       |
| 貸付の条件                              | 沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社から借入申込に基づき、事業計画書、資金計画書及び資金繰表等について審査し、適当と認めたとき                     |
| 利息の有無                              | 有                                                                                       |
| 利息の利率（年）                           | 0.86%（平成25年度）                                                                           |
| 還元損資金規定の有無                         | 有                                                                                       |
| 還元損資金の割率                           | 日歩0.027%                                                                                |
| 保証人の有無                             | 否                                                                                       |
| 物的担保の有無                            | 否                                                                                       |
| 担保価値の把握方法                          | 一                                                                                       |
| 償還方法（exi年据置半年賦償還）                  | 1年以上10年以内（3年以内据置可）                                                                      |
| 償還猶予規定の有無                          | 無                                                                                       |
| 償還免除規定の有無                          | 無                                                                                       |
| 期限の利益喪失規定の有無                       | 無                                                                                       |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                   | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                                      |
| 予算額（円）                             | 6,098,571,755 6,205,013,475 5,767,086,910 5,864,174,269 5,892,379,114                   |
| 申請件数（件）                            | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 貸付実績                               | 貸付金額（円） 貸付件数（件）                                                                         |
|                                    | 415,027,900 0 0 0 0                                                                     |
| 回収すべき金額（当年度分）A                     | 168,173,450 2 0 0 0                                                                     |
| 回収済み金額（当年度分）B                      | 168,173,450 0 0 0 0                                                                     |
| 回収すべき金額（過年度分）C                     | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 回収済み金額（過年度分）D                      | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 回収率（B+D）／(A+C)                     | 100 - 415,027,900 415,027,900 -                                                         |
| 終貸付残高（円）                           | 168,173,450 1 2 2 0                                                                     |
| 終貸付件数（件）                           | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 不納欠損額（円）                           | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 債権放棄（件）                            | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 債権放棄（円）                            | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 免除額（円）                             | 0 0 0 0 0                                                                               |
| 免除件数（件）                            | 0 0 0 0 0                                                                               |

- (2) 本貸付金の概要  
沖縄県土地開発基金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、県と沖縄県土地開発公社（以下両公社を合わせて「土地開発公社」という。）が締結した金銭消費貸借契約に基づき、県が土地開発公社に貸付けた賃貸金をいう。
- 本貸付金は、昭和48年に設置された沖縄県土地開発基金（以下「本基金」という。）から拠出されている。本基金の原資は、国及び県の積立金で、これまでに国が32億円、県が31億円余りを積み立てており、運用益を含めて、現在63億2101万5563円が積み立てられている。

近年では、沖縄県立那覇国際高等学校、沖縄県立博物館・美術館、国立劇場おきなわを整備する際、本基金から沖縄県土地開発公社に対する貸付が実施されている。

なお、沖縄県土地開発公社は、国・地方公共団体からの要請及び委託に基づいて沖縄県の公共事業用地（道路、公園、河川、ダム、住宅、学校、空港など）の買収を行ったための公社で、昭和47年に設立されている。沖縄県町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として、県内42町村の共同出資によって昭和49年に設立されている。

- (3) 根拠規定  
本基金を設置するため、昭和48年に沖縄県土地開発基金条例が施行されており、基金管理に必要な事項を定めるため、沖縄県土地開発基金管理条例が制定されている。
- 沖縄県土地開発基金管理条例第3条では、「基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の購入に必要な経費の財源に充てるための資金として、沖縄県土地開発公社及び沖縄県町村土地開発公社に貸し付けるものとする」と規定されており、同条に基づいて、基金から土地開発公社に対して貸付けが行われている。
- (4) 目的  
本貸付は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地の購入に必要な経費の財源に充てることを目的としている。
- (5) 貸付対象  
貸付対象は土地開発公社である。
- (6) 財源  
本貸付金の財源は国及び県が積み立てた本基金である。
- (7) 貸付の方法  
県が土地開発公社に対して直接貸し付ける。
- (8) 貸付業務の流れ

- (2) 本貸付金の概要  
土地開発公社が県に対し、借用証書を差し入れた上で貸し付けを行っている。
- (9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か、否
- (10) 過去の内部監査等の指摘事項  
平成23年度会計実地検査において、本基金の運用益を本基金に繰り入れることなく一般会計に計上していたことについて指摘を受けた。指摘の後は、本基金の運用益は本基金に積み立てている。
- (11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2名  
現時点において貸付残高は0円であるため、現在は本貸付の業務に従事する職員も、主に他の業務に従事している。
- (12) 広報の有無及び内容 無
- (13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無
- ## 2 本貸付金の内容
- (1) 貸付の条件  
土地開発公社からの借入申込に基づき、事業計画書、資金計画書及び資金繰表等について審査し、適当と認めたときは、貸付決定し、土地開発公社に対して土地開発基金貸付金融通知書を交付する。
- 土地開発公社は、土地開発基金交付請求書に土地開発基金貸付金融通知書の写しを添えて県に提出し、土地開発基金貸付金借用証書を提出する（沖縄県土地開発基金管理規則第6条、第7条）。
- (2) 利息の有無及び内容  
有利子、利率については総務部長が定めるとされている（沖縄県土地開発基金管理規則第4条）。
- 最も新しい平成25年度貸付けの利息が年0.86%である。
- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容  
最も新しい平成25年度貸付けの違約金は日歩0.027%である。
- (4) 保証人の要否 否
- (5) 物的担保の要否 否
- (6) 償還方法  
据置期間は3年以内、償還期間は1年以上10年以内とされている（沖縄県土地開発基金管理規則第4条）。
- (7) 償還猶予規定 無
- (8) 貸付業務の流れ

- (8) 債還免除規定 無  
 (9) 期限の利益喪失規定 無
- (3) コメント  
 昭和 48 年以降現在までに、32 件の貸付け実績があるところ、これまでの貸付けは全て約定通り償還されており、指摘及び意見はないが、本貸付金及び本基金の必要性について若干のコメントを行う。

本貸付金の予算額は本基金の積立額と同額であり、現時点では 63 億 2101 万 5563 円もとの巨額の予算が組まれている。他方で、ここ 10 年間では平成 25 年度の 1 件（貸付の手続申請件数（件））から、平成 28 年度の 5,894,174,399 円まで、年々増加傾向にある。これは 2 件とカウントされているものの、いずれも北中城村字屋宣原の米軍用地返還地を公館用地として取得するための支払資金に充当するための貸付けであり、同一目的の貸付回収すべき金額（当年度分）A は 168,173,450 円、B は 168,173,450 円、C は 0 円、D は 0 円である。その 1 件の貸付けがなされたに過ぎず、その 1 件の貸付額も 4 億円余りと予算額に比べて低額であった。そこで、そもそも本貸付金及び本基金が不要ではないか、仮に本貸付金及び本基金が必要であるとしても、現在よりも予算額を減らすべきではないか、との疑問がある。

この点、道路用地、公園用地、学校用地の取得といった恒常的に行われている用地取得については、県から土地開発公社に交付する委託費や、土地開発公社の金融機関からの借り入れなどで資金を賄うことことができ、結果として本基金からの貸付けを要する事態は少ない。これに対し、在日米軍施設が返還されるような、短期間に多数の施設を整備する必要があるときには、上述の委託費や金融機関からの借り入れでは足りず、本基金からの貸付けが行われることとなる。実際にも米軍牧港住宅地区 那覇新都心、那覇新都心開発整備事業の対象とした土地は 214 ヘクタールが返還された際には、高校や博物館・美術館の整備のため、本基金から 92 億円以上が土地開発公社に貸し付けられている。

沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画（平成 25 年 4 月）では、嘉手納飛行場以南の土地 1048 ヘクタールが返還されることが予定されており、この返還が実現した場合、大規模な整備が必要になる可能性が高い。かかる事態を考えると、本貸付金及び本基金の必要性にも一定程度合理性があるものと考えられる。

| （1）一覧表         |           | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|----------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額（円）         | 申請件数（件）   | 6,695,471,798 | 6,395,033,175 | 5,894,174,399 | 5,894,174,399 | 5,894,174,399 |
| 貸付実績           | 貸付件数（件）   | 0             | 2             | 0             | 0             | 0             |
| 回収すべき金額（当年度分）A | 貸付金額（円）   | 0             | 415,027,000   | 0             | 0             | 0             |
| 回収済み金額（当年度分）B  | 貸付件数（件）   | 168,173,450   | 0             | 0             | 0             | 415,027,000   |
| 回収済み金額（過年度分）C  | 貸付件数（件）   | 168,173,450   | 0             | 0             | 0             | 415,027,000   |
| 回収済み金額（過年度分）D  | 貸付件数（件）   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率（B+D）／（A+C） | 100       | -             | -             | -             | -             | 100           |
| 総貸付残高（円）       | 総貸付件数（件）  | 168,173,450   | 415,027,000   | 415,027,000   | 415,027,000   | 0             |
| 不納欠損額（円）       | 不納欠損件数（件） | 0             | 2             | 2             | 2             | 0             |
| 償権放棄（円）        | 償権放棄件数（件） | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 償権放棄（件）        | 償権放棄件数（件） | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額（円）         | 免除件数（件）   | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

#### （2）予算額

本基金の積立額である 63 億 2101 万 5563 円が予算額となつていてある。

#### （3）貸付実績及び貸付件数

#### （4）回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成以降において 9 件、110 億 9509 万 9000 円の貸付けが行われた。  
 平成 24 年度から平成 28 年度の回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は 100% である。

#### （5）回収すべき金額及び回収率（過年度分）

これまでの貸付金は全て回収しており、未回収金は存在しない。

#### （6）総貸付残高および総貸付件数

平成 29 年 3 月 31 日時点の貸付残高は 0 円である。

#### （7）不能欠損額及び件数 無

#### （8）債権放棄額及び件数 無

#### （9）免除額及び件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

##### （1）指摘 無

##### （2）意見 無

## 第2章 企画部の貸付金

### 第1 地域総合整備資金貸付金

#### 1 概要

##### (1) 一覧表

| 貸付金名                                                                                                                                                               |                                                                                                                             | 地域総合整備資金貸付金                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当部署名(部及び課)                                                                                                                                                        | 企画部 地域・雇用課                                                                                                                  | 平成2年度                                                                                                                                                                                                    | 平成25年度                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                          |
| 貸付開始年度<br>規制規定(法律、条例、要綱等)<br>マニュアル、手引き等                                                                                                                            | 地域総合整備資金貸付金(総務省自治財政局地方債課)<br>ふるさと融資の手続き 平成29年4月一般財团法人地域総合整備財团                                                               |                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 貸付金の目的<br>貸付対象                                                                                                                                                     | 地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と能力ある地域づくりの推進に寄与すること<br>法人格を有する民間事業者                                              |                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 財源(県、国、その他)(いずれか)                                                                                                                                                  | 県が、一般財團法人地域総合整備財团(ふるさと融資)を通じて貸し付ける(貸付主体は県である)、貸付実行や償還に係る事務を財團に委託している。                                                       | 県                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 貸付の方法<br>(甲が乙に貸すのり、金融機関や他の団体等を通じて貸すのり)                                                                                                                             | 民間事業者(借入人から、毎決算期ごとに、決算書類等と共に借入金の償還状況について報告を受けている。<br>当該貸付が当年度貸付であるか否か<br>過去の回数毎貸付回数の有無及び内容<br>貸付業務及び債務管理業務に從事する職員数          | 無                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 伝報の有無及び内容                                                                                                                                                          | 県及びふるさと財团のHP掲載、パンフレット等<br>無<br>※当該貸付業務を実施する個別研修の有無<br>貸付の検討段階から情報共有しておらず、相談・支援を受けていない。                                      | 1名                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                          |
| 貸付の条件                                                                                                                                                              | 利息の有無<br>利息の利率(年)<br>満延損害金の定め<br>還折積基金の利率(年)<br>保証人の要否<br>担保的担保の要否<br>償還方法<br>償還予定期定の有無<br>償還免除規定の有無<br>期限の利益喪失規定の有無        | 無<br>無<br>有<br>1.4%<br>要<br>否<br>無<br>無<br>無<br>無                                                                                                                                                        | ① 公益性、事業採算性等の観点から実施される事業であること<br>② 事業の開始に伴い、事業地域内において10人以上の新たな雇用の確保が見込まれること<br>③ 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が1,000万円以上<br>④ 用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること                              |                                                                                                                                                                          |
| 貸付金の貸付金額(円)                                                                                                                                                        | 貸付金額(円)                                                                                                                     | 平成24年度                                                                                                                                                                                                   | 平成25年度                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                          |
| 申算件数(件)                                                                                                                                                            | 1                                                                                                                           | 795,000,000                                                                                                                                                                                              | 740,900,000                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                          |
| 貸付実績<br>回収すべき金額(当年度分)A<br>回収済み金額(当年度分)B<br>回収すべき金額(過年度分)C<br>回収済み金額(過年度分)D<br>回収率<br>総貸付残高(Ⅰ)<br>総貸付件数(Ⅱ)<br>不納欠損額(Ⅲ)<br>不納欠損件数(Ⅳ)<br>償還放棄(Ⅴ)<br>免金額(Ⅵ)<br>免除件数(Ⅶ) | 1<br>465,979,000<br>465,979,000<br>0<br>0<br>100.00<br>2,657,205,000<br>8<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0 | 795,000,000<br>740,900,000<br>1,000,000,000<br>270,760,000<br>270,760,000<br>0<br>0<br>0<br>0<br>100.00<br>3,928,445,000<br>9<br>1<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0 | 1<br>1<br>0<br>0<br>0<br>305,119,000<br>305,116,000<br>0<br>0<br>100.00<br>3,955,689,000<br>8<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0 | 0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>305,119,000<br>305,116,000<br>0<br>0<br>100.00<br>3,955,689,000<br>8<br>7<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0<br>0 |

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (2) 本貸付金の概要 | <p>地域総合整備資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、地方公共団体（都道府県及び市町村）、民間事業者、民間金融機関等が連携して、地域振興のために協力していくことを目的として設けられた全国的な制度である。</p> <p>一般財団法人地域総合整備財團（以下、所謂「ふるさと財團」という。）が設立され、同財團が全國の地方公共団体の貸付対象事業の総合的な調査・検討、貸付実行、最終償還に至るまでの事務を一手に受託している。</p> <p>これまでの活用例として、平成25年度に、那覇空港ビルディング株式会社に対し、那覇空港新国際線旅客ターミナルビル新築工事事業のために7億4000万円、平成26年度に、オリオンビール株式会社に対し、リゾートホテルの建設事業のために11億円を貸し付けたこと等がある。</p> <p>(3) 根拠規定</p> <p>平成2年に制定された、地域総合整備資金貸付要綱（以下「本要綱」という。）である。県は、本要綱を受けて、沖縄県地域総合整備資金貸付規程（以下「本規程」という。）を制定している。</p> <p>(4) 目的</p> <p>本要綱第1条において、地方公共団体が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的としている。</p> <p>(5) 貸付対象・条件</p> <p>ア 貸付対象</p> <p>法人格を有する民間事業者等である（本要綱第4条）。</p> <p>例えば、株式会社（企業を営む者は除く）、一般財團法人、一般社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人（NPO法人）、協同組合、農業協同組合、農事組合法人、第三セクター（100%国・地方公共団体出資除く）等が対象になる。</p> <p>イ 貸付条件</p> <p>(ア) 貸付対象費用</p> |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (1) 貸付対象事業

### 本要綱第3条

1 貸付の対象となる事業は、地方公共団体が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であつて、次の各号のすべてに該当するものとする。

- 一 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- 二 事業の営業開始に伴い、事業地域内において都道府県及び指定都市においては10人以上、市町村にあつては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- 三 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が1千万円以上のもの
- 四 地用取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

(ウ) 貸付限度額・融資比率

県の貸付限度額は42億円、融資比率は貸付対象費用から補助金を控除した額の35%である。

### 貸付対象費用

| 貸付け対象費用から補助金を控除した額 |            |      |     |
|--------------------|------------|------|-----|
| 本貸付金               | 民間金融機関等借入金 | 自己資金 | 補助金 |
| 黄色部分の35%以内         | 借入必須       |      |     |

### 6) 財源

県の起債<sup>1</sup>で賄われる（後記(8)「貸付業務の流れ」を参照）。

起債同意された一般事業（地域総合整備資金貸付分：充当率100%）に係る地方公共団体の利子負担分の75%（用地取得費に係る部分は50%）については、地方交付税によつて措置される。県は残り25%を負担する。

### 7) 貸付の方法

県が、法人格を有する民間事業者等に対して、直接貸し付ける。

ただし、貸付実行や償還に係る事務処理については、ふるさと財團との間で貸付事務包括委託契約（無償）を締結して、貸付業務を行つている。

### 本要綱第2条

<sup>1</sup> 「起債」とは、地方自治法230条に基づき、普通地方公共団体が地方債を起こすこと（発行すること）をいう。地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会计年度を超えて行わるものをいう（財務省HPより）。

本貸付金のように、地方公共団体がそれ以外の団体への出資金及び貸付金の財源として起こす地方債は転貸債といわれ、実質公債費比率には算定されない。

- (8) 貸付業務の流れ  
ア 借入申込みから貸付決定まで  
民間事業者等は、県に対し、借入申込みをするが、総合的な調査・検討はふるさと財団が行う。
- 県は、ふるさと財団の調査・検討結果を踏まえて貸付決定を行う。予算措置及び総務省の起債同意の手続は、貸付決定までに行う必要がある。

イ 貸付実行から償還まで  
県は、民間事業者等による民間金融機関等からの借入と事業費の支払い完了を確認し、ふるさと財団を通して、民間事業者等に対し、貸付けを実行する。  
民間事業者等は、ふるさと財団を通して、県に償還金を償還する。県のふるさと融資の事業債の償還とは連動しない。

民間事業者 1 地方公共団体への融資申込み（事業計画書・資金計画書等の提出）

地方公共団体 2 融資案件についての検討・調整  
3 財団への調査・検討の依頼

ふるさと財団 4 貸付対象事業についての調査・検討  
5 地方公共団体への調査・検討結果の通知

※このときまでに融金の予算融決  
6 貸付決定  
7 民間事業者への貸付けの実行

ふるさと財団 8 受託事務の処理  
9 事業の実施・融資の返済

- （8）貸付業務の流れ  
おり、県は、同財団との間で貸付けの検討段階から情報を共有し、相談・支援を受けている。

2 本貸付金の契約内容

- (1) 契約締結の有無及び方法  
証書貸付（本要綱第11条）  
(2) 契約内容の変更に関する規定 無  
(3) 利息の有無  
無利子（本要綱第6条）  
(4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無  
(5) 遅延損害金の有無  
年14%（本要綱第12条）  
(6) 保証人の有無  
民間金融機関等確実な保証人の連帯保証が必須（本要綱第10条）  
(7) 物的担保の有無  
否  
(8) 債還方法  
元金均等半年賦償還（本要綱第9条）  
(9) 債還猶予規定の有無 無  
(10) 債還免除規定の有無 無  
(11) 期限の利益喪失規定の有無  
有（本要綱第13条第1項、2項）

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

- (9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数  
1名  
(10) 広報の有無及び内容  
沖縄県及びふるさと財団ホームページ、パンフレット  
(11) 債権管理業務に関する研修等の有無 無

## (1) 一覧表

地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)  
年別申請・貸付件数・額一覧

| 平成28年度未現在                                                                                                                                                                                                                                                                              |               |               |               |               |               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
| 予算額(円)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 申請件数(件)                                                                                                                                                                                                                                                                                | 1             | 1             | 1             | 0             | 0             |
| 貸付実績                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 回収すべき金額(当年度分)A                                                                                                                                                                                                                                                                         | 495,979,000   | 270,760,000   | 270,760,000   | 305,116,000   | 305,116,000   |
| 回収済み金額(当年度分)B                                                                                                                                                                                                                                                                          | 495,979,000   | 270,760,000   | 270,760,000   | 305,116,000   | 305,116,000   |
| 回収すべき金額(過年度分)C                                                                                                                                                                                                                                                                         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率(%)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        |
| 回収すべき金額(過年度分)D                                                                                                                                                                                                                                                                         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率(%)／(A+C)                                                                                                                                                                                                                                                                           | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        |
| 総貸付残高(円)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2,767,205,000 | 3,228,445,000 | 3,955,669,000 | 3,650,552,000 | 3,345,434,000 |
| 総貸付件数(件)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 8             | 9             | 8             | 8             | 7             |
| 不納欠損額(円)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)                                                                                                                                                                                                                                                                              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)                                                                                                                                                                                                                                                                                | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                        |               |               |               |               |               |
| (2) 予算額                                                                                                                                                                                                                                                                                |               |               |               |               |               |
| 県は、民間事業者等から借り入れ申込みをうけて起債を行い、貸付原資を調達する。                                                                                                                                                                                                                                                 |               |               |               |               |               |
| この起債額が予算となる。そのため、借入申込みがなければ、予算も計上されない。                                                                                                                                                                                                                                                 |               |               |               |               |               |
| (3) 貸付実績                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |               |               |               |               |
| 貸付件数は、平成7年度が10件と最多で、平成16年度以降は1件又は0件となつている。                                                                                                                                                                                                                                             |               |               |               |               |               |
| 本貸付金は無利子だが、金融機関の連帯保証が必要であり、本貸付金を利用して金融機関に対し履行保証料を支払うよりも、金融機関から融資を受けてその利息を支払うのが、借り入人の金銭的負担が低減される場合があることであった。                                                                                                                                                                            |               |               |               |               |               |
| そのため、長期にわたり本貸付金の需要が低迷しているのではないかと推察される。                                                                                                                                                                                                                                                 |               |               |               |               |               |
| (4) 回収実績                                                                                                                                                                                                                                                                               |               |               |               |               |               |
| 平成27年度より、県が民間事業者等に連帯保証料の補助を行う場合、県に対し地方交付税措置(補助金の75%)が講じられることになったが、県では同制度を活用した補助制度は導入していない。平成29年6月時点であるさて財團に確認したところ、全国でも導入事例は少なく、都道府県ではゼロ、市町村では4件しかない。本貸付金は、市場における資金調達の確完的な融資であるという側面があり、低金利等の資金調達環境が比較的良好な現在においては、他の施策・事業との優先関係も踏まえた場合、保証料補助の導入にまでは、なかなか踏み切れない自治体が多いのではないかと推察されるようである。 |               |               |               |               |               |
| (5) 不納欠損額及び不納欠損件数                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |               |               |               |               |
| (6) 債権放棄額及び債権放棄件数                                                                                                                                                                                                                                                                      |               |               |               |               |               |
| 過去5年度間には無いが、約20年ほど前の貸付案件(第三セクターに対する残元利金6734万1946円)で1件存在する。                                                                                                                                                                                                                             |               |               |               |               |               |
| (7) 免除額及び免除件数                                                                                                                                                                                                                                                                          |               |               |               |               |               |
| 本貸付金は、過去10年間、各年度の貸付実績が1件又は0件と、需要が乏しい。                                                                                                                                                                                                                                                  |               |               |               |               |               |
| 貸付対象費用の下限が2500万円以上で(平成27年度より前)、新規雇用10人以上を創出しなければならない等、規模が大きい事業への利用が想定されており、活用できる民間事業者等は限られているうえ、平成26年度以前は民間事業者等において民間金融機関に支払う履行保証料を全額負担しなければならなかったこと等から利                                                                                                                               |               |               |               |               |               |

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

過去5年度間には無いが、約20年ほど前の貸付案件(第三セクターに対する残元利金6734万1946円)で1件存在する。

(7) 免除額及び免除件数 無

## 4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金は、過去10年間、各年度の貸付実績が1件又は0件と、需要が乏しい。貸付対象費用の下限が2500万円以上で(平成27年度より前)、新規雇用10人以上を創出しなければならない等、規模が大きい事業への利用が想定されており、活用できる民間事業者等は限られているうえ、平成26年度以前は民間事業者等において民間金融機関に支払う履行保証料を全額負担しなければならなかったこと等から利

|                 | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 申請件数(件)         | 1             | 1             | 1             | 0             | 0             |
| 貸付実績            | 795,000,000   | 740,000,000   | 1,000,000,000 | 0             | 0             |
| 回収すべき金額(当年度分)A  | 495,979,000   | 270,760,000   | 270,760,000   | 305,116,000   | 305,116,000   |
| 回収済み金額(当年度分)B   | 495,979,000   | 270,760,000   | 270,760,000   | 305,116,000   | 305,116,000   |
| 回収すべき金額(過年度分)C  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率(%)          | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        |
| 回収すべき金額(過年度分)D  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率(%)／(A+C)    | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        | 100.00        |
| 総貸付残高(円)        | 2,767,205,000 | 3,228,445,000 | 3,955,669,000 | 3,650,552,000 | 3,345,434,000 |
| 総貸付件数(件)        | 8             | 9             | 8             | 8             | 7             |
| 不納欠損額(円)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 不納欠損件数(件)       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(円)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 債権放棄(件)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)          | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数(件)         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
|                 |               |               |               |               |               |

## (2) 予算額

県は、民間事業者等から借り入れ申込みをうけて起債を行い、貸付原資を調達する。この起債額が予算となる。そのため、借入申込みがなければ、予算も計上されない。

## (3) 貸付実績

貸付件数は、平成7年度が10件と最多で、平成16年度以降は1件又は0件となつている。

本貸付金は無利子だが、金融機関の連帯保証が必要であり、本貸付金を利用して金融機関に対し履行保証料を支払うよりも、金融機関から融資を受けてその利息を支払うのが、借り入人の金銭的負担が低減される場合があることであった。

そのため、長期にわたり本貸付金の需要が低迷しているのではないかと推察される。

平成27年度より、県が民間事業者等に連帯保証料の補助を行う場合、県に対し地方交付税措置(補助金の75%)が講じられることになったが、県では同制度を活用した補助制度は導入していない。平成29年6月時点であるさて財團に確認したところ、全国でも導入事例は少なく、都道府県ではゼロ、市町村では4件しかない。本貸付金は、市場における資金調達の確完的な融資であるといいう側面があり、低金利等の資金調達環境が比較的良好な現在においては、他の施策・事業との優先関係も踏まえた場合、保証料補助の導入にまでは、なかなか踏み切れない自治体が多いのではないかと推察されるようである。

## (4) 回収実績

本貸付金の回収率は100%であり、約定償還されている。

本貸付金の回収率は100%であり、約定償還されている。

本貸付金の回収率は100%であり、約定償還されている。

用はあまり進んでいなかったと推測される。  
しかし、平成 27 年度の制度改正により、貸付対象費用の下限が 2500 万円から 1000 万円に引き下げられたうえ、県が、民間事業者等の負担する連帯保証の履行保証料の補助を行う場合には、国から地方交付税措置（補助金の 75%）される仕組みを導入しうる等、積極的な活用が期待されている。県は、民間事業者等の現状やニーズ等を把握するとともに、平成 27 年度の改正点を踏まえ、本貸付金の需要拡大の可能性を模索されたい。

## 第 2 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金

### 1 概要

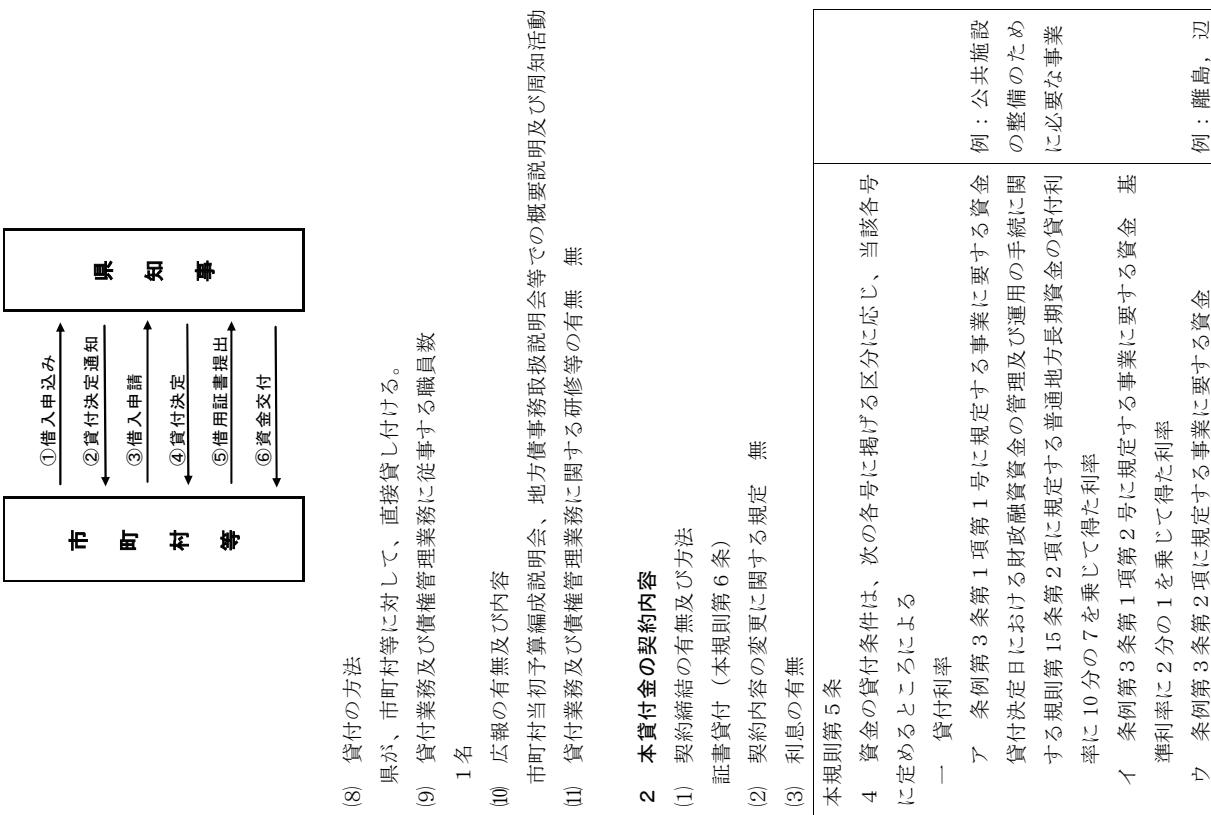
#### (1) 一覧表

|                                              |                                                          |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 貸付金額名 (部及び支額)                                | 沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金                                        |
| 貸付開始年度                                       | 昭和 50 年度                                                 |
| 規則規定 (法律、条例、要綱等)                             | 地方自治法第 241 条<br>沖縄県市町村振興資金貸付基金条例<br>沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則 |
| 貸付金の目的                                       | 市町村及び市町村が組織する一部事務組合の振興を推進するため                            |
| 貸付対象 (県、国、その他(いずれか))                         | 市町村及び市町村が組織する一部事務組合 (以下「市町村等」という。)                       |
| 貸付の方法 (県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の融資管理方法) | 県が、市町村等に対し、直接貸し付ける。                                      |
| 当該貸付が再生貸付であるか否か                              | —                                                        |
| 借主移支の問題等の問題事由の有無及び内容                         | —                                                        |
| 貸付の有無及び内容                                    | 1 名<br>市町村当初予算編成説明会、地方債事務取扱説明会等で概要説明及び周知を行つて             |
| 債務管理業務に関する顧別研修の有無                            | 無                                                        |
| 貸付の条件                                        | 1. 市町村等につき一会计年度 1 億円                                     |
| 利息の有無                                        | 有                                                        |
| 利息の利率 (年)                                    | 財政融資資金貸付利率 × 70%                                         |
| 溝延滞基準の定め                                     | 有                                                        |
| 溝延滞基準金利率 (月)                                 | 10%                                                      |
| 保証人の既否                                       | 否                                                        |
| 物的担保の既否                                      | 否                                                        |
| 出保証前の把觸方法                                    | —                                                        |
| 償還方法 (次年度半年内償還)                              | —                                                        |
| 償還猶予規定の有無                                    | 無                                                        |
| 期限の利益喪失規定の有無                                 | 無                                                        |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                              |                                                          |
| 子負額 (円)                                      | 1,700,000,000                                            |
| 申請件数 (件)                                     | 500,000,000                                              |
| 貸付実績                                         |                                                          |
| 貸付金額 (円)                                     | 1,251,900,000                                            |
| 貸付件数 (件)                                     | 404,300,000                                              |
| 回収済み金額 (当年度分) A                              | 1,081,342,126                                            |
| 回収済み金額 (当年度分) B                              | 1,114,731,657                                            |
| 回収済み金額 (過年度分) C                              | 1,024,923,240                                            |
| 回収済み金額 (過年度分) D                              | 0                                                        |
| 回収率 (B + D) / (A + C)                        | 4,628,058,038                                            |
| 総貸付額 (円)                                     | 3,917,636,381                                            |
| 総貸付件数 (件)                                    | 3,111,636,141                                            |
| 不納欠損件数 (件)                                   | 0                                                        |
| 傳達依頼 (件)                                     | 0                                                        |
| 免融額 (円)                                      | 0                                                        |
| 免融件数 (件)                                     | 0                                                        |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県市町村振興資金貸付基金貸付金 (以下「本貸付金」という。) は、市町村の振興を目的として、県が市町村や消防組合等に対し貸付けを行う制度である。

対象事業は、例えば、市町村道路や農道・林道の新設、改良及び舗装、清掃施設の整備や、義務教育学校等の校舎、児童福祉施設等の新築及び増改築等がある。  
平成 28 年度現在の貸付団体は約 30 団体であり、県内半数以上の中規模な市町村に貸し付



けている。合併市町村振興事業に対する貸付額が最も多い。

**(3) 根拠規定**  
地方自治法第241条第1項に基づき、昭和50年に制定された、沖縄県市町村振興資金貸付基金条例施行規則（以下「本規則」という。）である。

**(4) 目的**  
本条例第1条において、市町村及び市町村が組織する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の振興を推進することを目的としている。

**(5) 貸付対象・条件**

**ア 貸付対象**

市町村等である（本規則第1条）。

**イ 貸付条件**

**(ア) 貸付対象事業**

本規則第3条

1 資金は、次に掲げる事業のうち、知事が定めるものに貸し付けるものとする。

一 公共施設の整備のため必要な事業

二 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業

2 資金は、前項に規定するもののほか、知事が特に必要があると認める事業に貸し付けることができる。

**(イ) 貸付対象市町村等の要件**

本規則第4条

1 資金の貸付けを受けようとする市町村等は、次に掲げる要件を備えていなければならぬ。

一 事業の計画が適正であること

二 償還の見込みが確実であること

三 財務の経理が明確であること

四 地方債の償還について延滞がないこと

**(6) 財源**

県が全額負担している。

**(7) 貸付業務の流れ**

例：離島、辺

ウ 条例第3条第2項に規定する事業に要する資金

基

イ 条例第3条第1項第2号に規定する利率

イ 貸付率に10分の7を乗じて得た利率

イ 貸付率に2分の1を乗じて得た利率

基

例：公共施設の整備のため必要な事業に必要な資金

例

ア 条例第3条第1項第1号に規定する事業に要する資金

例

ア 貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利

率に10分の7を乗じて得た利率

例

ア 貸付率に2分の1を乗じて得た利率

例

ウ 条例第3条第2項に規定する事業に要する資金

例

ウ 貸付率に2分の1を乗じて得た利率

|                                                                   |                   |                  |
|-------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------|
| (ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合                                                | 基準利率に2分の1         | 地又は過疎地域の振興に必要な事業 |
| (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合                                                | 基準利率              |                  |
| エ 条例第3条第2項に規定する事業のうち実質赤字解消対策支援事業、公債費負担適正化対策支援事業及び公共施設等の除却事業に要する資金 |                   |                  |
| (ア) 離島、辺地又は過疎地域の場合                                                | 基準利率に4分の1         |                  |
| (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合                                                | 基準利率に2分の1を乗じて得た利率 |                  |
| オ 条例第3条第2項に規定する事業のうち合併市町村振興事業に要する資金                               | 無利子               |                  |

- (7) 物の担保の要否・内容 否  
 (8) 償還方法  
 元利均等年賦償還（本規則第5条第4項第3号）  
 (9) 償還猶予規定の有無 無  
 (10) 儻還免除規定の有無 無  
 (11) 期限の利益喪失規定の有無  
 有り（本規則第14条第1項）

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 予算額(単位)     |                   | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        | 平成29年度        |
|-------------|-------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 申出件数(件)     | 貸付件数(件)           | 500,000,000   | 600,000,000   | 600,000,000   | 600,000,000   | 600,000,000   |
| 貸付実績        | 貸付金額(単位)          | 1,251,490,100 | 494,309,000   | 218,869,000   | 133,269,000   | 7             |
| 回収率(%)      | 回収金額(当年度分)(件)     | 1,083,342,736 | 1,114,721,455 | 1,024,823,210 | 893,919,212   | 3             |
| 回収率(%)      | 回収金額(当年度分)B       | 1,083,342,736 | 1,114,721,455 | 1,024,823,210 | 893,919,212   | 3             |
| 回収率(%)      | 回収金額(当年度分)C       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率(%)      | 回収金額(当年度分)D       | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 回収率(%)      | (A + D) / (A + C) | 4,628,10,328  | 3,917,686,381 | 3,111,665,111 | 2,435,659,930 | 100           |
| 貸付実績        | 総貸付金額(件)          | 4,628,10,328  | 3,917,686,381 | 3,111,665,111 | 2,435,659,930 | 2,306,957,562 |
| 不動産(%)      | 不動産(件)            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 直営店舗(%)     | 直営店舗(件)           | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 其他の貸付金額(単位) | 其他の貸付金額(件)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 其他の貸付金額(単位) | 其他の貸付金額(件)        | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

#### (2) 予算額

| 基準利率(財政融資資金貸付利率7/10) | 拠置期間   | 無      | 1年以内 |
|----------------------|--------|--------|------|
| 5年以内                 | 0.007% | 0.007% |      |
| 5年超 6年以内             | 0.007% | 0.007% |      |
| 6年超 7年以内             | 0.007% | 0.007% |      |
| 7年超 8年以内             | 0.007% | 0.007% |      |
| 8年超 9年以内             | 0.007% | 0.007% |      |
| 9年超 10年以内            | 0.007% | 0.007% |      |
| 10年超 13年以内           | 0.042% | 0.042% |      |
| 13年超 15年以内           | 0.140% | 0.140% |      |

#### 離島・辺地・過疎(基準金利の1/4)

| 貸付期間       | 拠置期間   | 無      | 1年以内 |
|------------|--------|--------|------|
| 5年以内       | 0.001% | 0.000% |      |
| 6年超 7年以内   | 0.001% | 0.000% |      |
| 7年超 8年以内   | 0.001% | 0.000% |      |
| 8年超 9年以内   | 0.001% | 0.000% |      |
| 9年超 10年以内  | 0.001% | 0.000% |      |
| 10年超 13年以内 | 0.010% | 0.010% |      |
| 13年超 15年以内 | 0.035% | 0.030% |      |

- (4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無  
 (5) 遅延損害金の有無

- 年 10% (本規則第16条)  
 (6) 保証人の要否・内容 否

基本的には5億円程度であったが、平成24年度は17億と一時的に増額され、平成25年度に再度5億円に減額された後、平成28年度に7億円に増額されている。  
 平成24年度は、本貸付金を利用して各市町村が地方債の償換を行なつていたことから、一時的に増額された。  
 平成28年度は、平成27年度に本規則が改正され、貸付事業の活性化を推進するため貸付限度額が8000万円から1億円に引き上げられたこと等から、今後の申請件数の増加や、高額借入の申請に対して対応できるよう増額された。

#### (3) 貸付実績

平成24年度は48件だが、平成28年度は8件であり、過去5年間で6分の1にまで減少している。  
 なお、前年度に申請された案件が、翌年度又は翌々年度に貸付決定されることで、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度は申請件数よりも貸付件数が多くなっているが、実態としては申請件数と貸付件数はほぼ同数とのことである。

#### (4) 回収実績

本貸付金の回収率は、100%である。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (7) 免除額及び免除件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント 無

### 第3 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金

#### 1 概要

##### (1) 一覧表

| 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金    |                                                                                                 |                                                                 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 貸付金名                      | 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金                                                                          |                                                                 |
| 用当部署名(部署及び課)              | 企画部                                                                                             |                                                                 |
| 貸付開始年月                    | 昭和64年1月                                                                                         |                                                                 |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)           | 地方自治法第241条<br>沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例<br>沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則                                |                                                                 |
| 貸付金の目的                    | 沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和53年7月30日の交通方法変更に際し、県民の被る有形無形の損失を補填するため、交通方法変更を永く記念し、かつ、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与すること |                                                                 |
| 貸付対象                      | 市町村及び市町村が組織する一部事務組合(以下「市町村等」という。)                                                               |                                                                 |
| 財源(県、国、その他)のいずれか)         | 昭和54年から昭和55年に交付された国庫交付金20億円                                                                     |                                                                 |
| 貸付の方法                     | 県が、市町村等に対して、直接貸し付ける。                                                                            |                                                                 |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合        | —                                                                                               |                                                                 |
| の県の債務管理方法                 | —                                                                                               |                                                                 |
| 当該貸付が前年既貸付であるか否か          | 否                                                                                               |                                                                 |
| 過去の既貸付額及び償還額の有無及び特徴       | —                                                                                               |                                                                 |
| 貸付額及び償還額の年率等の既貸付額         | 1名                                                                                              |                                                                 |
| 償還の有無及て返済額                | 無                                                                                               |                                                                 |
| 貸付業務に関する教育・研修の有無          | 無                                                                                               |                                                                 |
| 貸付の条件                     | 1市町村等につき一会計年度1億円                                                                                |                                                                 |
| 利息の有無                     | 有                                                                                               |                                                                 |
| 利息の利率(年)                  | 有                                                                                               |                                                                 |
| 財政融資資金貸付(利害)原則×70%        | 有                                                                                               |                                                                 |
| 還延損害金の定め                  | 有                                                                                               |                                                                 |
| 連帯保証金の明示(年)               | 10%                                                                                             |                                                                 |
| 保証人の有無                    | 否                                                                                               |                                                                 |
| 物的担保の有無                   | 否                                                                                               |                                                                 |
| 相保有無の押担方法                 | —                                                                                               |                                                                 |
| 償還方法(毎年、毎半 年償還額)          | 元利均等年賦償還                                                                                        |                                                                 |
| 償還割子規定の有無                 | 1年以内延滞期間あり                                                                                      |                                                                 |
| 償還免除規定の有無                 | 無                                                                                               |                                                                 |
| 期限の利益喪失規定の有無              | 無                                                                                               |                                                                 |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等           | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                                              |                                                                 |
| 予算額(円)                    | 200,000,000 200,000,000 200,000,000 200,000,000 200,000,000                                     |                                                                 |
| 申請件数(件)                   | 3 3 0 0 0                                                                                       |                                                                 |
| 貸付実績                      | 貸付金額(円)<br>貸付件数(件)                                                                              | 91,500,000<br>3<br>66,000,000<br>3<br>17,800,000<br>3<br>0<br>0 |
| 回収すべき金額(当年度分) A           | 142,335,169<br>76,502,613<br>72,313,709<br>57,203,610<br>48,043,313                             |                                                                 |
| 回収済み金額(当年度分) B            | 142,335,169<br>76,502,613<br>72,313,709<br>57,203,610<br>48,043,313                             |                                                                 |
| 回収すべき金額(過年度分) C           | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |
| 回収済み金額(過年度分) D            | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |
| 回収率 E = (B + D) / (A + C) | 100<br>100<br>100<br>100<br>100                                                                 |                                                                 |
| 総貸付残高(円)                  | 309,149,531<br>298,46,918<br>244,135,209<br>186,329,599<br>138,836,286                          |                                                                 |
| 総貸付件数(件)                  | 80<br>63<br>47<br>36<br>24                                                                      |                                                                 |
| 不納欠損額(円)                  | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |
| 不納欠損件数(件)                 | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |
| 償還放棄(円)                   | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |
| 償還放棄(件)                   | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |
| 免除額(円)                    | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |
| 免除件数(件)                   | 0<br>0<br>0<br>0<br>0                                                                           |                                                                 |

##### (2) 本貸付金の概要

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和53年7月30日の沖縄県の交通方法変更を記念して、県民の被る有形無形の損失を補填し、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与することを目的として、県が市町村や消防組合等に貸付けを行う制度である。

昭和 54 年から昭和 57 年にかけて国から県に交付された総額 20 億円（国庫交付金 5 億円 × 4 年）を運用して行なわれている。

対象事業は、道路事業、交通安全事業、街路事業、区画整理事業等である。

沖縄県では、人口、自動車台数あたりの道路延長が全国平均の約 5 ~ 6 割程度と他県と異なる道路状況の課題が未だに解消されていないこと等から、本貸付金が市町村の道路交通安全対策施設事業の支援に果たす役割は大きく、今後の需要拡大を見込んで、平成 27 年度に貸付限度額の引き上げが行われており、積極的な活用が期待されている。

#### (3) 根拠規定

昭和 54 年に制定された、沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則（以下「本条例」という。）及び沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例（以下「本規則」という。）である。

#### (4) 目的

沖縄県の本土復帰に伴い実施された昭和 53 年 7 月 30 日の交通方法変更に際し、県民の被る有形無形の損失を補填するため、交通方法変更を永く記念し、かつ、将来にわたって広く全県民の福祉に寄与することを目的としている。

#### (5) 貸付対象・条件

##### ア 貸付対象

市町村及び市町村が組織する一部事務組合である（以下「市町村等」という。）（本

##### 条例第 1 条）

##### イ 貸付条件

##### （ア）貸付対象事業

#### 本規則第 3 条 別表

| 事業名      | 事業内容                                                                 |
|----------|----------------------------------------------------------------------|
| 1 道路事業   | 1 道路法第 3 条第 4 号に規定する道路の新設、改良及び舗装並びに道路の排水施設に関する事業<br>2 道路の維持管理等に必要な事業 |
| 2 交通安全事業 | 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項第 2 号に規定する施設その他の交通安全施設に関する事業           |
| 3 街路事業   | 道路法第 2 条第 2 項第 2 号に規定する道路上の並木及び街燈等の整備に関する事業                          |
| 4 区画整理事業 | 土地区画整理法第 2 条第 1 項に規定する事業その他の区画整理事業                                   |
| 5 その他    | その他の交通安全対策施設事業で知事が特に必要があると認める事業                                      |

#### (イ) 貸付対象市町村の要件

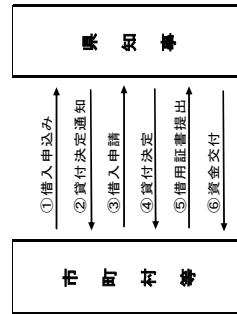
#### 本規則第 4 条

- 1 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる要件を備えていなければならない。  
 一 事業の計画が適正であること  
 二 償還の見込みが確実であること  
 三 財務の経理が明確であること  
 四 地方債の償還について延滞がないこと

#### (6) 財源

昭和 54 年から昭和 57 年にかけて、国が県に交付した総額 20 億円（国庫交付金 5 億円 × 4 年）である。

#### (7) 貸付業務の流れ



|                                                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| (8) 貸付の方法<br>県が、市町村等に対して、直接貸し付ける。                                                                                                              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (9) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数<br>1名                                                                                                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (10) 広報の有無及び内容<br>市町村当初予算編成説明会、地方債務取扱説明会等で概要説明及び周知を行っている。                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (11) 債権管理業務に関する研修等の有無 無                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>2 本貸付金の契約内容</b>                                                                                                                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (1) 契約締結の有無及び方法<br>証書貸付（本規則第7条）                                                                                                                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (2) 契約内容の変更に関する規定 無                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| (3) 利息の有無                                                                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>本規則第6条</b>                                                                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1 条例第4条に規定する資金の貸付けの条件は、この規則において別に定めるもののがほか、次に定めるところによる。                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一 貸付利率                                                                                                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 貸付決定日における財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則第15条第2項に規定する普通地方長期資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率に2分の1を乗じて得た利率                                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 前項の規定にかかわらず、前年度決算における実質収支の赤字額が地方財政法施行令第22条の規定により算定した額以上となる市町村又は実質公債費比率が18ペーセント以上35ペーセント未満となる市町村が行う事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるところによる。              |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一 貸付利率                                                                                                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ア 離島、辺地又は過疎地域の場合 基準利率に4分の1を乗じて得た利率                                                                                                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| イ アに掲げる場合以外の場合 基準利率に2分の1を乗じて得た利率                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 前2項の規定にかかわらず、合併市町村が、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く15年度の間に、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第1項の規定による失効前の同法第3条の規定による市町村建設計画又は市町村の合併の特例に関する法律第3条の規定による合併市町村基本計画に基づき行 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(8) 事業に要する資金の貸付けの条件は、次に定めるとところによる。</b>                                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(9) 貸付利率 無利子</b>                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(10) 基準利率（財政融資資金貸付利率7/10）</b>                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>離島・辺地・過疎（基準利率の1/4）</b>                                                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>据置期間 無 1年以内</b>                                                                                                                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5年以内 0.007% 0.007%                                                                                                                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 5年超 6年以内 0.007% 0.007%                                                                                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6年超 7年以内 0.007% 0.007%                                                                                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 7年超 8年以内 0.007% 0.007%                                                                                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8年超 9年以内 0.007% 0.007%                                                                                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 9年超 10年以内 0.007% 0.007%                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10年超 13年以内 0.042% 0.042%                                                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13年超 15年以内 0.140% 0.140%                                                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(11) 債務償還の有無</b>                                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(12) 保証人の要否・内容 否</b>                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(13) 物的担保の要否・内容 否</b>                                                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(14) 債還方法</b>                                                                                                                               |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(15) 貸付けを受けるために必要な手続き 無</b>                                                                                                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(16) 遅延損害金の有無 年10% (本規則第17条)</b>                                                                                                            |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(17) 保証人の要否・内容 否</b>                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(18) 物的担保の要否・内容 否</b>                                                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(19) 元利均等年賦償還 (本規則第6条)</b>                                                                                                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(20) 債還猶予規定の有無 無</b>                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(21) 債還免除規定の有無 無</b>                                                                                                                        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>(22) 期限の利益喪失規定の有無 有り (本規則第15条第1項)。</b>                                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| <b>3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等</b>                                                                                                                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## (1) 一覧表

第3章 環境部の貸付金  
第1 公共団体事業資金貸付金

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等          |         | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|--------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 子算額(円)                   | 申請件数(件) | 200,000,000 | 200,000,000 | 200,000,000 | 200,000,000 | 200,000,000 |
| 貸付実績                     |         | 91,500,000  | 66,000,000  | 17,500,000  | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(当年度分) A          |         | 142,335,169 | 76,502,413  | 72,313,709  | 57,203,610  | 48,043,313  |
| 回収すべき金額(当年度分) B          |         | 142,335,169 | 76,502,413  | 72,313,709  | 57,203,610  | 48,043,313  |
| 回収すべき金額(当年度分) C          |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(当年度分) D          |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率( B + D ) / ( A + C ) |         | 309,149,311 | 298,644,918 | 244,133,209 | 186,929,599 | 138,886,286 |
| 総貸付実高(円)                 |         | 891         | 631         | 47          | 36          | 24          |
| 不納欠損額(円)                 |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数(件)                |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 償施放差額(円)                 |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 償施放差額(件)                 |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)                   |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)                  |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

## (2) 予算額

平成 24 年度から平成 26 年度まで 2 億円であり、平成 28 年度は 7 億円に増額された。

平成 28 年度は、平成 27 年度に本規則の改正を行い、貸付事業の活性化を推進するため貸付限度額が 8000 万円から 1 億円に引き上げられたこと等から、今後の申請件数の増加や、高額借入の申請に対するように対応できるように予算額が増額された。既に、平成 28 年度に約 2 億 8600 万円の貸付決定を行っており(貸付の実行は未済)、平成 29 年度に約 3 億円以上の貸付決定を行う予定がある(申請件数も 4 ~ 5 件見込まれている。)。

## (3) 貸付実績

貸付件数は、平成 24 年度に 3 件、平成 25 年度に 3 件、平成 26 年度に 2 件、平成 27 年度に 0 件、平成 28 年度に 0 件と漸減している。

なお、前年度に申請された案件が、翌々年度に貸付決定されることから、平成 25 年度、平成 26 年度は申請件数よりも貸付件数が多くなっているが、実態としては申請件数と貸付件数はほぼ同数のことである。

## (4) 回収実績

本貸付金の回収率は、100% である。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (7) 免除額及び免除件数 無

## 4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント 無

## 第1 公共開与事業資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 貸付条件             |         | 貸付の条件            |         | 施設の種類                                                                                                                                                                                                                                                               |                   | 管理型最終処分場 |           |
|------------------|---------|------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------|-----------|
| 利息の有無            | 無       | 利息の有無            | 無       | 施設規模                                                                                                                                                                                                                                                                | 約9万m <sup>3</sup> | 理立年数     | 15年       |
| 利回り(年)           | -       | 利回り(年)           | -       | 施設形態                                                                                                                                                                                                                                                                | 被覆型(覆蓋付き)         | 年間埋立量    | 4,173トン/年 |
| 運送拠点金額の有無        | 無       | 運送拠点金額の有無        | 無       | 受入廃棄物                                                                                                                                                                                                                                                               | 産業廃棄物・一般廃棄物・災害廃棄物 |          |           |
| 依頼人の要否           | -       | 依頼人の要否           | -       | (3) 根拠                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |          |           |
| 物的担保の要否          | 否       | 物的担保の要否          | 否       | 本貸付金の根拠は、平成27年2月5日、平成28年3月7日及び平成29年3月13日に締結された県と本株式会社の間の金銭消費貸借契約である。                                                                                                                                                                                                |                   |          |           |
| 用保証の把担方法         | -       | 用保証の把担方法         | -       | (4) 目的                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |          |           |
| 償還猶予規定の有無        | 無       | 償還猶予規定の有無        | 無       | 平成27年2月5日付金銭消費貸借契約(以下「平成26年度契約」という。)による、「公共開与による管理型最終処分場建設用地の土地売買、鉱業権の補償及び鉱区内作業道路移転の補償の資金」としての貸付とされ、平成28年3月7日付金銭消費貸借契約(以下「平成27年度契約」という。)及び平成29年3月13日付金銭消費貸借契約(以下「平成28年度契約」といい、平成26年度契約・平成27年度契約・平成28年度契約をまとめて「本件各契約」という。)によると、「公共開与による管理型最終処分場に係る事業資金」としての貸付とされている。 |                   |          |           |
| 期限の利益喪失規定の有無     | 無       | 期限の利益喪失規定の有無     | 無       | (5) 貸付対象                                                                                                                                                                                                                                                            |                   |          |           |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |         | 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |         | (6) 財源                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |          |           |
| 申請件数(件)          | -       | 申請件数(件)          | -       | 本貸付金については、全額県が負担している。                                                                                                                                                                                                                                               |                   |          |           |
| 貸付実績             | 貸付金額(円) | 貸付金額(円)          | 貸付金額(円) |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 回収すべき金額(当年度分) A  | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 回収すべき金額(過年度分) C  | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 回収すべき金額(過年度分) D  | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 回収済み金額(当年度分) B   | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 回収済み金額(過年度分) E   | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 総貸付実績(円)         | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 総貸付件数(件)         | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 不漸次貸額(円)         | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 償還実績(円)          | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 償還実績(件)          | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |
| 免除件数(件)          | -       | -                | -       |                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |          |           |

#### (2) 本貸付金の概要

公共開与事業資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、県と沖縄県環境整備センター株式会社(以下「本株式会社」という。)が締結した金銭消費貸借契約に基づき、県が本株式会社に貸付けた貸付金をいう。

本株式会社は、県が平成16年に策定した「公共開与整備基本構想」に基づいて平成25年3月6日に設立された第三センターであり、産業廃棄物の管理型最終処分場の事業主体として、現在名護市安和区において管理型最終処分場(下記

施設概要<sup>1</sup>参照)(以下「本件処分場」という。)の建設を進めている。なお、熊本県や鹿児島県等全国に多数存在する。

本貸付金は、本株式会社が進める本件処分場整備に關する資金として貸付が行われている。県と本株式会社の間では、平成27年2月5日、平成28年3月7日及び平成29年3月13日に金銭消費貸借契約が締結されている。

本貸付金の平成28年度末の貸付残高は2億2000万円あり、貸付残件数は、平成28年3月7日及び平成29年3月13日の金銭消費貸借契約に基づく2件である。

#### (3) 本件処分場施設概要

| 施設の種類  | 管理型最終処分場          |
|--------|-------------------|
| 施設規模   | 約9万m <sup>3</sup> |
| 理立年数   | 15年               |
| 施設形態   | 被覆型(覆蓋付き)         |
| 年間埋立量  | 4,173トン/年         |
| 受入廃棄物  | 産業廃棄物・一般廃棄物・災害廃棄物 |
| (3) 根拠 |                   |

本貸付金の根拠は、平成27年2月5日、平成28年3月7日及び平成29年3月13日に締結された県と本株式会社の間の金銭消費貸借契約である。

(4) 目的

平成27年2月5日付金銭消費貸借契約(以下「平成26年度契約」という。)によると、「公共開与による管理型最終処分場建設用地の土地売買、鉱業権の補償及び鉱区内作業道路移転の補償の資金」としての貸付とされ、平成28年3月7日付金銭消費貸借契約(以下「平成27年度契約」という。)及び平成29年3月13日付金銭消費貸借契約(以下「平成28年度契約」とい、平成26年度契約・平成27年度契約・平成28年度契約をまとめて「本件各契約」という。)によると、「公共開与による管理型最終処分場に係る事業資金」としての貸付とされている。

(5) 貸付対象

貸付対象は、本株式会社である。

(6) 財源

本貸付金については、全額県が負担している。

<sup>1</sup> 本株式会社ホームページより引用

| 子算付金の貸付実績及び回収状況等      | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-----------------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 子算額(円)                | -       | -       | -           | 300,000,000 | 110,000,000 |
| 申請件数(件)               | -       | -       | -           | 1           | 1           |
| 貸付実績                  | 貸付金額(円) | 貸付件数(件) | 貸付金額(円)     | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 回収すべき金額(当年度分) A       | -       | -       | 300,000,000 | 110,000,000 | 110,000,000 |
| 回収済み金額(当年度分) B        | -       | -       | 300,000,000 | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(過年度分) C       | -       | -       | 300,000,000 | 0           | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) D        | -       | -       | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B + D) / (A + C) | -       | -       | 100         | 0           | 0           |
| 総貸付額(円)               | -       | -       | 0           | 110,000,000 | 220,000,000 |
| 不動欠損貸付額(円)            | -       | -       | 0           | 1           | 2           |
| 不動欠損貸付件数(件)           | -       | -       | 0           | 0           | 0           |
| 償還比率(%)               | -       | -       | 0           | 0           | 0           |
| 償還旅率(%)               | -       | -       | 0           | 0           | 0           |
| 免保額(円)                | -       | -       | 0           | 0           | 0           |
|                       | 0       | 0       | 0           | 0           | 0           |

(7) 貸付の方法  
県が本株式会社に対して直接貸付けている。

- (8) 当該貸付が単年度貸付であるか否か 否  
(9) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無  
(10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名  
(11) 広報の有無及び内容 無  
(12) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 契約締結の有無

本件各契約を県と本株式会社が締結し、その契約に基づいて貸付が行われている。

- (2) 利息の有無及び内容 無  
(3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無  
(4) 保証人の要否 否  
(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否  
(6) 償還方法

本貸付金は、貸付期間の満了日までに、県が納入通知書を発行し、その通知書により、本株式会社が一括償還するとされている（本件各契約書第4条）。

なお、貸付期間はそれぞれ、以下のとおりである（本件各契約書第2条）。

ア 平成26年度契約：平成27年2月25日～平成27年3月31日

イ 平成27年度契約：平成28年3月29日～平成33年3月31日

ウ 平成28年度契約：平成29年3月31日～平成36年3月31日

- (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無  
(8) 償還免除規定の有無及び内容 無  
(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

## 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

### (1) 一覧表

- (6) 総貸付残高及び件数  
平成28年度末における総貸付残高は2億2000万円（2件）である。

### (7) 不納欠損額及び件数 無

## (2) 予算額

以下の通り、平成26年度から平成28年度において毎年度予算計上の上、貸付が行われている。

| 平成26年度 | 3億円（平成26年度契約）      |
|--------|--------------------|
| 平成27年度 | 1億1000万円（平成27年度契約） |
| 平成28年度 | 1億1000万円（平成28年度契約） |

- (3) 貸付実績  
上記の予算額全額について貸付が行われており、総額5億2000万円の貸付が行われている。  
(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成24年度から平成28年度の回収すべき金額（当年度分）については平成26年度契約についてのみであるが、償還限りに償還がされており、回収率は100%である。  
なお、平成26年度契約は貸付時ににおいて一時的な資金としての貸付であることを確認しており、その償還については、貸付時の予定通り、沖縄振興開発金融公庫から本株式会社への出資金が充てられている。

- (5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）  
平成26年度契約の償還は償還限りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。  
(6) 総貸付残高及び件数  
平成28年度末における総貸付残高は2億2000万円（2件）である。

(8) 債権放棄額及び件数 無  
 (9) 免除額及び件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
  - (2) 意見 無
  - (3) コメント
- ア 貸付の経緯

本貸付金については、当初計画段階では県は賃貸を予定していなかったが、その後、県が貸付を行うことになった経緯が存在する。下記の通り、本株式会社設立と同時期の平成25年3月に作成された投資計画及び資金調達計画においては、本株式会社は県からの借入を予定していなかった。

【資金調達計画】

| 資金調達計画        |            |      |        |
|---------------|------------|------|--------|
| 項目            | 金額         | 構成比  |        |
| 上期期初預入額       | 130,000    | 5.13 | 4.7%   |
| 係外区分賃貸借取扱金額   | 7,440,700  | 5.13 | 82.7%  |
| 補償金           | 5,33,680   | 5.13 | 12.8%  |
| 費用            | 2,946,600  | 5.13 | 10.0%  |
| 備付金           | 3,116,400  | 5.13 | 4.8%   |
| 相手会社会員預入額     | 13,140     | 5.13 | 0.1%   |
| 預貸料           | 146,804    | 5.13 | 4.1%   |
| 預金取扱金額        | 50,000     | 5.13 | 0.1%   |
| 預金            | 53,435     | 5.13 | 2.5%   |
| 預回収金額         | 1,456,417  | 5.13 | 100.0% |
| 合計            | 14,563,417 | 5.13 | 100.0% |
| 期末残高：156,000円 |            |      |        |

しかし、その後、資金需要が高まり、最終的には、本株式会社は県からの長期借入金2億2000万円を必要とするに至った。このような資金需要の高まりの背景には、本件処分場建設地の用地取得に関する計画の甘さが考えられる。

本件処分場建設地の用地取得に関する一連の経緯は次の表の通りである。

|            |                                                                                                                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成19年3月15日 | 公共開闢与事業推進会議会長から県知事に最終立地候補地（名護市安和本部町崎本部、浦添市伊奈武瀬）が報告された。                                                                                                                        |
| 平成19年3月～7月 | 最終立地候補地元自治体が県知事あてに建設反対の意見書提出。                                                                                                                                                 |
| 平成22年度     | 上記最終立地候補地の名護市安和について不動産価格を3,000円/m <sup>2</sup> と確認し、事業計画として土地購入費150,000,000円（50,000m <sup>2</sup> ×3,000円/m <sup>2</sup> ）を策定。                                                |
| 平成22年度     | 本件処分場建設地（安和第2）が立地候補地に加えられた。                                                                                                                                                   |
| 平成23年8月    | 本件処分場建設地（安和第2）の地権者が鉱業権に基づく施業案の採掘の最低レベルを標高0mから海拔▲10mへ変更する旨沖縄総合事務局へ申請（平成23年10月に認可）。                                                                                             |
| 平成24年度     | 本件処分場建設地（安和第2）の地権者に対して交渉である旨するとともに、鉱業権に係る補償は、原則として交渉である旨伝える。                                                                                                                  |
| 平成25年9月    | 本件処分場建設地（安和第2）への建設について県、名護市安和区、名護市及び本株式会社の四者で基本合意締結。地権者との正式交渉開始。しかし、鉱業権補償の範囲について合意に至らず（県側は標高0mまででの鉱業権補償を行いう方針、地権者側は海拔▲10mまでの鉱業権補償を要求）、地権者及び本株式会社各々不動産鑑定評価依頼を行った上で交渉を行うこととなつた。 |
| 平成25年10月   | 地権者側が依頼した不動産鑑定士が鑑定評価書提出（鉱業権補償を含めた価格）。                                                                                                                                         |
| 平成25年11月   | 本株式会社が依頼した不動産鑑定士が鑑定評価書提出（鉱業権補償を含めた価格）。                                                                                                                                        |
| 平成26年1月    | 上記鑑定評価書に基づき交渉するも、交渉難航し、一旦交渉中断。                                                                                                                                                |
| 平成26年4月    | 交渉再開。                                                                                                                                                                         |
| 平成26年6月    | 本株式会社と地権者間で、鉱業権補償を含め総額449,593,000円で土地売買契約締結。                                                                                                                                  |

平成19年度の最終立地候補地選定段階から、最終立地候補地（名護市安和）を含む、本件処分場建設地（安和第2）付近一帯が採石場跡地であることは判明していた。そうすると、県として、本件処分場建設地（安和第2）に鉱業権が設定され得る可能性が高いことは容易に想像できたと考えられる。さらに、上記経緯の通り、平成22年度に本件処分場建設地（安和第2）を立地候補地に加えた時点や平成23年度に本件処分場の地権者が採掘レベル変更の申請を行った時点等、県として、本件処分場建設地（安和第2）に鉱業権が設定されているかを確認する機会も平成25年3月以前にそれなりに存在する。

そうであれば、県としては、平成25年3月の本株式会社設立段階で、本件処分場建設地における鉱業権の有無を確認し、地権者との用地取得交渉において鉱業権補償の点が問題となることも踏まえた資金調達計画を立てておくべきであった。その上で、他の資金需要との調整や各種の資金調達方法を検討しておくべきであつたとしたと考えられる。

本賃付金については、今後、償還が予定されている。県においては、上記のような経緯で本賃付金が必要となつたことを踏まえ、慎重に本賃付金の管理・償還にあたることが望ましいと考える。

イ 本件処分場における処分料金の価格設定  
本株式会社は現在建設中の本件処分場について平成31年供用開始を目指している。そして、その供用開始後の収益を本賃付金の償還に充てることも予定されている。供用開始後の収益確保については、本件処分場における処分料金の価格設定が重要となる。現時点では本件処分場の施設運営に係る費用等が不確定なこともあり、価格設定はなされておらず、今後検討が予定されている。

この価格設定については、県内処分場における価格との比較、県外への搬出費用との比較等様々な要素を加味した上で設定することになる。もし、価格設定の誤りから本件処分場の利用が進まなかつた場合、本賃付金の償還の滞りや収益性の下方修正による更なる県からの賃付の検討が必要となる上、本株式会社設立趣旨の没却にも繋がりかねない。これらのこと念頭に、県としては株主及び債権者として本株式会社に対して、積極的に意見を述べ、本件処分場における処分料金の価格設定過程を注視すべきであると考える。

以上

#### 第4章 子ども生活福祉部の賃付金

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| 第1 母子福祉資金貸付金 | 第2 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金  |
| 寡婦福祉資金貸付金    | 第3 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金 |
| 父子福祉資金貸付金    |                      |

母子福祉資金貸付金  
寡婦福祉資金貸付金  
父子福祉資金貸付金

必要な措置を講じ、もって母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉を図ることを目的とした貸付金であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「福祉法」という。）において定められた制度である。

概要

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

1,395件である。本賞付金は、12種類あり、それぞれの賞付対象者は：賞付対象額等(以下

貸付金種別一覧表

これまでの本貸付金賃別の利用状況の累計は次の表の通りである。

基準日：平成29年3月31日

| 契約総件数<br>(過年度分<br>を含む) | 完済済み件<br>数(過年度<br>分を含む) | 貸付日時点で貸付残高があるもの |       |     | 償還期間中<br>小計 |
|------------------------|-------------------------|-----------------|-------|-----|-------------|
|                        |                         | 継続貸付中           | 措置期間中 | 償還中 |             |
| 事業開始資金                 | 825                     | 767             | 0     | 7   | 0           |
| 事業継続資金                 | 683                     | 674             | 0     | 2   | 0           |
| 修学資金                   | 9355                    | 8651            | 118   | 41  | 340         |
| 技能習得資金                 | 324                     | 246             | 19    | 8   | 24          |
| 修業資金                   | 324                     | 276             | 8     | 6   | 21          |
| 就職支援資金                 | 20                      | 13              | 0     | 1   | 3           |
| 医療介護資金                 | 117                     | 109             | 0     | 0   | 1           |
| 生活資金                   | 325                     | 246             | 3     | 6   | 55          |
| 住宅資金                   | 337                     | 335             | 0     | 0   | 0           |
| 転宅資金                   | 140                     | 101             | 0     | 3   | 15          |
| 就学支援資金                 | 2729                    | 2366            | 0     | 145 | 136         |
| 結婚資金                   | 13                      | 13              | 0     | 0   | 0           |

### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、福祉法である。そして、諸手続等について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（以下「本施行令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「本細則」という。）が存在する。そして本貸付金の取り扱いについては、母子・父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付取扱要綱（以下「本要綱」といいう。）、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）並びに母子・父子・夫婦福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付審査基準（以下「本審査基準」という。）が存在する。

なお、個別マニュアルは平成25年度包括外部監査報告書（以下「平成25年度報告」という。）を受け、平成29年3月に改訂したマニュアルであり、平成29年度から運用が開始されたものである。

### (4) 目的

本貸付金の目的は、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることである（福祉法第1条）。

### (5) 貸付対象

貸付対象は、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童」（福祉法第13条）、「母子・父子・夫婦団体」（福祉法第14条）、「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童」（福祉法第31条の6）及び「寡婦又は寡婦が民法第877条の規定により扶養している二十歳以上である子その

他これに準ずる者」（福祉法第32条）である。

### (6) 貸源

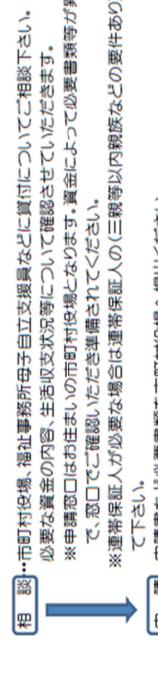
本貸付金については、都道府県が福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰入れる金額の2倍に相当する金額を、当該繰入れが行われる年度において、無利子で、国が当該都道府県に貸付けるものとされている（福祉法第37条）。そのため、県債を発行する形で国から3分の2の原資を調達し、県が特別会計により3分の1を拠出している。

### (7) 貸付の方法

県が貸付対象者に対して直接貸付ける。

### (8) 貸付業務の流れ

貸付業務については下記図<sup>1</sup>のような流れで行われている。



（3）申請書類など必要書類を市町村役場へ提出ください。

（4）申請書類を市町村役場へ提出ください。

（5）審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と認められるとき、償還計画が成り立たないとき、事業計画が適切でないと等は、お貸しきれない場合があります。

（6）申請窓口はお住まいの市町村役場になります。資金によつて必要書類等が異なりますので、窓口でご確認いただき準備されてください。

（7）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（8）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（9）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（10）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（11）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（12）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（13）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（14）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（15）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（16）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（17）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（18）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

（19）※連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の（三親族等以内親族などの要件あり）依頼を行つて下さい。

<sup>1</sup> 「貸付のござんない」（中部福祉事務所地域福祉班・平成29年5月）より引用

(7) 指摘事項  
平成 11 年度報告においては、下記の指摘事項が報告されている。  
・延滞債権額の把握については、償還期限が未到来の分も含めて把握すべきである。

- ・コンピューターによる債権管理システム導入も検討されたい。
- ・延滞債権については、不納欠損処分することも是認されて良いのではないか。

(1) 措置状況

上記の指摘事項に対して、本監査において措置状況を確認したところ全て措置が講じられていた。

ウ 平成 25 年度報告

(7) 指摘事項

- ・「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」は、現場実務に則ったより現実的な内容に改定すべきである。
- ・回収可能性の高い悪質滞納者については支払督促等の積極的な回収手段を進める一方で、回収方法を進めていくべきであろう。
- ・南部保健所（現：南部福祉事務所）においては、督促状によつても債権回収の実績が上がらないとして、財務規則第 50 条第 1 項の規定にもかかわらず、納入期限後 20 日以内の督促状の発送を行っていない。しかしながら、財務規則に規定がある以上、これを行うべきである。
- ・特に回収が困難な一部の未収金については、未収金回収の専門部署で一括管理することが望ましいと考えられる。

(1) 措置状況

上記の指摘事項に対して、本監査において措置状況を確認したところ、債権放棄の実施や、違約金の調定については実施が適切になされていた他、個別マニユアルの改定も行われていた。督促状の発送については、平成 28 年度まで一部福祉事務所で実施されていなかつたが平成 29 年度においては財務規則に則った対応がとられている。

メリハリのある回収方法の実施についてはサービサーへの委託等改善している点も見

受けられるが、問題が残っている部分も一部存在すると考えられる。なお、未収金の専門部署での一括管理については実施しない方針を県として決定している。

- (1) 貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数  
本貸付金の業務に從事する職員としては出先機関（各福祉事務所等）含め、正職員 7 名、嘱託員 8 名、母子・父子福祉協力員 14 名がいる。計 29 名が本貸付金の業務に従事する職員である。

(2) 広報の有無及び内容

本貸付金については、県ホームページにおいて広報を行っている。

(3) 債権管理業務に関する個別研修の有無

本貸付金については、各福祉事務所の担当者を県庁に集めて行う償還対策会議を毎年 2 月頃に開催し、市町村担当者説明会を毎年 6 月頃開催し、各福祉事務所主催の市町村説明会を毎年 7 月頃に開催している。そして、担当者連絡会議を毎年 2 ～ 3 回程度開催している。

## 2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件

本貸付金を受けようとする貸付対象者は、申請書に必要書類を添えて県に提出しなければならない（本細則第 2 条、第 3 条、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条）。提出を受けた県は、審査をなし、貸付を決定した場合、貸付決定通知書を貸付対象者に対して交付する。決定書の交付を受けた借受人は、借用書及び連帯保証人に係る誓約書を県に対して提出しなければならない（本細則第 6 条、第 22 条、第 25 条、本要綱第 4 条）。

貸付審査の内容については本審査基準が定めている。本審査基準においては、所得又は収入が一定額以上で経済状態が安定している者は、既に自立しているものと判断し、貸付の対象から除外することや、本貸付金の返済に滞納のあるものは貸付の対象にしないといった申請者の取り扱いに関する事項の他、連帯保証人は原則として三親等以内の親族であることといった連帯保証人の取り扱いに関する事項等が定められている。

(2) 利息の有無及び内容

本貸付金の利息は、貸付金毎に定められている。具体的には基本的に無利子であるが、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金（児童にかかる場合）以外の資金で、保証人を立てない場合は年 1 % の利息が発生する（本施行令第 8 条第 4 項、第 31 条の 6 第 4 項、第 37 条第 4 項）。

(3) 運営資金規定の有無及び内容

- ア 本貸付金の運営資金については、償還期間内に貸付金を償還しない等の場合にお

いて年5%の違約金（遅延損害金）を徴収する旨規定されている（本施行令第17条、第31条の7、第38条）。ただし、平成27年3月31日までは年10.75%の違約金（遅延損害金）である（改正前本施行令第17条）。

#### 本施行令第17条（準用規定：第31条の7、第38条）

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日至日の数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められたときは、この限りでない。

イ 上記本施行令第17条ただし書の「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」にあたる具体的な事由（以下「違約金免除事由」という。）については、本要綱第20の1が以下のとおり定めている。

- ・災害、交通事故及び負傷等の緊急事由が発生したことによるとき
- ・支払猶予事由に該当すべき者が悪意によらないで、その申請手続きを怠つていたとき
- ・生活保護法の規定による被保護者となつたときはこれと同等の生活状態になつたとき
- ・死亡、身体又は精神に著しい障害を受けたとき
- ・納入通知書（元利金）が借受人等に到着しなかつたとき
- ・違約金が少額で、これを徴収することが事務効率及び経費等から不合理的と認められるとき

・その他知事が適当と認めたとき

ウ 本貸付金の違約金については、個別マニュアルに従い、原則として元金の償還が完了した時点で譲定を行つている。平成25年度報告を受け、原則として違約金の調定を行つよう運用が改善されている。

県は、元金の償還が完了した時点で借受人と協議を行い、上記違約金免除事由に該当するかの確認を行い、該当するようであればその事由を証明する書類とともに、違約金免除申請書の提出を促している（本細則第15条）。上記違約金免除事由のうち「違約金が少額で、これを徴収することが事務効率及び経費等から不合理的と認められるとき」に該当する場合は、違約金免除申請書を受け、違約金免除決定を行つている（本細則第15条）。上記違約金免除事由のうち「違約金が少額で、これを徴収することが事務効率及び経費等から不合理的と認められるとき」については、1度の調定額（例えば、月賦の場合1月あたりの調定額）における違約金が500円未満の場合とし、この事由に該当した場合は、違約金免除申請書なく、内部的な決裁のみで免除している。

違約金免除事由がない借受人については、どの程度であれば違約金の償還が可能かの確認を行い、支払可能な範囲で分納計画を立て、それにに基づき償還を行つている。

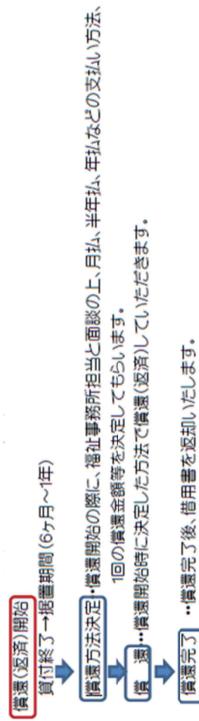
（4）保証人の要否

本貸付金においては、貸付金の種類に応じて保証人の要否が区別されている。具体的には、修学資金、修業資金、就職支援資金又は就学支度資金の貸付を受けようとする場合は、保証人を立てなければならぬ（本施行令第9条、第31条の7条、第38条）。その他の貸付金については、保証人が絶対に求められるものではないが、保証人を立てる場合には年1%の利息が発生するというように、利息の面で差異が設かれている（本施行令第8条第4項、第31条の6第4項、第37条第4項）。

（5）物的担保の要否及び担保価値の把握方法

否

（6）償還方法



本貸付金の償還の流れについては上記図<sup>2</sup>の通りである。本貸付金には、貸付金種別一覧表（第4章第1の1(2)）のとおり、据置期間が設定されており（各貸付金について6ヶ月または1年）、この据置期間経過後、償還が開始する。償還開始の際には借受人と福祉事務所担当者が面談を行う。償還期間について、連帯保証人が65歳以下で償還完了する期間であること（本要綱第2）及び法定の償還期間内（本施行令第8条第1項、同条第2項、第31条の6第1項、同条第2項、第37条第1項、同条第2項）であることを確認しながら償還方法を協議し、償還方法を決定し、償還を行つていく。もし、面談ができない場合には、貸付時に確認した償還計画に基づいて償還を行つている。

（7）償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還猶予規定が存在する。

本施行令第19条第1項（準用規定：第31条の7、第38条）

都道府県は、次に掲げる場合には、第8条第1項の規定にかかわらず、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、償還金の支払を猶予することができる。ただし、第

<sup>2</sup> 「貸付のござんない」（中部福祉事務所地域福祉班・平成29年5月）より引用

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（9） 償還の債務を負担する借主がある場合において、当該母子福祉資金貸付けを受けた者と連帯して償還金を支払うことができると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 災害、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、母子福祉資金貸付けを受けた者が次の場合の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の規定にかかるわらず、当該母子福祉資金貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付け金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。</p> <p>二 母子修学資金又は母子就学支度資金に係る償還金の支払期日において、当該資金貸付けにより修学又は入学をした者が中学校、高等学校、大学、高等専門学校若しくは専修学校に就学し、又は母子修業資金の貸付けにより知識技能を習得しているとき。</p> | <p>（8） 償還免除規定の有無及び内容</p> <p>本貸付金においては、免除規定も存在する。</p> <p>福社法第15条（準用規定：第31条の6第5項、第32条5項）</p> <p>1 都道府県は、第13条の規定による貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付け金を償還することができなくなつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付け金の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県は、第13条第1項第4号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付け金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付け金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。</p> | <p>本施行令第20条（準用規定：第31条の7、第38条）</p> <p>法第15条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、第8条第4項若しくは第9条第1項の保証人又は当該母子福祉資金貸付けを受けた者と連帯して償還の債務を負担した、若しくは負担する借主がある場合であつて、当該保証人又は当該借主が当該母子福祉資金貸付け金の未済額を償還することができると認められるときとする。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（9） 儻限の利益喪失規定の有無及び内容</p> <p>本貸付金においては、期限の利益喪失規定として一時償還請求の定めが存在する。</p> <p>本施行令第16条（準用規定：第31条の7、第38条）</p> <p>都道府県は、母子福祉資金貸付け金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の規定にかかるわらず、当該母子福祉資金貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付け金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。</p> |
| <p>一 第13条第一号又は第二号のいずれかに該当するとき。</p>                                                                                                                                                                                                        |
| <p>二 儻還金の支払を怠つたとき。</p>                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>三 母子福祉資金貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が母子・父子福祉団体でなくなつたとき。</p>                                                                                                                                                                 |
| <p>四 母子福祉資金貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が貸付けの対象となつた事業を廃止したとき。</p>                                                                                                                                                               |
| <p>五 母子福祉資金貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、貸付けの対象となつた事業が主として法第14条各号に掲げる者を使用するものでなくなつたとき。</p>                                                                                                                                                  |
| <p>六 母子福祉資金貸付けを受けた者が母子・父子福祉団体である場合において、当該母子・父子福祉団体が前条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による都道府県知事の措置に従わず、若しくは同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>                                                                                                         |

### 3 福祉事務所の具体的取り組み

県内の各福祉事務所のうち中部福祉事務所に対し、ヒアリングを行った。以下、中部福祉事務所におけるヒアリングによる調査結果に基づいて記載する。

（1）職員等

中部福祉事務所において本貸付金に関わる職員は以下のとおりである。

ア 地域福祉班歳入担当：1名  
イ 自立支援員：5名

正職員2名（1名は上記地域福祉班歳入担当と兼務、もう1名は貸付担当と兼務），非常勤職員3名（月に16日間勤務）の計5名が自立支援員（以下「支援員」という。）である。支援員5名は、それぞれ担当地域があり、担当地域内の借受人に対する貸付時の対応から償還完了まで、全てを対応している。貸付に関する一連の行為全てを担つている関係で、貸付対応が多い場合、債権管理・償還業務に比べ、貸付対応の業務割合が

増える。

平成 28 年度から非常勤職員が 1 名増員されており、支援員 1 人あたりの担当地域の見直しを行った。  
ウ 母子・父子福祉協力員：4 名  
非常勤職員 4 名（月に 4 日間勤務）である。支援員の補助が業務であり、支援員の指示に従い、自宅訪問等を行っている。業務としては、貸付業務には関与せず、償還業務のみに従事している。

#### (2) 債権管理の具体的取り組み

##### ア 記録の管理

記録は借受人毎に紙媒体で保管・管理しており、基本台帳をはじめ、償還方法調書、電話・訪問等について時系列のメモを記した連絡票、督促状、催告文書（支援員作成のもの）等が継続されている。  
記録の内、基本台帳等重要な記録については、全行管理のシステム（以下「本システム」という。）上にもアップロードしている。本システムは平成 11 年度報告を受けた措置として導入されたものである。本システム上にアップロードされた記録については、本府や他福祉事務所から閲覧が可能となる。償還状況等については、収入計算書として毎月各福祉事務所から本庁へ報告している。

##### イ 書面による請求

財務規則第 50 条第 1 項に則り、納入期限後 20 日以内の督促状の発送を行っている（個別マニュアルにも督促状の発送については財務規則同様の記載がある）。そして、催告についても個別マニュアル記載の納入期限から 1 年を経過するまでの間、月 1 回の頻度で主として電話連絡によって行っている。書面として発送する場合の催告状については財務規則及び本要綱に様式はないものの本システムからダウンロードした統一様式を利用しており、内容としては滞納額全額や滞納金額の内訳が記載されている。催告状の送付は借受人だけでなく保証人に対しても行っている。

##### ウ 自宅訪問

償還状況等に応じて、支援員から借受人に対して自宅訪問や福祉事務所への来所を求めている。支援員が訪問するか、来所を求めるかについて明確な基準はなく、支援員の判断でケースバイケースに対応している。分割納付や猶予の申請等については支援員が借受人と面談の上説明を行っていることが多い。

#### (3) 債権回収の具体的取り組み

##### ア 個別マニュアル

個別マニュアルは平成 29 年度に運用を開始している。個別マニュアルは、標準マニュアルに沿う形の内容となっている。

個別マニュアルにおいては、適切かつ能率的な債権管理を行うため、債務の履行状況等に応じて債権の類型を下記の 5 つに区分している。個別マニュアルに改定する前の「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」（以下「旧マニュアル」という。）は、債権の類型を 8 つの類型に区分し、詳細に債権への対応を定めていたが、平成 25 年度報告により、現場実務に則ったより現実的な内容に改定すべきである、との意見が出され、個別マニュアルに改定されたという経緯が存在する。平成 28 年度においては旧マニュアルに則り 8 つの類型に区分した債権分類に基づいて統計資料が作成されている。

（7）正常債権（滞納無し～1 ヶ月以内）  
履行に問題の見られない債権

（i）準正常債権（1 ヶ月以上～2 年以内）  
一時的に償還が帶っているが、誓約書による分割履行や償還指導等で正常に戻る可能性が高い債権、又は処理方針決定のために諸調査を行っている債権

（ii）緩和的措置債権（1 年～3 年）  
全部履行が困難とする相当な理由があり、履行延期の特約等（分割履行）により履行期限を緩和するなどの対応によって完結を目指すべき債権

（x）回収不能債権（処理方針決定（2 年以内）～免除・時効期限）  
回収不能又はそれに近い状態にある者で、徵収停止、履行延期の特約（無資力等）、債権放棄等を検討すべき債権

（f）法的回収債権（処理方針決定（2 年以内）～債権回収）  
履行のための資力等に問題がない又は資力等が不明な事案で、折衝等によって完結に至る目途が立たず、強制的手段によって徵収すべき債権  
イ 奨励月間の取り組み  
各福祉事務所では奨励月間として年に 2 回償還強化のための取組を行っている（平成 28 年度においては、平成 28 年 10 月及び平成 29 年 2 月に実施）。中部福祉事務所では、長期滞納者、指導を要する短期滞納者（建物があまりとれない滞納者、昼間の訪問で面談できない滞納者）に対して、夜間訪問や夜間電話で状況確認を行い、償還方法、計画の相談を行っている。

ウ 不納欠損処理の取り組み  
時効期間については、本システム上で全貸付金について把握できる。現状、中部福祉事務所では、少額であっても回収を行うという方針のもと債権管理を行っている。微還可能な範囲で償還を受けることで、時効中断措置は講じられているものの、償還率には金額として小さいためあまり反映されず、不納欠損の対象ともならないという貸付も少

本賃付金は、上記の予算額の内、下記の全額について毎年度貸付が行われている。

長期滞納の上、適切な時効管理を行わなかつたために時効期間が経過している貸付も存在する。現在、時効期間が経過している貸付については、回収にに関する活動と並行して、不納欠損処理に向けた準備も行っており、公用申請による借受人及び保証人の所在調査、自宅訪問による財産状況把握と償還意思の確認等を行っている。

#### 工 債約金の譲定

違約金の回収については、個別マニュアルに則り、元金完済後に実行している。元金を完済した借受人との面談等は支援員が行っている。中部福祉事務所においては、違約金免除事由が存在するものの、違約金免除申請書の提出がなされずに手続が進められない貸付が若干存在するが、原則として違約金免除とするか、償還計画を立てて譲定するかの手續が行われている。

#### 4 本賃付金の貸付実績及び回収状況等

##### (1) 一覧表

| 本賃付金の貸付実績及び回収状況等         |               | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 申込件数(件)                  | 195,924,000   | 164,754,000   | 164,932,000   | 212,816,000   | 202,671,000   | 320           |
| 貸付金額(円)                  | 353           | 292           | 286           | 362           | 206,535,519   | 23,769,507    |
| 貸付件数(件)                  | 146,700,033   | 130,978,223   | 130,636,755   | 160,807,254   | 165,789,350   | 909           |
| 回収すべき金額(当年度分) A          | 158,213,349   | 120,304,066   | 115,997,695   | 103,913,413   | 95,106,513    | 50            |
| 回収済み金額(当年度分) B           | 132,947,030   | 104,552,029   | 102,773,945   | 94,082,176    | 86,733,424    | 419           |
| 回収すべき金額(過去年度分) C         | 294,910,131   | 229,339,519   | 206,515,512   | 171,797,891   | 143,818,256   | 438           |
| 回収済み金額(過去年度分) D          | 30,923,375    | 31,066,206    | 32,518,840    | 31,679,696    | 23,789,507    | 419           |
| 回収率(過去年度分) E             | 35,16         | 10,49         | 15,97         | 15,74         | 16,52         | 46,53         |
| 回収率( B + D ) / ( A + C ) | 1,197,747,542 | 1,037,372,013 | 1,023,071,108 | 1,057,553,953 | 1,113,122,961 | 1,113,122,961 |
| 総貸付件数(件)                 | 1,754         | 1,404         | 1,349         | 1,398         | 1,398         | 1,398         |
| 不納欠損額(円)                 | 8,844,108     | 0             | 12,040,657    | 2,912,506     | 1,333,507     | 1,333,507     |
| 不納欠損件数(件)                | 17            | 0             | 2,1           | 8             | 2             | 2             |
| 債務整理(件)                  | 0             | 0             | 0             | 0             | 1,295,507     | 1,295,507     |
| 債務整理(件)                  | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(円)                   | 29,658,916    | 24,359,682    | 27,437,430    | 21,058,756    | 16,695,711    | 16,695,711    |
| 免除額(件)                   | 159           | 107           | 121           | 69            | 54            | 54            |

##### (2) 予算額

|                   |
|-------------------|
| 1 元金及び償定未済約金を含む金額 |
| 2 元金及び利息の金額       |
| 3 償約金免除のみの金額      |

##### (4) 回収すべき金額及び回収率(當年度分)

##### (5) 回収すべき金額及び回収率(過年度分)

当年度分の回収率については上記表のとおり、近年90%を超えていている。

| 回収すべき金額 | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 回収済み金額  | 294,910,131 | 292,349,519 | 206,535,519 | 171,797,891 | 143,769,507 |
| 回収率(%)  | 10,49       | 13,97       | 15,74       | 18,44       | 16,52       |

注 元金、利息及び償定未済約金を含む金額

過年度分の回収率については上記表のとおり、極めて低く推移している。

##### (6) 帯納額の推移

| 滞納者数(人) | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 滞納額(円)  | 277,923,032 | 204,590,446 | 172,257,374 | 145,399,181 | 125,194,811 |

※違約金を除く

##### 滞納額の推移

|             |                                    |             |             |             |            |
|-------------|------------------------------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 300,000,000 | 250,000,000                        | 200,000,000 | 150,000,000 | 100,000,000 | 50,000,000 |
| 0           | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 |             |             |             |            |

本賃付金の滞納額(違約金を除く)は上記表及びグラフのとおりであり、年々減少傾向にある。

#### (3) 貸付実績

(7) 不納欠損額及び件数

本貸付金の不納欠損処理については「母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の不納欠損金の整理に関する基準」(以下「本処理基準」という。)が存在し、本処理基準に基づき不納欠損処理が行われている。

本処理基準が不納欠損金の整理の対象となる場合として定めている主要なもののは以下の場合であり、財務規則第52条第1項第1号、第5号及び第6号が根拠としてあげられる。そして、下記表が過去5年の年度別の不納欠損処理状況である。

ア 時効援用による債権消滅

本貸付金は10年の消滅時效にかかるところ、時効完成後に借入人、連帯借入人、連帯保証人のすべての時効の援用のあるとき。

イ 破産

借入人、連帯借入人及び連帯保証人のすべてが破産宣告を受け、免責が確定したとき。

ウ 相続放棄

借入人、連帯借入人及び連帯保証人のすべてが死亡し、それらの相続人すべてが財産相続を放棄した場合は限定承認をした場合に相続財産以上に債務があり未納となるとき。

(8) 債権放棄額及び件数

| (9) 免除額及び件数 |                      |
|-------------|----------------------|
| 免除額(円)      | 平成24年度<br>29,668,916 |
| 免除件数(件)     | 159<br>107           |

本貸付金の免除については、元金の償還免除と違約金免除が存在する。元金の償還免除については、借入人が死亡したとき又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたために貸付金を償還することができなくなったと認められ、かつ連帯借入人、連帯保証人も償還することができない場合に議会の議決を経て行われることになつている(福祉法第15条等)。しかし、福祉法に基づく元金の償還免除は行われたことがない。

上記免除額、免除件数については、全て違約金免除である。違約金免除については、上記2(3)で述べた通りである。

## 5 サービサーに対する債権回収業務の委託

(1) 本貸付金の委託概要  
県では、平成26年度より、滞納中または今後滞納の可能性があり、自主回収が困難と考えられるものについて株式会社沖縄債権回収サービス(以下「サービサー」という。)に対し、債権回収を委託している。

委託件数は、平成26年度63件、平成27年度84件、平成28年度78件である。

(2) 契約の締結  
県は、本貸付金の管理・回収について平成26年7月14日にサービサーと契約を締結し、その後平成27年度以降、毎年4月1日付で、サービサーと未収金回収業務委託の基本契約を締結している。

(3) 委託期間  
委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間である(上記基本契約契約書以下「本契約書」という。)第25条)。

(4) 委託料  
委託料は、未収金のうち収納があつた金額の30%及びこれに対する消費税相当額とされている(本契約書第13条、未収金回収業務委託に関する覚書第2条)。

(5) 費用の負担  
委託業務の事務処理に要する費用は、サービサーの負担とする(本契約書第6条)。

(6) 委託業務の範囲  
委託業務の範囲は次の通りである(本契約書第2条)。

- ア 主債務者及び連帯保証人(以下「債務者等」という。)が返済すべき未収金の管理
- イ 債権放棄については、平成25年度報告を受け、準備がなされた結果、平成28年度に1件行われている。この1件は、借入人が被産手続に基づく免責許可決定を受け、その後連帯保証人に対する請求をなしたが、連帯保証人が所在不明となり、徵収の外部委託を行つても所在不明状態が継続したという案件であり、議会の議決を通して放棄された。

| <年度別：不納欠損処理状況>       |                                     |
|----------------------|-------------------------------------|
| 不納欠損額                | 平成24年度<br>8,844,086                 |
| 不納欠損件数               | 平成25年度<br>0                         |
| 不納欠損理由               | 平成26年度<br>12,040,657                |
| 注 元金、利息及び調定満期給金を含む金額 | 平成27年度<br>2,952,506                 |
|                      | 平成28年度<br>1,383,507                 |
| 不納欠損額                | 平成24年度<br>8,844,086                 |
| 不納欠損件数               | 平成25年度<br>0                         |
| 不納欠損理由               | 平成26年度<br>破産4件<br>時効援用12件<br>相続放棄1件 |
| 注 元金及び利息の金額          | 平成27年度<br>21<br>0<br>8<br>2         |
| 債権放棄額                | 平成28年度<br>0                         |

本処理基準により、上記ア～ウの場合には、各福祉事務所長と県担当課が協議を行つた上で、不納欠損処理を行うかの最終的な検討をなしている。

(8) 債権放棄額及び件数

| (4) 債権放棄額(円) |             |
|--------------|-------------|
| 債権放棄件数(件)    | 平成24年度<br>0 |

注 元金及び利息の金額

- 1件行われている。この1件は、借入人が被産手続に基づく免責許可決定を受け、その後連帯保証人に対する請求をなしたが、連帯保証人が所在不明となり、徵収の外部委託を行つても所在不明状態が継続したという案件であり、議会の議決を通して放棄された。

及び回収を行うこと。

イ 債務者等の所在、実情、信用状態等を調査すること。

ウ 債務者等の収入及び資産の処分等による現在及び将来の返済能力、債務者等の資産及び負債の状況等を総合的に把握すること。

エ 債務者等から希望があれば、債務整理の相談・アドバイスを行うこと。

(7) 分割返済等の申し出の取り扱い

債務者等から分割返済または延納等返済条件の変更の申し出がある場合には、サービスは、県の承諾を得て申し出を承認するものとする（本契約書第5条）。

(8) 委託業務の報告

委託業務について、サービスは、その進捗状況の報告書を作成し、原則として四半期ごとに送付する。また、債務者等からの苦情、トラブル等についても、併せて報告する（本契約書第15条）。

(9) 回収実績

平成26年度から平成28年度までの回収実績は以下の表のとおりである。年間回収金額は37万2286円から200万1852円、回収率は1.5%から5.6%である。

| 年度     | 委託料額 |            | 回収件数 | 回収額       | 回収率(%) | 差異金額 |
|--------|------|------------|------|-----------|--------|------|
|        | 委託料額 | 回収額        |      |           |        |      |
| 平成26年度 | 63   | 24,363,114 | 22   | 3,725,286 | 1.5    | 30   |
| 平成27年度 | 81   | 31,054,303 | 46   | 5,101,862 | 5.6    | 30   |
| 平成28年度 | 73   | 37,813,821 | 29   | 1,326,137 | 4.1    | 30   |

(10) サービサーへの委託することについて

ア 活用の継続

本貸付金は、貸付件数が多く、支援員は貸付対応にも追われるところから、県による主回収には限界がある。一方、サービスに委託した場合、サービスは債権管理及び回収を専門的に取り扱っていることから、回収可能性が高まる。実際、サービスに委託する案件は、県が自主回収困難と判断した債権であるにもかかわらず、回収率が5%に及ぶ年でも存在する。また、サービスの報酬は完全歩合制によるため、費用対効果の面でもサービスへの委託の継続に問題はない。

イ 債権回収以外におけるサービスの利用

本貸付金の回収において吟味しなければならない点は、滞納者の償還能力の有無である。本貸付金の性質上、償還能力が無いために滞納している借受人が多い。しかし一方で、一定の資産や所得がありながら償還を怠っていると思われる滞納者も存在する可能性がある。このような滞納者に対して、支援員は債権回収に係る専門家ではないため、積極的な回収措置をとることが難しいという現状が存在する。そして本貸付金は私債權であり、財産調査においてもあくまでも任意の情報提供が基本となり、借受人の状況確認さえも難しいという場合も見受けられる。

そこで、サービスについて、回収のみならず財産調査についても積極的に利用すべきと考える。現在においても、委託業務の範囲内に償還能力、債務者等の資産及び負債の状況等の把握が含まれているのであるから、それらを積極的に活用し、県としても借受人の状況把握をなし、把握した滞納者の状況を踏まえて、県としての処理方針を検討するべきである。

## 6 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 借用書の記載事項の不備一期限の利益喪失規定  
本貸付金については、期限の利益喪失規定として一時償還請求ができる旨定めがある（本施行令第16条）。具体的には借受人が償還金の償還を怠った場合には、残債務の償還を一括して請求することができる。そして、本細則においても、一時償還を請求することができることを前提に、その書式が定められている（母子父子寡婦福祉資金一括償還請求書（第21号様式））。

しかしながら、本貸付金貸付時に借受人が署名する借用書（本細則第12号様式）には、一時償還請求（期限の利益喪失）について明示的な記載がない。例えば、借用書では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに従い、相違なく償還します。」との記載及び特約事項として「違約金についての記載があるにとどまる。仮に、上記「母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等」に一時償還の定めが含まれるとしても、借受時に一時償還について説明の上で本施行令や本細則の交付を借受人は受けいないのであり、県と借受人の合意内容に一時償還が含まれていると考えられるがにについては疑義が残る。

そのため、速やかに借用書に「借受人が償還金の返還を怠った場合等、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は、沖縄県が文書にて通知することにより、借受人が期限の利益を喪失し、借入額元金と同日までの利息合計額から既払額を控除した額について直ちに沖縄県に一時償還なければならない。」といった趣旨の記載を加え、一時償還請求について、貸付決定前に説明し、一時償還請求が疑義無く可能となるようすべきである。

指摘 1

借用書に一時償還請求についての記載を加えるべきである。  
イ 違約金免除の手続

本貸付金の違約金免除について、違約金免除事由に該当する場合における違約金免除手続は、違約金免除申請書の提出を受けた上で県が違約金免除決定を出すことになつて

いる（本細則第15条）。しかし、違約金免除事由のうち「違約金が少額で、これを徵することが事務効率及び経費等から不合理と認められるとき」については、1度の調定額（例えば、月賦の場合1月あたりの調定額）における違約金が500円未満の場合とし、この事由に該当した場合は、違約金免除申請書なく、内部的処決裁のみで違約金免除としている。

県の内部的な決裁のみで違約金免除とする現在の運用は本細則に反しており、是正すべきである。なお、是正の方向性については、申請を求める処理が事務手続の煩雑さを招くという側面もあると考えられるため、本細則の見直しも含めて検討されたい。

#### 指摘 2

違約金免除手続において、免除申請なく、免除決定がなされている本細則に反する運用については、本細則の見直しも含めて是正を検討すべきである。

(2) 意見

ア 訴訟等の検討

本貸付金においてはサービスへの委託を通じた債権回収が行われている。しかし、支払督促や訴訟といった積極的な回収手段に及んだことではない。滞納者の中に一定の資産や所得がありながら償還を怠っている滞納者も存在する可能性があり、償還している借受人との公平性の観点や県の債権管理として問題がある。なお、個別マニアルにおいては、督促、催促及び財産調査を行ってもなお滞納が解消されない場合、当初の納入期限から2年以内に処理方針の決定を行い、資力（換価価値のある財産）があり、履行意思が無い場合、施行令第171条の2の規定に基づき保証人に対する請求、債務名義のある債権に係る強制執行及び訴訟等の強制徴収の手続をとるものとすると定めている。

そこで、回収可能性のある滞納者に対しては、サービスや外部専門家への委託を通して財産状況を把握し、適切な回収を行うために支払督促や訴訟といった積極的な回収手段に及ぶか検討すべきである。

#### 意見 1

滞納者に対する財産調査の結果に基づいて、回収可能性のある滞納者に対しては、訴訟等を検討すべきである。

(3) コメント

ア サービサーに求める報告事項について（サービスへの委託と県の連携）

県はサービスへの委託債権について、サービスから報告を受けることになつていい。しかし、サービスからの報告は委託債権の全般的報告であり、個別具体的な貸付

それぞれについての報告は現在なされていない。

しかし、サービスへ委託した債権についてもあくまでも県が管理している債権である。そして、県としての債権管理を適切に行うためにも県は、委託債権の個別具体的な状況についてサービスから報告を受けるべきである。

そこで、サービスから委託債権に関する個別具体的な報告を求めることができるように県とサービスの契約内容の見直しを検討すべきである。その上で、県は、サービスから受けた個別具体的な貸付に関する報告を、担当する各福祉事務所に報告し、各福祉事務所は、その報告を受けた上で債権管理についての対応を検討すべきである。

#### イ 最終処理に向けた取り組みについて

本貸付金においては、平成28年度末時点で10年以上滞納となっている債権が181件（滞納者数）、7446万5402円（滞納額・違約金を除く）存在する。このような長期滞納債権の中には、滞納者と連絡がとれなくなり回収が極めて困難な債権も少なくない。回収が極めて困難な債権については債権免除や債権放棄による処理も視野にいれるべきところ、本貸付金は、元金について債権免除が行われたことはなく、債権放棄も平成28年度に初めて行ったに過ぎない。

しかし、本要綱においては、福祉法第15条による債権免除のほか、施行令第171条の規定による「履行延期の特約」及び施行令第171条の7の規定により、当初の履行期限から10年を経過した後ににおいてなお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる、という施行令に基づいた債権免除についての記載がある。そして、債権放棄についても個別マニュアルで記載がなされている。

そこで、債権免除及び債権放棄に関する参考資料の集積を行い、各支援員が債権免除及び債権放棄を検討するために必要な情報の共有を図る体制を構築し、長期滞納債権の内、回収が見込めない債権の処理については債権免除や債権放棄といつた処理の検討を進めるべきである。

第2章 沖縄県介護福祉士等修学資金貸付金

概要 1

一七五

## (2) 本貸付金の概要

沖縄県介護福祉士等について、沖縄県介護  
に定めがある。

以降、貸付を行っておらず、債権管理のみを行っている。本貸付の貸付対象者は、介護施設等に在学する者であり、貸与には月額3万

6000

木規則筆(6 条)

本貸付金の目的は、県内の介護福祉士等の養成及び確保である。このような目的から本貸付金は、一定期間県内において介護福祉士等の業務に従事したとき、修学資金の償還を免除するなど、償還免除を前提とした制度設計が行われていることが特徴としてあげられる。

平成28年度春時点の総賃貸物件数は17件、賃付金残高は1113万9583円である。

(3) 根規規定 本貸付金の根拠は、本条例である。そして、本条例の施行に關し必要な事項は、本規則が定めている（本条例第14条）。

Final Grade 1 各

本条例第1条 この条例は、介護福祉士又は社会福祉士（以下「介護福祉士等」という。）の養成施設等に在学する者で、将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対する修学資金を貸与することにより、県内の介護福祉士等の養成及び確保

(5) 貸付対象  
本貸付金の貸付対象は、介護福祉士等を養成する施設等（専門学校等）に在学する者である（本条例第3条）。

(6) 財源 国及び県が2分の1ずつ拠出することになっていた。

(7) 貸付の方法

(8) 貸付業務の流れ

本貸付金は、修学資金の貸与を受けようとする者が申請し、貸与の適否を県が判断し、貸与をする場合には、修学資金貸与決定通知書を申請者に通知し、貸与を行いうる流れで貸付業務が行われていた（本規則第4条、第5条）。

(9) 当該賃付が単年度貸付であるか否か

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容

(1) 貸付業務及び債権管理業  
(2) 広報の有無及び内容

本貸付金については、平成17年度で貸付を終しているため、現在広報は行っていない。

(3) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

貸付を受けようとする者は、養成施設等に在学する者で、将来県内（本規則第3条で定める国立施設については、県内外を問わない。）において介護福祉士等の業務に従事しようとするものでなければならない（本条例第3条）。

### (2) 利息の有無及び内容 無（本条例第4条第2項）

### (3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本貸付金は償還期間内に貸付金を償還しない等の場合における遅延損害金として、年14.5%の延滞利子の支払いを定めている（本条例第13条）。しかし、これまで延滞利子（遅延損害金）を請求したことはない。

### (4) 本条例第13条

貸与生は、正当な事由がなく、返還すべき日までに修学資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学資金の額につき年14.5ハーベントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

### (4) 保証人の要否

本貸付金においては、2名の連帯保証人を求めている（本条例第6条、本規則第9条）。

### (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

### (6) 償還方法

本貸付金は、本条例第8条第1項各号の事由が生じた時に、償還義務が生じ、その償還事由が生じた日の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間以内に償還することとされている（本条例第8条第1項注書）。償還猶予を受けた場合、猶予期間と貸与を受けた期間を合算した期間が償還期間の上限となる。貸与を受ける期間は、養成施設等の正規の修学期間以内が原則とされている（本条例第5条）。そのため、貸与生が貸与を受けた期間は1～3年間が原則であり、償還期間も猶予期間が無い貸与生の場合、同様の期間となる。

本条例第8条の規定により、償還義務が生じた者は、償還すべき事由が生じた日から起算して20日以内に修学資金返還計画書を県に提出しなければならない（本規則第11条）。この返還計画書の提出を受けて、県は調定し、請求をなすという手続の流れについている。

## 本条例第8条第1項

貸与生は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間（前条第2項の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（次条又は第10条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）以内に、貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により修学資金の貸与が取り消されたとき。

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日（規則で定める特別の事情がある場合にあっては、規則で定める日。以下同じ。）までに県内において介護福祉士等の業務に従事しなかつたとき。

(3) 県内において介護福祉士等の業務に従事しなくなつたとき。

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護福祉士等の業務に従事できなくなつたとき。

### (7) 償還猶予規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還猶予規定が存在する。  
介護福祉士等の養成施設等に引き続き在学している貸与生は当然猶予となり（本条例第9条第1号）、「県内において介護福祉士等の業務に従事している」（本条例第10条第2号）場合や、「その他やむを得ない事由」（本条例第10条第2号）がある場合、裁量猶予となっている。なお、猶予に至る手続については、当然猶予の場合も、裁量猶予の場合も、県が貸与生から返還猶予申請書の提出を受け、申請内容を審査し、要件に適合すると判断した場合、猶予決定を出し、返還猶予決定通知書により貸与生に通知するという手続となることとなっている（本規則第12条、第13条）。

## 本条例第9条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。  
(1) 第7条第1項の規定による貸与の取消し後も引き続き養成施設等に在学しているとき。  
(2) 養成施設等を卒業後、更に他種の養成施設等において修学しているとき。

## 本条例第10条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。  
(1) 県内において介護福祉士等の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

(8) 償還免除規定の有無及び内容

本貸付金においては、償還免除規定が存在する。

本貸付金の目的は、貸与生が県内に介護福祉士等として定着することにあるため、養成施設等を卒業後1年以内に県内で介護福祉士等として就労し、引き続き7年間以上当該業務に従事した貸与生については、当然免除として、本貸付金の償還を全額免除することとされている（本条例第11条）。

そして、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等の業務に従事したときなどには、裁量免除により県は本貸付金の償還を全部または一部免除することができますとされている（本条例第12条）。

なお、免除に至る手続は、当然免除の場合も、県が貸与生から返還免除申請書の提出を受け、申請内容を審査し、要件に適合すると判断した場合、免除決定を出し、返還免除決定通知書により貸与生に通知するところとなつてている（本規則第15条、第17条）。

本貸付金は、貸与生が介護福祉士等として県内に定着し貸与生の償還を免除することを原則とした制度設計がなされている。

本条例第11条

1 知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内において介護福祉士等の業務に従事し、引き続き7年間当該業務に従事したとき。

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において介護福祉士等の業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設等の入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。）が介護福祉士等の業務に従事した場合には、引き続き3年間当該業務に従事したとき。

(3) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに県内において介護福祉士等の業務に従事した者（うち、ホームヘルパー、家政婦等の業務に従事したものについては、規則で定める期間当該業務に従事したとき。

(4) 前3号に規定する介護福祉士等の業務の従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務に従事できなくなつたとき。

2 前項第1号から第3号までの規定の適用について、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、介護福祉士等の業務に従事することができなかつた期間がある場合

合は、当該期間は、当該業務に従事していた期間とみなす。ただし、前項第1号から第3号までの期間の計算については、これを算入しないものとする。

本条例第12条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等の業務に従事したこととされている（本条例第11条）。

(2) 死亡又は心身の故障により返還債務を履行することができなくなったとき。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |            | 平成24年度         | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度         | 平成28年度        |
|------------------|------------|----------------|------------|------------|----------------|---------------|
| 子賃借額（円）          | 申請件数（件）    | 貸付金額（円）        | 貸付件数（件）    | 貸付金額（円）    | 回収すべき金額（当年度分）A | 回収済み金額（当年度分）B |
| 1,754,000        | 1,917,000  | 1,754,000      | 2273       | 33,62      | 61,67          | 65,25         |
| 226,000          | 25,000     | 226,000        | 25         | 1,30       | 1,388,000      | 140,000       |
| 回収率（過年度分）D       | 回収率（過年度分）E | 回収率（B+D）／（A+C） | 総貸付件数（件）   | 総貸付件数（件）   | 不動産賃借額（円）      | 不動産賃借額（円）     |
| 12.88            | 1.30       | 26.91.14.43    | 26,488,143 | 13,354,083 | 0              | 0             |
| 28.20            | 29.00      | 11.81.8.583    | 34         | 34         | 0              | 0             |
| 7.66             | 8.97       | 11.139.583     | 19         | 19         | 0              | 0             |
| 24.20            |            | 17             |            |            |                |               |

(2) 予算額

平成17年度をもって貸付事業を終しているため、予算計上はされていない。

(3) 貸付実績

平成17年度をもって貸付事業を終しており、新たな貸付は行っていない。

(4) 免除額及び件数

本貸付金は上記2(8)通り、貸与生が介護福祉士等として県内に定着することを目的としており、介護福祉士等として県内で7年間就労したこと等を要件とした償還免除を原則とした制度設計がなされている。

近年では、平成24年度に13件、平成26年度に14件が、当然免除となっている。

本貸付金には、当然免除と裁量免除が存在し、免除額については、一部免除と全部免除が存在する。それぞれの近年の内訳は、下記の表の通りである。

| 免除額(円)    | 平成24年度     | 平成25年度 | 平成26年度     | 平成27年度  | 平成28年度 |
|-----------|------------|--------|------------|---------|--------|
| 免除件数(件)   | 10,363,000 | 0      | 12,416,068 | 693,229 | 0      |
| 金部免除件数(件) | 13         | 0      | 16         | 1       | 0      |
| 一部免除件数(件) | 0          | 0      | 14         | 0       | 0      |
| 裁量免除件数(件) | 0          | 0      | 2          | 1       | 0      |
| 当然免除件数(件) | 13         | 0      | 14         | 0       | 0      |

上記表から明らかなように、当然免除の件数が多く、介護福祉士等として県内定着をした上で免除となる貸与生がそれなりに存在していることが同様で、本貸付金は、目的である介護福祉士等の養成及び県内定着を一定程度達成しているといえる。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

|         | 平成24年度  | 平成25年度  | 平成26年度  | 平成27年度    | 平成28年度  |
|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 回収すべき金額 | 586,000 | 154,000 | 535,135 | 1,076,271 | 744,000 |
| 回収済み金額  | 197,000 | 35,000  | 329,992 | 702,271   | 494,000 |
| 回収率(%)  | 33.62   | 22.73   | 61.67   | 65.25     | 66.40   |

回収率は低く推移している。当年度分の回収率は、平成24年度33.62%、平成25年度22.73%と比較すると、平成26年度以降改善しているものの、60%台で推移しており、高いとは言えない。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

|         | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 回収すべき金額 | 1,754,000 | 1,917,000 | 2,011,000 | 1,828,143 | 2,062,143 |
| 回収済み金額  | 226,000   | 25,000    | 388,000   | 140,000   | 185,000   |
| 回収率(%)  | 12.98     | 1.30      | 19.29     | 7.66      | 8.97      |

過年度分の回収率は著しく低く推移している。平成28年度末時点での延滞件数が6件存在する。

- (7) 不納欠損額及び件数 無  
(8) 債権放棄額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 猶予の運用について

本規則によれば、償還猶予の手続については、貸与生からの申請を受け、県が審査の上、猶予決定を出すと定められている（本条例第9条、第10条、本規則第12条、第13条）。

ところが、本貸付金の償還猶予に関して、猶予の申請書の提出が行われていない貸付が存在した。確かに裁量免除事由である「県において介護福祉士等の業務に従事して

いるとき。」（本条例第10条第1号）については、県が就業場所等に問い合わせることで、事実確認をすることは可能である。しかし、本規則第12条は、手続として貸与生からの猶予申請書の提出を要求しているのであるから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した運用と言わざるを得ない。猶予の運用について本規則をふまえた手続には、必ずべきである。

（2）意見

ア 延滞利子（遅延損害金）の調定について

本貸付金において、延滞利子（遅延損害金）は一切調定されていない。確かに、修学資金という本貸付金の性格上遅延損害金の調定になじまないという面も存在する。しかし、本条例第13条において、「貸与生は、正当な事由がなく、返還すべき日までに修学資金を返還しなかったときは、…延滞利子を支払わなければならぬ」と定められているのであるから、延滞利子の調定を一切行わないという現状は妥当ではない。また、上記「正当な事由」（本条例第13条）の検討により、個別的に調定になじまいかの判断をすることも可能である。

よって、「正当な事由」の有無を検討し、「正当な事由」の存しない貸付については延滞利子を調定すべきである。

イ 債権期間の是正

本貸付金において、償還期間を定める本条例第8条第1項は、貸与を受けた期間に「相当する期間」（本条例第9条又は第10条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）以内に償還しなければならないと定めている。

しかし、現在、本条例が上限として定める「相当する期間」（本条例第8条第1項）を超えて長期間に償還期間が及んでいる貸付が複数存在する。具体的には、5年間が「相当する期間」である貸与生（返済額129万6000円）にについて、月5000円の60回払い（ただし最後の月の返済額は約100万円）の返還計画を立て、その5年後に再度返還計画を立てようのような運用が行われている。すなわち、1度目の返還計画については、「相当する期間」内の償還期間を設定しているものの、最終月における償還不可能な金額を設定することで、当初から償還期間を延長しているものであり、実態としては「相当する期間」を超える償還期間を設定しているとの同様の運用が行われて

いる。

このような運用は、本条例第8条の趣旨に反するものであり、是正すべきである。

#### 意見2

償還期間について、本条例の趣旨に反するような運用は是正すべきである。

#### (3) コメント

本貸付金においては、償還事由が生じているにもかかわらず、償還手続きが進んでないな  
い貸付が、複数存在する。このような貸付の中には、手續が進まないまま、時効期間を  
経過した貸付も存在する。  
確かに、本貸付金は、債務者からの提出・申請（返還計画書、免除申請書等）に県が  
対応するという制度になっており、債務者側の事情で手續が進められないという面もも  
在する（上記2(6)等参照）。しかし、県からの債務者への提出・申請の足しが不足して  
いることや、時効中断措置の不実行といった県の債権管理体制の不備も原因の一一つであ  
ると考えられる。  
そこで、本貸付金においては、標準マニュアルを参考に、債務者への提出・申請の足  
しの運用や時効中断措置の実施等の運用の手続き・マニュアルを整備し、債権管理体制  
を整えるべきである。

### 第3 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金

#### 1 概要

##### (1) 一覧表

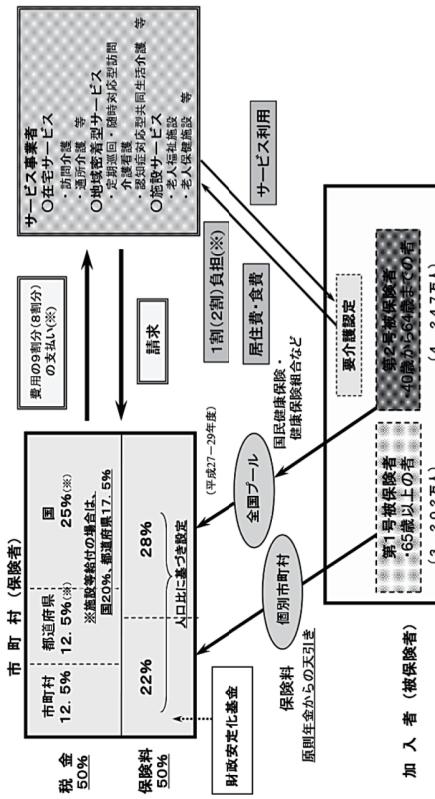
| 貸付金名                           | 沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金                                                                                            |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 担当部署名（部局及び課）                   | 子爵・生活福祉部高齢者福祉介護課                                                                                             |
| 貸付開始年度                         | 平成24年度                                                                                                       |
| 根拠規定（法律、条例、要綱など）               | 介護保険法第417条第1項第2号<br>沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則                                                                     |
| 貸付金の目的                         | 無                                                                                                            |
| 貸付対象                           | 市町村が通常の努力を行つてもなお生じる保険料未納や、当初想定できなか<br>った給付費の増大等に起因する財政不足について、市町村において一般会<br>員からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営すること。 |
| 財源（県、国、その他のいづれか）               | 市町村<br>平成13年、県(1/3)、市町村(1/3)の負担金                                                                             |
| 貸付の方法                          | 無                                                                                                            |
| 貸付金が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか  | 無                                                                                                            |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の取扱い方法 | 無                                                                                                            |
| 当該貸付が県年度貸付であるのか否か              | 無                                                                                                            |
| 当該貸付の財政年度の内訳                   | 無                                                                                                            |
| 貸付実務及び債権管理業務に从事する職員数           | 無                                                                                                            |
| 信託の有無及び内容                      | 無                                                                                                            |
| 債権管理制度に関する個別研修の有無              | 無                                                                                                            |
| 貸付の条件                          | 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に<br>不足するところに限られること                                                         |
| 利息の有無                          | 無                                                                                                            |
| 利回りの利率（年）                      | -                                                                                                            |
| 算延損害金の規定の有無                    | 無                                                                                                            |
| 保証人の有無                         | -                                                                                                            |
| 出保険の把柄の方法                      | -                                                                                                            |
| 償還方法（既存債権の年次償還額）               | 毎年貸付総額の1/3を3回で完済                                                                                             |
| 償還猶予規定の有無                      | 無                                                                                                            |
| 即時の利益喪失規定の有無                   | 無                                                                                                            |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等               | 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度                                                                                  |
| 子爵額(円)                         | 0 238,706,000 0 0                                                                                            |
| 申請件数(件)                        | 0 0 0 0                                                                                                      |
| 貸付実績                           | 貸付金額(円) 貸付件数(件)                                                                                              |
| 回収すべき金額（当年度分）A                 | 0 150,000,000 0 0                                                                                            |
| 回収済み金額（当年度分）B                  | 229,054,336 229,054,332 229,054,332 50,000,000                                                               |
| 回収すべき金額（過年度分）C                 | 0 0 0 0                                                                                                      |
| 回収済み金額（過年度分）D                  | 0 0 0 0                                                                                                      |
| 回収率（B+D）／（A+C）                 | 158,108,664 379,054,332 150,000,000 100,000,000                                                              |
| 総貸付額(円)                        | 9 10 0 0                                                                                                     |
| 総貸付件数(件)                       | 0 0 0 0                                                                                                      |
| 不納欠損額(円)                       | 0 0 0 0                                                                                                      |
| 債権放棄(件)                        | 0 0 0 0                                                                                                      |
| 免除額(円)                         | 0 0 0 0                                                                                                      |
| 免除件数(件)                        | 0 0 0 0                                                                                                      |

##### (2) 本貸付金の概要

沖縄県介護保険財政安定化基金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、介護保険法  
（以下「法」という。）に基づき、県に設置が義務付けられている沖縄県介護保険財政  
安定化基金（以下「本基金」という。）による貸付金である。

下記図は、介護保険制度の仕組みを示している。介護保険制度において、介護保険財政安定化基金は、市町村が通常の努力を行ってもなおお生じる保険料未納や、当初想定での繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営するために各都道府県に設置されている。財源は国、県、市町村が3分の1ずつ負担している。県においては、本基金を平成12年4月1日に設置し、資金の積み立てや各保険者への交付、そして、本賃貸金の償付等を行っている。本基金からの貸付である本賃貸金の平成28年度末時点の貸付件数は1件、貸付残高は5000万円である。

### 介護保険制度の仕組み



(注) 施1号被保険者の数は、「平成25年度介護保険事業計画実績報告書」によるものであり、平成25年未現在の数である。  
施2号被保険者の数は、「平成27年6月版、一一定所専用についての算用」によるものである。  
(※) 平成27年6月以降、一定所専用については算用の3割払い及び2割負担。

### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠は、法第147条第1項第2号である。手続等については、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（以下「本政令」という。）、沖縄県介護保険財政安定化基金条例（以下「本条例」という。）及び沖縄県介護保険財政安定化基金条例施行規則（以下「本規則」という。）が存在している。

### 法第147条第1項

都道府県は、次に掲げる介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てる

### ため、財政安定化基金を設けるものとする。

- 一 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれ、かつ、基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、イに掲げる額（イに掲げる額が口に掲げる額を超えるときは、口に掲げる額とする。）の二分の一に相当する額を基礎として、当該市町村及びその他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額を交付すること。
- イ 実績保険料収納額が予定保険料収納額に不足すると見込まれる額
- ロ 基金事業対象収入額が基金事業対象費用額に不足すると見込まれる額

- 二 基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれる市町村に対し、政令で定めるところにより、当該不足すると見込まれる額を基礎として、当該市町村及び他の市町村における保険料の収納状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額の範囲内の額を貸し付けること。
- （4）目的  
本貸付金の目的は、市町村が通常の努力を行ってもなお生じる保険料未納や、当初想定できなかつた給付費の増大等に起因する財政不足について、市町村において一般会計からの繰入れを行うことなく、介護保険財政を安定的に運営することである。
- （5）貸付対象  
貸付対象は市町村である。
- （6）財源  
国、県及び市町村それぞれで3分の1ずつ拠出した本基金を財源としている（法第147条第3項～第6項）。
- （7）貸付の方法  
県が直接市町村に貸付けている。
- （8）貸付業務の流れ  
市町村から県へ貸付金借入申請書を提出し（本規則第8条、第9条）、県が審査の上、適当と認めたときに貸付を行う（本規則第10条、第11条）。

- （9）貸付額の範囲内であるか及び貸付希望額が不當に過大となつてないか、（本政令第7条第5項）を審査している。
- 本政令第7条
- 1 法第147条第1項第2号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」といいう。）の貸付けは、計画期間の各年度（最終年度を除く。）においては単年度基金事

1 「公的介護保険制度の現状と今後の役割 平成27年度 厚生労働省老健局総務課」7頁より引用

|                                                                                                                             |                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4                                                                                                                           | 第1項の基金事業貸付金の額は、各市町村につき、次の各号の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に1.1を乗じて得た額を限度とする。                                                                                                     |
| 一 計画期間の各年度（最終年度を除く。）                                                                                                        | 当該各年度における単年度基金事業対象費用額を控除して得た額の見込額                                                                                                                                    |
| 二 計画期間の最終年度イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額（当該計画期間において実績保険料収納額及び基金事業対象費用額の合計額が保険料収納下限額に不足すると見込まれる市町村については、イに掲げる額から口に掲げる額を控除して得た額とする。） | イ 当該計画期間における基金事業対象費用額から基金事業対象収入額を控除して得た額の見込額                                                                                                                         |
|                                                                                                                             | ロ 当該計画期間における基金事業借入金（最終年度に係るもの）及び基<br>金事業交付金の額                                                                                                                        |
| ハ 当該計画期間における保険料収納下限額から実績保険料収納額及び基金事業対<br>象保険料の合計額を控除して得た額の見込額                                                               |                                                                                                                                                                      |
| 5                                                                                                                           | 都道府県は、基金事業貸付金の貸付けを受ける市町村が保険料収納必要額を不當に過少に見込んだこと又は予定保険料収納率を不當に過大に見込んだことにより、前項の規定により算定される基金事業貸付金の額が不當に過大となると認められる場合その他必要と認めるときは、当該市町村に対する基金事業貸付金の額を減額し、又は貸し付けないこととができる。 |
| (9)                                                                                                                         | 当該貸付が單年度貸付であるか否か 否                                                                                                                                                   |
| (10)                                                                                                                        | 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無                                                                                                                                             |
| (11)                                                                                                                        | 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名                                                                                                                                              |
| (12)                                                                                                                        | 広報の有無及び内容 無                                                                                                                                                          |
| (13)                                                                                                                        | 債権管理業務に関する個別研修の有無 無                                                                                                                                                  |

- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無  
 (4) 保証人の要否 否  
 (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否  
 (6) 償還方法

市町村は、介護保険制度を円滑に実施するため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直すこととなっている（法第118条第1項）。平成28年度は第6期計画期間（平成27年度～平成29年度）である。  
 本規則第12条において、本貸付金の貸付けを受けた市町村は、原則として貸付を受けた計画期間の次期計画期間の3年間で、貸付金を償還することとなっている。

#### 法第118条第1項

都道府県は、基本指針に即して、三年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

#### 本規則第12条

- 1 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、当該計画期間の借入総額を3で除して得た金額について、次期計画期間の各年度において償還を行う。ただし、市町村が次条に規定する繰上償還を行ふ場合は、この限りでない。
- 2 市町村は、各年度の償還金の額を当該年度の12月末日までに納付しなければならぬ。

- (7) 償還猶予規定の有無及び内容 無  
 (8) 儻還免除規定の有無及び内容 無  
 (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

#### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

##### (1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等<br>子賃額（円） | 平成22年度      |             | 平成23年度      |             | 平成24年度      |             | 平成25年度      |             | 平成26年度      |             | 平成27年度      |             | 平成28年度      |             |     |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----|
|                            | 申請件数（件）     | 貸付金額（円）     | 0           | 238,706,000 | 0           | 238,706,000 | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |
| 貸付実績<br>貸付件数（件）            | 貸付金額（円）     | 0           | 150,000,000 | 0           | 150,000,000 | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |
| 回収すべき金額（当年度分）A             | 229,054,336 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 | 229,054,332 |     |
| 回収すべき金額（過年度分）C             | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |
| 回収済み金額（過年度分）D              | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |
| 回収率<br>(B+D)/(A+C)         | 455,108,664 | 379,054,332 | 150,000,000 | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100         | 100 |
| 総貸付件数（件）                   | 9           | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10          | 10  |
| 不動欠損額（円）                   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |
| 債権放棄（件）                    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |
| 免除額（円）                     | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |
| 免除件数（件）                    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0   |

#### 2 本貸付金の内容

- (1) 貸付の条件  
 市町村において、基金事業対象収入額及び基金事業交付額の合計額が、基金事業対象費用額に不足すると見込まれることが貸付の条件である（法第147条第1項第2号）。
- (2) 利息の有無及び内容 無

(2) 予算額  
平成 25 年度において 2 億 3870 万 6000 円の予算計上が行われている。

(3) 貸付実績

近年では平成 25 年度に 1 億 5000 万円の貸付が行われている。なお、貸付実績と上記予算額が一致しないことについては、本基金は基金として予算計上しているため、一般会計からの歳出及び基金会計への繰入れ等を行う必要があり、上記予算額の計上となっている。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

平成 24 年度から平成 28 年度の回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は 100% である。

法第 129 条第 3 項によって、本貸付金の償還に要する費用は、貸付を受けた次の計画期間における介護保険第 1 号保険料の一部として算定され、第 1 号被保険者から徵収することとなる。そのため、県に対する償還は期限通りに行われる。

法第 129 条

1 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徵収しなければならない。

2 前項の保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第 147 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第 1 号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね 3 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

4 市町村は、第 1 項の規定にかかるわらず、第 2 号被保険者からは保険料を徵収しない。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

これまで市町村からの償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。

(6) 総貸付残高及び件数

平成 28 年度末における総貸付残高は 5000 万円（1 件）のみであり、平成 29 年度に償還済である。

(7) 不納欠損額及び件数

(8) 債権放棄額及び件数

(9) 免除額及び件数 無

4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント 無

本貸付金については、法律上、償還に要する費用を介護保険第 1 号保険料の一部として被保険者から徵収することになつており、未回収のおそれがある可能性は低い。また、貸付時ににおいて法定の範囲内における貸付となつてあるかの審査がなされており、本監査において指摘、意見及びコメントを付すべき点は見受けられなかつた。

## 第5章 農林水産部の貸付金

### 第1 沖縄県農業改良資金貸付金

#### 第2 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金

#### 第3 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金

#### 第4 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金

#### 第5 沖縄県就農支援資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 貸付金名                                        |                                      | 沖縄県農業改良資金貸付金                                |             |             |
|---------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|-------------|-------------|
| 貸付部署名(部及び課)                                 | 沖縄本水産部 農政企划科                         | 貸付開始年度                                      | 昭和17年度      |             |
| 貸付開始年度                                      | 農業改良資金助成法                            | 農業改良資金貸付規則(制度改正に伴い、平成22年10月1日施行)            |             |             |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                             | 沖縄県農業改良資金事業服務委員會                     | 沖縄県農業改良資金借入契約書                              |             |             |
| 貸付金の目的                                      | 地主経営の活性化と農業生産力の強化に資すること              | 地主経営の活性化と農業生産力の強化に資すること                     |             |             |
| 貸付対象                                        | 地主経営者等                               | 地主経営者等                                      |             |             |
| 貸付の方法                                       | 県が3分の2、県が3分の1                        | 県が、認定就農者等に対し、直達し交付する(直貸方式)。                 |             |             |
| (県が直接貸すのか、金融機関や他の団体を通じて貸すのか)                | 県が農協に貸し付ける、農協が認定就農者等に対し貸し付ける。(転貸方式)。 |                                             |             |             |
| 金融機関や他の団体等を通して貸す場合                          |                                      |                                             |             |             |
| の県の資本管理方法                                   |                                      | ・経営改善期間が達成されるまでの間、毎年3月末までに、経営状況報告書を提出してもらう。 |             |             |
| 報告の頻度等                                      |                                      |                                             |             |             |
| 当該貸付が直貸で貸付であるか否か                            |                                      |                                             |             |             |
| 他の公的機関からの融資等があるかないか                         |                                      |                                             |             |             |
| 貸付金の返済義務があるかないか                             |                                      |                                             |             |             |
| 貸付金の有無及び返済方法等の有無                            |                                      |                                             |             |             |
| 貸付金の有無及び返済方法等の有無                            |                                      |                                             |             |             |
| 貸付の条件                                       |                                      | 地主経営の活性化に資すること                              |             |             |
| 利息の有無                                       | 無                                    |                                             |             |             |
| 利子の計算(年)                                    | 無                                    |                                             |             |             |
| 還元措置金規定の有無                                  | 有                                    |                                             |             |             |
| 還元措置金の利率                                    | 12.25%                               |                                             |             |             |
| 保証人の有無                                      | 要                                    |                                             |             |             |
| 物的担保の有無                                     |                                      |                                             |             |             |
| 田代地の取扱い方法                                   |                                      |                                             |             |             |
| 償還方法(自己清算並びに賦値償還)                           |                                      | 償還期間3～5年以内、均等割賦償返                           |             |             |
| 償還額子用紙の有無                                   | 無                                    |                                             |             |             |
| 償還金額見込比率の有無                                 | 無                                    |                                             |             |             |
| 則送金の取扱い方法の有無                                | 有                                    |                                             |             |             |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                             |                                      | 平成21年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度          |             |             |
| 申請件数(件)                                     |                                      | —                                           | —           | —           |
| 貸付金額(円)                                     |                                      | —                                           | —           | —           |
| 貸付実績                                        | 貸付金額(円)                              | 貸付金額(円)                                     | 貸付金額(円)     | 貸付金額(円)     |
| 回収すべき金額(当年度分) A                             | 14,975,000                           | 25,475,000                                  | 6,273,000   | 9,637,000   |
| 回収済み金額(当年度分) B                              | 9,542,900                            | 7,519,000                                   | 1,728,000   | 5,142,000   |
| 回収率(当年度分) B／A                               | 61                                   | 29                                          | 28          | 53          |
| 回収すべき金額(過年度分) C                             | 628,886,394                          | 628,234,802                                 | 634,566,205 | 626,545,481 |
| 回収済み金額(過年度分) D                              | 29,256,391                           | 36,353,375                                  | 26,794,255  | 37,482,005  |
| 回収率(過年度分) C／D                               | 5                                    | 6                                           | 4           | 6           |
| 全体の回収率( B + D )／( A + C )                   | 6.03                                 | 6.71                                        | 4.45        | 6.70        |
| 總貸付額(円)                                     | 515,15,272                           | 505,297,192                                 | 477,147,780 | 435,694,007 |
| 總貸付件数(件)                                    | 252                                  | 252                                         | 247         | 244         |
| 不納欠損件数(件)                                   | 0                                    | 0                                           | 4,242,009   | 0           |
| 債権放棄率(%)                                    | 0                                    | 0                                           | 4           | 0           |
| 債権放棄率(件)                                    | 0                                    | 0                                           | 0           | 0           |
| 免貸金額(円)                                     | 0                                    | 0                                           | 0           | 0           |
| 免貸金件数(件)                                    | 0                                    | 0                                           | 0           | 0           |
| ※回収すべき金額及び回収済み金額(過年度分)は、元金完済後の確定した残額が金額を含む。 |                                      |                                             |             |             |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県農業改良資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、農業経営における生産・加工・販売の新部門の開始や品質・収量の向上、コスト・労働力の削除のための新たな取組を行う農業者に対し、無利子の長期資金を融通する制度である。

本貸付金の活用例としては、青年や中高年者等の経営開始資金や、農畜産物の生産方式の導入等がある。

現在は、制度改正により、平成 22 年 10 月 1 日をもって県から沖縄振興開発金融公庫に貸付業務が移管されたため、県の貸付業務は終了し、貸付資格認定審査業務と既貸付金の債権管理・回収業務のみが残っている。平成 28 年度未現在の総貸付件数 242 件のうち、直貸方式 241 件、転貸方式 1 件であり、直貸方式 241 件は全て延滞しているため、県は管理及び回収に苦慮している状況である。

#### (3) 根拠規定

昭和 31 年に制定された、農業改良資金助成法（以下「本法」という。）に基づき、昭和 47 年に制定された、沖縄県農業改良資金貸付規則（以下「本規則」という。）及び沖縄県農業改良資金債務取扱要領（以下「債務取扱要領」という。）である。

#### (4) 目的

本法第 1 条において、農業者が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することを支援するため、農業者等に対する農業改良資金の融通に関する措置を講ずることにより、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的としている。

#### (5) 貸付対象

農業者又はその組織する団体（以下、「農業者等」という。）である（本規則第 2 条）。

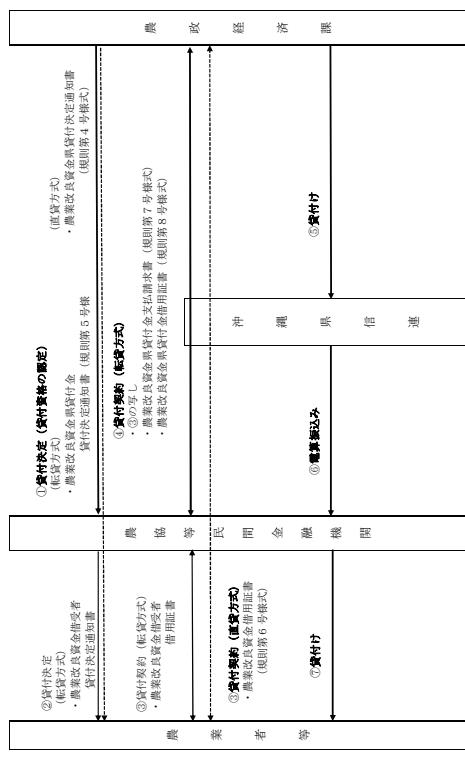
#### (6) 貸源

国が 3 分の 2 を、県が 3 分の 1 を負担していた。

#### (7) 貸付の方法

ア 県が、農業者等に対して、直接貸し付ける（直貸方式）。

#### (8) 貸付業務の流れ



(9) 過去の内部監査等の指摘事項の有無  
毎年度実施される内部監査において、未収金の回収に努力を要するとの指摘がなされている。

#### (10) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

1 名

#### (11) 広報の有無及び内容

県のホームページ

(12) 債権管理業務に関する個別研修等の有無  
年 1 回担当者が NOMA 行政管理講座（債権管理関係）を受講している。

## 2 本貸付金の契約内容

#### (1) 契約締結の有無及び方法

借用証書の作成（本規則第 8 条第 1 項）

#### (2) 契約内容の変更に関する規定

農業改良資金償還方法変更申請書（本規則第 10 条第 1 項、2 項）、農業改良資金繰上償還申請書（本規則第 11 条第 1 項、2 項、3 項）、農業改良資金支払猶予申請書（本規則第 13 条第 1 項、2 項、3 項）を提出する。

#### (3) 利息の有無

- (2) 予算額  
平成 22 年 10 月 1 日に貸付業務を終了しているため、貸付業務に係る予算是組まれていない。
- (3) 貸付実績  
平成 22 年 10 月 1 日に貸付業務を終了しているため、現在の業務は貸付資格認定審査業務と既貸付金の債権管理・回収業務である。平成 28 年度未現在における総貸付件数は 242 件であり、そのうち直貸方式は 241 件、転貸方式は 1 件（借受人 1 名）である。
- (4) 回収実績  
ア 回収率  
平成 24 年度分 平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度  
当年度分 64% 29% 28% 53% 25%  
過年度分 6% 7% 6% 8% 7%  
全 体 6.03% 6.71% 4.45% 6.70% 4.63%
- 本貸付金の回収率は、過去 5 年間 1 衍台で推移しており、極めて低い。  
当年度分の回収率は、20% 台～60% 台の間を上下している。これは、当年度分の回収率には直貸方式 1 件又は 2 件、転貸方式 1 件分が含まれているところ、転貸方式は約定償還遅延されていることから、延滞が生じていると推察される。平成 27 年度に一時回収率が 5 割を上回ったのは、一度に 2 年分の償還金額を償還した者がいるためである。
- イ 債還・延滞状況  
過年度分の回収率は、6 %～8 % 台と極めて低い。これは、後記イで述べるような債務超過や未回収がある。かかる延滞状況が、全体の回収率に大きく影響している。
- （5）遅延損害金の有無  
年 12.25%（本規則第 15 条第 1 項）
- （6）保証人の要否・内容  
ア 直貸方式の場合には、2 人以上の連帯保証人を立てることが必須である（事務取扱要領第 2 の 3(1)参照）。
- イ 転貸方式の場合には、物的担保又は沖縄県農業信用基金協会の保証が必要となる（本規則第 5 条第 1 項、事務取扱要領第 2 の 4(1)参照）。
- （7）物的担保の要否・内容  
ア 直貸方式の場合には、1 件当たりの貸付額が 300 万円を超える場合等に必要とされる（本規則第 5 条第 2 項、事務取扱要領第 2 の 3(2)）。
- イ 転貸方式の場合には、物的担保は不要である。
- （8）償還方法  
均等割賦支払（本規則第 4 条第 1 項）
- （9）償還猶予規定の有無  
無
- （10）償還免除規定の有無  
無
- （11）期限の利益喪失規定の有無  
無
- （12）直貸方式は本規則第 12 条第 1 項、転貸方式は本規則第 12 条第 2 項）  
有り（直貸方式は本規則第 12 条第 1 項、転貸方式は本規則第 12 条第 2 項）

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### （1）一覧表

| 貸付金額(円)                     | 貸付年数(年)     | 平成24年度                                    | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度 |
|-----------------------------|-------------|-------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 貸付実績(件)                     | 貸付金額(円)     | 平成22年度における農業改良資金制度の改正に伴い、貸付主体がから公へ業務移された。 |             |             |             |        |
| 回収済み金額(当年度分) A              | 14,976,000  | 25,475,000                                | 6,277,400   | 9,687,000   | 6,014,000   | —      |
| 回収済み金額(過年度分) B              | 9,52,000    | —                                         | —           | —           | —           | —      |
| 回収済み金額(過年度分) B/A            | 64          | 29                                        | 38          | 53          | 25          | —      |
| 回収済み金額(過年度分) C              | 628,886,394 | 634,661,205                               | 626,515,481 | 627,805,639 | 627,805,639 | —      |
| 回収済み金額(過年度分) D              | 29,256,491  | 36,332,375                                | 26,794,44   | 37,482,005  | 27,836,500  | —      |
| 回収済み金額(過年度分) C/D            | 53          | 6                                         | 6           | 6           | 6           | —      |
| 全額の回収率( B + D ) / ( A + C ) | 545,115,272 | 565,287,192                               | 477,447,280 | 433,694,007 | 405,070,507 | 4,63   |
| 回収済み金額(当年度分)                | 2,52        | 252                                       | 247         | 244         | 242         | —      |
| 不動産回収率(当年度分)                | 0           | 0                                         | 4,24,019    | 0           | 2,14,666    | —      |
| 債権回収率(当年度分)                 | 0           | 0                                         | 4           | 0           | 0           | —      |
| 免責回収率(当年度分)                 | 0           | 0                                         | 0           | 0           | 0           | —      |
| 免責回収率(過年度分)                 | 0           | 0                                         | 0           | 0           | 0           | —      |

直貸方式は 241 件全て延滞している。元金を延滞している案件が 108 件であり、元金完済後に違約金のみを延滞している案件が 133 件である。  
元金を延滞している案件 108 件のうち、分割返済中は 78 件、返済停止中は 19 件、時効完成は 11 件となっている。物的担保が提供されている案件は 2 件のみであり（ほとんど全ての案件が 300 万円を超える貸付けであるが（本規則第 5 条第 2 項、事務取扱要領第 2 の 3(2)））、300 万円を超える貸付けに物的担保提供が必須とされたのは、平成 18 年 11 月 29 日以降であるため、それ以外の案件は通常保証人のみ 2 ～ 3 名立てられている。

また、元金完済後に違約金のみ延滞している案件 133 件のうち、分割返済中はわずか 1 件のみ、返済停止中は 73 件、時効完成は 59 件となっている。違約金額は、ほとんど調定されていない。

|                       |                  |                   |           |
|-----------------------|------------------|-------------------|-----------|
| 延滞件数<br>241件          | 残元金あり<br>108件    | 分割返済中78件(担保提供者2名) |           |
|                       |                  | 返済停止中19件          | 時効完成案件11件 |
| 元金完済<br>違約金のみ<br>133件 | 分割返済中1件(担保提供者なし) |                   | 返済停止中73件  |
|                       | 時効完成案件59件        |                   |           |

ii 元金を延滞している案件 108 件について

(i) 分割返済中の案件 78 件について

元金を延滞している案件 108 件のうち、分割返済中の案件は 78 件であり、代表例は、次表のとおりである。

| No. | 案件年度 | 内容 | 償還期間    | 貸付金額       | 未到来償還額     | 返済方法       | 違約金額        | 違約金額        | H28返済額    | 返済方法     | 違約金額   | 違約金額   |
|-----|------|----|---------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-----------|----------|--------|--------|
| 1   | H10  | 農地 | H21～H21 | 12,000,000 | 0          | 7,544,000  | 3,435,441   | 3,435,441   | 600,000   | 月150,000 | 3名、賃保留 | 異      |
| 2   | H19  | 畜産 | H21～H21 | 50,000,000 | 13,635,000 | 18,665,000 | 521,635,000 | 521,635,000 | 3,800,000 | 月500,000 | 2名、交渉中 | サービスサー |

No. 1 は、平成 10 年度の貸付けであり、平成 21 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 754 万 4000 円であり、月 5 万円を返済していることから、元金完済までは、少なくとも約 12 年を要する。平成 28 年度現在の違約金も総額 1200 万円（隠れ違約金を含む）を超えており、その完済までを考慮すると約 32 年を要する。借受人が返済中のため、連帯保証人にに対する督促は留保されている。また、提供されている担保は牧場であるため、畜産業の継続に配慮し、担保権の実行は検討されていない。このように、担保提供されている案件であっても、必ずしも実効性のある回収がされていない、又はできない現状にある。

一方で、No. 2 は、平成 19 年度の貸付けのため強制執行受諾約款付公正証書が作成されており、平成 31 年に約定償還期間を経過する。元金の延滞額は 3230 万円（未到来償還額を含む）であるが、月 50 万円の返済があり、元金の完済までに約 5 ～ 6 年を要する。また、違約金も総額 1000 万円（隠れ違約金を含む）であるが、その完済までも約 8 年である。畑が担保に提供されており、サービスサーにより一連帯保証人との間で返済の交渉が行われていたところ、平成 29 年に借換えにより一括返済された。この案件は、比較的近年の貸付けであり、借受人との間で強制執行受諾約款付公正証書が作成されていたこと、担保提供がされていたことなどにより、回収が奏功したものと思料される。

No. 2 は、平成 12 年度の貸付けであり、平成 22 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 342 万 6000 円であり、年 1 回 30 万円を返済していることから、元金完済までは、少なくとも約 11 年を要する。また、平成 28 年度末現在の違約金は総額 400 万円（元金が完済されていないため確定されない、所謂、隠れ違約金を含む）を超えており、その完済までを考慮すると約 20 年を要する。借受人が返済中のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

No. 2 は、平成 12 年度の貸付けであり、平成 22 年には約定償還期間を経過している。元金の延滞額は 621 万円であり、月 1 万円を返済していることから、元金完済までは、約 51 年を要する。また、平成 28 年度末現在の違約金は総額 800 万円を超えており（隠れ違約金を含む）、その完済までを考慮すると約 110 年以上を要する。

借受人が返済中のため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

このように、元金を延滞している案件 108 件では、長期かつ高額な、延滞元金額及び違約金額に対し、月 1 万～1 万 5000 円といった少額返済がほとんどであり、月 5000 円の案件も散見される。そのため、元金完済までに、数十年を要する案件が多数ある。また、かかる案件は昭和 50 年から平成 10 年までの間の貸付けが約 9 割を

占めているところ、長期延滞により生じた高額な違約金の完済までを考慮すると、約 100 年以上を要する案件も少なくない。それにもかかわらず、全ての案件において、借受人が返済している場合には、連帯保証人にに対する督促が留保されている。このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に農業経営の安定と農業生産力の増強という本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人にも極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

また、分割返済中の案件 78 件のうち、物的担保が提供されている案件 2 件は、次表のとおりである。

| No. | 案件年度 | 内容 | 償還期間    | 貸付金額       | 未到来償還額     | 返済額        | 違約金額        | H28返済額      | 返済方法      | 違約金額     | 違約金額   |        |
|-----|------|----|---------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-----------|----------|--------|--------|
| 1   | H10  | 農地 | H21～H21 | 12,000,000 | 0          | 7,544,000  | 3,435,441   | 3,435,441   | 600,000   | 月150,000 | 3名、賃保留 | 異      |
| 2   | H19  | 畜産 | H21～H21 | 50,000,000 | 13,635,000 | 18,665,000 | 521,635,000 | 521,635,000 | 3,800,000 | 月500,000 | 2名、交渉中 | サービスサー |

(ii) 選停止中の案件 19 件について

元金を延滞している案件 108 件のうち、借受人も連帯保証人も返済せず、事実上

返済が停止している案件は19件である。そのほとんどがサービスに委託されており、所在調査や相続人調査が行われたが、依然として借受人や連帯保証人、相続人の所在が不明であるか、連絡がつかない状況である。

(iii) 時効完成の案件11件について  
元金を延滞している案件108件のうち、時効完成の案件は11件であり、次表のとおりである。

| 時効完成案件 |      |            |            |           |              |                                                                 |
|--------|------|------------|------------|-----------|--------------|-----------------------------------------------------------------|
| No.    | 貸付年度 | 貸付金額       | 残額         | 借受人       | 連帯保証人①       | 連帯保証人②                                                          |
| 1      | S52  | 3,000,000  | 1,490,000  | 破産・免責     | 一            | 連帯保証人③                                                          |
| 2      | S53  | 3,000,000  | 2,465,000  | 死亡・相続人調査  | 死亡・相続人調査     | 死亡・相続人調査                                                        |
| 3      | S53  | 4,000,000  | 4,000,000  | 土地売却中     | 連絡困難         | 連絡困難                                                            |
| 4      | S56  | 3,921,000  | 3,045,000  | 所在不明      | 死亡・相続人調査時効異用 | 県は、元金完済時に、借受人及び連帯保証人に對し違約金額を通知するのみで、それ以降は催告書等の送付をしていない。         |
| 5      | S59  | 3,807,000  | 3,642,000  | 死亡・相続人調査一 | 一            | 県は、元金完済時に、借受人及び連帯保証人に生活状況や資力状況等を調査しておらず、平成28年度現在において何ら把握できていない。 |
| 6      | S62  | 1,095,000  | 876,000    | 死亡・相続人調査  | 支払困難         | 行方不明                                                            |
| 7      | S62  | 4,500,000  | 750,000    | 破産・免責     | 破産・免責        | 死亡                                                              |
| 8      | H2   | 6,000,000  | 4,000,000  | 破産・免責     | 破産・免責        | 死亡                                                              |
| 9      | H4   | 6,684,000  | 4,332,000  | 連絡困難      | 連絡困難         | 連絡困難                                                            |
| 10     | H5   | 8,800,000  | 420,000    | 面談困難      | 時効援用         | 支払意思あり                                                          |
| 11     | H9   | 11,550,000 | 11,550,000 | 支払拒絶      | 連絡困難         | タバコ収穫の頃連絡                                                       |

全てサービスに委託されている。そのうち、7件はサービス委託前から、4件はサービス委託後に時効期間が経過した。県としては、時効完成後であっても、回収可能性を模索すべく、サービスへの委託を継続しているようである。

借受人や連帯保証人と連絡が取れない案件や、死亡し相続人調査等が必要な案件が多いため、そもそも回収可能性がほとんど無い案件が多いように思われる。一方で、中には土地を売却中であったり、単純に支払拒絶をしているにすぎないことから、訴訟提起等の積極的な対応により回収可能性もあった案件も見受けられるが、そのような具体的な対応は何らとられておらず、また、時効中断のための債務承認書等も微求されないまま時効期間を経過している。

#### ii 元金完済後に違約金のみ延滞している案件133件について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件は133件である。いずれも平成13年以前の貸付けである。

そのような状況は、また、時効中断のための債務承認書等も微求されないまま時効期間を経過している。

元金完済後に違約金のみが残っている案件はサービスに委託することができないため、県では、全ての案件を自主管理・回収しなければならないところ、以下のような現状にある。

(i) 分割返済中の案件1件について  
元金完済後に違約金のみ延滞している案件133件のうち、分割返済中の案件は1件だけである。借受人から月2万円ずつ返済されているため、連帯保証人に対する督促は留保されている。

| No. | 貸付年度 | 均等 | 貸付金額      | 未到来償還額 | 元金延滞額 | 違約金額 | 連帯保証人への督促状況 | 回収者    |
|-----|------|----|-----------|--------|-------|------|-------------|--------|
| 1   | H8   | 離農 | 5,300,000 | 0      | 0     | 0    | 0           | (委託不可) |

#### (ii) 返済停止中の案件73件について

元金完済後違約金のみ延滞している案件133件のうち、返済停止中の案件は73件である。そのうち、約半数以上は、違約金額が100万円を超える案件であり、中に1000万円以上の案件も2件ある。

県は、元金完済時に、借受人及び連帯保証人に對し違約金額を通知するのみで、それ以降は催告書等の送付をしていない。

また、借受人及び連帯保証人の生活状況や資力状況等を調査しておらず、平成28年度現在において何ら把握できていない。

このような状況は、元金完済後も違約金を返済し続けている者との間の公平性を害するが、主な担当者は他の業務と兼務している者1人であり、明らかにマンパワーが不足しているため、何らの対応もとれていながら現状である。

#### (iii) 時効完成の案件59件について

元金完済後違約金のみ延滞している案件のうち、消滅時効が完成している案件は59件である。これらの案件については、借受人や連帯保証人の生活状況や資力状況等は調査されておらず、平成28年度現在で何ら把握できていない。

#### iii 全案件を通して

直貸方式241件のうち元金を延滞している案件108件は、長期延滞により借受人も多く、その後不安定な生活を送っているため所在調査が必要であるか、死亡していることから相続人調査が必要となる案件が多い。そのため、債権の管理・回収にかかる費用及び労力が増大している。

また、借受人や連帯保証人の所在が判明している又は後日判明した案件は、離農状態にあれば、その後高齢化により年金生活である等無資力となっている。このように、延滞が生じてから一定期間経過した時機に、適宜かつ適切な回収業務を行えていないことから、約10~30年経過した現時点において回収しようにも、回収可能性が乏しい又は全く無い状況であり、強制徵収手続を取ることも現実的ではなく、結局、任意に少額の分割返済に応じざるを得ない状況に陥っている。

| 貸付年度 | S48～S64 | H1～H10 | H11～H20 | H21～ | 合計  |
|------|---------|--------|---------|------|-----|
| 貸付件数 | 62      | 69     | 2       | 0    | 133 |

既に元金が完済され、違約金のみが残っている案件はサービスに委託することができないため、県では、全ての案件を自主管理・回収しなければならぬところ、以下のような現状にある。

さらには、元金完済後延滞している案件 133 件は、借受人や連帯保証人に対して催告等は一切されておらず、時効期間の経過を待っているかのような状況であり、事実上の債権放棄ともいえる。

#### iv 管理状況

債権者一覧表が作成されており、約定償還案件も延滞案件もまとめて管理している。また、最終弁済日を記載して時効管理を行っている。

また、本貸付金については、平成 29 年 3 月に「沖縄県農業改良資金貸付金管理マニュアル」(以下「本貸付金管理マニュアル」という。)が策定されており、延滞案件の債権管理台帳の作成が義務づけられたため、現在作成中のようである。かかるマニュアルが策定される以前は、農業改良資金債権管理指針に基づき、各債務者を「正常先」「回収懸念先」「要注意先」「回収困難先 A」「回収困難先 B」に区分して管理されていたが、平成 29 年 3 月に策定された本貸付金管理マニュアルにかかる区分は記載されず廃止された。

##### (イ) 転貸方式 1 件について

転貸方式は約定償還されている。沖縄県農業信用基金協会の保証がついているため、仮に延滞が生じた場合でも、県の回収には特段問題は生じない。

##### (5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成 26 年度に 1 件(25 万円)、平成 28 年度に 1 件(212 万 6000 円)の不納欠損処理をしている。いずれも債務者からの時効援用による。

##### (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

##### (7) 免除額及び免除件数 無

#### 4 サービサーに対する債権回収業務の委託

##### (1) 本貸付金の委託概要

県は、平成 20 年度より、「延滞期間が 1 年以上にわたり、文書・電話・訪問等による督促を行い、支払意思や経済状況等の確認を行ったうえで回収困難と判断した案件」について、(株)沖縄債権回収サービス(以下「サービス」という。)との間で、未収金回収業務委託の基本契約書(以下「本契約書」という。)を締結し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち収納があつた金額の 30% の割合とされ(本契約書第 13 条、未収金回収業務委託に関する覚書第 2 条)、委託業務の事務処理に要する費用は、サービスの負担とされている(本契約書第 6 条)。

サービスは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付すること

になっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている(本契約書第 15 条)。

##### (2) 委託実績及び回収実績

#### iv 委託回収実績

| 年度     | 件数 | 未収金委託額      | 回収金額       | 委託料       | 回収率 |
|--------|----|-------------|------------|-----------|-----|
| 平成20年度 | 64 | 228,327,868 | 17,486,156 | 6,426,159 | 7.7 |
| 平成21年度 | 72 | 236,722,712 | 17,297,200 | 5,902,667 | 7.3 |
| 平成22年度 | 76 | 243,722,712 | 11,874,000 | 3,740,310 | 4.9 |
| 平成23年度 | 75 | 232,212,512 | 11,125,820 | 3,504,633 | 4.8 |
| 平成24年度 | 75 | 239,818,232 | 7,737,000  | 2,437,155 | 3.2 |
| 平成25年度 | 74 | 241,160,949 | 14,157,000 | 4,459,455 | 5.9 |
| 平成26年度 | 69 | 224,915,949 | 9,749,300  | 3,158,773 | 4.3 |
| 平成27年度 | 72 | 242,171,649 | 16,902,300 | 5,476,125 | 7   |
| 平成28年度 | 70 | 238,419,349 | 12,538,500 | 4,062,474 | 5.2 |

委託件数は、當時 60~70 件で推移しており、平成 28 年度現在では 70 件である。平成 20 年度に委託された 64 件のうち、22 件はサービスの回収により完済に至った。残り 42 件は平成 28 年度現在に至るまで委託を継続している。

委託債権額は、2 億円台で推移しており、回収率は最大で 7.7% (平成 20 年度)、最低で 3.2% (平成 24 年度)、過去 9 年間では平均 5.59% (平成 20 年度～平成 28 年度) となっている。

#### 5 指摘及び意見

##### (1) 指摘

ア 少額返済について  
直貸方式 241 件のうち、元金を延滞している案件は 108 件であり、月 1 万円程度の少額の分割返済が多く散見される。また、貸付年度が約 10~30 年前であり、遅延損害金は 12.25% と高利であるため、長期延滞による違約金額は膨張しており、調定されていないため表面化していない額を考慮すると、1000 万円を超える高額になる案件も存在する。そのため、返済期間は元金完済までに數十年を要し、違約金の完済までを考慮すると約 100 年を要することになり、借受人や貸付時の連帯保証人のもとでは事実上返済が不可能な状況にある。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に農業経営の安定と農業生产力の増強という本貸付金の

目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人にも極めて長期にわたる責任を強いることから、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでは、「債務者の営農状況、財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上のとおりであるから、基本的に借入人や貸付時の連帯保証人のもとの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

#### 指摘 1

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

イ 連帯保証人等に対する請求について

県では、借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求を留保している県がほとんどである。サービス一環に亘り、同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化により年金生活であったり、死亡による相続が発生している状況である。このような対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさないばかりか、連帯保証人の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大するばかりである。

また、借入への少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返済期間を要し、借受人や連帯保証人に對し著しく長期にわたる過度な負担を強いることになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。

以上のとおりであるから、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

#### 指摘 2

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が133件もあるが、借受人ととの協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件も多數散見される。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となつた」場合には、調定することを検討されていることから、少なくとも元金完済時点で違約金を調定されたい。

#### 意見 1

標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。

#### イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件は133件あるが、そのうち132件は借入人及び連帯保証人に對し元金完済時に違約金額を通知したのみで、その後何らの催告等もしていない。これでは時効期間の経過を待つていただけのような状況であり、事實上の債権放棄ともいえる。

以上とおりであるから、元金完済後の違約金についても、原則、借入人及び連帯保証人の双方に對し督促するか、又は借入人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

#### 意見 2

元金完済後の違約金について、原則、借入人及び連帯保証人の双方に對し督促するか、又は借入人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

#### ウ 時効完成案件の処理について

直貸方式241件のうち、時効が完成している案件が70件ある。かかる案件については、借入人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。

#### 意見 3

時効が完成している案件については、借入人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。

(3) コメント 無

## 第2 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 貸付金の条件                  |                                                                            | 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金                                                             |                                                                                                                                                                                                                 |             |            |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|------------|
| 貸付開始年度                  | 農林水産部 水産課                                                                  | 農林水産部 水産課                                                                  | 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金                                                                                                                                                                                                  |             |            |
| 貸付対象                    | 県が3分の2、県が3分の1                                                              | 県が3分の2、県が3分の1                                                              | 昭和54年度                                                                                                                                                                                                          |             |            |
| 貸付の方法                   | 現況写真、償還期日到来後20日を経過してなお償還されないと、その理由を借受者ごとに記載し、その結果を延滞状況報告書により10日以内に知事に報告する。 | 現況写真、償還期日到来後20日を経過してなお償還されないと、その理由を借受者ごとに記載し、その結果を延滞状況報告書により10日以内に知事に報告する。 | 昭和54年に制定された、沿岸漁業改善資金助成法(以下「本法」という。)に基づき、昭和55年に制定された、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「本規則」という。)及び沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金事務処理要綱(以下「事務処理要綱」という。)である。                                                                                      |             |            |
| 貸付の条件                   | 過去の内部監査等の指摘事項有無及び内容                                                        | 過去の内部監査等の指摘事項有無及び内容                                                        | (3) 根拠規定                                                                                                                                                                                                        |             |            |
| 利息の有無                   | 無                                                                          | 無                                                                          | (4) 目的                                                                                                                                                                                                          |             |            |
| 利息の利率(年)                | 無                                                                          | 無                                                                          | 本法第1条において、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他の合理的な漁業生産方式若しくは漁業労働の安全の確保等のため施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に從事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを目的としている。 |             |            |
| 保証人・損害賠償金の定め            | 有                                                                          | 有                                                                          | (5) 貸付対象者                                                                                                                                                                                                       |             |            |
| 保証人の保証の有無               | 年12.25%                                                                    | 年12.25%                                                                    | 沿岸漁業の従事者及びその組織する団体その他制約で定める者である(以下「漁業者」という。本法第3条第1項、本規則第4条第1項)。                                                                                                                                                 |             |            |
| 物的担保の有無                 | 要                                                                          | 要                                                                          | (6) 財源                                                                                                                                                                                                          |             |            |
| 担保価値の把握方法               | 固定資産評価証明書、現況写真                                                             | 固定資産評価証明書、現況写真                                                             | 国が3分の2を、県が3分の1を負担している。                                                                                                                                                                                          |             |            |
| 償還方法                    | 定期償還(半年賦償還)                                                                | 定期償還(半年賦償還)                                                                | (7) 貸付の方法                                                                                                                                                                                                       |             |            |
| 償還額子規定の有無               | 無                                                                          | 無                                                                          | 県が、漁業者に対して、直接貸し付ける(直貸方式)。                                                                                                                                                                                       |             |            |
| 償還免除規定の有無               | 無                                                                          | 無                                                                          | (8) 貸付業務の流れ                                                                                                                                                                                                     |             |            |
| 期限の利益喪失規定の有無            | 有                                                                          | 有                                                                          | 沖縄県沿岸漁業改善資金運営協議会設置要綱第2条に基づき、協議会を開催したうえ、貸付けの適否を審査すべきこととされている。その場合には、同要綱第4条                                                                                                                                       |             |            |
| 子算額(円)                  | 平成24年度                                                                     | 平成25年度                                                                     | 平成26年度                                                                                                                                                                                                          | 平成27年度      | 平成28年度     |
| 申請件数(件)                 | 70,000,000                                                                 | 70,000,000                                                                 | 60,000,000                                                                                                                                                                                                      | 60,000,000  | 50,000,000 |
| 貸付件数(件)                 | 7                                                                          | 7                                                                          | 5                                                                                                                                                                                                               | 5           | 3          |
| 貸付金額(円)                 | 25,862,000                                                                 | 2,927,000                                                                  | 8,749,000                                                                                                                                                                                                       | 1,990,000   | 0          |
| 貸付件数(件)                 | 7                                                                          | 4                                                                          | 5                                                                                                                                                                                                               | 3           | 0          |
| 回収すべき金額(当年度分) A         | 26,323,000                                                                 | 24,441,500                                                                 | 19,347,000                                                                                                                                                                                                      | 19,360,000  | 17,000,000 |
| 償還額(当年度分) B             | 24,851,000                                                                 | 23,625,300                                                                 | 18,291,000                                                                                                                                                                                                      | 18,820,000  | 17,000,000 |
| 回収率(当年度分) B/A           | 94                                                                         | 97                                                                         | 95                                                                                                                                                                                                              | 97          | 100        |
| 回収すべき金額(過年度分) C         | 89,067,515                                                                 | 84,199,151                                                                 | 82,169,943                                                                                                                                                                                                      | 77,838,919  | 72,186,787 |
| 回収済み金額(過年度分) D          | 9,142,404                                                                  | 8,220,359                                                                  | 3,489,635                                                                                                                                                                                                       | 4,894,353   | 3,868,330  |
| 回収率(過年度分) D/C           | 10                                                                         | 10                                                                         | 4                                                                                                                                                                                                               | 6           | 5          |
| 全額の回収率( B+D ) / ( A+C ) | 29.46                                                                      | 25.28                                                                      | 21.45                                                                                                                                                                                                           | 24.31       | 23.40      |
| 総貸付残高(円)                | 162,018,699                                                                | 132,216,499                                                                | 120,985,269                                                                                                                                                                                                     | 109,551,269 | 81,204,269 |
| 総貸付件数(件)                | 131                                                                        | 126                                                                        | 116                                                                                                                                                                                                             | 106         | 93         |
| 不納欠損額(円)                | 0                                                                          | 2,181,000                                                                  | 106,000                                                                                                                                                                                                         | 0           | 0          |
| 不納欠損件数(件)               | 0                                                                          | 3                                                                          | 1                                                                                                                                                                                                               | 0           | 0          |
| 債権放棄(円)                 | 0                                                                          | 0                                                                          | 0                                                                                                                                                                                                               | 0           | 0          |
| 債権放棄(件)                 | 0                                                                          | 0                                                                          | 0                                                                                                                                                                                                               | 0           | 0          |
| 免除額(円)                  | 0                                                                          | 0                                                                          | 0                                                                                                                                                                                                               | 0           | 0          |
| 免除件数(件)                 | 0                                                                          | 0                                                                          | 0                                                                                                                                                                                                               | 0           | 0          |

\*回収すべき金額及び回収済み金額(過年度分)は、元金完済後の確定した残債額を含む。

### (2) 本貸付金の概要

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、沿岸漁業従事者等の経営や生活の改善、青年漁業者の養成等のため必要な資金を県が長期・無利子で貸し付ける制度である。

本貸付金の活用例としては、潜水機漁業者に対するカーラー魚群深探知機や自動操縦装置・遠隔操縦装置の購入資金、漁業経営開拓者に対する漁船購入資金等がある。漁業従事者は年々減少しており、本貸付金の需要も低迷している。

貸付条件等の見直しが重ねられたことから、近年の貸付けはほぼ約定通りに償還されている。一方で、総貸付債権のうち約7割を延滞債権が占めており、そのほとんどが昭和50年代~平成10年代の貸付けで長期延滞となつており、県では管理及び回収に苦慮している状況である。

(3) 根拠規定

昭和54年に制定された、沿岸漁業改善資金助成法(以下「本法」という。)に基づき、昭和55年に制定された、沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則(以下「本規則」という。)及び沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金事務処理要綱(以下「事務処理要綱」という。)である。

(4) 目的

本法第1条において、沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術その他の合理的な漁業生産方式若しくは漁業労働の安全の確保等のため施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者、漁業労働に從事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することを目的としている。

### (5) 貸付対象者

沿岸漁業の従事者及びその組織する団体その他制約で定める者である(以下「漁業者」という。本法第3条第1項、本規則第4条第1項)。

### (6) 財源

国が3分の2を、県が3分の1を負担している。

### (7) 貸付の方法

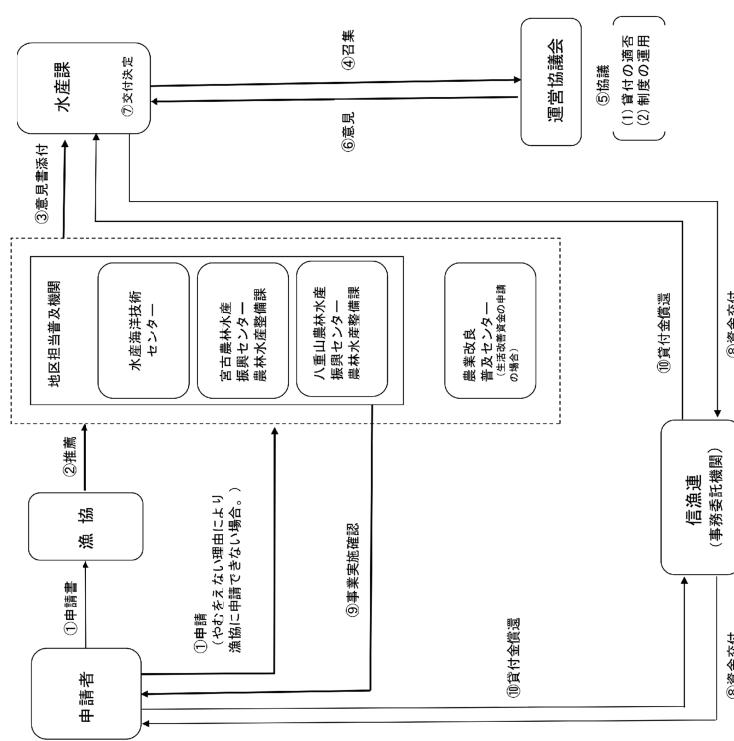
県が、漁業者に対して、直接貸し付ける(直貸方式)。

### (8) 貸付業務の流れ

沖縄県沿岸漁業改善資金運営協議会設置要綱第2条に基づき、協議会を開催したうえ、貸付けの適否を審査すべきこととされている。その場合には、同要綱第4条

3項に基づき、会議の開催に代えて、文書照会により構成員の意見を徵することにより審査することも可能であるが、担当課では、全ての申請を協議会で審査している。

#### 沿岸漁業改善資金制度の仕組み



- (1) 契約締結の有無及び方法  
強制執行受諾約款公正証書の作成（本規則第8条、事務処理要綱第7条の3）
- (2) 契約内容の変更に関する規定 無
- (3) 利息の有無
- (4) 貸付けを受けるために必要な手続き 無
- (5) 遅延損害金の有無
- (6) 保証人の要否・内容  
年 12.25% (本法第11条)
- (7) 物的担保の要否・内容  
1件当たりの貸付金の額又は貸付金の合計額が 600 万円を超える場合には、知事が相当と認める担保を提供し、その他の場合にあっては、連帯保証人を立てなければならぬ（本規則第5条第1項）。連帯保証人の数は、貸付金額に応じて定められている（本規則第5条第2項、事務処理要領第25条）。

- | 貸付金の額               | 保証人の人数 |
|---------------------|--------|
| 1件につき100万円未満        | 1 人    |
| 1件につき100万円以上200万円未満 | 2 人    |
| 1件につき200万円以上        | 3 人    |
- (8) 債権譲渡  
1年据置半年割賦償還等
  - (9) 債権譲予規定の有無  
有り（本法第10条）
  - (10) 債権免除規定の有無及び内容 無
  - (11) 期限の利益喪失規定の有無  
有り（本規則第11条）。

#### 2 本貸付金の契約内容

### 3 本貸付の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等    |               | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度     |
|--------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 予算額(円)             |               | 70,000,000  | 70,000,000  | 60,000,000  | 60,000,000  | 50,000,000 |
| 申請件数(件)            |               | 7           | 4           | 5           | 3           | 0          |
| 貸付実績               | 貸付金額(円)       | 25,862,000  | 21,927,000  | 8,749,000   | 1,980,000   | 0          |
| 回収済み金額(当年度分) A     | 貸付件数(件)       | 7           | 4           | 3           | 0           |            |
| 回収済み金額(当年度分) B     | 回収率(当年度分) B/A | 26,323,000  | 24,441,500  | 19,347,000  | 19,360,000  | 17,006,000 |
| 回収済み金額(過年度分) C     | 回収率(過年度分) C   | 24,351,000  | 23,823,500  | 18,291,000  | 18,820,000  | 17,006,000 |
| 回収済み金額(過年度分) D     | 回収率(過年度分) D/C | 89,067,515  | 84,993,651  | 82,199,443  | 77,838,949  | 72,186,787 |
| 全体の回収率 (B+D)/(A+C) |               | 9,142,404   | 8,220,359   | 5,389,535   | 4,819,363   | 3,865,350  |
| 総貸付件数(件)           |               | 10          | 4           | 6           | 5           |            |
| 不納欠損額(円)           |               | 29,46       | 29,28       | 21,45       | 24,31       | 23,40      |
| 債務放棄(件)            |               | 162,018,769 | 132,238,269 | 120,098,269 | 100,151,269 | 81,204,269 |
| 債務放棄額(円)           |               | 131         | 126         | 116         | 106         | 93         |
| 免除件数(件)            |               | 0           | 2,181,000   | 106,000     | 0           | 0          |
| 免除額(円)             |               | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 免除件数(件)            |               | 0           | 0           | 0           | 0           | 0          |

#### (2) 予算額

平成24年度及び平成25年度は7000万円、平成26年度及び平成27年度は6000万円、平成28年度は5000万円と漸減している。

貸付実績が低迷していることから、それに伴い予算も漸減されており、今後も更に減額される可能性がある。なお、平成30年度は4000万円の予定である。

#### (3) 貸付実績

貸付件数は、平成24年度は7件、平成25年度は4件、平成26年度は5件、平成27年度は3件、平成28年度は0件である。  
漁業従事者は、次表のとおり年々減少しており、それに伴い本貸付金の需要も減少・低迷している。

#### (4) 回収実績

##### ア 回収率

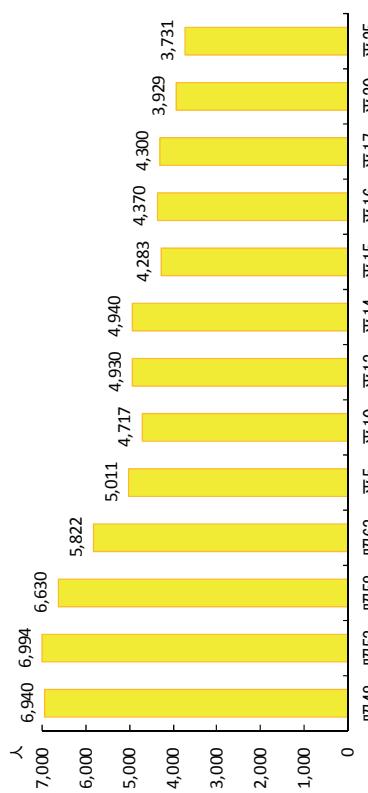
|      | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当年度分 | 94%    | 97%    | 96%    | 97%    | 100%   |
| 過年度分 | 10%    | 10%    | 4%     | 6%     | 5%     |
| 全 体  | 29.46% | 29.28% | 21.45% | 24.31% | 23.40% |

本貸付金の回収率は、過去5年間30%前後と低調である。

当年度分の回収率は、過去5年間94%～100%で推移しており、良好である。これは、平成19年度以降に貸し付けられた案件の回収率が示されているところ、平成19年度に事務処理要綱が改正され、強制執行受諾約款付公正証書による借用証書の作成が義務づけられたこと等から、高い回収率が維持されていると推察される。過年度分の回収率は、後記イの延滞状況にあることから、非常に悪い。そのような中で、平成25年度以前は10%台であったが、平成26年度以降は5%と落ち込んでいる。これは、サービスの回収実績が平成25年度を境にして低下したことに起因する（後記民間委託回収実績参照）。委託が開始された平成22年度より積極的な回収業務が行われたため、当初の回収率は10%台を維持していたが、平成26年度以降より、サービスにおいてもより回収困難な債権の管理・回収のみが残るような状況となり、借受人又は連帯保証人からの少額の分割返済がされているだけ、という手詰まりの状況となつたため、回収率は5%に減少したと推察される。

##### イ 償還・延滞状況

#### 漁業就業者数の推移



本貸付金の貸付件数は、平成 28 年度未現在、93 件である。そのうち、約定償還中の案件は 27 件であり、延滞中の案件は 66 件である。

(ア) 約定償還の案件について

約定償還中の案件は 27 件である。

いずれも、平成 19 年度以降の貸付けであり、ほとんどが約定償還されており、償還状況は良好である。

これらの案件は、平成 19 年度に事務処理要綱が改正され、強制執行受諾証書による借用証書の作成が義務づけられたこと等が影響しているようである。

(イ) 延滞中の案件について

延滞中の案件は 66 件である。内訳は次表のとおりである。

H28年度現在

|                      |                                      |              |                            |
|----------------------|--------------------------------------|--------------|----------------------------|
| 延滞件数<br>66件          | 残元金あり<br>30件                         | 県の自主回収<br>8件 | 分割返済中8件                    |
|                      | サービス一委託<br>22件                       | 対応中17件       | 委託前より時効到来5件                |
| 元金完済<br>違約金のみ<br>36件 | 県の自主回収のみ<br>(*:違約金はサービ<br>サーに委託できない) | 分割返済中7件      | 返済停止中29件<br>(連結取扱いはその都度返済) |
|                      |                                      |              |                            |

残元金を延滞している案件は 30 件であり、そのうち 8 件は県が自主回収しており、22 件はサービス一委託されている。また、30 件のうち 4 件は 600 万円を超える貸付けであるため、物的担保が提供されているが、それ以外は連帯保証人が 2 ～ 3 名立たれているのみである。

元金完済後に違約金のみ延滞している案件は 36 件であり、違約金の管理・回収はサービス一委託することができないため、全て県が行っている。36 件のうち、分割返済中の案件はわずか 7 件であり、約 8 割以上にあたる 29 件は返済されていない。県は、借受人や連帯保証人と連絡が取れた場合には、返済期間 5 年を以て返済額を協議し、その都度、決定された返済額を調定しているようである。

(イ) 残元金を延滞している案件について

(イ) 残元金を延滞している案件で、県が自主回収しているのは分割返済中の 8 件であり、次表のとおりである。

| No | 貸付年月           | 償還期間      | 貸付金額        | 債務残額      | 元金返済額      | 違約金額       | H28底済額  | 返済方法                                        | 連帯保証人への督促状況                             | 相続の有無 |
|----|----------------|-----------|-------------|-----------|------------|------------|---------|---------------------------------------------|-----------------------------------------|-------|
| 1  | S57.5/61～S62.4 | 4,000,000 | 1,335,099   | 2,564,901 | 13,974,625 | 110,000    | 月10,000 | 3名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し年<br>3名、督促留保<br>無資力) | 3名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し年<br>各死亡、1名消滅不附) | 無     |
| 2  | H4～H10         | 6,000,000 | 5,668,000   | 431,000   | 4,856,776  | 60,000     | 不定期     | 3名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し2<br>名死亡)            | 無                                       | 無     |
| 3  | H4             | H6～H11    | 660,000     | 350,000   | 310,000    | 729,884    | 0       | 不定期                                         | 1名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し2<br>名死亡)        | 無     |
| 4  | H5             | H7～H12    | 510,000     | 475,000   | 35,000     | 152,509    | 0       | 不定期                                         | 1名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し2<br>名死亡)        | 無     |
| 5  | H8             | H10～H18   | 111,124,000 | 8,346,360 | 2,277,640  | 7,683,238  | 380,000 | 年400,000                                    | 3名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し被<br>有)          | 土地・建物 |
| 6  | H8             | H10～H12   | 6,000,000   | 664,000   | 5,336,000  | 12,477,908 | 60,000  | 月5,000                                      | 3名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し被<br>有)          | 無     |
| 7  | H17            | H18～H27   | 5,400,000   | 3,240,000 | 2,160,000  | 1,380,117  | 506,000 | 不定期                                         | 3名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し被<br>有)          | 無     |
| 8  | H18            | H19～H25   | 546,000     | 390,000   | 156,000    | 167,638    | 0       | 不定期                                         | 1名、督促留保<br>(借受人返済中ため、但し被<br>有)          | 無     |

※融資履歴は、H28/10/10現在のものである。

例えば、No.1 は、約 30 年以上前の貸付けであり、平成 28 年度未現在で延滞元金 256 万 4901 円、違約金 1397 万 4625 円に上っている。借受人は第 1 回の約定償還から延滞し、返済可能月で 1 万円程度返済していることから、元金完済までに約 20 年、違約金を含めると完済まで約 141 年を要する。借受人は、金融機関に対する借り入れがあり、漁業は弊業し無職である。連帯保証人は 3 名立てられているが、借受人が返済しているため連帯保証人に対する督促は留保されている。もっとも、連帯保証人は年金受給者や事業失敗等により全員無資力であり、回収可能性はほとんど無い。

このように、元金を延滞している案件 8 件は、いずれも借受人による少額の分割返済がなされているにすぎず、元金完済にまで数十年を要し、違約金完済まで考慮すると 100 年を超える状況である。それにもかかわらず、借受人が返済したとしても、場合には、連帯保証人に対する督促を留保しているうえ、仮に督促したとしても、無資力の案件が多く回収可能性はほとんど無い状況であるから、現状の返済状況が何ら改善されない。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に沿岸漁業従事者等が自主的にその経営、操業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進するという本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人も極めて長期にわたる責任を強いられることがになり、保証制度の在り方是非も問われかねない。

また、県の債権管理・回収業務の費用及び労力が増大する一方であり、実効的な回収業務が行われているとは言い難い。

(ii) サービサーに委託されている案件 22 件について

サービスに委託されている案件 22 件のうち、分割返済中の案件は 12 件、返済停止中の案件は 5 件、時効完成の案件は 5 件である。

まず、分割返済中の案件 12 件は、県が自主回収している案件と同様に（上記(i)記載参照）、月 1 万円～2 万 5000 円の少額の分割返済であり、県の対応に倣い、借受人が返済している場合には、連帯保証人に対する督促を留保されており、必要な所在調査及び相続人調査等さえ行わっていないことから、長期間にわたる少額の分割返済や連帯保証人に対する履行請求の点で問題がある。

次に、返済停止中の案件 5 件は、借受人及び連帯保証人に督促をするも連絡がつかない案件か、連絡はついたが借受人が死亡しており相続人調査中である案件がほとんどである。

また、時効完成の案件 5 件は、次表のとおりである。県は、時効完成後であっても、回収可能性を模索すべく、サービスへの委託を継続しているようであるが、ほとんど回収可能性がないことから、のままサービスへの委託を継続すべきなのか疑問である。

ii 元金完済後、違約金のみ延滞している案件について

既に元金が完済され、違約金のみ延滞している案件は 36 件である。かかる案件は、サービスに委託することができないため、県において、全ての案件を自主管理・回収しなければならないところ、以下のような現状にある。

(i) 分割返済中の案件 7 件について

元金完済後、違約金のみ延滞している案件 36 件のうち、分割返済が行われている案件は 7 件であり、次表のとおりである。

| 時効完成案件 |      |           |           |            |         |        |
|--------|------|-----------|-----------|------------|---------|--------|
| No.    | 貸付年度 | 貸付金額      | 残元金       | 借受人        | 連帯保証人①  | 連帯保証人② |
| 1      | H7   | 622,000   | 622,000   | 死亡         | 障害年金受給者 |        |
| 2      | H7   | 280,000   | 280,000   | 死亡         | 障害年金受給者 |        |
| 3      | H7   | 412,000   | 412,000   | 死亡         | 障害年金受給者 |        |
| 4      | H9   | 5,953,000 | 4,960,000 | 生活保護<br>破産 | 支払困難    | 破産     |
| 5      | H9   | 600,000   | 400,000   | 生活保護<br>破産 |         |        |

貸付年度や償還期間等を一覧することができるような債務者一覧表等は作成されていない。

平成 29 年度に沿岸漁業改善資金貸付金マニュアル（以下「本貸付金マニュアル」という。）が策定された。同マニュアルでは、債務者毎に債務管理台帳を整備するところが求められているところ、延滞が生じた案件については、これまででも延滞者一覧表が作成され、1 件毎に「延滞者管理台帳」と題するファイルを作成し、「状況記録」、各借受人と面談し、5 年以内に完済できるように説得し、日々の返済額を協議し

て決定している。

全ての案件において、借受人が返済しているため、連帯保証人に対する請求を留保しているところ、No.2 は、平成 28 年度の返済額が 2 万 5000 円であり、このようない返済状況では完済までに約 120 年を要する。

(ii) 返済停止中の案件 29 件について

元金完済後、違約金のみ延滞している案件 36 件のうち、全く返済されていない案件は 29 件である。もともと、借受人と連絡が取れた際には、返済額を協議し、決定した返済額を不定期で返済してもらっていることから、いずれの案件も時効は完成していない。

また、かかる案件は、返済額が決定してから、その都度返済額を調定するという対応がとられていることから、現時点ではほとんど調定されていない。

違約金額は、上記(i)記載の表と同様の状態であり、當約金額は 100 万円以上の案件（最高 427 万 3221 円）も 10 件あるが、その他 15 件は数万円から数十万円単位の案件である。

借受人には、元金完済後に、違約金を返済する意欲が乏しい者が多い。また、長期延滞により、借受人も連帯保証人も行方不明になってしまい、所在調査が必要になる案件や、死亡により相続人調査が必要となる案件が多い。また、借受人と連帯保証人が生存しており、所在が明確であっても、貸付審査時よりも資力状況が悪化している者も多く、高齢化により年金生活である者も多い。物的担保を提供されている案件は、譲渡担保に供されている漁船が古くなり評価額がゼロになり、宅地・建物は離島で評価額が低いといった事情から担保権の実行は予定されていない。また、連帯保証人の支払意思が確認できているため、猶予されている場合もある。

このような状況は、元金完済後も違約金を返済し続けている者との間の公平性を害するが、県の担当者は他の業務と兼務している者 1 人であり、明らかにマンパワーが不足しているため、何らの対応もとれていないのが現状である。

(v) 管理状況

貸付年度や償還期間等を一覧することができるような債務者一覧表等は作成されていない。

平成 29 年度に沿岸漁業改善資金貸付金マニュアル（以下「本貸付金マニュアル」という。）が策定された。同マニュアルでは、債務者毎に債務管理台帳を整備するところが求められているところ、延滞が生じた案件については、これまででも延滞者一覧表が作成され、1 件毎に「延滞者管理台帳」と題するファイルを作成し、「状況記録」、

「業務報告書（督促・催告・面接・調査等の経過及び処理結果等、時効援用申立書）」、「資産1関係」、「連帯保証人関係」、「償還誓約書」等に区分けて資料が整理されている。

なお、従前は、延滞者を区分ごとに管理していたが、それ自体に相当な時間を要することや、延滞者の状況も常に変化していることからあまり参考にならないと判断して取りやめたようである。

(5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成25年度に1件(218万1000円)、平成26年度に3件(10万6000円)の不納欠損処理をしている。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

平成29年度に債権管理マニュアルが策定されたことに伴い、現在1件の債権について、消滅時効援用の意思確認に関する交渉を行っているところであり、今後はこのような債権について債権放棄等の措置を講じる可能性もあるとのことである。

(7) 免除額及び免除件数 無

#### 民間委託回収実績

| 年度     | 件数  | 未収金 | 委託額    | 回収金額  | 回収率   |
|--------|-----|-----|--------|-------|-------|
| 平成22年度 | 1.5 |     | 31,012 | 9,700 | 31.28 |
| 平成23年度 | 1.9 |     | 42,494 | 4,601 | 10.83 |
| 平成24年度 | 2.8 |     | 37,893 | 3,118 | 8.23  |
| 平成25年度 | 2.7 |     | 34,775 | 3,959 | 11.38 |
| 平成26年度 | 2.5 |     | 32,114 | 1,827 | 5.69  |
| 平成27年度 | 1.7 |     | 30,272 | 241   | 0.8   |
| 平成28年度 | 2.2 |     | 33,748 | 1,225 | 3.63  |

委託件数は、概ね15件～30件で推移しており、平成28年度未現在22件である。

委託債権額は、概ね3000万円～4000万円の間で推移しており、その回収率は最大31.28%(平成22年度)、最低で0.8%(平27年度)、過去9年間の平均10.26%(平成22年度～平成28年度)となっている。

#### 5 指摘、意見及びコメント

##### (1) 指摘

###### ア 少額返済について

本貸付金は、月1万円程度という少額の分割返済が多いが、いずれも約10～30年前の貸付けであり、遅延損害金は12.25%と有利であるため、違約金額が膨張しておらず、調定されていないため表面化していない額を考慮すると、1000万円を超える高額になる案件も存在する。そのため、返済期間は元金完済までに数十年を要し、違約金の完済までを考慮すると約100年を要することになり、借受人や貸付時の連帯保証人のもとでは事実上返済不可能である。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期間にわたり不安定な生活状況におけることから、逆に沿岸漁業従事者等が自動的にその経営、操業状態及び生活の改善を行うことを積極的に促進するといふ本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、貸連帶保証人も極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでも、「財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」、「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

したがって、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとでの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

#### 4 サービサーに対する債券回収業務の委託

##### (1) 本貸付金の委託概要

県では、平成22年度より、「離漁者」や、「県の担当者にて回収困難と判断した案件」について、サービスとの間で、未収金回収業務委託の基本契約書（以下「本契約書」という。）に対し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち取納があつた金額の30%の割合とされ（本契約書第13条、未収金回収業務委託に関する覚書第2条）、委託業務の事務処理に要する費用は、サービスの負担とされている（本契約書第6条）。

サービスは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付することとなっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとされている（本契約書第15条）。

##### (2) 委託実績及び回収実績

サービスの回収率は、次表のとおりである。

指摘 1  
本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処とするよう、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

イ 連帯保証人に対する請求については、連帯保証人への請求が留保されている案件がほとんどである。サービスも同様の対応をとっている。  
そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化により年金生活になつてしたり、死亡のため相続が発生している状況である。このような対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査はほとんど意味をなさないえ、むしろ連帯保証の所在調査や資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大するばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返済期間を要し、借受人や連帯保証人に対し著しく長期間にわたる過度な負担を強いることになりかねない。  
本貸付金マニュアルでも、「完済まで10年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。  
したがって、県としては、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

指摘 2

本貸付金マニュアル記載のとおり、完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

(2) 意見

ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が36件あるが、借受人との協議により返済が開始された場合のみ違約金が調定されているにすぎず、協議もされず返済もされていない案件は、いずれも調定されていない。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となつた」場合には、調定するよう規定されているのであり、少なくとも元金完済時点での違約金の調定を検討されたい。

意見 1

標準マニュアル記載のとおり、遅くとも、元金完済時点での違約金の調定を検討されたい。

イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後の違約金については、ほとんどの案件で具体的な対応がされていない。

これでは、償還計画通りに返済した者や、元金完済後も違約金の返済を継続している者の間で不公平が生じるうえ、悪質延滞者が増える可能性もある。  
以上のとおりであるから、元金完済後の違約金についても、借受人や連帯保証人にに対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等についてでは、債権放棄等を検討されたい。

意見 2

元金完済後の違約金について、借受人及び連帯保証人にに対し、督促請求するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

イ 時効完成の案件の処理

総貸付け数93件のうち、4件について消滅時効が完成している。借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理をすべきである。

意見 3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されるべきである。

(3) コメント

ア 連帯保証人の過剰徵求

本貸付金では、200万円以上の貸付けについて、連帯保証人を3名必要としているが、3名もの保証人を確保することは相当難しく、本貸付金の需要が低迷している一因とも思料される。

連帯保証人は、人數だけではなく、資力等の質が確保されることも重要であるから、本法や本規則等の目的や、保証及び担保等に関する規定を考慮し、過剰徵求になつていいか今一度検討されることが望ましい。

### 第3 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金

#### 1 概要

##### (1) 一覧表

|                                   |                                       |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
|-----------------------------------|---------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|
| 貸付金額(万円)                          | 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 貸付開始年度                            | 農林水産部<br>森林資源課<br>昭和56年度              |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)                   | 林業・木材産業改善資金貸付規則                       | 林業・木材産業改善資金貸付記載規則            | 沖縄県林業・木材産業改善資金助成法施行規則         |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| マニコアル、手引き等                        | 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付管理マニュアル               |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 貸付金の目的                            | 林業・木材産業者の経営の改善、林業・木材産業生産力の増大を目的としている。 | 林業・木材産業從事者                   |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 貸付対象(県、国、その他のいわゆる法人)              | 県が3分の2、県が3分の1                         | 県が、林業・木材産業從事者に対し、直接貸付ける。     |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 貸付の方法                             |                                       |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 前項において金融機関や他の団体等を通じて貸付の場合は、その借入方法 | 無                                     | 無                            | 無                             |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 通常貸付が並行してあるか否か                    | 無                                     | 無                            | 無                             |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 貸付の額及び新規業務の実事子会員数                 | 1名                                    | 県のHP                         | 無                             |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 債権管理業務に関する内容                      |                                       |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 貸付の条件:                            |                                       |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 利息の有無(年)                          | 無                                     | 無                            |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 利子の利率(年)                          |                                       |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 準拠資金の定め                           | 有                                     | 無                            |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 準拠資金の利率                           | 12.25%                                |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 保証人の要否                            | 要                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 担保の有無(押当権方法)                      | 要                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 償還方法(ex:年割償付半年賦償還)                |                                       |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 償還予定期定の有無                         | 無                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 償還予定期定の有無                         | 有                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                   | 平成21年度<br>貸付件数(件)<br>貸付金額(万円)         | 8,627,000<br>2<br>15,000,000 | 平成25年度<br>貸付件数(件)<br>貸付金額(万円) | 47,086,000<br>0<br>15,000,000 | 平成26年度<br>貸付件数(件)<br>貸付金額(万円) | 6,596,000<br>0<br>15,000,000 | 平成27年度<br>貸付件数(件)<br>貸付金額(万円) | 8,249,334<br>0<br>15,000,000 | 平成28年度<br>貸付件数(件)<br>貸付金額(万円) | 6,596,000<br>0<br>15,000,000 |
| 貸付実績                              |                                       |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(当年度分)A                        | 8.863,000                             |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(当年度分)B/A                      | 8.863,000                             |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(当年度分)B/C                      | 48,100                                |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(当年度分)C                        | 48,295,000                            |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(当年度分)D                        | 1,209,000                             |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(当年度分)D/C                      | 2,097,000                             |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(当年度分)D/(B+C)                  | 3                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 回収率(B+D)/(A+C)                    | 17.62                                 |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 総貸付件数(件)                          | 88,360,000                            |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 総貸付額(万円)                          | 78,167,000                            |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 不動産貸付件数(件)                        | 0                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 不動産貸付額(万円)                        | 0                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 会員貸付件数(件)                         | 0                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |
| 会員貸付額(万円)                         | 0                                     |                              |                               |                               |                               |                              |                               |                              |                               |                              |

\*回収すべき資金額(清算年度分)は、元金完済後の確定した未達済金額を含む。

##### (2) 本貸付金の概要

沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、林業・木材産業等の経営改善や、新たな生産・販売方法等のための機材・設備の導入等を行なう林業・木材産業從事者に対し、無利子の長期資金を融通する制度である。本貸付金の活用例としては、きのこ栽培施設や木材加工機械等がある。

##### (8) 貸付業務の流れ

県が、林業・木材産業從事者等に対して、直接貸し付ける(直貸方式)。

##### (2) 本貸付金の概要

沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、林業・木

##### (3) 根拠規定

昭和51年に林業改善資金助成法が制定され、これに基づき昭和59年に沖縄県林業改善資金貸付規則が制定された。

その後、貸付対象を林業分野重視から木材産業分野にも拡大するため改正され、平成15年に林業・木材産業改善資金助成法(以下「本法」という。)が制定され、これに基づき平成16年に沖縄県林業・木材産業改善資金貸付規則(以下(以下「本規則」という。)及び沖縄県林業・木材産業改善資金事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)が制定された。

##### (4) 目的

本法第1条において、林業從事者等が林業經營若しくは木材經營若しくは林業勞働に係る労働災害の防止若しくは林業勞働に從事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の經營を開拓し、林産物の新たな生産若しくは販売の方針を導入し、又は林業勞働に係る安全衛生施設若しくは林業勞働に從事する者の福利厚生施設を導入することを支援し、もつて林業勞働に係る安全衛生施設を導入することを支援することを目的とする。

##### (5) 貸付対象

林業・木材産業に從事する個人及び団体(以下「林業・木材産業從事者等」といいう。)本規則第4条第1項)である。

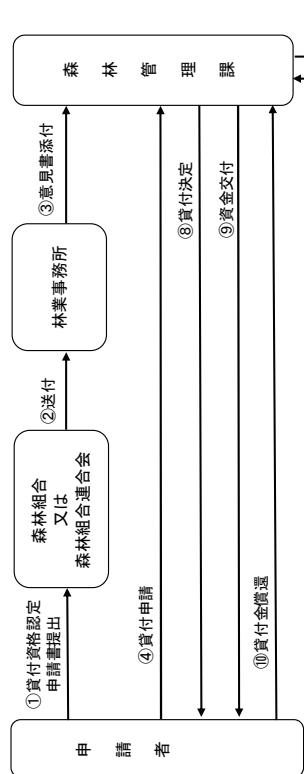
##### (6) 財源

国が3分の2を、県が3分の1を負担している。

##### (7) 貸付の方法

県が、林業・木材産業從事者等に対して、直接貸し付ける(直貸方式)。

## 林業・林産業改善資金制度の仕組み



無利子（本規則第3条第2項）

- (4) 貸付けを受けるために必要な手続き
  - 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者は、貸付資格について知事の認定を受けなければならない。（本規則第5条第1項）。
- (5) 遅延損害金の有無
  - 年 12.25%（本規則第14条第1項）
- (6) 保証人の要否・内容
  - 貸付金の額にかかわらず、連帯保証人を立てなければならない。保証能力又は担保価値は貸付金額以上とされている（本規則第7条第1項、事務取扱要領第9の1）。

| 貸付金額              | 連帯保証人に代えること<br>ができる場合 | 1名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする） |
|-------------------|-----------------------|--------------------------|
| 50万未満             | 連帯保証人に代えること<br>ができる場合 | 1名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする） |
| 50万以上<br>500万未満   | 連帯保証人に代えること<br>ができる場合 | 2名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする） |
| 500万以上<br>1000万未満 | 連帯保証人に代えること<br>ができる場合 | 2名以上（但し、担保を提供した場合は不要とする） |
| 1000万以上           | 提供                    | 3名以上                     |

また、連帯保証人の条件として、①原則として貸付申請者と住居及び生計を同じくする親族以外のもの、②貸付金の最終償還時の年齢が、原則として70歳未満のもの、③債権回収の便宜上、借受申請者と同一市町村又は近隣市町村であることが望ましく、県外の在住者は認めない、④貸付申請者と連帯保証人の相互保証は、原則として認めないとされている（事務取扱要領第9の3）

連帯保証人をつける場合には、林業事務所等の長が連帯保証人及びその他関係者と面談等を行い信用調査を実施し、その結果を林業・木材産業改善資金貸付申請に関する審査・意見書をとりまとめ、貸付申請書に添えて知事に送付することされている（事務取扱要領第7の1、2）

- (7) 物的担保の要否・内容
  - 貸付金額が500万円以上の場合には、担保を提供しなければならない。（本規則第7条第1項、事務取扱要領第7の2、第9の1）。なお、平成16年度の事務取扱要領の改正により、担保提供が必須となったが、それ以前は連帯保証人を立てることで足りた。
  - 担保は、原則として土地・建物であり、担保として提供すると地上に建物がある場合は、両物件を共同担保とすることとされている。また、原則として第1順位の

(9) 貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数 1名

(10) 広報の有無及び内容 沖縄県のホームページ、リーフレットの作成・林業事務所や林業組合等への配付、説明会の開催

(11) 債権管理業務に関する個別研修等の有無 無  
契約内容の変更に関する規定

## 2 本貸付金の契約内容

- (1) 契約締結の有無及び方法
  - 借用証書の作成（本規則第6条第3項）
  - ただし、300万円以上の貸付において担保を提供しない場合は、強制執行受諾約款付借用証書とする（事務取扱要領第9の5）。
- (2) 契約内容の変更に関する規定
  - 林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書を提出する（本規則第10条）。
  - (3) 利息

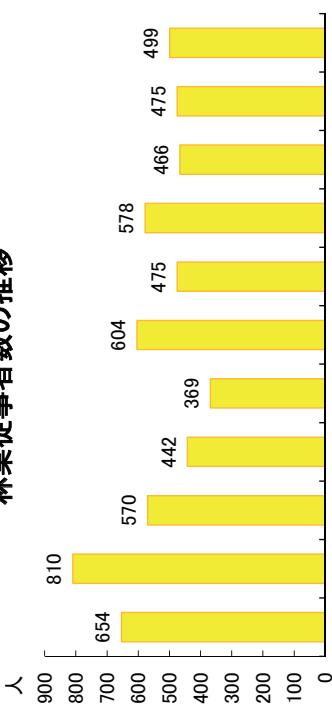
抵当権設定登記を付すことが必要となる（事務取扱要領第9の4）。

(8) 債還方法

償還期を1年以内とした貸付金は一時払、その他のものは均等年賦支払（本規則第3条第3項）

また、県内における林業・木材産業従事者は平成27年度で約500人であるから、本貸付金の需要もあまり高くはない状況にある。

### 林業従事者数の推移



### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等<br>子算額(円)           | 平成24年度     |            | 平成25年度     |            | 平成26年度     |            | 平成27年度     |            | 平成28年度     |            |
|-------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                                     | 申請件数(件)    | 貸付金額(円)    |
| 回収すべき金額(当年度分) A                     | 8,863,000  | 6,596,000  | 6,596,000  | 6,596,000  | 8,863,000  | 6,596,000  | 8,219,334  | 6,596,000  | 8,219,334  | 6,596,000  |
| 回収率(当年度分) B                         | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        | 100        |
| 回収すべき金額(過年度分) C                     | 48,295,000 | 47,086,000 | 44,270,355 | 42,327,991 | 43,825,160 | 41,910,000 | 41,910,000 | 41,910,000 | 41,910,000 | 41,910,000 |
| 回収率(過年度分) D                         | 1,209,000  | 2,097,000  | 1,942,354  | 1,942,354  | 1,942,354  | 1,942,354  | 1,942,354  | 1,942,354  | 1,942,354  | 1,942,354  |
| 回収率(過年度分) D/C                       | 40         | 22         | 23         | 22         | 22         | 22         | 22         | 22         | 22         | 22         |
| 回収率( (B+D) / (A+C) )                | 17.62      | 16.19      | 16.19      | 16.19      | 16.19      | 16.19      | 16.19      | 16.19      | 16.19      | 16.19      |
| 総貸付残高(円)                            | 88,360,000 | 78,167,000 | 69,628,606 | 56,162,466 | 39,820,666 | 31         | 31         | 31         | 31         | 31         |
| 総貸付件数(件)                            | 33         | 31         | 31         | 31         | 31         | 29         | 29         | 29         | 29         | 29         |
| 不動産担保額(円)                           | 0          | 1,500,000  | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 不動産担保件数(件)                          | 0          | 1          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 機械放棄(件)                             | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 機械放棄(件)                             | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除額(円)                              | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| 免除額(件)                              | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          |
| ※回収すべき金額(過年度分)は、元金返済後の残額とした残額金額を示す。 |            |            |            |            |            |            |            |            |            |            |

#### (2) 予算額

本貸付金の予算額は、過去5年間1500万円で推移している。

これまで数回にわたり予算の見直しが行われているところ、林業・木材産業に関する機械が1台あたり1500万円に及ぶものも少なくなったため、高額の貸付申請にも対応できるよう、当面は当該予算額で対応する予定のようである。

#### (3) 貸付実績

本貸付金の申請件数及び貸付件数は、平成24年度に2件があつた他、平成25年度以降は1件もない。

平成28年度未現在の総貸付件数のうち、約8割の案件が林業経営及び木材産業営業から離脱している状況にある。

#### イ 債還・延滞状況

貸付件数は、平成28年度未現在、29件である。

- (ア) 約定償還されている案件について

約定償還されている案件は5件（平成28年度未完済分を含む。）である。

貸付年度は、平成18年度、平成20年度、平成21年度、平成23年度、平成24年度である。  
県では、平成16年度に事務取扱要領の大幅な改正を行い、それまでは連帯保証人1名を立てることで足りたところを、500万円以上の貸付けにあたっては物的担保提供を必須とし、連帯保証人の人數も増やした。また、300万円以上の貸付けについては、物的担保提供をするか、又は物的担保提供しない場合には強制執行受諾款付公正証書の作成を義務付けた。そのため、平成17度以降に貸し付けられた案件は、いずれも約定償還されているようである。

(イ) 延滞案件について

延滞案件は24件であり、元金を延滞している案件は22件、元金完済後に違約金を延滞している案件が2件である。  
延滞案件の貸付年度は、昭和59年度から昭和64年度まで9件、平成11年度から平成11年度まで12件、平成17年度が1件であるところ、平成17年度の1件の貸付けを除いて、いずれの案件も償還期限を10～30年以上経過している。

i 元金を延滞している案件について  
(i) 県が自主回収している案件は22件であり、そのうち、県が自主回収を行っている案件は、事業継続中の4件のみであり、次表のとおりである。

| No | 貸付年度 | 貸付金額      | 償還済額      | 償還未済額     | 違約金額      | 連帯保証人               | 担保    | 償還期間 |
|----|------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-------|------|
| 1  | S62  | 1,100,000 | 0         | 1,100,000 | 3,491,038 | 賃・留保<br>（借受人返済中のため） | なし    | 4年   |
| 2  | H4   | 1,000,000 | 710,000   | 290,000   | 525,627   | 賃・留保<br>（借受人返済中のため） | なし    | 4年   |
| 3  | H6   | 1,200,000 | 710,000   | 790,000   | 2,024,039 | 賃・留保<br>（借受人返済中のため） | なし    | 5年   |
| 4  | H17  | 3,400,000 | 2,556,000 | 850,000   | 1,074,348 | 賃・留保<br>（借受人返済中のため） | 土地・建物 | 5年   |

No.1は、借受人が返済しており、返済額は返済可能月で月2000円程度である。元金完済までに約45年を要し、更に約30年以上の延滞により発生した違約金の返済までとなると約200年の長期に及ぶものとなる。しかし、借受人は高齢の年金受給者であり、これ以上の返済金額の増額や、訴訟提起等は見込めない。また、借受人が返済しているため、連帯保証人に対する督達は留保されているうえ、連帯保証人は所在不明であつたり、無資力である等回収可能性はほとんど無い状況である。

No.4は、借受人が返済しており、返済額は返済可能月で月5万円程度である。生産高がゼロの年年度もある等、生産状況が厳しいことから、安易に返済額を増額できず、提供されている物的担保も林業・木材産業の経営に必須の設備であるから、廃

業しない限り担保権の実行をすることは難しい状況である。しかし、現状維持できれば、元金完済までには約1年ほどであり、又発生している違約を考慮しても、返済までに約3年ほどである。この案件は、平成16年度の事務取扱要領改正直後の貸付けのため、担保が提供されていることもあって、完済の目処がある。

いずれの案件も、借受人から毎月返済可能額を確認し、納付書が発行されていることである。県としては、林業・木材産業を継続している案件については、その継続に配慮した管理・回収業務を行っているとのことであるが、極めて長期間にわたる少額の分割返済のため、逆に林業・木材産業の経営の改善、生产力の増大という本貸付金の目的を害し、連帯保証人に対する過度の負担を強いるものとなつている。

(ii) サービサーに委託されている案件19件（不納欠損1件含む。）について  
サービサーに委託されている案件は19件である。  
そのうち分割返済中の案件は13件である。借受人又は連帯保証人によって定期又は不定期に月1万円～2万円程度が返済されている。全ての案件において、借受人から返済されている場合には、連帯保証人に対する督達等は留保されている。留保されることは、連帯保証人の生活状況や資力状況は調査されていないため、回収可能性の有無は不明である。いずれの案件も、上記iで述べたとおり、長期間にわたる少額の分割返済や連帯保証人に対する履行請求の点で同様の問題がある。  
また、返済停止中の案件は6件である。次表のとおりである。

| No | 貸付年度 | 貸付金額       | 残元金       | 違約金        | 連帯保証人①    | 連帯保証人② | 連帯保証人③  | 最終弁済日  |
|----|------|------------|-----------|------------|-----------|--------|---------|--------|
| 1  | S59  | 1,000,000  | 210,000   | 1,019,301  | 帳面        | 借受人    | 時効解消    | H25.6  |
| 2  | S61  | 1,500,000  | 1,500,000 | 4,931,915  | 黒外施設入所    | 債務者退   | 債務者退    | 既済なし   |
| 3  | H1   | 5,400,000  | 4,305,000 | 12,080,066 | 所在不明      | 時効解消   | 時効解消    | H3.2   |
| 4  | H4   | 6,000,000  | 1,290,000 | 2,044,147  | 文書留保・返済無し | 借受人介入  | 所有不明    | H3.3   |
| 5  | H8   | 14,600,000 | 5,520,000 | 12,145,322 | 事業継続      | 借保留    | 高齢・年金生活 | H12.12 |
| 6  | H11  | 6,000,000  | 4,000,000 | 6,010,958  | 帳面留保      | 帳面留保   | 帳面留保    | H15.3  |

返済停止中の案件6件は、全て消滅時効が完成している。  
サービサーが借受人や連帯保証人に對し請求をしても、消滅時効を援用されることが考えられる。また、仮に、借受人や連帯保証人が債務を承認したとしても、借受人及び連帯保証人とも所在不明又は不明又は無資力であるから、回収可能性はほとんど無い。

ii 元金完済後、違約金のみ延滞している案件2件について  
元金完済後、違約金のみ延滞している案件は2件である。次表のとおりである。

| No | 貸付年度 | 貸付金額      | 償還済額      | 違約金額      | 連帯保証人 | 担保   | 最終弁済 |     |
|----|------|-----------|-----------|-----------|-------|------|------|-----|
| 1  | S59  | 1,500,000 | 1,500,000 | 781,325   | 0     | 督促留保 | なし   | H25 |
| 2  | H6   | 5,000,000 | 5,000,000 | 3,407,840 | 0     | 督促留保 | なし   | H25 |

元金完済後は、年に1回の督促状の送付と電話による現状確認等がされる(ほか、特に何らの対応もされないまま現在に至っている。2件とも借受人及び連帯保証人とも所在不明又は無資力であるため、回収可能性はほとんど無い。)

#### ウ 管理状況

貸付台帳一覧表が作成されているが、違約金額や消滅時効の期限については記載されていない。

平成29年度に、林業・木材産業改善資金貸付金マニュアル(以下「本貸付金マニュアル」という。)が策定された。これにより、各債務者ごとに、借受人台帳を作成され、請求書記録、「業務報告書」(督促・催告・面接・調査等の経過及び処理結果等、時効援用申立書)、「資産関係」、「連帯保証人関係」、「貸付情報」等に区分けされて整理されている。

#### (5) 不納欠損額及び不納欠損件数

平成25年度に1件(150万円)、平成28年度に1件(810万円)の不納欠損処理をしている。

#### (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

#### (7) 免除額及び免除件数 無

#### 4 サービサーに対する債権回収業務の委託

##### (1) 本貸付金の委託概要

県では、平成23年度より、「林業を営業している案件」について、サービサーとの間で、未収金回収業務委託の基本契約書(以下「本契約書」という。)を締結し、債権回収を委託している。

委託料は、未収金のうち収納があつた金額の30%の割合とされ(本契約書第13条、未収金回収業務委託に関する覚書第2条)、委託業務の事務処理に要する費用は、サービサーの負担とされている(本契約書第6条)

サービサーは、県に対し、四半期ごとに進捗状況報告書を作成し、送付することになっている。また、債務者等からの苦情やトラブル等も併せて報告することとなっている(本契約書第15条)

##### (2) 委託実績及び回収実績

サービサーの回収率は、次表のとおりである。

民間委託回収実績

|          | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 委託件数     | 12     | 20     | 21     | 20     | 20     | 19     |
| 委託債務額(ａ) | 28,390 | 35,115 | 35,156 | 40,179 | 38,287 | 36,637 |
| 回収実績額(ｂ) | 150    | 1,059  | 1,977  | 1,747  | 1,880  | 1,446  |
| 回収率(ｂ／ａ) | 0.53%  | 3.02%  | 5.62%  | 4.35%  | 4.91%  | 3.95%  |

(単位:千円、%)

委託件数は、初年度を除き概ね20件程度であり、平成28年度未現在19件である。

委託債務額は、最大で5.62%(平成25年度)、最低で0.53%(平成23年度)、過去6年間では平均3.73%(平成23年度～平成28年度)である。

#### 5 指摘、意見及びコメント

##### (1) 指摘

##### ア 少額返済について

本貸付金の返済額は月々2,000円や1万円程度と極めて少額であり、元金完済までに数十年を要し、延滞期間の長期化により発生している高額の違約金までを含めると、100年は僅に超えるような状況が発生している。

このような無計画な償還状況では、借受人は極めて長期間にわたり不安定な生活状況におかれることから、逆に林業・木材産業の経営の改善、生産力の増大という本貸付金の目的を害されるおそれがある。また、連帯保証人も極めて長期にわたる責任を負担させるものであり、保証制度の在り方の是非も問われかねない。

本貸付金マニュアルでも、「債務者の財務状況及び財産調査等を踏まえ、完済までの償還計画を立て、管理していくこととする。」「早期の完済を目指すことを前提とし、完済までの期間は、最長で10年を目処とする。」と規定されている。

以上どおりであるから、まずは、基本的には借受人や貸付時の連帯保証人のもとでの返済期間10年を目処として、期間及び額を見直すべきである。

##### 指摘1

本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処とするよう、現在の少額の分割返済を見直すべきである。

##### イ 連帯保証人に対する請求について

借受人が返済している場合には、連帯保証人への請求が留保されている案件がほとんどである。サービサーも同様の対応をとっている。

そのため、長期延滞の間に、連帯保証人の資力状況も大きく変化し、高齢化によ

り年金生活になつていたり、死亡のため相続が発生している状況である。このよう

な対応では、貸付審査時に行われる連帯保証人の資力調査、相続人調査等の費用及び労力が増大するばかりである。

また、借受人の少額の分割返済だけでは、上記アでも述べたとおり、数十年の返済期間を要し、借受人や連帯保証人に對し著しく長期にわたる過度な負担を強いることになりかねない。

本貸付金マニュアルでも、「完済まで 10 年を超える見込みの場合は、原則、連帯保証人への履行の請求を併せて行うものとする。」と規定されている。  
以上のとおりであるから、県としては、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

#### 指摘 2

本貸付金マニュアル記載のとおり、完済まで 10 年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。

#### (2) 意見

##### ア 元金完済後の違約金の調定について

元金完済後に違約金のみ延滞している案件が 2 件あるが、元金完済後は何ら具体的な対応はされておらず、調定さえされていない。

標準マニュアルでは、「原則、元本が完結となつた」場合には、調定するよう規定されているのであり、少なくとも元金完済時点で違約金の調定を検討されたい。

#### 意見 1

標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金の調定を検討されたいたい。

##### イ 元金完済後の違約金の処理について

元金完済後の違約金については、ほとんどの案件で具体的な対応がされていない。これでは、償還計画通りに返済した者や、元金完済後も違約金の返済を継続している者の間で不公平が生じるうえ、悪質延滞者が増える可能性もある。

以上のとおりであるから、元金完済後の違約金についても、借受人や連帯保証人に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

#### 意見 2

元金完済後の違約金について、借受人及び連帯保証人に対し、督促請求するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力がないと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。

権放棄等を検討されたい。

ウ 時効完成の案件について  
サービスに委託されている案件 19 件のうち、消滅時効が完成している案件が 6 件ある。借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理をすべきである。

#### 意見 3

時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理をすべきである。

#### (3) コメント

##### ア 協議会の議事録の作成

本貸付金は、林業・木材産業改善資金運営協議会運営要領 3 項に基づき、協議会が開催され、その都度審査結果報告書が作成されているが、これには審査結果が記載されているだけで、審査過程や審査内容等は記載されない。

審査過程や審査内容を記録することにより、責任の所在が明確になるとともに、協議会の審査の形骸化を防止しえることから、協議会が開催された場合には、議事録が作成されることが望ましい。

イ 連帯保証人の過剰要求  
500 万円以上 1000 万円未満の貸付けは、担保を提供したうえ、連帯保証人を 2 名以上必要とし、1000 万円以上の貸付けに至つては、担保を提供したうえ、連帯保証人を 3 名以上必要としている。そのうえ、連帯保証人の条件も生計が別である必要があり、県内在住者に限られる等制約が厳しい。このような状況では、本貸付金の需要があつても、条件を満たすことが難しく、申請を断念する者がいる可能性がある。

本貸付金の需要が低迷しているのは、このような事情も一因となつていると考えられるところから、本法や本規則等の目的や、保証及び担保等に関する規定を前提に、過剰な要求になつていないか今一度検討されることが望ましい。

ウ 貸付台帳一覧表の整備について  
県は、貸付台帳一覧表及び各借受人の貸付台帳を作成しているが、貸付台帳一覧表には、主に償還済金額と償還未済金額の記載があるだけで、発生している違約金額や、消滅時効の期限については何ら記載されていない。県は、元金だけでなく、違約金まで回収しなければならないうえ、消滅時効の期間を管理する必要があるところ、各借受人の貸付台帳から書類を取り出して、違約金や消滅時効の期限を確認するのでは、事務作業の効率が悪いことから、少なくとも違約金額及び消滅時効期

限については一見して把握できるように貸付台帳一覧表に記載する等整理すること  
が望ましい。

#### 第4 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金

##### 1 概要

###### (1) 一覧表

|                      |                                                                                                                                                                                                                |              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 貸付金名                 | 中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金                                                                                                                                                                                           |              |
| 担当部署名（部及び課）          | 農林水産部                                                                                                                                                                                                          | 流通・加工推進課     |
| 貸付開始年度               | 昭和61年度                                                                                                                                                                                                         |              |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）      | 無（契約書にて）                                                                                                                                                                                                       |              |
| 貸付金の目的               | 青果物取引の拡大と市場精算システムの円滑化を図ること<br>ために、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うこと                                                                                                                                                       |              |
| 貸付対象                 | 沖縄県中央卸売市場精算株式会社                                                                                                                                                                                                |              |
| 財源（県、国、その他）          | 県                                                                                                                                                                                                              |              |
| 貸付の方法                | 県が、沖縄県中央卸売市場精算株式会社（以下「精算会社」）<br>(県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか)                                                                                                                                                  | に対し、直接受け付ける。 |
| 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合   | 金融機関や他の団体等を通じて貸す場合                                                                                                                                                                                             | ー            |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か     | 単年度貸付                                                                                                                                                                                                          |              |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 | 平成27年度包括外部監査結果報告の際に、「精算会社へ監査機能として取締役会での相互けん制のほか、監査の監査も実施されているが、監査後の権限が定款で会計監査に限定され、業務については監査権限を有していないことから中期の精算会社の適正性がどうかが不明である。県として精算会社の中期中の業務運営が適切に実施されているかをモニタリングする体制が必要であると考える。」との意見があつた。この意見については、措置済みである。 |              |
| 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 | 1名                                                                                                                                                                                                             |              |
| 広報の内容                | 県中央卸売市場HPの市場概要P27（H29.8.29時点）にて記載                                                                                                                                                                              |              |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無    | 無                                                                                                                                                                                                              |              |
| 貸付の条件                | 沖縄県中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付契約書                                                                                                                                                                                      |              |
| 利息の有無                | 有                                                                                                                                                                                                              |              |
| 利息の利率（年）             | 0.60%                                                                                                                                                                                                          |              |
| 譲延償還資金の定め            | 有                                                                                                                                                                                                              |              |
| 譲延償還金の利率（年）          | 14.60%                                                                                                                                                                                                         |              |
| 保証人の有無               | 否                                                                                                                                                                                                              |              |
| 物的担保の有無              | 否                                                                                                                                                                                                              |              |
| 担保価値の把握方法            | ー                                                                                                                                                                                                              |              |
| 償還方法（毎1年居置半年賦償償還）    | 無                                                                                                                                                                                                              |              |
| 償還猶予規定の有無            | 無                                                                                                                                                                                                              |              |
| 償還免除規定の有無            | 無                                                                                                                                                                                                              |              |
| 期限の利益喪失規定の有無         | 無                                                                                                                                                                                                              |              |

組合), 沖縄県売買参加者事業協同組合(売買参加者)の協同出資により設立された。

(6)

|                    |         | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      | 平成29年度      | 平成30年度      |
|--------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 管付金の管付実績及び回収状況等    |         |             |             |             |             |             |             |
| 予算額(円)             | 申請件数(件) | 167,231,000 | 166,926,000 | 166,000,000 | 166,000,000 | 166,000,000 | 166,000,000 |
| 管付実績               | 管付件数(件) |             |             |             |             |             |             |
| 回収すべき金額(当年度分) A    |         | 167,839,007 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,799,179 |             |             |
| 回収すべき金額(当年度分) B    |         | 167,839,007 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,799,179 |             |             |
| 回収すべき金額(過年度分) C    |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(過年度分) D    |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(当年度分) (A+C) |         | 100,000     | 100,000     | 100,000     | 100,000     | 100,000     | 100,000     |
| 総管付残高(当)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 総管付件数(件)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損額(当)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損額(件)           |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(当)            |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(件)            |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(当)             |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)            |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

(2) 木代は今の大西

中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、昭和59年に開設された沖縄県中央卸売市場の青果物取引の拡大と市場の精算システムの円滑化を図るために、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うことを目的として、中央卸売市場精算株式会社（以下「精算会社」という。）が買受人たために行う立替業務に必要な資金を貸し付けるための制度である。

昭和 61 年より、県と金融機関（沖縄銀行、琉球銀行）との協調融資が行なわれている。県は精算会社に対し、本貸付金（近年は約 1 億 6600 万円）を貸し付け、精算会社はこれを金融機関に全額預託し、金融機関は精算会社に対し預託金の 3 倍にあたる。

制度開始以来約30年以 上にわたり中央卸売市場における青果物取引を下支えしてお り、現在までに精算会社の事業運営には赤字は生じておらず、協調融資の返済に 支障は無いが、立替業務における高額な未収金が発生している状況にある。

無根拋規定

ただし、毎年度、真と精算会社との間で締結される沖縄県中央卸売市場青果物販売促進対策資金貸付契約書（以下「本契約書」という。）に従う。

(4) 目的

沖縄県中央卸売市場の拡大と健全化、市場の精算システムの円滑化を図るためには、資金力が脆弱な買受人の短期決済義務を補うこと目的としている。

冲细阴中知

卷之三

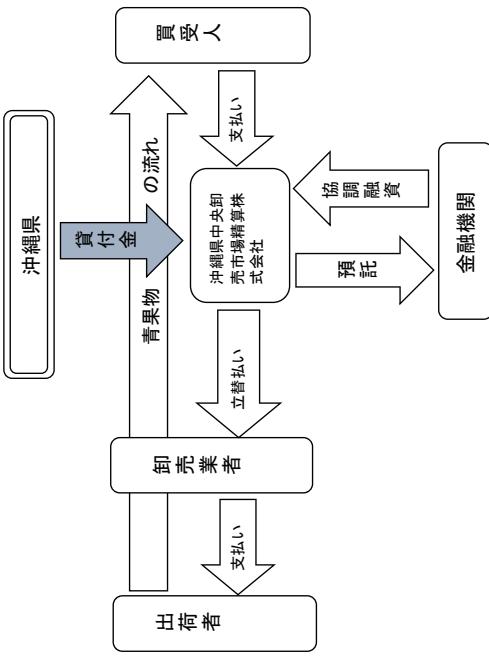
卷之三

明治今昔物語一ノ二

(7) 貸付の方法

ア 県が、精算会社に対し、直接貸し付ける。  
イ 単年度貸付（年度中に交付した貸付金の償還を年度末に受けけるが、翌年度に再び貸付けを行う）である。

(C) 1997 品味生活



ア 暈・金融機関と精算会社との關係

（油銀銀行）七の名詠題富山資が行わわれている

まず、県が精算会社に対し、本貸付金（近年は約1億6600万円）を貸し付け、精

箕谷はこれを金融機関に至額預託し、金融機関が清算会社に対し預託金の3倍にあたる融資（近年は約5億円）を行う。

中央卸売市場の青果物の買受人は、仲卸業者 14 業者、売買参加者 66 業者である。買受人の青果物の買上金の決済方法には二通りある。一つは、本貸付金が予定しているもので、原則精算会社の立替制度を利用する方法である。買受人は買上金の

決済日に、精算会社に一旦立替払いをしてもらうことにより支払期間を延長し、後日精算会社に対し立替金を支払うことになる。もう一つは、買受人は買上金の決済日に、原則自己資金で決済をするが、自己資金の不足等の理由から決済できなかつた場合に、例外的に精算会社の立替制度を利用する方法である。いずれの方法であつても、買受人は精算会社の立替制度を利用する場合があるため、以下の内容の契約を締結している。

- ① 買受人は、1日の買受金額の11日分に達するまで保証積立をしなければならぬ。買受人が、買上金を完納したときは、その金額に応じ精算会社から完納奨励金が支払われるが、そのうち1000分の2を保証積立金に充当しなければならない（同契約書第3条2項、3項）。
- ② 買受人は、精算会社に対し、保証金300万円を寄託しなければならない（同契約書第5条）。
- ③ 精算会社が認める連帯保証人を2名立てなければならない（同契約書第6条）。
- ④ 精算会社は、買受人に未納金が発生したとき等は、県と卸売業者（壳渡人）に通知するとともに協議のうえ精算業務の引受けを停止することができる（同契約書第7条）。

⑤ 単年度貸付であるか否か、  
単年度貸付である。

- ⑥ 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数  
1名
- ⑦ 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容  
平成27年度の包括外部監査において、精算会社への監査機能としては取締役会での相互けん制のほか、監査役の監査も実施されているが、精算会社への監査機能と定款では監査機能の有していないことから期中の精算会社の業務運営の適正性がどのように担保されているかが不明であるため、県として精算会社の期中の業務運営が適切に実施されているかをモニタリングする体制が必要であるとの意見が付された。なお、この意見に対しては措置済である。
- ⑧ 広報の有無及び内容  
沖縄県ホームページ
- ⑨ 債権管理業務に関する研修等の有無  
無

年度毎に本契約書を作成する。

- ⑩ 契約内容の変更に関する規定  
無
- ⑪ 利息の有無  
年0.6%（本契約書第4条）
- ⑫ 貸付けを受けるために必要な手続き  
無
- ⑬ 遅延損害金の有無  
年14.6%（本契約書第5条）
- ⑭ 保証人の要否・内容  
否
- ⑮ 物的担保の要否・内容  
否
- ⑯ 償還方法  
年度末に一括償還（本契約書第3条）
- ⑰ 償還猶予規定の有無  
無
- ⑱ 償還免除規定の有無  
無
- ⑲ 期限の利益喪失規定の有無  
無

本契約書の内容に違反して貸付金を運用した場合は、知事は、沖縄県中央卸売市場精算株式会社に対して返還請求を行うことができ、精算会社はこれに応じなければならぬ（本契約書第7条）。

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### 1 観表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等 |                           | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-----------------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 子算額(円)          | 貸付件数(件)                   | 167,231,000 | 166,926,000 | 166,926,000 | 166,000,000 | 166,000,000 |
| 貸付実績            | 貸付金額(円)                   | 167,231,000 | 166,926,000 | 166,926,000 | 166,000,000 | 166,000,000 |
| 回収すべき金額(当年度分) A | 貸付件数(件)                   | 1           | 1           | 1           | 1           | 1           |
| 回収すべき金額(当年度分) B | 回収すべき金額(過年度分)             | 167,899,007 | 167,617,669 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,791,901 |
| 回収すべき金額(過年度分) C | 回収すべき金額(過年度分)             | 167,899,007 | 167,617,669 | 167,611,997 | 166,791,901 | 166,791,901 |
| 回収済み金額(過年度分) D  | 回収率率( B + D ) / ( A + C ) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 総貸付高(円)         | 総貸付件数(件)                  | 100,00      | 100,00      | 100,00      | 100,00      | 100,00      |
| 総貸付額(円)         | 不納欠損額(円)                  | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数(件)       | 債権放棄(円)                   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債権放棄(件)         | 免除額(円)                    | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)         | 免除件数(件)                   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

※回収すべき金額(当年度分)及び回収済み金額(当年度分)には、利息を含む。

#### 2 予算額

- ① 平成24年度は1億6723万1000円、平成25年度及び平成26年度は1億6692万
- ② 予算額

600円、平成27年度及び平成28年度は1億6600万円とほぼ横ばいである。制度開始以来、予算額はほぼ同程度の金額で推移しているが、近年、青果物の取扱高が減少しているため、貸付金額も多少漸減しており、今後もそのような傾向にある。

(2) 貸付実績  
制度開始以来、毎年度、精算会社に貸し付けられている。

(3) 回収実績  
ア 本貸付金の回収実績について

単年度貸付であるため、100%である。

イ 精算会社の回収実績について

(ア) 買上額の回収実績（全業者）

精算会社が立替払いをした買上額の回収実績（全業者）は、次表のとおりである。

| 平成28年度買上額回収実績（全業者） |                |                | 単位：円 |             |            |
|--------------------|----------------|----------------|------|-------------|------------|
|                    | 買上額            | 回収額            | 買上額  | 回収額         | 未収額        |
| A                  | 394,609,587    | 394,609,587    | AN   | 72,355,750  | 72,355,750 |
| B                  | 193,761,137    | 193,761,137    | AO   | 78,096,543  | 0          |
| C                  | 161,313,710    | 161,313,710    | AP   | 43,819,206  | 0          |
| D                  | 266,928,995    | 266,928,995    | AQ   | 112,279,482 | 0          |
| E                  | 1,011,844,954  | 1,011,844,954  | AR   | 407,734,561 | 0          |
| F                  | 739,104,428    | 739,104,428    | AS   | 25,365,352  | 0          |
| G                  | 80,213,520     | 68,033,443     | AT   | 27,986,611  | 0          |
| H                  | 1,119,411,839  | 1,119,411,839  | AU   | 6,360,591   | 0          |
| I                  | 766,238,753    | 766,238,753    | AV   | 21,936,614  | 0          |
| K                  | 1,183,579,125  | 1,183,579,125  | AW   | 18,303,393  | 0          |
| L                  | 29,264,279     | 29,264,279     | AX   | 38,155,771  | 34,208,114 |
| M                  | 1,549,554,542  | 1,549,554,542  | AY   | 31,363,579  | 0          |
| N                  | 1,025,054,417  | 938,842,486    | AZ   | 21,995,918  | 0          |
| O                  | 286,368,161    | 286,368,161    | BA   | 15,795,857  | 0          |
| P                  | 8,010,725      | 8,010,725      | BB   | 68,103,636  | 0          |
| Q                  | 16,508,474     | 16,506,470     | BC   | 30,255,279  | 0          |
| R                  | 247,047,301    | 247,047,301    | BD   | 105,517,093 | 0          |
| S                  | 34,787,671     | 34,787,671     | BE   | 261,915,774 | 0          |
| T                  | 150,437,138    | 150,437,138    | BF   | 6,527,666   | 0          |
| U                  | 25,903,548     | 25,903,548     | BG   | 68,022,898  | 0          |
| V                  | 18,508,591     | 18,508,591     | BH   | 388,431,315 | 0          |
| W                  | 8,939,653      | 8,939,653      | BI   | 102,842,383 | 0          |
| X                  | 81,431,779     | 81,431,779     | BJ   | 9,032,450   | 0          |
| Y                  | 18,117,182     | 81,16,005      | BK   | 59,038,457  | 0          |
| Z                  | 13,075,035     | 13,075,035     | BL   | 130,972,165 | 0          |
| AB                 | 48,830,741     | 48,830,741     | BM   | 25,694,238  | 0          |
| AC                 | 99,975,920     | 83,039,3855    | BN   | 33,727,285  | 0          |
| AD                 | 22,444,682     | 22,444,682     | BO   | 104,402,276 | 0          |
| AE                 | 112,524,143    | 112,524,143    | BP   | 11,002,787  | 0          |
| AF                 | 21,612,929     | 21,612,929     | BQ   | 19,787,529  | 0          |
| AG                 | 36,117,369     | 32,320,698     | BR   | 9,562,001   | 0          |
| AH                 | 25,175,077     | 25,175,077     | BS   | 93,688,382  | 0          |
| AI                 | 390,790,960    | 390,790,960    | BT   | 84,235,036  | 0          |
| AJ                 | 25,313,499     | 25,313,499     | BU   | 165,980,081 | 0          |
| AK                 | 59,451,092     | 59,451,092     | BV   | 277,667,849 | 0          |
| AL                 | 196,988,724    | 196,988,724    | BW   | 275,909,959 | 0          |
| AM                 | 119,196,020    | 119,196,020    | BX   | 1,627,739   | 0          |
| AN                 | 877,458,403    | 877,458,403    | BY   | 1,539,644   | 0          |
| AO                 | 0              | 0              | BZ   | 0           | 0          |
| 合計                 | 11,469,871,407 | 11,340,822,477 | BS   | 700,889     | 0          |

※「即りつぶし」は原則立替制度を利用する業者

※未収額は平成28年度末までの累積額

平成28年度は、全体で1億2904万8930円の未収金が存在している（当年度及び過年度発生分を含む）。そのうち、原則立替制度を利用している買受人は、2業者で9839万5008円の未収金が存在している。例外的に精算会社の立替制度を利用している買受人は、8業者で3065万3922円の未収金が存在している。

(イ) 原則精算会社の立替制度を利用している買受人について

原則精算会社の立替制度を利用している業者の回収実績は、次表のとおりである。

| 立替年度別（立替制度利用する業者） |               |               | 立替額    |            |        | 回収額 |     |     | 未収額 |     |     | 未収額内訳 |     |     |
|-------------------|---------------|---------------|--------|------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 年度                | 回収率           | 回収額           | 回収率    | 回収額        | 回収額    | 未収額   | 未収額 | 未収額 |
| 平成24年度            | 9,414,163,910 | 9,216,065,334 | 95.0%  | 18,303,666 | 未収業者数1 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   |
| 平成25年度            | 9,074,812,815 | 8,898,493,802 | 95.15% | 16,511,870 | 未収業者数1 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   |
| 平成26年度            | 8,765,159,063 | 8,456,023,787 | 95.7%  | 52,040,848 | 未収業者数2 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   |
| 平成27年度            | 9,452,466,206 | 9,256,759,113 | 95.0%  | 46,354,681 | 未収業者数2 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   |
| 平成28年度            | 5,757,659,414 | 5,596,646,394 | 97.25% | 98,395,008 | 未収業者数2 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     | 0   | 0   |

上記1(8)「貸付業務の流れ」で述べたとおり、精算会社では、原則立替制度を利用している買受人（塗りつぶし参照）と、例外的に立替制度を利用している買受人（塗りつぶし無し参照）がいる。

(ウ) 例外的に立替制度を利用していいる買受人の立替金の回収実績は、次表のとおりである。

| 立替制度利用してない業者年度別一覧<br>買上金回収実績(例外的精算会社の立替制度を利用している業者) |                |                |       |            |          |
|-----------------------------------------------------|----------------|----------------|-------|------------|----------|
|                                                     | 買上額            | 回収額            | 回収率   | 未収額        | 未収額占額    |
| 平成24年度                                              | 5,979,338,849  | 5,927,823,389  | 99.1% | 54,198,927 | ・未収業者数13 |
| 平成25年度                                              | 6,512,751,081  | 6,458,489,156  | 99.2% | 55,907,794 | ・未収業者数16 |
| 平成26年度                                              | 6,917,648,080  | 6,806,714,661  | 99.3% | 57,522,131 | ・未収業者数14 |
| 平成27年度                                              | 7,598,607,340  | 7,543,286,441  | 99.3% | 56,179,768 | ・未収業者数15 |
| 平成28年度                                              | 10,092,754,713 | 10,046,485,765 | 99.5% | 46,268,948 | ・未収業者数8  |

#### 4 指摘、意見及びコメント

例外的に立替制度を利用していいる買受人の立替金の回収率は、過去5年間99%を超えているが、毎年度、4000万円～5000万円台（当該年度までの累積額）の未収金が存在している。

平成28年度に未収金が存在（当年度及び過年度発生分を含む。）しているのは8業者（番号Y、AB、AU、AF、AX、BA、BH、BZ）であり、未収金額は合計4626万8948円である。8業者のうち7業者（Y、AB、AU、AF、AX、BA、BH、BZ）は、各業者の保証金及び保証積立金の合計額の範囲を超えていいる。業者Yは995万7177円、業者ABは1022万7421円、業者AFは182万1009円、業者AXは303万2533円、業者BAは620万3958円、業者BHは62万5964円、業者BZは70万869円（廃業）であり、総額3193万8931円となる。

##### (エ) 小括

このように、精算会社では、平成28年度の立替金の未収金が合計1億余り（約3000万円は平成29年4月に返済された。）も存在している。平成28年度末における預り保証金は1億603万5996円、保証積立金は6億4238万2072円であり、合計7億4841万8068円であるから、平成28年度末現在の未収金額はその範囲内に収まっている。

しかし、各買受人ごとにみると、発生している未収金額は、各買受人から寄託された保証金及び保証積立金の合計額の範囲を超えていいる場合が複数見られる。寄託された保証金及び保証積立金を充当することで立替金を回収することができない。

意見 1

単年度償付は、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。  
イ 金融機関との覚書の締結について

場合には、連帶保証人への請求や、精算業務の引受け停止を検討する必要があるが、買受人が事業を継続している間はいずれの措置もとられない。特に、引受け停止となると、買受人の事業継続が不能となり、倒産等に追い込んでしまうおそれがあることから、容易にかかる措置を講じることはできないようである。

買受人が死亡したり、廃業した場合には、連帶保証人に対する請求がされているが、1業者あたりの未収金額は高額であることから、連帶保証人の資力で担保されない事態も生じているようである。

このような状況が特けば、精算会社の財務状況の悪化により、いざれは県と金融機関の協調融資の返済自体に支障が生じ得る可能性も否定できない。

- (4) 不納欠損額及び不納欠損件数 無
- (5) 債権放棄額及び債権放棄件数 無
- (6) 免除額及び免除件数 無

ア 单年度貸付について

本貸付金は单年度貸付であるため、約30年以上にわたり毎年度、貸付けと返済が繰り返されており、今後もその終期は未定であり、「出資」又は「確定定期のない長期貸付け」ととも評価し得る実態がある。

また、年度末に一括返済・償還され、翌年度に改めて貸付けがされることから、年度末現在の貸借対照表には債権残高として計上されないため、県の貸借対照表の透明性、説明責任が十分に果たされない可能性がある。

さらに、精算会社の償還・返済の実態が不明確になり、県による適宜かつ適切な財務状況の把握や改善指導等ができるようになってほしいという最悪の事態も想定される。

以上どおりであるから、本貸付金については、実態を適切に反映させるべきであり、現在の単年度貸付けから、「貸付の終期」を明示した長期貸付けへの変更を検討されたい。

県は、昭和 61 年ころに、金融機関との協調融資に関する基本事項を策定したが、  
県と金融機関との間では何らの文書も交わされることなく、約 30 年以上にわたり協  
調融資が行われてきた。協調融資における県と金融機関の責任や負担内容を明確化  
するためにも、少なくとも、覚書を作成されることを検討されたい。

#### 意見 2

金融機関との間で、協調融資に関する覚書等を作成されることを検討されたい。  
(3) コメント 無

## 第 5 沖縄県就農支援資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

|                                    |                                     |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 貸付金名                               | 沖縄県就農支援資金貸付金                        |
| 貸付開始年度                             | 農林水産省<br>沖縄県就農支援資金                  |
| 根拠規定 (法律、条例等)                      | 青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法         |
| 青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について | 青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について  |
| 貸付金の目的                             | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 貸付対象                               | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 財原 (県、国、その他のいすれか)                  | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 貸付の方法                              | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 貸付額は原則として金額の半額を貸付する。               | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 当該貸付は原則年次返済方式であることを条件とする。          | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 借入額は内閣府令で定める額を限度とする。               | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 貸付の有無及び内容                          | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 債務管理業務に関する個別研修の有無                  | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 貸付の条件                              | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 利息の有無                              | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 利回りの利率 (年)                         | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 利回りの利回り                            | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 保証人の有無                             | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 物的担保の有無                            | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 担保額の把握方法                           | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 償還方法 (Gx 4 年償還半年割増選択)              | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 償還免除規定の有無                          | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 期限の利益喪失規定の有無                       | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                    | 青年人等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の運用について |
| 予算額 (円)                            | 34,575,000                          |
| 貸付実績 (円)                           | 9,009,000                           |
| 貸付件数 (件)                           | 6                                   |
| 貸付金額 (円)                           | 34,575,000                          |
| 貸付生数 (件)                           | 9,009,000                           |
| 保証人件数 (件)                          | 2                                   |
| 回取すべき金額 (当年度分) A                   | 115,729,418                         |
| 回取済み金額 (当年度分) B                    | 24,325,589                          |
| 回取すべき金額 (過年度分) C                   | 25,310,000                          |
| 回取済み金額 (過年度分) D                    | 0                                   |
| 回収率 (B + D) / (A + C)              | 100.00                              |
| 総貸付実績 (円)                          | 183,620,589                         |
| 総貸付件数 (件)                          | 151,997,000                         |
| 不納欠損件数 (件)                         | 67                                  |
| 債権回収率 (円)                          | 68                                  |
| 債権回収率 (件)                          | 0                                   |
| 免除額 (円)                            | 0                                   |
| 免除件数 (件)                           | 0                                   |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県就農支援資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、将来、効率的かつ安  
定的な農業経営を行う担い手の育成・確保を図ることを目的として、新たに農業を行  
始めようとする者で県から就農計画の認定を受けた者に対し、無利子で貸付けを行

う制度である。就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金の3種類の資金があり、就農研修資金及び就農準備資金は沖縄県青年農業者等後継者育成センター（公益財団法人沖縄県農業振興公社、以下「公社」という。）を、就農施設等資金は農業協同組合（以下「農協」という。）を通して貸付を行ってきた。（転貸方式）。

現在は、制度改正により、新たに「青年等就農資金」が創設され、平成26年度末をもって沖縄振興開発金融公庫に貸付業務が移管されたことから、県の貸付業務は終了し、回収業務のみが残っている。

#### （3）根拠規定

平成7年に制定された、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（以下「本法」という。）及び本法施行令並びに本法施行規則（以下「本規則」という。）に基づき、平成12年に制定された、沖縄県就農支援資金貸付等要領（以下「本要領」という。）である。

#### （4）目的

本法第1条は、農村における高齢化の進展その他の農業を取り巻く環境の変化に伴い、青年農業者その他の農業を担うべき者の確保の重要性が著しく増大していることに鑑み、就農支援資金の貸付等の特別措置を講ずることにより、青年等の就農促進を図り、もつて農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。

#### （5）貸付対象

認定就農者及び認定農業者（以下「農業者等」という。）である（本法第4条第4項）。

#### （6）財源

国から3分の2を借入し、残りの3分の1は県が負担している。

#### （7）貸付の方法

県が、公社及び農協に貸し付け、公社及び農協がそれぞれ農業者等に貸し付ける（貸付けの決定を除く。）という転貸方式となっている（本法第18条第1項、同6条、同17条第1項）。

#### （8）貸付業務の流れ

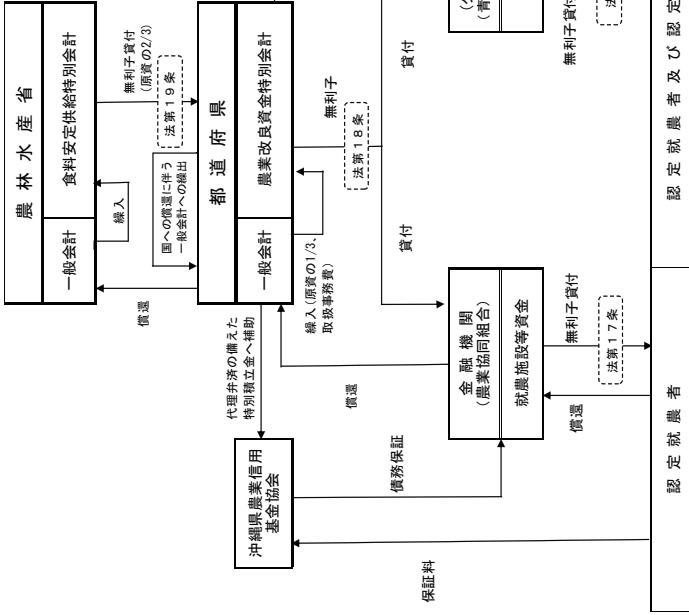
ア 県は、公社及び農協に対し、本貸付金を貸し付ける（本法第18条）。

イ 公社は、公益財団法人沖縄県農業振興公社就農支援資金貸付業務規程（以下「本規程」という。）を制定し、同規程に基づき、貸付主体となって、農業者等に対し、就農研修資金と就農準備資金を貸し付ける（本法第12条、同第6条）。

ただし、県は、公社に対し、本貸付金の貸付業務に關し、必要な報告をさせるこ

とができる（本法第15条）。

ウ 農協は、本法及び本規則に基づき、農業者等に対し、就農施設等資金を貸し付ける（本法第17条第1項）。



#### （9）貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数

1名

#### （10）広報の有無及び内容

平成26年度に貸付業務を終了しているため広報は行っていない。

#### （11）債権管理業務に関する個別研修の有無

無

## 2 本貸付金の契約内容

- (1) 契約締結の有無及び方法
- (2) 借用証書の作成（本要領第2の4）
- (3) 契約内容の変更に関する規定

(3) 利息の有無  
無利子（本法第 18 条第 2 項）

(4) 貸付けを受けるために必要な手続き

公社又は農協からの借受人が、就農計画を作成し、知事からその認定を受けなければならぬ（本法第 4 条第 1 項）。

(5) 遅延損害金の有無

年 10.75%（本要領第 3 の 6）

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、年 12.25%である（本法 10 条、本要領第 4 の 2 (4)）。

(6) 保証人の要否・内容 否

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、連帯保証人を立てることが必須である。また、農業者等に貸し付ける場合には、農業者等に農業信用基金協会の保証を受けさせることも可能である（本要領第 4 の 2 (2)）。

(7) 物的担保の要否・内容 否

ただし、公社及び農協が、農業者等に貸し付ける場合には、担保提供が必要となる場合がある（本要領第 4 の 2 (2)）。

(8) 債還方法

元金均等年賦償還である（本要領第 3 の 1 (2)）。

(9) 債還猶予規定の有無

有り（本要領第 3 の 7 (1)）

(10) 債還免除規定の有無 無

(11) 期限の利益喪失規定の有無

有り（本要領第 3 の 5 (1)）

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等     |               | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|---------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額(円)              | 貸付金額(円)       | 34,575,000  | 6           | 9,009,000   | 2           | 24,530,000  |
| 貸付実績                | 貸付金額(円)       | 34,575,000  | 6           | 9,009,000   | 2           | 24,530,000  |
| 回収すべき金額(当年度分)       | 貸付件数(件)       | 115,729     | 6           | 24,325,589  | 2           | 25,310,000  |
| 回収済み金額(当年度分)        | 回収すべき金額(過年度分) | 115,729,418 | 0           | 24,326,589  | 0           | 27,208,000  |
| 回収済み金額(過年度分)        | D             | 0           | 0           | 0           | 0           | 39,711,000  |
| 回収済み金額(（B+D）／（A+C）) | 総貸付残高(円)      | 183,620,589 | 151,997,000 | 167,524,000 | 140,316,000 | 100,605,000 |
| 総貸付件数(件)            | 不納欠損額(円)      | 67          | 68          | 45          | 46          | 37          |
| 不納欠損件数(件)           | 債務放棄(円)       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債務放棄(件)             | 債務放棄(円)       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 専用金額(円)             | 専用金額(円)       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 専用件数(件)             | 専用件数(件)       | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

#### (2) 予算額

平成 26 年度に貸付業務を終了しているため、予算は組まれていない。

#### (3) 貸付実績

平成 26 年度に貸付業務を終了しているため、現在の業務は未収金の回収のみである。

- (4) 回収実績  
ア 転貸方式のため、回収率は 100%である。  
イ 公社に対する貸付けについて

公社は、県に対し、平成 28 年度に繰上償還をし、既に全額返済済みである。  
公社と農業者等との間では、延滞が生じている案件もあるようであるが、公社は、  
本規程を制定し、同規定に基づき、貸付主体となって、農業者等に対し就農研修資  
金と就農準備資金の貸付けを行っている。そのため、県による、公社の農業者等に  
対する債権の管理等は特段行われていない。

ウ 農協に対する貸付けについて  
農協は、県に対し、平成 28 年度現在、約定償還している。  
農協と農業者等との間でも、約定償還されており、延滞は生じていない。  
県では、農協から、農協の農業者等に対する債権について、貸付状況、償還状況、  
貸付残高、延滞額等の状況及び債権保全・取り立てに関する取組状況を明らかにし  
た報告書を提出してもらい、債権の管理等を行っている（就農施設等資金事務委託  
契約書第 7 条、第 8 条）。

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無  
(6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

- (7) 免除額及び免除件数 無
- 4 指摘、意見及びコメント
- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント 無

## 第6章 商工労働部の貸付金

- 第1 商工労働部の貸付金の概要
- 第2 沖縄県単融資制度資金貸付金
- 第3 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金
- 第4 沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金
- 第5 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金
- 第6 沖縄県中小企業高度化資金貸付金
- 第7 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金

第1章 商工労働部の賃付金の概要

商工労働省が賃付及び債権管理を行っている賃付事業は、①沖縄県単融資制度資金貸付金、②沖縄県中小設備近代化資金貸付金、③沖縄県小規模企業者等設備資本与資金貸付金、④沖縄県中小企業高度化資金貸付金、⑤沖縄県中小企業機械類資金貸付金及び⑥沖縄県労働者住宅建設資金貸付金の6件がある。概要をまとめるところである。

6件の貸付事業のうち①～⑤はいずれも中小企業者等の振興に寄与することを目的としており、うち①沖縄県単融資制度資金貸付金は、中小企業の事業活動に必要な資金の融資の円滑化を図ることを目的としています。

次に、②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金、③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金の3件は中小企業者等の設備機械類の近代化を図ることにより、その振興に寄与することを目的としている。②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金は、県が中小企業者に対して直接設備を近代化するための資金を貸し付けるのに対し、③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金及び④沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金は県が沖縄県産業振興公社に対して貸付を行い、公社が機械類を購入して、中小企業者等に対して機械類を販売する点が異なる。また、③沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金は県が、主体制的に導入し全島で行われている貸付事業であるため、中小企業者等の要件が緩和され、規定ないし変更される等制約もあつたため、業界からの通知により貸付の方法、対象者等の要件が緩和され、貸付条件と資金貸付金を導入したという経緯があつたため、冒頭の順序と一致する。

る。②沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金及び③沖縄県小規模企業者等設備資本資金貸付金はすべてに貸付事業を終しているため、現在も貸付事業を行っているのは④沖縄県中小企業機械類貸と資金貸付金のみである。

⑤沖縄県中小企業高度化資金貸付金は中業企業者等の連携、事業の共同化、中小企業の集積を図ることにより、中小企業者等の振興に寄与することを目的としている。

最後に、⑥労働者住宅建設資金貸付金は労働者に対して住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることにより、労働者の福祉の増進に資することを目的としている。  
以上6件の貸付金について、以下検討する。

卷之三

（二）（三）（四）（五）（六）（七）（八）（九）（十）

図4沖縄県中小企業機械類の近代化を図るための設備幾種類の資金貸付金の3件は中小企業者等の設備機械類の3件

②社説は中小企業診断士によるもので、その振興に寄与することを目的としている。

③油  
付合は  
目が中々会業者アガ  
アガハルハスニハスナキの命令を待  
付合ス

正月立真子曰守敬通真子曰立真子曰正月立真子曰

公社が機械製造業に對して、中小企業者等に對して、後援會を構入して、資金調達を行ふことを實現する。

また、③沖縄県小規模企業貸与等の方法で使用させる点が異なる。リース、を害財販売、

卷之三



(「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から)  
なお、取扱金融機関は、県から預託を受けた金額に、次の表に掲げる融資倍率を乗じた金額に相当する額を超えることを目標として融資を行わなければならない（本要綱第7条）。

## 平成29年度 中小企業の旨様へ

# 沖縄県融資制度のご案内

## 沖縄県融資制度ってどんな制度？

- 沖縄県内で1年以上事業を営む中小企業者、協同組合等をはじめ、これから創業したい方を対象として、県と金融機関が協調し、かつ原則として必要な融資を行う制度です。
- ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、金融・保険業、遊興娯楽等の一部の業種は対象となりません。
- 県融資制度を利用したい場合は、金融機関に融資申込みを行うことになります。（一般的な金融機関の場合は、流れはほぼ同じです。）
- ただし、一部の資金については、商工会や商工会議所等からの融資あつせんを経て、金融機間に申し込む資金もあります。
- 県融資制度においては、中小企業者・小規模事業者の皆様が、少ない負担で円滑な資金調達ができるよう、県が貸付原資の一部を負担するとともに、保証料補助や利子補給を行っています。

★平成29年4月からみずほ銀行「鹿児島銀行」が一部の資金の取扱を開始しました。

## 創業したい 創業から間もない

## 一般的な事業資金を借りたい

- 創業者支援資金
- 平成29年度から  
利子補給制度に追加!
- 短期運転資金
- 経営強化育成資金
- 小規模企業対策資金
- 経営指導により金利優遇

(10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か、

本貸付金は単年度貸付である。原則毎年4月1日に各取扱金融機関に対して貸付金を預託し、預託金全額を翌年3月31日に一括して償還を受けている。

(11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(12) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 2名

(13) 広報の有無と内容

沖縄県のホームページ内に「県融資制度」を説明する箇所を設け、どのような資金メニューがあり、どのようにお問い合わせをまとめているほか、「県融資制度リーフレット」「資金選びのためのフローチャート」「利用対象者等について」「資金別保証料率一覧表」

「担保・保証人の微求について」「関係機関一覧表」等のPDFデータを取得できるようにしてある。

- 経営が厳しい  
事業再生に取り組みたい
- 既存資金の借換をしたい
- 資金繰り円滑化借換資金

- 沖縄県 
- 沖縄県融資制度 利子補給制度の詳細
- 沖縄県のホームページからも確認できます
- 県融資制度で「貸付ジョブ！」

(14) 債権管理業務に関する個別研修の有無

| 資金の種類          | 融資倍率  |
|----------------|-------|
| 短期運転資金         | 3. 0倍 |
| 小規模企業対策資金      | 2. 5倍 |
| 小口零細企業資金       | 2. 5倍 |
| 経営振興資金         | 2. 5倍 |
| 新事業分野進出資金      | 2. 5倍 |
| 雇用創出促進資金       | 2. 5倍 |
| 組織強化育成資金       | 2. 5倍 |
| 中小企业セーフティネット資金 | 2. 5倍 |
| 中小企業再支援資金      | 5. 0倍 |
| 産業振興資金         | 2. 5倍 |
| 創業者支援資金        | 2. 5倍 |
| ベンチャー支援資金      | 2. 5倍 |
| 資金繰り円滑化借換資金    | 2. 5倍 |

担当職員が年3回、取扱金融機関等の関係機関との意見交換を目的とした研究会を開催している。

## 2 本貸付金の内容

(1) 貸付の条件  
取扱金融機関であること。

(2) 利息の有無及び内容 無

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容 無

(4) 保証人の要否 無

(5) 物的担保の要否及び内容 無

(6) 債還方法

本貸付金はいわゆる単年度貸付であり、原則的に毎年度4月1日に各取扱金融機関に対して貸付金を預託し、年度中に預託した貸付金額について、翌年3月31日に一括して償還を受けている。なお、取扱金融機関の融資実績に応じて、年度中に追加預託する場合もある。

(7) 債還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 債還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

| 業種分類                | 資本金   | 従業員数   | 業種分類           | 資本金       | 従業員数   |
|---------------------|-------|--------|----------------|-----------|--------|
| 製造業など(運送業、建設業を含む)   | 3億円以下 | 300人以下 | 小売業<br>(飲食店含む) | 5,000万円以下 | 50人以下  |
| うちゴム製品製造業<br>(一部除外) | 3億円以下 | 900人以下 | サービス業          | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| うち旅館業               | 3億円以下 | 300人以下 | 医業を中心とする事業     | 5,000万円以下 | 200人以下 |
| ソフトウエア業、情報処理サービス業   | 3億円以下 | 300人以下 | とする法人          | 300人以下    | 100人以下 |
| 卸売業                 | 1億円以下 | 100人以下 | 個人             |           |        |

(2) 資金メニューの種類  
沖縄県県単融資制度（以下「県融資制度」という。）の種類は、本要綱第3条に定められており、簡単にまとめると次のとおりである。

(3) 「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から

(4) 沖縄県県単融資制度（以下「県融資制度」という。）の種類は、本要綱第3条に定められ

れており、簡単にまとめると次のとおりである。



(3) 「平成29年度沖縄県融資制度の手引き」から  
融資の条件は、十数種類ある資金メニューごとに異なっており、まとめると次のとおりである。

(3) 融資の条件  
融資の条件は、十数種類ある資金メニューごとに異なっており、まとめると次のとおりである。

#### ★平成29年度 沖縄県融資制度一覧(1) 融資対象の内容もご覧ください)

| 融資制度                                      | 融資条件                                               | 融資対象                                                                                | 融資額度(万円)                                                                   | 融資期間<br>(単位)<br>1年(6ヶ月)   | 融資利率<br>(年利)<br>0.45~1.00                 | 保証料率<br>(%)<br>0.05~0.1%        |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------|
| 定期預貸                                      | 一般貸付                                               | 短期的な過払資金を必要とする中小企業者                                                                 | 過払の25,000                                                                  | 1年(6ヶ月)                   | 2.30                                      | 0.45~1.00                       |
|                                           | 差押権付<br>担保貸付                                       | 他の事業者等に先に債権を有する中小企業者<br>被差押の人以外の企業(商業、サービス業は<br>5人以下)<br>※宿泊泊数及び宿泊客数は20人以下)         | 過払のみ3,000                                                                  | 1年                        | 0.43                                      |                                 |
| 小規模企業融資                                   | 一般貸付                                               | 中小企业専門機関経営未満に標準する中小企業者<br>該当者に対する保証金無保証人制度<br>被差押泊数及び宿泊客数は20人以下)                    | 過払・設備供せて2,000                                                              | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.90<br>1.70                              | 0.40~0.60                       |
|                                           | 特別小口<br>貸付                                         | 中小企業専門機関経営未満に標準する保証金無保証人制度<br>被差押泊数及び宿泊客数は20人以下)                                    | 過払・設備供せて1,250                                                              | 過払、1年(1年)<br>設備との合計で1,250 | 1.85<br>★                                 | 0.60                            |
| 小口専用企業                                    |                                                    | 被差押20人以下の企業で、既存の保証金合計が1,250万円以下の<br>保証金付被差押者(商業、サービス業は5人以下)<br>※宿泊泊数及び宿泊客数は20人以下)   | 過払・設備供せて既存の<br>保証金無保証金と被差<br>押との合計で1,250                                   | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.65<br>1.90                              | 0.45~1.00                       |
| 経営振興                                      | 中小企业者、協同組合等                                        | 中小企業者、協同組合等                                                                         | 過払・設備供せて8,000                                                              | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 2.15                                      | 0.45~1.00                       |
| 事業者登録出<br>版                               | 新規事業登録出<br>版<br><利于権能付>                            | 事業登記や内閣方に新規な事業分野に適<br>する中小企業者、協同組合等                                                 | (事業登記の場合は、<br>過払・設備供せて)10,000<br>過払、設備供せて)                                 | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.70                                      | 0.35~0.75                       |
| 1. 用途別保証                                  | <利用権能付>                                            | 事業登記や多角的面に基づき新たに常時<br>ある中小企業者、協同組合等                                                 | 過払・設備供せて7,000                                                              | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.75                                      | 0.35~0.75                       |
| 粗<br>略<br>化<br>資<br>本<br>上<br>場<br>業<br>者 | 一般貸付                                               | 先上の減少等により資金繰りが悪くなつて<br>いる他の被差押系組合及び開拓企業                                             | 1組会員あたり5,000<br>共同事業会員3,000<br>※組合会員は一括貸付のみ                                | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.25<br>※                                 | 0.40~0.80                       |
| 中<br>小<br>企<br>業<br>セーフティネット<br>支<br>援    | セーフティネット<br>貸付                                     | ・手上の減少等により資金繰りが悪く<br>・企業者、協同組合等                                                     | ※組合会員は一括貸付のみ                                                               | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.80<br>1.10<br>0.00<br>(災害のみ)<br>(SNA別表) | 0.40~0.80<br>(災害以外)<br>0.7(責任外) |
| 中<br>小<br>企<br>業<br>セーフティネット<br>支<br>援    | オキナワ融<br>資<br>企<br>業<br>立<br>地<br>推<br>進<br>業<br>者 | 沖縄県中小企業生産設備融資会、おきなわ融<br>資会、沖縄県農林水産物融資会による契<br>定した中小企業者、協同組合等                        | 過払・設備供せて3,000<br>※扶助金無保証金と被差<br>押との合計で3,000<br>ネット専用3号、4号以<br>降の適用を受ける場合のみ | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.25<br>1.10<br>1.00<br>(災害のみ)            | 0.5(責任外)<br>0.7(責任外)            |
| 資金繰り円滑化借<br>貸                             |                                                    | 沖縄県中小企業生産設備融資会による契<br>定を受けたがつ沖縄事業生産設備を有する老<br>練性のある事業者(オキナワ製造業を運営する<br>中小企業者、協同組合等) | 過払・設備供せて5,000                                                              | 過払、10年(6ヶ月)               | 2.35                                      | 0.45~1.00                       |
| 信<br>托<br>契<br>約<br>支<br>援                | オキナワ融<br>資<br>企<br>業<br>立<br>地<br>推<br>進<br>業<br>者 | 国庫拠出拠点融資制度(沖縄県通信融資特<br>別地区等において、工場、事務所等を設置しよ<br>うとしている中小企業者、協同組合等)                  | 過払・設備供せて10,000<br>※扶助金無保証金と被差<br>押との合計で15,000                              | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(3年)   | 1.85                                      | 0.40~0.80                       |
| ベンチャーステー<br>ク<br>支<br>援                   | ベンチャーステー<br>ク<br>支<br>援<br><利于権能付対象>               | ベンチャービジネスを開拓する中小企業者、<br>協同組合等                                                       | 過払・設備供せて3,000                                                              | 過払、1年(1年)<br>設備、10年(1年)   | 1.70                                      | 0.35~0.75                       |
|                                           | 創業者支援<br><利于権能付対象>                                 | 新立開拓を行う直又は開拓後5年以内の事<br>業者等                                                          | 過払・設備供せて1,000                                                              | 過払、1年(1年)                 | 1.90                                      | 0.60                            |

※保証料率の区分は原則一定額を用意して貰う仕事があります。  
★小規模企業計画資金において、商工会・商工連合会が運営されます。

(「平成29年度中 小企業の皆様へ 沖縄県融資制度のご案内」から)

※平成29年10月1日に組織強化育成資金の融資利息改正(1.25%から1.30%)

#### (4) 利息の有無及び内容

- 詳しくは既出「平成29年度沖縄県融資制度一覧」記載のとおりであるが、中小企業七  
一ファイネット資金(S N 4号災害)が1.00%、新事業分野進出資金やベンチャーステー  
ク支 援資金が1.70%、小口零細企業資金、創業者支援資金が1.90%、経営振興資金が2.15%、短  
期運転資金が2.30%等である。
- (5) 保証人の要否及び内容
- 資金メニューによって異なり、個人事業の場合は必要に応じて求め、法人の場合代表者  
を保証人とし、小規模企業対策資金(特別小口貸付)の場合保証人は不要である。なお後  
述するとおり、いずれも県融資制度に係る融資については、原則として保証協会の保証を  
要する(本要綱第9条)。
- (6) 物的担保の要否及び内容
- 物的担保は小規模企業対策資金、小口零細企業資金、創業者支援資金は原則不要だが、  
それ以外の資金は必要に応じて求め場合もある。
- (7) 期限の利益喪失規定の有無及び内容
- 取扱金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が、融資を受けた資金を目的の事業  
に使用しないこととなつたとき、又は融資の申込みに虚偽があつたときは、繰上償還せ  
ることができる(本要綱第11条)。
- (8) 信用保証料実績補助金
- 県融資制度を用いて融資を受ける場合、原則として沖縄県信用保証協会(以下「信用保  
証協会」という。)の保証を付けることとなり、その場合融資を受ける者は保証料を支払  
う必要があるが、県から信用保証協会に対して保証料補助を行つており、中小企業者等が  
負担する保証料が控除されている。県からの保証料補助後の保証料体次のとおりである。

信用保証料補填補助金における最近5年間の資金別実績

| 区分             | 分      | 平成29年度県融資制度保証料率 |       |       |       |       |       |       |       |       | 資金名                   | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------------|--------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |        | (1)             | (2)   | (3)   | (4)   | (5)   | (6)   | (7)   | (8)   | (9)   |                       |        |        |        |        |        |
| 短期運転資金         | 一般     | 1.00%           | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% | 短期運転資金                | 260    | 228    | 241    | 229    | 240    |
|                | 売掛債権   |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 小規模企業対策資金             | 3,815  | 3,214  | 3,340  | 3,395  | 4,019  |
| 小規模企業対策資金      | 一般     | 0.80%           | 0.75% | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 小口零細企業資金              | 5,214  | 4,467  | 2,870  | 2,875  | 4,866  |
|                | 特別小口   |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | ベンチャーサポート資金           | 1,800  | 1,755  | 1,662  | 1,754  | 2,360  |
| 小口零細企業資金       | 一般     | 1.00%           | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% | オキナワ型産業振興資金           | 230    | 206    | 242    | 205    | 276    |
|                | 特別小口   |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 産業振興資金                | 173    | 138    | 41     | 92     | 78     |
| 経営振興資金         | 一般     | 1.00%           | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45% | 創業者支援資金               | 80     | 80     | 247    | 459    | 384    |
|                | 特別小口   |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 組織強化育成資金              | 6,371  | 4,661  | 3,116  | 2,022  | 1,229  |
| 新事業分野進出資金      | 一般     | 0.75%           | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 0.35% | 中小企業セーフティネット資金        | 276    | 209    | 185    | 238    | 242    |
|                | 特別小口   |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 中小企業再生支援資金            | 5,553  | 3,867  | 2,062  | 1,909  | 1,391  |
| 雇用創出促進資金       | 一般     | 0.75%           | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 0.35% | 雇用創出促進資金              | 1,752  | 1,902  | 1,859  | 2,522  | 5,268  |
|                | 特別小口   |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 新事業分野進出資金             | 647    | 1,001  | 1,225  | 1,391  | 1,629  |
| 組織強化育成資金       | 一般     | 0.80%           | 0.75% | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 資金繰り円滑化借換資金           | 748    | 627    | 561    | 490    | 522    |
|                | 特別小口   |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | ※色塗りされている資金は既に廃止された資金 | —      | 5,307  | 20,779 | 31,034 | 33,197 |
| 中小企業セーフティネット資金 | 一般     | 0.80%           | 0.75% | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 原油高騰対策支援資金            | 6,364  | 4,283  | 2,496  | 1,131  | 256    |
|                | 4号除くSN |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 中小企業体質強化資金            | 9      | 8      | 7      | 5      | 4      |
| SN4号災害         | 一般     | —               | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 観光リゾート振興資金            | 320    | 220    | 137    | 118    | —      |
|                | 知事認定災害 |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 沖縄県産業創造クラウド推進資金       | 99     | 9      | 4      | —      | —      |
| 中小企業再生支援資金     | 責任共有   | —               | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 産業振興資金                | 2      | —      | —      | —      | —      |
|                | 責任共有外  |                 |       |       |       |       |       |       |       |       | 合計                    | 33,913 | 32,192 | 42,399 | 52,739 | 58,606 |

※資金繰り円滑化借換資金は平成25年度に創設

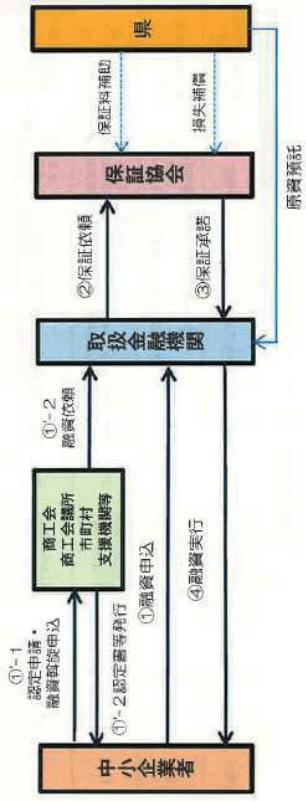
(9) 利子補給制度

県融資制度に付随する特徴的な制度として、県融資制度の一部の融資を受けた者に対して県が利子分の補給を行う利子補給制度がある。平成29年度現在、雇用創出促進資金、新事業分野進出資金、ベンチャーサポート資金及び創業者支援資金が対象とされており、次のように、融資利率のうち1%から1.5%を補助することとしている。なお、融資額のうち2000万円を対象限度額(創業者支援資金は1000万円)、融資を受けた日から3年を限度としている。

(「平成29年度沖縄県融資制度の手続き」)

信用保証料補助金の平成24年度から平成28年度の実績は次のとおりである。

| 区分          | 平成29年度県融資制度保証料率 |       |       |       |       |       |       |       |       | 資金名     | 平成24年度      | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |        |
|-------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | (1)             | (2)   | (3)   | (4)   | (5)   | (6)   | (7)   | (8)   | (9)   |         |             |        |        |        |        |        |
| 資金繰り円滑化借換資金 | 一般              | 1.00% | 0.95% | 0.90% | 0.85% | 0.80% | 0.75% | 0.70% | 0.60% | 0.45%   | オキナワ型       | 0.60%  | —      | —      | —      | —      |
|             | セーフティ           |       |       |       |       |       |       |       |       |         | オキナワ型       | 0.80%  | 0.75%  | 0.70%  | 0.65%  | 0.55%  |
| 産業振興資金      | 一般              | 0.70% | 0.65% | 0.60% | 0.55% | 0.50% | 0.45% | 0.40% | 0.30% | 0.25%   | 企業立地        | 0.75%  | 0.70%  | 0.65%  | 0.60%  | 0.55%  |
|             | ベンチャーサポート資金     |       |       |       |       |       |       |       |       |         | ベンチャーサポート資金 | 0.75%  | 0.70%  | 0.65%  | 0.60%  | 0.55%  |
| 創業者支援資金     | 創業開拓            | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | —     | 創業者支援資金 | 0.60%       | —      | —      | —      | —      | —      |
|             | 創業等関連           |       |       |       |       |       |       |       |       |         | 合計          | 33,913 | 32,192 | 42,399 | 52,739 | 58,606 |



(「平成29年度沖縄県融資制度の手続き」から)

信用保証協会が付保する保証制度が責任共有制度の対象である一般保証の場合は、信用保証協会が不履行等の金額の80%について代位弁済を行い、取扱金融機関が20%を負担する結果となり、責任共有制度の対象外である特別保証の場合は、信用保証協会が全額代位弁済を行う。

ここで「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった適切な支援を行うことを目的として、平成19年10月から導入された制度である。

責任共有制度の導入以前は、信用保証協会が代位弁済額を全額負担していたが、責任共有制度においては、個別貸付金の80%を信用保証協会が保証する部分保証方式と、保証時点では100%保証だが、代位弁済状況等に応じて金融機関が負担金を支払う負担金方式の2つの方式があり、いずれかを金融機関が選択することとなっている。

県は、信用保証協会から取扱金融機関に対する代位弁済額のうち、株式会社日本政策金融公庫の保険分及び全国信用保証協会連合会（以下「連合会」という。）による補償分を除いた残額について、信用保証協会に対して損失補償を行っている。具体的には次のとおりであり、平成28年度損失補償契約締結時点においては、13資金中8資金が損失補償対象である。

| 利子補給対象資金                 | 利子補給率                                                                                      |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新事業分野進出資金、ベンチャースタートアップ資金 | 融資利率のうち1.00%を補助                                                                            |
| 雇用創出促進資金                 | 融資利率1.75%のうち1.00%を補助<br>* 1名新規雇用(非正規雇用)<br>* 非正規雇用から正規雇用等に1名転換する場合                         |
|                          | 融資利率1.75%のうち1.50%を補助<br>* 1名新規雇用(正規雇用等)<br>* 2名以上新規雇用(非正規雇用等)<br>* 非正規雇用から正規雇用等に2名以上転換する場合 |

(「平成29年度沖縄県融資制度の手続き」から)

利子補給制度の平成24年度から平成28年度の実績は次のとおりである。

#### ○利子補給実績

| ベンチャースタートアップ資金 | 新事業分野進出資金 |         |    |         |     |            | 雇用創出促進資金 | 合計         |
|----------------|-----------|---------|----|---------|-----|------------|----------|------------|
|                | 件数        | 金額      | 件数 | 金額      | 件数  | 金額         |          |            |
| 平成24年度         | 3         | 105,000 | 0  | 0       | 9   | 323,000    | 12       | 428,000    |
| 平成25年度         | 5         | 184,000 | 2  | 21,000  | 21  | 1,659,000  | 28       | 1,884,000  |
| 平成26年度         | 2         | 198,000 | 1  | 31,000  | 24  | 2,845,000  | 27       | 3,074,000  |
| 平成27年度         | 3         | 101,000 | 6  | 293,000 | 33  | 2,985,000  | 42       | 3,389,000  |
| 平成28年度         | 5         | 178,000 | 7  | 377,000 | 31  | 3,560,000  | 43       | 4,105,000  |
| 合計             | 18        | 766,000 | 16 | 722,000 | 118 | 11,372,000 | 152      | 12,860,000 |

※創業者支援資金は平成29年度から利子補給制度の対象となつたため、現時点を基準はありません。

#### 4 損失補償

##### (1) 損失補償の概要

これまで述べたとおり、本貸付金は、県が取扱金融機関等に対して原資を預託し、取扱金融機関がその原資に自己資金を加えて中小企業者等に対して融資を行うものである。その際、取扱金融機関は信用保証協会に保証依頼をするため、中小企業者等の弁済が滞った場合には、信用保証協会が取扱金融機関に対して代位弁済を行う。

○ 責任共有制度の対象（一般保証）

|                              |                |         |
|------------------------------|----------------|---------|
| 金融機関 (20%)                   | 日本政策金融公庫 (56%) | 県 (24%) |
| ※ 対象資金や事業者に応じて負担割合は変動する。     |                |         |
| ○ 責任共有制度の対象外（特別保証）※ 連合会の補償あり |                |         |
| 日本政策金融公庫 (80%)               | 連合会 (16%)      | 県 (4%)  |
| ※ 対象資金や事業者に応じて負担割合は変動する。     |                |         |
| ○ 責任共有制度の対象外（特別保証）※ 連合会の補償なし | 日本政策金融公庫 (80%) | 県 (20%) |

※ 対象資金や事業者に応じて負担割合は変動する。

県は、信用保証協会との間で毎年度損失補償契約を締結し、契約に基づいて信用保証協会から請求を受け損失補償を行っている。

損失補償期間は資金メニューによって異なっており、平成28年度についてみると、12年10か月間から20年10か月間までの幅がある。

損失補償の限度額は、下記式により算定されている。

損失補償限度額 = 取扱金融機関の融資枠<sup>2</sup> × 貢任共有制度の割合<sup>3</sup> × 日本政策金融公庫非保険分<sup>4</sup> × 保証協会連合会非保険分<sup>5</sup> × 設定期平均事故率<sup>6</sup>

具体的に、平成28年度の損失補償限度額は次のとおりである。

|                                                           |
|-----------------------------------------------------------|
| 1 取扱金融機関の融資枠は、取扱金融機関に対する貸付金×協調倍率                          |
| 2 貢任共有制度の割合は、80%又は100%                                    |
| 3 日本政策金融公庫非保険分は、20%又は30%                                  |
| 4 保証協会連合会非保険分は、創業者支援資金のみ20%                               |
| 5 設定期平均事故率は、損失補償対象資金における過去最大の事故率（異常値を除く）を融資枠を用いて加重平均した事故率 |

● 平成28年度予算損失補償明細（平成28年度損失補償契約額）

| 資金名                                                   | 施設<br>概要 | 予算額          | 借入額 | 繰戻額        | 累計支拂額 |     | 未回収額 | 未回収額<br>累計額 | 過失補償<br>算定期 | 過失補償<br>算定期<br>累計額 | 加重平均事故率<br>（年平均） | 加重平均事故率<br>（年平均）<br>累計額 |
|-------------------------------------------------------|----------|--------------|-----|------------|-------|-----|------|-------------|-------------|--------------------|------------------|-------------------------|
|                                                       |          |              |     |            | 第1年   | 第2年 |      |             |             |                    |                  |                         |
| 定期運転                                                  |          | 1,157,000    | 30  | 4,710,000  |       |     |      | 0           |             | 0                  |                  |                         |
| 地盤沈下対策                                                |          | 10,240,000   | 25  | 600,000    |       |     |      | 0           |             | 0                  |                  |                         |
| 信託預貯                                                  |          | 10,645,000   | 25  | 1,612,500  |       |     |      | 0           |             | 0                  |                  |                         |
| 料金引当金事業振興                                             |          | 10,38,000    | 25  | 85,000     |       |     |      | 0           |             | 0                  |                  |                         |
| 中小企業再生支援                                              |          | 15,320,700   | 50  | 1,603,500  |       |     |      | 0           |             | 0                  |                  |                         |
| 雇用創出促進                                                |          | 10,19,000    | 25  | 477,500    |       |     |      | 0           |             | 0                  |                  |                         |
| 小規模                                                   |          | 10,283,900   | 25  | 705,500    | x     | x   | 80%  | x           | 30%         | 2,650,441,916      | 10,08%           | 13%                     |
| 小口専用企画                                                |          | 10,531,000   | 25  | 827,500    | x     | x   | 100% | x           | 20%         | 2,650,555,556      | 12,44%           | 13%                     |
| ベンチャースタート                                             |          | 10,63,000    | 25  | 157,500    | x     | x   | 80%  | x           | 20%         | 5,750,5,846,069    | 2,37%            | 12%                     |
| 企立地賃借                                                 |          | 15,38,000    | 25  | 95,000     | x     | x   | 80%  | x           | 20%         | 348,045,052        | 1,43%            | 11%                     |
| 被扶養者支援                                                |          | 10,407,000   | 25  | 1,017,500  | x     | x   | 100% | x           | 4%          | 621,2,857,729      | 15,29%           | 26%                     |
| 中小企業セーフティ                                             |          | 10,145,000   | 25  | 365,500    | x     | x   | 80%  | x           | 30%         | 1,327,9,193,9      | 5,45%            | 20%                     |
| 新規事業分野開拓                                              |          | 10,71,200    | 25  | 178,000    | x     | x   | 80%  | x           | 30%         | 65,50,5,855,523    | 2,07%            | 11%                     |
| 資本繰り戻済引換                                              |          | 10,1,322,800 | 25  | 3,307,000  | x     | x   | 80%  | x           | 30%         | 121,142,209,9      | 4,67,70%         | 13%                     |
| 合計                                                    |          | 5,086,500    |     | 15,753,000 |       |     |      |             |             |                    |                  |                         |
| 6,654,500 = 一損失補償対象資金の合計                              |          |              |     |            |       |     |      |             |             |                    |                  |                         |
| ※創業者支援資金については、公車保険(80%)、保証協会会員からの損失補償(16%)を除くが県負担となる。 |          |              |     |            |       |     |      |             |             |                    |                  |                         |

(2) 単年度別損失補償額及び回収額

資金メニューコードの各年度別損失補償額及び回収額は次のとおりである。

各年度別損失補償及び回収実績

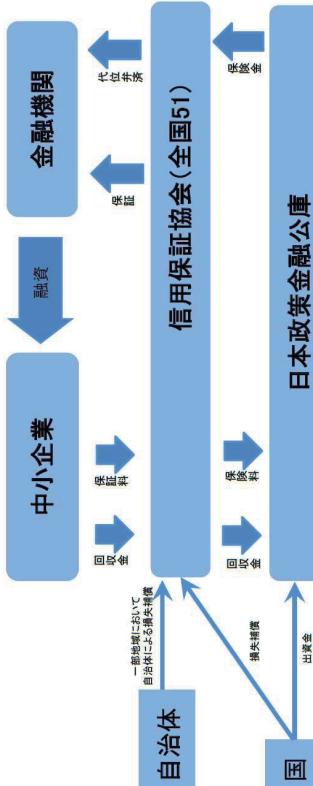
| 資金名       | 1月度<br>計      | 1月度<br>前    | 1月度<br>後    | 1月度<br>累計    | 1月度<br>前      | 1月度<br>後      | 1月度<br>累計     | 1月度<br>前      | 1月度<br>後      | 1月度<br>累計     | 1月度<br>前      | 1月度<br>後      | 1月度<br>累計     |               |
|-----------|---------------|-------------|-------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|           |               |             |             |              |               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
| 小額企画計画金   | 1,214,846,427 | 25,75,609   | 18,375,425  | 16,144,425   | 51,153,625    | 61,143,514    | 26,578,443    | 26,578,443    | 36,98,505     | 16,839,440    | 14,233,74     | 12,0,00,020   | 7,696,223     | 48,0,0,0,0,0  |
| 小口資金企画金   |               |             |             |              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| ベンチャースタート | 0             | 1,834,417   | 0           | 2,077,270    | 6,313,306     | 4,354,054     | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 新規事業企画立地  | 0             | 8,783,54    | 0           | 0            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 被扶養者資金    | 0             | 1,223,137   | 0           | 2,403,073    | 7,245,154     | 4,447,473     | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 支出し       | 4,420,082     | 2,737,622   | 5,92,811    | 3,093,843    | 10,913,843    | 5,953,248     | 5,862,651     | 5,862,651     | 5,862,651     | 7,322,655     | 4,67,377      | 2,792,575     | 823,975       | 2,046,537     |
| 支取        | 45,403,716    | 22,390,237  | 2,301,340   | 24,321,000   | 65,350,522    | 65,350,522    | 4,611,176     | 4,611,176     | 4,611,176     | 1,733,900     | 70,500        | 322,656       | 0             | 322,656       |
| 支出し       | 1,58,527      | 1,011,094   | 5,253,421   | 1,341,348    | 4,650,865     | 4,644,117     | 1,241,753     | 1,241,753     | 1,241,753     | 1,733,900     | 11,113,9      | 126,010       | 1,197,411     | 127,110       |
| 支取        | 8,733,655     | 2,149,381   | 0           | 38,840       | 50,178        | 39,244        | 6,769         | 6,769         | 6,769         | 5,419,367     | 0             | 0             | 0             | 1,154,160     |
| 支出し       | 2,33,951      | 0           | 0           | 0            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 支取        | 13,484,400    | 3,98,320    | 0           | 847,226      | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 支出し       | 0             | 0           | 0           | 0            | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 支取        | 92,116,900    | 13,71,444   | 0,0,0,0,0,0 | 10,0,0,0,0,0 | 117,32,059    | 11,483,074    | 6,171,450     | 6,171,450     | 6,171,450     | 6,171,450     | 1,471,320     | 4,233,050     | 2,064,000     | 2,064,000     |
| 年費等合計     | 支出し           | 702,977,124 | 0,0,0,0,0,0 | 70,48,210    | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 |
|           | 支取            | 702,977,124 | 0,0,0,0,0,0 | 70,48,210    | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 | 75,10,0,0,0,0 |

信用保証協会は、損失補償契約書の規定により、損失補償を受けた後も善良な管理者の注意をもつて当該補償に係る債権の管理及び回収に努め、中小企業者に対する求償権を行って得た回収金があるときは、県に納付及び報告する。また、信用保証協会は、損失補償の対象となつた債務の保証について、関係帳簿書類を備え付け、県は必要な場合は信用保証協会に報告を求め、又はその職員をして関係帳簿書類を調査させることができる。

### (3) 信用保証制度における代位弁済率との比較

県融資制度の代位弁済率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における代位弁済率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度代位弁済率の高低を比較するのは困難である。そのため、同じ信用保証制度との比較が有用と考えられる。

信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成 27 年 11 月 19 日中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から)  
かかる信用保証制度全体について、公表されている平成 23 年度から平成 28 年度の代位弁済率=代位弁済額÷貸付残高を計算すると次のとおりである。1.67%から 2.50% で平均が 2.11% となつている。

| 年度    | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平均         |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 貸付残高  | 34,446,374 | 32,078,613 | 29,778,613 | 27,701,740 | 25,761,617 | 23,873,792 | 28,940,113 |
| 代位弁済額 | 860,797    | 777,453    | 650,974    | 526,570    | 445,256    | 387,896    | 609,891    |
| 代位弁済率 | 2.50%      | 2.21%      | 2.19%      | 1.90%      | 1.75%      | 1.67%      | 2.11%      |

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)  
これに対して、同じ平成 23 年度から平成 28 年度の間、県融資制度について同様の方法で計算した代位弁済率は次のとおりである。

| 信用保証制度全体の代位弁済率 (平成 23 年度から平成 28 年度) 平成 23 年度 平成 24 年度 平成 25 年度 平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平均 |            |            |            |            |            |            |            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 年度                                                                                           | 平成23年度     | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     | 平成28年度     | 平均         |
| 平均残高                                                                                         | 15,278,440 | 12,411,178 | 12,999,984 | 16,035,457 | 19,354,152 | 22,066,967 | 16,457,696 |
| 年度末代位弁済額                                                                                     | 1,292,561  | 997,873    | 585,285    | 308,792    | 539,473    | 520,363    | 702,475    |
| 代位弁済率                                                                                        | 8.26%      | 8.05%      | 4.50%      | 1.93%      | 2.70%      | 2.36%      | 4.27%      |

信用保証制度全体の代位弁済率 (平成 23 年度から平成 28 年度) が 1.67% から 2.50% で平均が 2.11% であるのに対して、県融資制度の代位弁済率 (平成 23 年度から平成 28 年度) は 1.93% から 8.26% で平均が 4.27% であり、信用保証制度全体の代位弁済率より高い。

信用保証制度全体の代位弁済率と比して県融資制度の代位弁済率が高い理由としては、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいことが考えられる。この点、総務省・経済産業省が公表している平成 24 年度経済センサス活動調査（確報）結果を見ると、沖縄県は事業所数では 6 万 7284 で全国 26 位（全国に占める割合 1.2%）であるが、売上（収入）金額では卸売業、小売業では 2 兆 1830 億 8300 万円で全国 36 位（全国に占める割合 0.4%）、製造業では 6277 億 5500 万円で全国 46 位（全国に占める割合 0.2%）と事業所数に比して売上（収入）金額が少なく、企業の規模が小さいことがわかる。また、平成 23 年度及び平成 24 年度は 8 % を超えているが、平成 26 年度 1.93%、平成 27 年度 2.70%、平成 28 年度 2.36% と、ここ 3 年度については信用保証制度全体の平均代位弁済率 2.11% と同程度で推移している。

このように、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいこと及びここ 3 年度は信用保証制度全体の代位弁済率と同程度であることから、県融資制度の代位弁済率は許容すべき範囲内と考える。

(4) 年度別損失補償支払額及び回収額

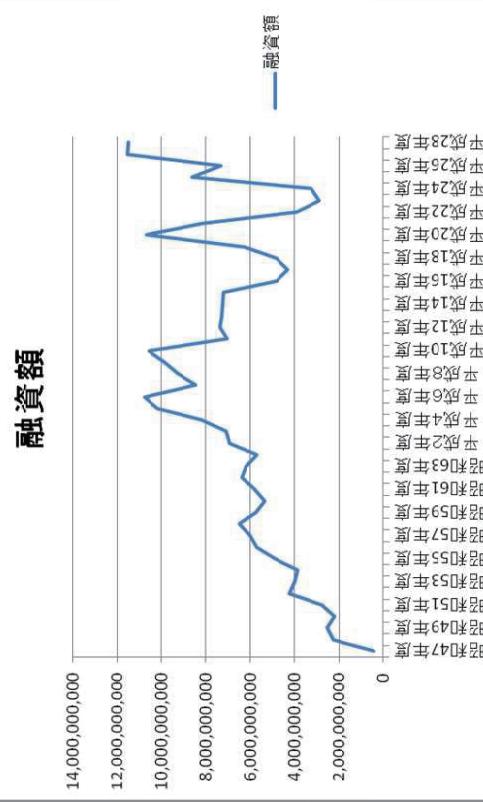
県融資制度について損失補償支払額及び回収額は次のとおりである。県融資制度については、各年度中に回収した金額は次のとおりであるものの、各年度の損失補償支払額に対する回収額は明らかでないため、回収率の計算はできない。

| 年度  | 損失補償支払額       | 回収額(平成28年度まで) |
|-----|---------------|---------------|
| ～15 | 937,166,900   | 234,489,166   |
| 16  | 137,471,344   | 29,745,545    |
| 17  | 103,898,896   | 33,400,686    |
| 18  | 108,077,495   | 32,908,806    |
| 19  | 104,983,525   | 44,180,415    |
| 20  | 117,532,051   | 38,501,710    |
| 21  | 134,306,128   | 37,831,417    |
| 22  | 65,286,763    | 30,045,881    |
| 23  | 127,184,260   | 29,221,428    |
| 24  | 61,751,357    | 25,145,281    |
| 25  | 51,530,435    | 18,971,804    |
| 26  | 29,893,139    | 21,454,994    |
| 27  | 33,925,551    | 18,286,261    |
| 28  | 46,863,079    | 11,657,489    |
| 合計  | 2,059,870,923 | 605,840,883   |

## 5 県融資制度の融資実績及び回収状況等

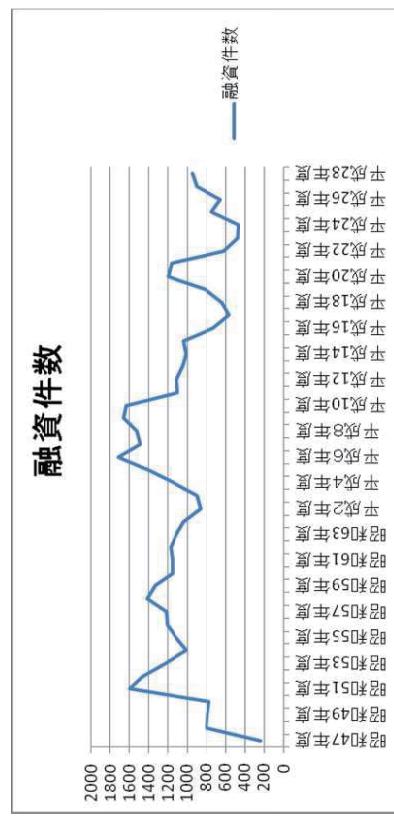
### (1) 昭和47年度から平成28年度の融資額の推移

県融資制度を開始した昭和47年度の融資額は約3億9500万円、翌昭和48年度からは20億円台となり、その後多少の増減はあるものの融資額は増加傾向にあり、平成5年度に初めて100億円台となっている。直近10年度の融資額を見ると、かなり年度によってばらつきがあり、最低額は平成23年度の約28億円、最高額は平成27年度の約115億円となっている。



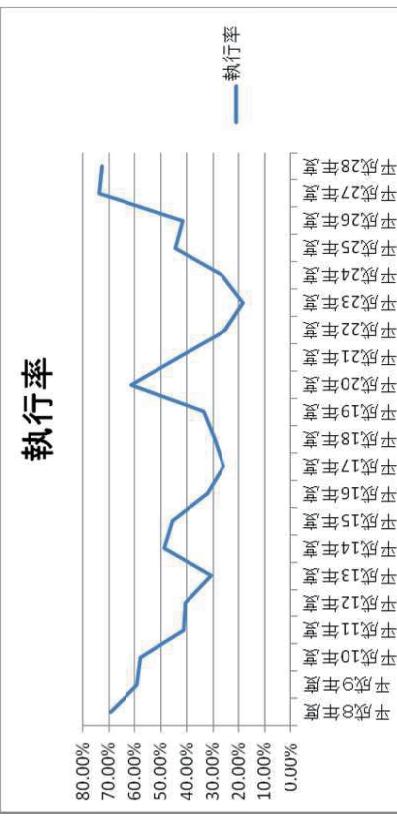
### (2) 昭和47年度から平成28年度の融資件数

県融資制度を開始した昭和47年度の融資件数は239件、翌昭和48年度には805件となり、昭和51年度に初めて1000件を超える1,601件となっている。直近10年度の融資件数を見ると、かなり年度によってばらつきがあり、最低件数は平成24年度の469件、最高件数は平成20年度の1200件となっている。



### (3) 平成8年度から平成28年度の執行率

資料から数字が確認できる平成8年度から平成28年度の執行率は次のとおりである。この間、平成13年度が約230億円と突出しているほかは、例年融資枠は約130億円から190億円とそれほど大きな変動はないため、融資金額及び融資件数の変動は経済状況の違いによるものと思われる。



(4) 融資実績変動の要因

平成 19 年度から平成 28 年度における融資金額と件数及び考えられる変動要因が次のとおりである。平成 19 年のサブプライム住宅ローン危機に端を発し、平成 20 年 9 月 15 日にアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズ・ホールディングスが経営破綻したことから連鎖的な世界的金融危機が発生したいわゆるリーマン・ショックの影響で、平成 20 年度の融資金額及び件数が増大していることが推測できる。

また、中小企業や住宅ローン等の金銭債務の支払いについて、返済困難者が希望した場合一定期間猶予すること等を規定した中小企業者等に対する金融円滑化法が平成 21 年 12 月 4 日に施行され、臨時措置に関する法律、いわゆる中小企業金融円滑化法が平成 22 年度から平成 24 年度の融資金額及び件数が低調だったところ、平成 25 年度には融資金額が前年度の 2 倍以上となっていることが推測できる。

さらに、中小企業金融円滑化法が平成 25 年 3 月 30 日に期限を迎えることを受け、新たに平成 25 年度に資金繰り円滑化借換資金を創設したこと、平成 27 年度から短期運転資金の限度額を拡大したこと、長期資金金利を引き下げたこと等から、平成 25 年度から平成 28 年度にかけて融資金額が高い水準となっていることが推測できる。

| 本管引当の貸付基準及び回収状況等   | 平成24年度             | 平成25年度         | 平成26年度         | 平成27年度         | 平成28年度         |
|--------------------|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 子基準 (件)            | 10,289,366,000     | 10,878,809,000 | 10,281,660,000 | 10,756,615,000 | 11,512,365,000 |
| 貸付実績               | 貸付金額 (円)           | 10,289,366,000 | 10,878,809,000 | 10,281,660,000 | 10,756,615,000 |
| 回収べき金額 (当引当分)      | 貸付件数               | 6              | 6              | 6              | 7              |
| 回収べき金額 (当引当分) A    | 回収べき金額 (当引当分) B    | 10,289,366,000 | 10,878,809,000 | 10,281,660,000 | 10,756,615,000 |
| 回収べき金額 (当引当分) C    | 回収べき金額 (當引当分) D    | 10,289,366,000 | 10,878,809,000 | 10,281,660,000 | 10,756,615,000 |
| 回収基準 (B+D) / (A+C) | 回収基準 (B+D) / (A+C) | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 地盤改良料 (円)          | 地盤改良料 (件)          | 0              | 0              | 100            | 100            |
| 不動大修理料 (円)         | 不動大修理料 (件)         | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 償還支拂金 (円)          | 償還支拂金 (件)          | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 免除額 (円)            | 免除額 (件)            | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 免除額 (件)            | 免除額 (件)            | 0              | 0              | 0              | 0              |

(注) 予算額は最終予算額  
注) 申請件数等は→数 (平成28年度は金融機関等7機関のうち2機関へ追加貸付を行っている。)

(6) 予算額

直近 5 年度の予算額は、おおむね 100 億円から 110 億円程度で横ばいである。既述のとおり融資率の執行率は、26.22%から 73.72% である。

(7) 貸付実績

毎年度 4 月 1 日に、新年度分（新年度内の県単融資貸付原資）及び過年度分（前年度までに融資実行された貸付金に係る県負担額）を取扱金融機関に対して預託するため、予算額と貸付金額は一致する。また貸付件数は、取扱金融機関の数と一致する。

なお、平成 28 年度は取扱金融機関等 7 機関のうち、2 機関へ追加貸付を行っている。

(8) 回収実績

各年度の期末に、取扱金融機関等に対して預託した預託金全額の償還を受けるため、当年度分の回収率は 100% となる。また全て期限通りに償還されているため過年度分の回収すべき債権は発生しない。

(9) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

(10) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

(11) 免除額及び免除件数 無

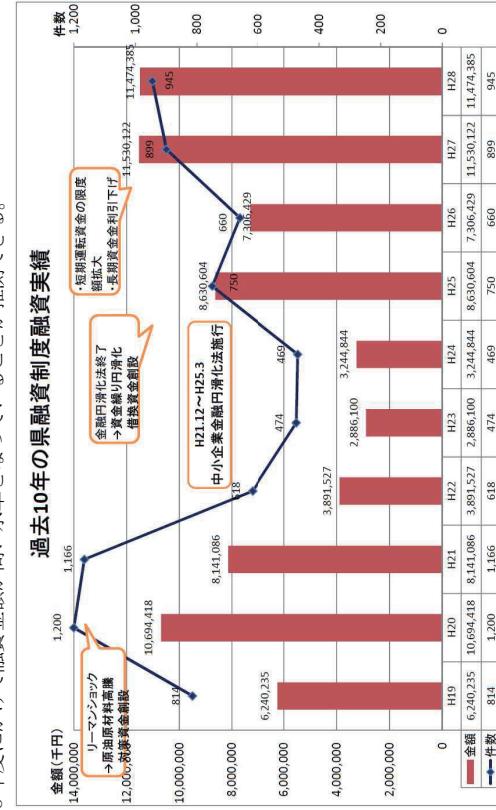
5 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

ア 県融資制度の融資実績について  
県融資制度を開始した昭和 47 年度から平成 28 年度の融資額、融資件数及び執行率を見ると、世界的又は全国的な経済状況等に連動して上下しており、中小企業の事業活動



(5) 平成 24 年度から平成 28 年度の貸付実績及び回収状況等一覧表

に必要な資金の融資の円滑化を図って、県内中小企業の振興に寄与するという目的に一定の寄与をしていると考えられる。

なお、原則毎年 4 月 1 日に各取扱金融機関等に対して貸付金を預託し、貸付金全額を翌年 3 月 31 日に一括して償還を受ける単年度貸付の性質上、数字上は全て期限通りに償還されるため、融資に際しての審査が甘くなりがちで融資額が年々増大していくのではなくいかとの懸念があったが、融資実績の変動は経済状況によるところが大きく、そのような懸念は当らないと言える。

イ 本貸付金の回収について

本貸付金は、県が取扱金融機関等に預託した預託金については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、取扱金融機関は中小企業等から全て回収できているわけではなく、回收できなかつた金額の一部については、県が損失補償を行っているため、代位弁済率や回収率も含めて評価すべきと考える。

この点、信用保証制度全体の代位弁済率（平成 23 年度から平成 28 年度）が 1.67% から 2.50% で平均が 2.11% であるのに対して、県融資制度の代位弁済率（平成 23 年度から平成 28 年度）は 1.93% から 8.26% で平均が 4.27% であり、信用保証制度全体の代位弁済率より高い。しかし、県内の企業の規模が全国に比して小さく、経済状況が悪化した場合の影響を受けやすいためから、県融資制度の代位弁済率が信用保証制度全体の代位弁済率と比較して高いが、許容すべき範囲内と考える。

以上

### 第3 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金

#### 1 概要

##### (1) 一覧表

| 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金                            |                                                                    |           |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------|
| 貸付金名                                         | 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金                                                  |           |
| 貸付開始年 (年度)                                   | 平成47年度 (平成46年度からの事業実績、平成26年度事業終了)                                  |           |
| 貸地規定 (法律、条例、要綱等)                             | 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金規則(昭和33年法律第115号)、沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金規則(昭和47年規則第68号) |           |
| 貸付金の目的                                       | 中小企業の近代化の促進(にじゅうか)することにより、中小企業者が事業用資金を貸付けることによるもの。                 |           |
| 貸付が負担する税額 (税額、その他) (税額の割合)                   | 県内に設置をする中小企業者                                                      |           |
| 貸付の方法 (県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の県の債務管理方法) | 県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等                                                |           |
| 当該貸付が再生・延滞貸付であるか否か                           | 否                                                                  |           |
| 貸付業務及清算監督業務に従事する職員数                          | 1名                                                                 |           |
| 情報管理業務に従事する職員数                               | 無                                                                  |           |
| 貸付の有無及び内容                                    | ①県外に事業場を有する中小企業者が別途別に賃貸を設置する場合であり、②県が直接貸付する場合、③中小企業の近くに着工する場合      |           |
| 貸付の条件                                        | 記載                                                                 |           |
| 利息の有無                                        | 無                                                                  |           |
| 利息の利率 (年)                                    | -                                                                  |           |
| 満延損害金規定の有無                                   | 有                                                                  |           |
| 満延損害金の利率                                     | 10.75%                                                             |           |
| 保証人の有無                                       | 要                                                                  |           |
| 保証の担保の有無                                     | 要                                                                  |           |
| 出保険料の肥減方法                                    | 貸付金の貸付実績に対する算積計などを行う                                               |           |
| 償還方法 (過去4年間の半年平均償還額)                         | 年間償還半期償還額(月次平均)                                                    |           |
| 償還免除規定の有無                                    | 有 (貸付実績第20条)                                                       |           |
| 財源の利益喪失規定の有無                                 | 有 (貸付実績第1条)                                                        |           |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等                              | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                 |           |
| 申済件数 (件)                                     | 0 0 0 0 0                                                          |           |
| 貸付実績                                         | 貸付金額 (円)                                                           | 0 0 0 0 0 |
| 回収十べき金額 (当年度分) A                             | 0 0 0 0 0                                                          |           |
| 回収済み金額 (過年度分) B                              | 0 0 0 0 0                                                          |           |
| 回収十べき金額 (過年度分) C                             | 111,693,372 75,733,372 61,689,322 58,989,322 57,829,268            |           |
| 回収済み金額 (過年度分) D                              | 2,953,050 2,135,050 2,100,050 1,150,054 200,050                    |           |
| 回収率 (B + C) / (A + C)                        | 2.65 2.82 4.38 1.95 0.15                                           |           |
| 総貸付実績 (円)                                    | 15,713,372 6,189,322 58,989,322 57,829,268 52,579,268              |           |
| 総貸付件数 (件)                                    | 11件 11件 10件 9件                                                     |           |
| 不納欠損額 (円)                                    | 32,987,000 1,109,000 3件(15測定) 0 0                                  |           |
| 不納欠損件数 (件)                                   | 5件(15測定) 3件(15測定) 0 0 0                                            |           |
| 債務放置 (円)                                     | 0 0 0 0 0                                                          |           |
| 債務放置 (件)                                     | 0 0 0 0 1件                                                         |           |
| 免余額 (円)                                      | 0 0 0 0 0                                                          |           |
| 免除件数 (件)                                     | 0 0 0 0 0                                                          |           |

##### (2) 本貸付金の概要

中小企業設備近代化資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、中小企業者に対して、その近代化に寄与する設備を導入することにより、中小企業の近代化の促進を図ることを目的としている。

全国一律の制度である設備近代化資金として、本土復帰の昭和 47 年度から開始した。平成 15 年度に貸付事業が休止し、平成 26 年度に制度が廃止されたため、現在は債権の管理回収業務のみ行っている。平成 28 年度末の総貸付残高は 5257 万 9268 円（9 件）である。

(3) 根拠規定

本貸付金の根拠法は、昭和31年に制定された中小企業近代化資金等助成法（以下「助成法」という。）である。平成11年に小規模企業者等設備導入資金助成法に改題され、平成25年6月21日に廃止されている（平成27年3月31日施行）。

これを受けて、昭和47年に沖縄県中小企業設備近代化資金貸付規則（以下「本規則」という。）を制定し、貸付を行っていた。

(4) 目的

本規則第1条において、中小企業者にその設備の近代化に必要な資金を貸付けることにより中小企業の近代化の促進を図ることを目的と定めている。

(5) 貸付対象

貸付対象は、本規則第2条において、県内に事業場を有する「中小企業者」としており、「中 小企業者」については、助成法第2条1項に定義している。

助成法第2条第1項 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が、一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(6) 財源

本貸付金の財源については、県の資金と国の補助金の割合が1：1とされている。

(7) 貸付の方法

県が中小企業者に対して直接貸し付ける。

(8) 貸付業務の流れ

申込みから貸付、償還までの概略は次のとおりである。

①中小企業者が商工会議所又は商工会に対して申込書類を提出する。

②商工会議所又は商工会が公社に対して申込書類を提出し、公社が書類審査を行う。

③公社が県に対して一件書類を提出する。

(9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か、否

(4) 借地調査及び怪獣調査を行う。

なお、経営診断は、中小企業診断士の資格を持つた担当者が行っている。

⑤貸付審査が貸付の適否を決定する。

⑥県が、貸付が内定した中小企業者に対して内定説明会を行い、中小企業者から設備設置調査等の提出を受ける。

⑦公社が設備設置確認検査を行い、県に対して設置確認調査書を提出する。

⑧県が貸付を正式に決定し、中小企業者から貸付金交付請求書、委任状及び委託契約書の提出を受ける。

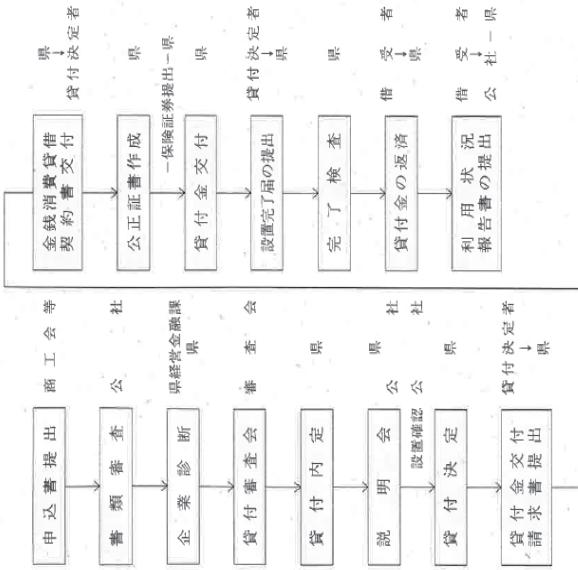
⑨県と中小企業者との間で公正証書を作成し、貸付金を交付する。

⑩中小企業者は貸付金交付1ヶ月以内に設置完了届を県に提出し、県は完了検査を行う。

⑪中小企業者は公社に償還金の積立を行い、公社が県に対して約定どおり償還を行う。

なお、中小企業者の公社に対する償還金の積立は、償還が半年に一回とされているところ資金繰りに窮する中小企業者がいるため、同意した中小企業者についてのみ事実上公社に毎月償還金を積み立てた上で償還している。

設備近代化資金における申込みから貸付までの概略



## (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 有

### ア 違約金の調定

- (1) 貸付の条件  
本規則第2条において、①県内に事業場を有する中小企業者が県内に設備を設置する場合であり、②県が毎年度定める事業計画に適合し、かつ、③中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるとき、とされている。
- (2) 利息の有無及び内容 無  
利息については、助成法第5条本文及び本規則第3条の定めから無利息とされていた。
- 本規則第3条  
前条の規定により県が貸付ける資金（以下「貸付金」という。）の限度、利率及び償還期間は法第4条及び第5条で定めるとおりとする。
- 助成法第5条本文  
都道府県が貸付ける中小企業設備近代化資金は、無利子とし、その償還期間は、5年をこえない範囲内で政令で定める期間とする。
- (3) 延滞損害金規定の有無及び内容  
本規則第15条において、年10.75%の割合による延滞損害金（規則上は「違約金」とされている。）を徴収することがあると定められている。  
規則の規定上「違約金として徴収することがある」とされており、実際償還期日までに貸付金を償還しなかった場合全て違約金を徴収しているわけではなく、一定の場合についてのみ違約金を徴収している。
- 後述する債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金）には、本貸付金が中小企業の振興を目的とした公的かつ政策的な融資であることから、違約金は債務の履行を心理的に強制することを目的とした違約金の性質であり、制裁を受けることが正當と思われる事実がある場合にのみ徴収するとしている。
- (4) 保証人の要否  
本規則第13条第1項において、連帯保証人として、知事が適当と認める者2人以上が必要とされている。
- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法  
本規則第13条第2項において、債権を確保するため必要があると認めるとときは、担保として適當な物件の提供を求めることができるとしている。
- (6) 債権方法  
本規則第4条において、1年間据え置き、均等年賦又は半年賦とされている。実際に半 年ご
- (1) 本資付金の貸付及び債権管理制度に從事する職員数 1名  
(2) 広報の有無及び内容  
平成26年度に制度が廃止されたため広報は行っていない。
- (3) 債権管理制度に関する個別修繕の有無 無

## 2 本資付金の内容

### ア 貸付の条件

平成11年度の包括外部監査において、次のとおり意見が付されている。  
貸付金を徴収しない場合、償還期日の翌日から当該金額を支払った日までの日数に応じ、年10.75%の割合で計算した額を違約金として徴収することがある。調定された違約金の未納残高は28件20,182千円であるが、内8件10,784千円は元金完済され、違約金のみが済っている。また、違約金の回収は1件362千円のみである。もともと元金の支払が滞っている状態で、その一部の支払がなされた金額について高い違約金を調定しても意味があるとは思えず、債務者の不誠実な動機が明確な場合を除いて、違約金の調定は控える方がよいと思われる。なお、平成4年度以降は違約金の調定は控えている。なお、公平の点から、過去に調定した分も訂正ということで不納欠損処理すべきであろうが、制度上不可能であれば、徵取停止の措置によることも検討する必要があると思われる。

平成22年度の包括外部監査において、過去の包括外部監査の指摘状況を確認しており、上記点について県が違約金を含め、債権はすべて調定済みとの措置を行っている。これについて、平成22年度包括外部監査において次のとおり評価しており、妥当である。  
違約金を含め、債権はすべて調定済みといふのは、平成11年度を除く外部監査の指摘に反する。  
しかし、違約金債権も県の財産であるところ、債務者の不誠実な動機という曖昧な基準で調定するか否かを判断するには、県の財産を保管する観点からには、むしろ不適切である。したがって、県の措置を指示する。

イ その他  
平成11年度の包括外部監査の、監査の結果において、貸付審査において売掛金の恒常的な残高であれば毎期において残高として残るものであり、その分は売上と重複して収入に計上されたことになるので資金調達に算入すべきではないとされており、この点平成22年度の包括外部監査において措置されたものと認められないと評価されている。  
回収不能部分は回収コスト等を考慮して、不納欠損処理も検討が必要がある、延滞分の貸付台帳を整備すべきである、設備代金支払完了後の直近の決算後には完了検査を行う必要があるとされており、これらの点について平成22年度の包括外部監査において措置を講じたといえると評価されている。

- (1) 本資付金の貸付及び債権管理制度に從事する職員数 1名  
(2) 広報の有無及び内容  
平成26年度に制度が廃止されたため広報は行っていない。
- (3) 債権管理制度に関する個別修繕の有無 無

との償還として運用されていたようである。

(7) 債権猶予規定の有無及び内容

本規則第21条において、激甚災害の場合に、2年を超えない範囲内において償還期間を延長することができる旨定めている。なお、激甚災害に対応するための財政援助等に関する法律が平成25年に改正されたことに伴い、第13条は現在削除されているが、助成法廃止前に適用を受けた貸付については、なお既前の例によるという経過措置が設けられている。

(8) 債権免除規定の有無及び内容

本規則第20条において、災害等借主の責めに帰すことのできない理由により貸付対象設備が滅失した場合においてやむを得ないと認めるときに、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる旨定めている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

借主が貸付金の償還を怠ったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、この規則の規定又は当該契約に違反したとき、知事が償定期日前に償還させる必要があると認めたときには、貸付金の全部又は一部を償還期日前に償還させることがある（本規則第14条）。

3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

設備近代化資金は、昭和47年に開始した。平成15年度からは貸付を休止、平成26年度に根拠法が廃止された。

(1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等          | 平成24年度        | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度     |
|--------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|------------|
| 予算額(円)                   | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 申請件数(件)                  | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 貸付額                      | 貸付金額(円)       | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 回収すべき金額(当年度分) A          | 貸付件数(件)       | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 回収済み金額(当年度分) B           | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 回収すべき金額(過年度分) C          | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 回収済み金額(過年度分) D           | 1,111,693,372 | 75,733,372  | 61,659,332  | 58,989,322  | 57,532,468 |
| 回収率( B + D ) / ( A + C ) | 2,963,000.0   | 2,135,050.0 | 2,700,000.0 | 1,150,054.0 | 260,000.0  |
| 総貸付件数(件)                 | 275           | 2,655       | 2,322       | 1,388       | 1,455      |
| 不動産貸付件数(件)               | 1件            | 58件         | 58件         | 57件         | 268件       |
| 不動産貸付額(円)                | 32,997,000    | 11,369,000  | 11件         | 10件         | 9件         |
| 不動産貸付件数(件)               | 5件            | 33件(計)      | 0           | 0           | 0          |
| 不動産貸付額(円)                | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 債権放棄(件)                  | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 免除額(円)                   | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |
| 免除件数(件)                  | 0             | 0           | 0           | 0           | 0          |

(2) 予算額 無

(3) 貸付実績 無

(4) 回収すべき貸付金及び回収率  
回収すべき貸付金については、漸減しているものの、平成26年度以降はほとんど減少していない。また、すでに償還期限を超過した貸付金の回収率は、平成24年度2.65%、平成25年度2.82%、平成26年度4.38%、平成27年度1.95%、平成28年度0.45%となり低い水準に留まつ

ている。

(5) 不納欠損額及び不納件数

平成24年度は5件3299万7000円を不納欠損処理しており、平成25年度についても3件1190万9000円を不納欠損処理している。なお、平成24年度の5件、平成25年度の3件は貸しぐけた債権の数である。

平成24年度及び平成25年度に不納欠損処理した8貸付先は、いずれも主債務者である法人が廃業しており、連帯保証人である代表者等が所在不明またはすでに特定期間を経過しており援用された等のケースである。

(6) 債権放棄額及び債権放棄件数

平成28年度に1件500万円の債権放棄をおこなっている。債権放棄した貸付先については、主債務者の法人が事実上破産状態にあるところ、代表者が所在不明のため議会の議決を経て債権放棄したものである。

(7) 免除額及び免除件数 無

平成28年度未現在における未取金  
平成28年度未現在において未取金が発生しているのは、9貸付先に対する貸付金、合計5257万926円である。未取債権について未取金については、債権管理マニュアルに従った債権管理を行うとともに、その一部の回収を株式会社沖縄債権回収サービス（以下「サービサー」という。）に委託している。本貸付金についての課題は、未取債権の回収及び不納欠損処理、債権放棄、免除等の処理を行うことであるため、これらの点については後述する。

4 債権管理マニュアルに従った債権管理

本貸付金の債権管理方法については、「債権管理マニュアル（中小企業設備近代化資金貸付金中小企業高度化資金貸付金）」（以下「債権管理マニュアル」という。）が既前のマニュアルを改訂する方法で作成され、平成29年3月8日に施行されている。その概要は次のとおりである。

(1) 債権の分類

債権管理マニュアルにおいては、債権を正常償還先、条件変更先、延滞先及び破綻先の4種類に分類した上で、それぞれ対応策を定めている。

(2) 回収不能債権の整理

債権を分類した上で、回収不能債権については、徵収停止、履行延期の特約、権利の放棄、不納欠損処理といった整理を行う。

(3) 財産調査

督促後の催告を集中的に行い、当初の納入期限から1年を経過してもなお履行されない場合に

は財産調査に着手しなければならない。財産調査は、特別な事情がない限り、当初の納入期限から1年9か月以内に完了できるよう努める。

## 5 サービサーに対する債権回収業務の委託

### (1) 委託概要

平成28年度当初現在、県がサービサーに対して債権回収業務を委託しているのは、5貸付先に対する5件の貸付金で、受託債権額（受託持）は1139万9268円である。

### (2) 契約の締結

県は、毎年4月1日付で、サービサーと委託契約書を締結している（以下「本委託契約書」という。）。委託業務の名称は、「平成28年度旧中小企業設備近代化投資金貸付金に係る債権の管理回収業務」であり、委託業務の内容は「委託業務仕様書のとおり」とされている。かかる委託業務の内容については後述する。

### (3) 委託期間

委託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間である（本委託契約書第2条）。

### (4) 委託料

委託料料は、委託対象債権の元金償還額の未収取のうち収納があつた金額の30%及び消費税である（本委託契約書第3条）。

### (5) 費用の負担

事務処理に要する費用は、サービサーが負担する（本委託契約書第5条）。

### (6) 回収実績

平成21年度から28年度の年間収納率は0.02%から2.35%である。  
平成21年度から23年度については報酬率が収納金額の35%、平成24年度から平成28年度については報酬率が収納金額の30%である。

サービサーに委託した債権について、サービサーは委託業務を問題なく行っていることがうかがえ、また報酬率が収納金額の30%で費用はサービサー負担であることから費用対効果の点も問題がない。

### (7) サービサーに対する委託についての問題点

債権者はあくまでも県であり、サービサーに委託した債権についても、最終的な処理までの全体像を描く必要がある。サービサーに対して委託することにより、当該債権についでは事実上処理を停止しないか、少額の弁済懸念により完済するケースはレバが完済に至らないケースについては早期に委託を行う債権放棄等の対応をすべきはないか、任意に弁済を求めるだけではなく訴訟提起や差押による回収を実施しているか等検討すべきである。本貸付金のうちサービサーに委託している各債権について取るべき方策は後述する。

## 6 回収未了の貸付金について取るべき方策

### (1) 回収未了貸付金の概観

平成28年度末で回収未了となっている債権は、貸付債権本数11本、10債務者である。なお、一覧表では元金が残っている貸付についてのみ記載しており、元金を完済し満約金のみ残っている2本（1債務者）が含まれていないため、9件となっている。  
債務者ごとに見ると、4件に対する債権は時効期間を超過しており、6件に対する債権は時効期間を超過していない。また、5件に対する債権の管理回収業務をサービサーに委託しており、5件に対する債権は県が管理している。1件に対する債権は元金完済して満約金のみであり、それ以外の9件に対する債権は元金が残っている。うち8件に対する債権は昭和年代の貸付であり、2件に対する債権は平成に入つてからの貸付であるが、いずれも貸付から20年以上経過している。

### (2) サービサー委託分貸付金の検討

10中小企業者に対する債権のうち、5債務者に対する債権の管理回収をサービサーに委託している。いずれも主債務者は事実上営業を停止している法人であったり、死亡していたりして、主債務者がからの債権回収はできない。そのため、主債務者の相続人や連帯保証人からの回収を試みている。

5件のうち2件については、連帯保証人等が定期的に弁済を行つており、かつおはせね1年以内には元金を完済する見込みであるため、引き続きサービサーが回収を行うことで良いと思われる。

5件のうち1件については、主債務者の相続人が定期的に弁済を行つていても、死亡したことによる。現在連帯保証人に対しては請求していないことであるため、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人にに対して請求すべきである。

### 意見1

主債務者の相続人が定期的に弁済を行つていても、残元金に比して弁済額が少額である。5件のうち2件については、主債務者の相続人が定期的に弁済を行つていても、残元金額に比して弁済額が少額であり、現在の支払金額であると元金完済までに約20年かかることがある。現在連帯保証人に対しては請求していないことであるため、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人にに対して請求すべきである。

5件のうち2件については、これまで弁済してきた連帯保証人の相続人が高齢で病氣であるなど、回収困難とされている。現在のところはサービサーへの委託を続けることで良いと思われるが、1年度経過しても事態が変わらない場合には、次年度の委託は取りやめ県において債権放棄等の方策を検討すべきである。

(3) 県が管理している貸付金の検討

ア 消滅時効期間が経過しているもの  
県が管理している5件のうち4件については、消滅時効期間が経過している。うち2件についてはイ又はウにも該当するため、後述する。

消滅時効期間が経過している場合、県が定める標準マニュアルにおいては、平成25年度包括外部監査による提言を受け、「債務者等と実際に面談する場面においては、時効の援用制度の内容及び当該債権の取扱い方針等について教示した上で、権利行使の意思確認を行うこと」とします。  
債務者等が適用権を行使する意思表示をした場合は、時効援用申立書の用紙を交付し、必要事項の記載と署名・押印を求め、同申立書を受領します。」とされています（標準マニュアル131頁）。

実際に債務者等に送付している通知を確認すると、書類の中に「本件の債権は、上記の通り既に消滅時効が完成しておりますので、お支払いください、または時効を援用して債務を消滅させることも可能です。」と記載されており、債務者等に時効が援用できることがわかりやすく表示されている。

2件とも主債務者の相続人や連帯保証人の1部についてお時効援用済であり、残る債務者等に 対しても通知済みである。しばらくしても回答がない場合には再度通知書を送り、時効援用の意 思が確認できた場合には面談にこだわらず時効援用申立書の提出を求めるなどして、速やかに不 納弁済処理を行なうべきである。

イ 元金を完済し違約金のみ残っているもの

5件のうち1件は、元金完済時点で調定した違約金のみが残っているものである。貸付債権と しては2本あり、いずれも主債務者である法人が所在不明となっているところ、1本は連帯保証人 が死亡しており相続人調査が必要、1本は連帯保証人の相続人が所在不明となっている。相続人 調査が必要な事案については速やかに行い、相続人が所在不明となっている事案については所在 不明であることの資料を揃えて債権放棄又は不納弁済処理を行なうべきである。

意見2

主債務者である法人が事実上倒産しており、かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要な事案については速やかに行い、相続人が所在不明とならない事案については所在不明であることの資料を揃えて債権放棄又は不納弁済処理を行なうべきである。

ウ 自然人の債務者がその後法人としたもの

5件のうち1件は、自然人が借り入れ、その後法人成したもののうちあるが、法人との間で債務の 承継に関する契約を新たに締結していないものである。法人は事実上倒産しており、自然人は無 資力となっている。法人との間で債務承継に関する契約を締結していない以上法人に対して請求 できないのであるから、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行なうべきである。

意見3

自然人が借り入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行なうべきである。

エ 連帯保証人が健在だが無資力であるもの

5件のうち1件は、主債務者である法人が事実上倒産し、連帯保証人である自然人3名がいはず も健在ではあるが高齢で年金生活であるなどの状況で無資産証明書の提出も受けしており、無資 力である。県担当者は履行期限の延長手続きを行い、10年間更新することにより債務免除を行うことを予定しており、かかる手続きを速やかに進めるべきである。

この点、「県方針では、1号要件による履行期限の延長手続きを初めて認めたときから、状況に 変化がなく毎年の手続が10年間更新された場合は、地方自治法施行令第171条の7第1項の規定 に基づき債務を免除することとしています。」と規定されている（標準マニュアル123頁）。

施行令第171条の6

1 普通地方公共団体の長は、債権について、次の各号の一に該当する場合においては、その 履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

施行令第171条の7

1 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるた め履行定期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限から十年を経過した後にい て、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができると見込みが ないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

7 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見

ア 意見1

主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金に比して弁済額が少額であり、 元金完済までに約20年かかる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯 保証人に対して請求すべきである。

イ 意見2

主債務者である法人が事実上倒産しており、かつ連帯保証人が死亡しており相続人調査が必要

な事案については速やかに行い、相続人が所在不明となつてゐる事案については所在不明である  
ウ 意見3

#### 第4 沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金

##### 1 概要

この資料を補えて債権放棄又は不納欠損処理を行ふべきである。

自然人が借り入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帶保証人等への請求を行ふべきである。

(3) コメント 無

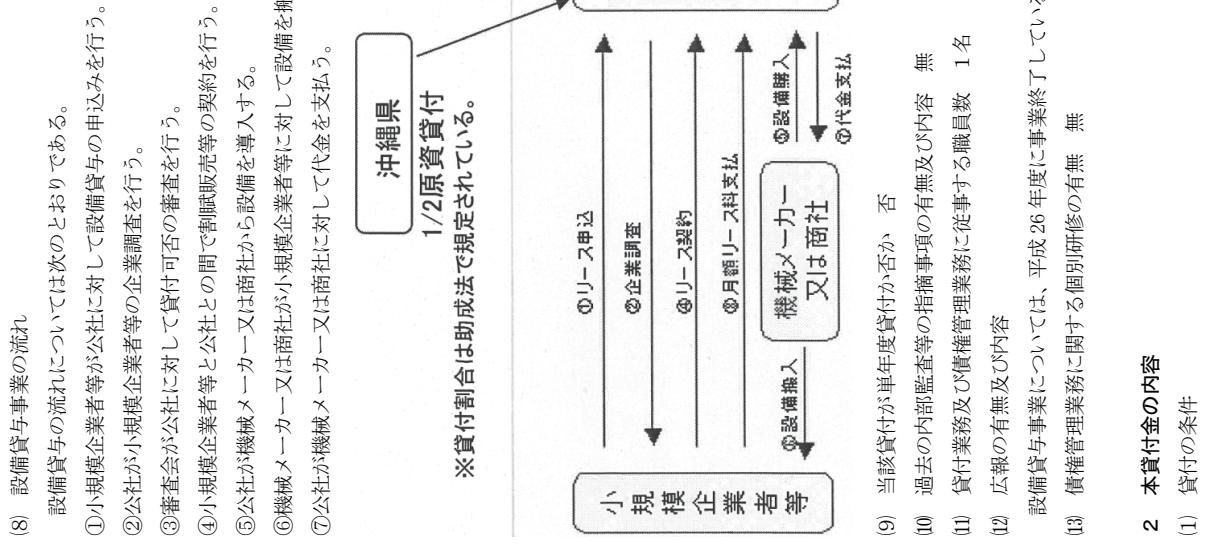
##### (1) 一覧表

| 沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金                       |                                                                        |
|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 貸付金名 (部及び課)                               | 施工労働部 中小企業支援課                                                          |
| 担当部署名 (年成26年度付事業終了)                       | 部和47年度付事業終了                                                            |
| 貸付開始年度 (法規、条例、要綱等)                        | 小規模型企業者登記機関へ資金助成法(昭和63年法律第1155号)                                       |
| マイニアブル 手引き等                               | 沖縄県企業登記機関へ資金貸付事業規則(昭和47年規則第118号)                                       |
| 貸付金の目的                                    | 会員に沖縄県企業登記機関へ設備等事業に係る資金を貸し付ける                                          |
| 貸付対象                                      | 会員に冲縄県企業登記機関へ設備等事業に係る資金を貸し付ける                                          |
| 貸付金額 (員、国、その他) (1 : 1)                    | 員の資金と国の補助金 (1 : 1)                                                     |
| 貸付の方法                                     | 県が(公財)沖縄県産業振興公社に原資を貸付け、公社はそれに公庫からの貸付金を含め事業資金とし、企業に事業設備の貯蔵販売又はリースを行う。   |
| 等を通じて貸すのか、金融機関等他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法     | 前項において金融機関等他の団体等を通じて貸す場合の県の債権管理方法                                      |
| 当該貸付が毎年度貸付であるか否か、他の内閣府等の機関事務の範囲内に該当するか否か、 | 否                                                                      |
| 貸付業務及び債権管理制度に係る顧問修の有無                     | 無                                                                      |
| 貸付管理制度に係る顧問修の有無                           | 無                                                                      |
| 貸付の条件                                     | (公財)沖縄県産業振興公社が、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備を購入し、企業に貯蔵販売又はリースを行つたため貸付であること。 |
| 利息の有無                                     | 無                                                                      |
| 利息の利率 (年)                                 | —                                                                      |
| 保証金規定の有無                                  | 有                                                                      |
| 保証金の利率                                    | 10.75%                                                                 |
| 保証人の有無                                    | 否                                                                      |
| 物的担保の有無                                   | 否                                                                      |
| 保証金の把扱方法                                  | 否                                                                      |
| 償還方法 (逐年据置半年賦償還)                          | —                                                                      |
| 償還猶予規定の有無                                 | 有 (貸付規則第10条第1項)                                                        |
| 償還免除規定の有無                                 | 有 (貸付規則第10条第1項)                                                        |
| 期限の利益喪失規定の有無                              | 有 (貸付規則第10条第1項)                                                        |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                          | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                                     |
| 予算額 (円)                                   | 4,000,000 39,375,000 35,100,000 0 0                                    |
| 申請件数 (件)                                  | 1 1 1 0 0                                                              |
| 貸付実績                                      | 貸付金額 (円)                                                               |
| 回収予べき金額 (当年度分) A                          | 4,000,000 39,375,000 35,100,000 0 0                                    |
| 回収済み金額 (当年度分) B                           | 9,331,500 8,791,500 7,656,500 6,406,500 7,072,500                      |
| 回収予べき金額 (過年度分) C                          | 0 0 0 0 0                                                              |
| 回収済み金額 (過年度分) D                           | 0 0 0 0 0                                                              |
| 回取率 (B + D) / (A + C)                     | 100.00% 100.00% 100.00% 100.00% 100.00%                                |
| 施設付賃高 (円)                                 | 46,255,000 76,812,500 104,286,000 97,870,500 99,807,000                |
| 起付件数 (件)                                  | 7 7 7 7 6                                                              |
| 不納欠損額 (円)                                 | 0 0 0 0 0                                                              |
| 不納欠損件数 (件)                                | 0 0 0 0 0                                                              |
| 債権放棄率 (円)                                 | 0 0 0 0 0                                                              |
| 債権放棄率 (生)                                 | 0 0 0 0 0                                                              |
| 免除額 (円)                                   | 0 0 0 0 0                                                              |
| 免除件数 (件)                                  | 0 0 0 0 0                                                              |

##### (2) 本貸付金の概要

第3で述べた沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金が、中小企業者に対して設備購入資金を貸し付けるのに対し、沖縄県小規模企業者等設備貸与資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に対して、小規模企業者等設備貸与事業（公社が、小規模企業者等が必要とする設備を購入し、小規模企業等に対して割賦販売等を行う事業、以下「設備貸与事業」という。）に必要な資金を

- (8) 設備貸与事業の流れ
- 全国一律の制度としての設備貸与事業は、本土復帰の昭和47年を目的としている。
- 度の根拠法であった小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号、以下「本法」という。）が廃止されたことに伴い、平成26年度末に設備貸与事業は終了した。
- そのため、現在は債権の管理回収業務のみを行っている。
- (3) 根拠規定
- 設備貸与事業は、昭和47年に制定された中小企業設備貸与資金貸付金規則（平成12年に小規模企業者等設備導入資金貸付規則へと改題、以下「本規則」という。）を根拠規定としている。その根拠法は、昭和31年に中小企業近代化資金等助成法として制定され、平成11年に小規模企業者等設備導入資金助成法に改題されている。なお、この根拠法は、中小企業設備近代化資金貸付金と同じである。
- (4) 目的
- 公社に対し、設備貸与事業を行うのに必要な資金（設備貸与資金）を貸し付けることを目的としている（本規則第1条）。
- なお、公社は、県内中小企業等の経営基盤強化及び創業の促進に関する事業並びに産業振興に必要な諸事業を行い、もって本県産業の健全な発展に寄与することを目的として昭和46年に設立された団体である。
- 本法第2条第6項
- この法律において「設備貸与事業」とは、次に掲げる設備又はプログラムについて、その譲渡し若しくは貸付け又はプログラム使用権の提供（プログラム使用権を契約に基づき取得させることをいう。以下同じ。）を行う事業をいう。
- 一 創業者の事業の用に供する施設又はプログラムであつて、その事業を行つたために必要があると認められるもの
- 二 小規模企業者等の事業の用に供する設備又はプログラムであつて、その経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められるもの
- (5) 貸付対象
- 県が貸付をする対象者は公社である。
- (6) 財源
- 本貸付金の財源については、県の資金と国の補助金の割合が1：1とされている。
- (7) 貸付の方法
- 県が公社に原資を貸付け、公社がそれに公庫の資金を加えて事業資金とし、小規模企業者等に対して事業設備の割賦販売又はリースを行つていた。



本規則第1条の規定から、公社が、小規模企業者等の創業や経営基盤の強化に必要な設備を購入し、企業に割賦販売又はリースを行うための貸付であることが条件である。

(2) 利息の有無及び内容 無

本規則第3条第1項本文の定めにより無利息とされている。

(3) 遅延損害金規定の有無及び内容

本法第9条第1項の規定により、貸与機関が支払期日までに貸付金を償還しなかつた場合等には、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払うべきことを請求することができるとしている。

(4) 保証人の要否及び内容 否

(5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否

(6) 債還方法

本規則第3条の規定により、据置期間1年以上2年以内、原則8年以内の年賦均等償還とされている。なお、本規則第3条第1項ただし書きにおいて、歎害及び公害を防止するための施設に係る貸付金の場合、例外的に償還期間が13年以内とされている。

(7) 債還猶予規定の有無 無

(8) 債還免除規定の有無 有

本規則第10条の規定により、災害その他小規模企業者等の責に帰することができない理由により設備が滅失した場合に貸付金の全部又は一部の償還を免除することができるとされている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無

本規則第9条の規定により、公社が本規則の規定に違反したとき、虚偽の報告をしたとき及びその他不正の手段により貸付金の支払を受けたときには、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、又は既に貸付された貸付金の全部又は一部の返還を求めることができるとしている。

(2) 予算額

予算額は、平成24年度400万円、平成25年度3937万5000円、平成26年度3510万円、平成26年度に設備貸与事業を終しているため、平成27年度以降の予算是措置されていない。

(3) 貸付実績

県の公社に対する貸付実績は、平成24年度400万円(1件)、平成25年度3937万500円(1件)、平成26年度3510万円(1件)、平成26年度に設備貸与事業を終了して

(4) 回収率

平成24年度から28年度において、県の公社からの回収率は100%となっており、総貸付残高は漸減している。またこれまで公社から償還期限までに償還がなされなかつたことはなく、過年度分の未収金はない。

書を提出しなければならない（本規則第11条、12条）。

(3) 事故の届出

公社は、貸付け及び設備貸与の対象設備について事故が生じたときは、速やかに事故報告書を県に提出し、その指示を受けなければならない（本規則第13条）。  
この規定に基づき、公社は、小規模企業者等が弁済期に弁済を行わなかつた場合等に対しても事故報告書を提出している。

#### 4 本賞付金の賞付実績及び回収状況等

設備貸与事業については、平成26年度に事業終了しており、現在は償還のみとなつている。

(1) 一覧表

| 本賞付金の貸付実績及び回収状況等    |           | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度      | 平成27年度    | 平成28年度 |
|---------------------|-----------|------------|------------|-------------|-----------|--------|
| 申賃額(万円)             | 申請件数(件)   | 4,000,000  | 33,375,000 | 35,100,000  | 1         | 0      |
| 貸付実績                | 貸付件数(件)   | 4,000,000  | 33,375,000 | 35,100,000  | 1         | 0      |
| 回収すべき金額(当年度分) A     |           | 1          | 1          | 1           | 1         | 0      |
| 回収済み金額(当年度分) B      | 5,931,500 | 3,791,500  | 7,656,500  | 6,406,500   | 7,072,500 | 0      |
| 回収すべき金額(過年度分) C     | 5,931,500 | 8,791,500  | 7,656,500  | 6,406,500   | 7,072,500 | 0      |
| 回収済み金額 D            |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |
| 回収率 E = D / (A + C) |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |
| 該貸付実績高(万円)          |           | 46,255,000 | 76,842,500 | 104,286,000 | 100,00    | 100,00 |
| 該貸付件数(件)            |           | 7          | 7          | 7           | 7         | 6      |
| 不納欠損額(万円)           |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |
| 不納欠損件数(件)           |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |
| 未換放棄(万円)            |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |
| 未換放棄(件)             |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |
| 全賃借総額(万円)           |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |
| 全賃借件数(件)            |           | 0          | 0          | 0           | 0         | 0      |

#### 3 県と公社との間の本貸付に係る契約内容等

(1) 賃付金の申請

本賃付金は、県が公社に対して貸し付けるものであり、既述のほか、本規則及び金銭消費貸借契約書において次のとおりその内容が規定されている。

(2) 報告義務

公社は、県に対して、4半期ごとに事業実施状況報告書、会計年度ごとに事業実績報告

- (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無  
 (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無  
 (7) 免除額及び免除件数 無

## 5 事故が生じた場合について

既述のとおり、本貸付金については公社から県に償還期限までに償還がなされなかつたことはなく、回収率は100%となつてゐる。しかし、実際には公社から小規模企業者等に対する貸付が履行期限までに弁済されなかつたり、回収が困難であるとして懸念することはしばしばある。そのような場合、どのような処理がされているかについて述べる。

### (1) 事故の届出

中小企業者から公社に対して、履行期限までに弁済されないなどの事故が生じたときは、

### (2) 弁済が遅滞した場合

小規模企業者等の弁済が遅延した場合に、公社が県に対して提出している「未取企業状況調査票」を見ると、貸与額、未収残高、現在回収額等の延滞状況、企業の概要、2期分の貸借対照表及び損益計算書の比較、遅延的主要因、今後の回収方針等詳細に記載されている。単に設備貸与を行うだけではなく、常日頃から公社が小規模企業者等に対して経営支援を行つていることが伺える。

### (3) 小規模企業者等との契約を解除した場合

公社が、小規模企業者等との間で締結した設備等についての賃販売契約等を解除した場合、公社の業務方法書の規定に基づき県に対して通知されることとなつてゐる。契約解除についての通知には、契約解除理由、損害賠償額（割賦賃置金、損料、違約金）、契約解除年月日及び今後の方針（連帯保証人に対して請求を行う等）が記載されている。

### (4) 損失補償契約

設備貸与事業について未収が生じた場合には、あらかじめ県の貸付財源負担分（貸与額の2分の1）について公社との間で損失補償契約を締結しており、その契約によって処理されることとなる。損失補償契約の概要是次のとおりである。  
 ア 県は、県及び公庫から貸与設備の購入資金の貸付けを受けて設備貸与事業を行つたことにより、貸付額から10年度以内に公社が受ける損失について、限度額の範囲内で補償する。  
 イ 損失とは、公社が当該年度に行った設備貸与事業について、各事業年度ごとに生じた未収債権のことをいふ。

ウ 公社は、未収債権を各事業年度終了後3カ月を経過してもなお回収ができなかつた場合において、貸与に係る未収債権の償却を行うことにより、欠損を生じることとなるときは、県に対し当該債権の償却額の範囲内で、10年度以内の間に損失補償の請求を行うことができる。公社が請求できる額は、未収債権の額から貸与契約の際に微した補償金の残額を差し引いた額の10分の8の範囲内とする。

エ 公社は、県から損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもつて、強制執行その他あらゆる方途により、債権の保全回収に努めなければならない。県は、公社が故意又は重大な過失によって債権の保全回収を怠つたと認めたときは、公社に対し、填補額の全部又は一部を返還させることができること。

オ 公社は、県から損失の填補を受けた後ににおいて、設備貸与にかかる回収があつたときは県に報告し、その回収額から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に納付しなければならない。

### (5) 単年度事故率

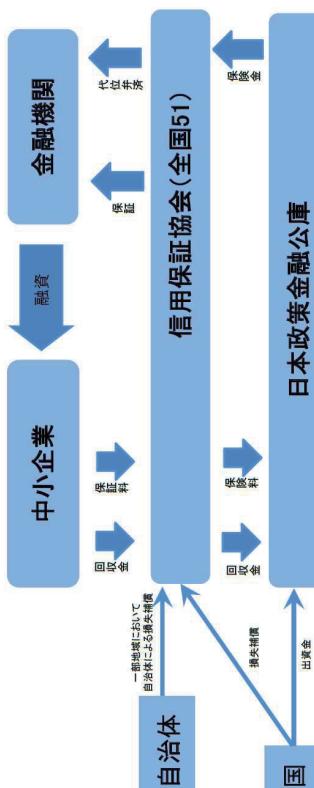
県が公社に対して貸し付けた金額のうち、償還がされずに損失補償することとなつた金額（事故総額）及び割合（事故率）は次のとおりである。なお、損失補償期間が10年度以内のため、貸し付けた年度から10年経過しなければ事故総額は確定しない。下記は平成7年度から15年度について事故総額が確定しているものである。

| 貸与年度  | 設備貸与事業      |              |             | 事故率<br>D=C/A |
|-------|-------------|--------------|-------------|--------------|
|       | 貸付実績<br>A   | 損失補償支払額<br>B | 事故総額<br>C   |              |
| 平成7年  | 936,990,000 | 112,434,461  | 224,868,922 | 24.0%        |
| 平成8年  | 906,350,000 | 86,782,123   | 173,564,246 | 19.1%        |
| 平成9年  | 807,190,000 | 63,671,809   | 127,343,618 | 15.8%        |
| 平成10年 | 786,694,000 | 48,835,019   | 97,670,038  | 12.4%        |
| 平成11年 | 865,200,000 | 41,491,151   | 82,982,302  | 9.6%         |
| 平成12年 | 537,660,000 | 43,512,084   | 87,024,168  | 16.2%        |
| 平成13年 | 510,070,000 | 37,726,851   | 75,453,702  | 14.8%        |
| 平成14年 | 119,160,000 | 0            | 0           | 0.0%         |
| 平成15年 | 70,270,000  | 7,726,168    | 15,452,336  | 22.0%        |
| 平均    |             |              |             | 14.9%        |

平成7年度から平成15年度の単年度事故率は平均14.9%となっている。

比較保証制度における事故率との比較

設備費与事業の事故率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における事故率について公表されている適切な資料が見当らないため、直接単年度事故率の高低を比較するには困難である。そのため、類似の制度として、全国的に実施されており、かつ対象が同じ中小企業者である信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会が証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。



(平成 27 年 11 月 19 日中小企業庁「信用補完制度の現状と指摘」から)  
かかる信用保証制度について、公表されている平成 23 年度から平成 28 年度の事故率=位弁済額÷保証債務残高(平均)を計算すると次のとおりである。1.67%から 2.50%で平均が 2.11%となっている。

(全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出)  
これに対して、同じ平成23年度から平成28年度の間、設備貸与事業について同様の方  
で計算した事故率は次のとおりである。信用保証制度における事故率(代位弁済率)は、  
位弁済額÷保証債務平均残高で計算されており、設備貸与事業とは事故率の計算方法が  
異なる。そのため、同様の方法で計算を行うことすると、事故率=事故総額÷貸付平均  
高となる。

| 年度     |        |        |   |        |        |        | 项目     |        |       | 金额      |       |        | 単位：千円  |  |
|--------|--------|--------|---|--------|--------|--------|--------|--------|-------|---------|-------|--------|--------|--|
| 平成23年度 |        | 平成24年度 |   | 平成25年度 |        | 平成26年度 |        | 平成27年度 |       | 平成28年度  |       | 平均     |        |  |
| 當期平均残高 | 貢付平均残高 | 事務給付額  | 0 | 1726   | 49,225 | 81,551 | 90,564 | 2632   | 292   | 101,183 | 41    | 94,343 | 75,965 |  |
| 事 故 率  | 0.00%  | 0.36%  | 0 | 0.43%  | 0.29%  | 0.29%  | 0.29%  | 0.29%  | 0.04% | 0.04%   | 0.04% | 0.00%  | 0.16%  |  |

信用保証制度の事故率（平成23年度から平成28年度）が、1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのに対して、設備貸与事業の事故率（平成23年度から平成28年度）は0.02%から0.43%で平均が0.16%であり、信用保証制度の事故率と比較して設備貸与事業の事故率は低い。

（乙）賃貸契約書

回収した場合には回収金から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した場合に返納しなければならない。損失補償額と返納額をまとめたのが次の表である。

貸し付けた年度から 10 年経過なければ損失補償額が確定せず、

貸し付けた年度から 10 年経過した場合はさらにその後の場合もある。下記表は、平成 28 年度末現在の損失補償支払額及び

平成 19 年度分まで損失補償支払額を算定している。

上記表のうち、損失補償支払額が確定している平成19年度貸付分までの損失補償支払額、返納額及び返納率をまとめたのが下記表である。損失補償支払が0の年度もあるため損失補償支払がある年度のみ取り上げると、平成12年度以前貸付分の返納率が8.65%、平成19年度貸付分の返納率が21.49%、平成15年度貸付分の返納率が35.63%、

度末までの返納実績についてまとめたものであるが、返納には期限はないので今後も金

## 第5 沖縄県中小企業機械類貸与資金貸付金

納される可能性がある。

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 年 度 | 損失補償支払額     | A           | 返納額 (平成28年度まで) | B     | 返納率B/A |
|-----|-------------|-------------|----------------|-------|--------|
| ～12 | 770,353,035 | 274,496,343 | 35,63          | 35,63 |        |
| 13  | 37,726,851  | 8,109,361   | 21,49          | 0,00  |        |
| 14  | 0           | 0           | 0,00           | 0,00  |        |
| 15  | 7,726,168   | 668,068     | 8,65           | 0,00  |        |
| 16  | 0           | 0           | 0,00           | 0,00  |        |
| 17  | 0           | 0           | 0,00           | 0,00  |        |
| 18  | 0           | 0           | 0,00           | 0,00  |        |
| 19  | 584,315     | 359,200     | 61,47          | 0,00  |        |
| 合計  | 816,390,369 | 283,632,872 | 34,74          | 0,00  |        |

(平成28年度未現在)

返納率の高低自体については比較すべき適切な指標が見当らないため評価が難しい。

ただ、平成23年度から平成28年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、設備貸与事業の事故率は低いと評価できる。

### 6 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金は、県が公社に貸し付けた債権については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際に、本貸付金によって公社が実施する設備貸与事業において、公社は中 小企業者から全て回収できているわけではなく、回収できなかつた金額の一部について は、県が損失補償を行っているため、事故率や返納率も含めて評価すべきと考える。

この点、信用保証制度の事故率（平成23年度から平成28年度）は1.67%から2.50%で平均が2.11%であるのにに対して、設備貸与事業の事故率（平成23年度から平成28年度）は0.00%から0.43%で平均が0.16%であり、信用保証制度の事故率と比較して設備貸与事業の事故率は低い。さらに、損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、設備貸与事業の事故率は低いと評価できる。

以上から、設備貸与事業の回収について特に問題はない。

設備貸与事業については、平成26年度に貸付事業を終了しているため、今後はこれま でどおりに償還を受けることで足りると見える。

以上

| 貸付の条件                 | 公社が行う中小企業機械類貸付事業に必要な資金を貸し付ける。 |               |
|-----------------------|-------------------------------|---------------|
| 利息の有無                 | 有                             | 1%以内で知事が定める。  |
| 利息の利率(年)              | 1%以内で知事が定める。                  |               |
| 異延損害金規定の有無            | 有                             |               |
| 異延損害金の利率              | 10.75%                        |               |
| 保証人の要否                | 否                             |               |
| 物的担保の要否               | 否                             |               |
| 担保額の把握方法              | 無                             |               |
| 償還方法(既定の有無)           | 無                             |               |
| 償還免貸期間の有無             | 有                             |               |
| 期限の利益喪失規定の有無          | 有                             |               |
| 貸付金の貸付実績及び回収状況等       | 有                             |               |
| 申請額(円)                | 500,000,000                   | 444,100,000   |
| 貸付実績                  | 貸付金額(円)                       | 346,310,000   |
| 回収すべき金額(当年度分) A       | 貸付件数(件)                       | 2             |
| 回収済み金額(当年度分) B        | 回収すべき金額(当年度分)                 | 460,888,000   |
| 回収すべき金額(過年度分) C       | 回収済み金額(過年度分)                  | 460,888,000   |
| 回収率 (B + D) / (A + C) | 回収率                           | 100%          |
| 総貸付額(円)               | 1,945,831,000                 | 1,902,929,000 |
| 総貸付件数(件)              | 14                            | 12            |
| 不納欠損額(円)              | 0                             | 0             |
| 債務放棄(件)               | 0                             | 0             |
| 免除額(円)                | 0                             | 0             |
| 免除件数(件)               | 0                             | 0             |

- (2) 本貸付金の概要
- 中小企業機械類貸与資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、公益財團法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に対して、公社が行う中小企業機械類貸与事業（公社が中小企業者が必要とする機械類を購入し、中小企業者に対して割賦販売又はリースを行うもの、以下「機械類貸与事業」という。）に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、経営の安定に資することを目的としている。

なお、平成26年度で新規貸付を終えた小規模企業者等設備貸与資金貸付金は、小規模企業者等設備貸与事業（公社が、小規模企業者等が必要とする設備を購入し、小規模企業者等に対する割賦販売等を行うもの）に必要な資金を貸し付けることにより、小規模企業者等の経営基盤の強化等を図ることを目的としており、本貸付金とかなり目的が通っていた。小規模企業者等設備貸与事業は、全国一律の制度であり、中小企業法から毎年度貸付の方法、貸与の対象者、貸与設備等について詳細な通知がある等制約もあつたため、昭和58年度に県独自の補完制度として、機械類貸与事業を創設している。

本貸付金の貸付事業は現在も行われており、平成28年度末の貸付残高は14億6,192万2,000円である。

### （3）根拠規定

機械類貸与事業の根拠規定は、昭和58年に制定された沖縄県中小企業機械類貸与事業実施基準（以下「本実施基準」）である。

（4）目的

公社に対し、公社が行う機械類貸与事業に必要な資金を貸し付けることにより、中小企業者の設備の近代化を図り、もつて経営の安定に資することを目的としている（本規程第1条）。

### （5）貸付対象

貸付対象は公社である（本規程第1条）。

（6）財源

本貸付金の財源は全て県からである。

### （7）貸付の方法

県が公社に対して原資を貸し付け、公社が中小企業者に対して、機械類の割賦販売又はリースを行ふ。

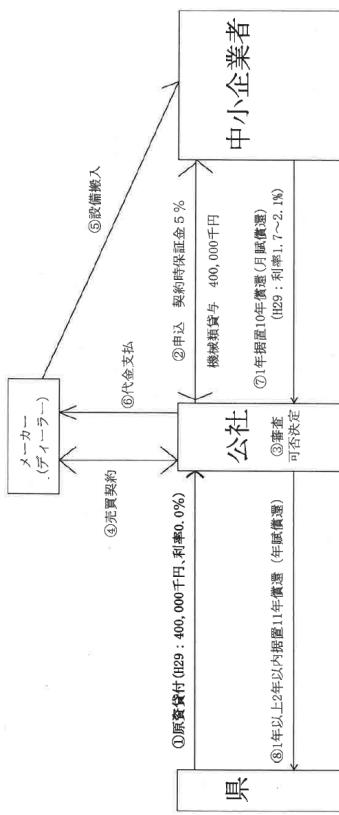
### （8）機械類貸与事業の流れ

詳しくは、下記「機械類貸与制度 資金の流れ」図のとおりである。

①県が、公社に対して、原資を貸し付ける。

②中小企業者が、公社に対して、機械類貸与の申し込みを行う。

## 機械類貸与制度 資金の流れ



- （9）県の債権管理方法
- 本貸付金については、中小企業者に直接貸し付けるのは公社であるため、県は公社に対し、4半期ごとの貸付金支払状況報告書提出を義務付けている（本規程第11条）。

県は公社に対し、会計年度ごとの業績報告書提出を義務付けている（本規程第12条）。

公社は、貸与機械等について事故が生じたときは、速やかに事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない（本規程第13条）。

### （10）当該貸付が前年度貸付であるか否か、否

### （11）過去の内部監査等の指摘の有無及び内容

平成11年度包括外部監査（財政的援助団体等の債務管理及び効率的な資金調達、運用等について）において、公社には、機械類貸与事業・設備貸与事業の契約締結前に貸与先の実態把握を正確に行なうなどの慎重な対応が望まれる。県には、損失補償の事業を十分に認識し、審査体制の充実、回収方法の強化を図る必要があるとの指摘ないし意見が付された。

これに対し、県として公社や保証協会からの信用情報の強化や事後フォローの強化を行つて、措置が講じられ、平成22年度の包括外部監査「過去の包括外部監査の措置状況」における措置がなされたと言えるとの評価がなされている。

### （12）貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数 1名

- (13) 広報の有無及び内容  
公社において、下記ハシフレットを作成し、ホームページに掲載するなどの広報を行っている。  
県は、当該公社のホームページのURLを、県ホームページ中の「沖縄県内の主な中小企業支援策メニュー」「沖縄県の融資制度」→「設備導入支援」の部分に掲載するなどして広報を行っている。

## 割賦・リース制度のご案内

**機械類貸与制度**

**固定金利**

**1年据置き**

**無担保**

**1.9%**

(基準金利)

**主な特徴**

**1 金利は 1.7%～2.1% です!** ※割賦表示の場合、制度の利用実績や財務状況等により、金利が決まります。(基準金利 1.9% または、固定金利となりますので、返済計画が立てやすくなります。)

**2 元金据置をご利用できます!** ※割賦表示の場合、申込企業の資金繰り状況に合わせて、据置期間は 1 年・6ヶ月・9ヶ月（複数なし）から選択できます。

**3 不動産担保・信用保証協会の保証は不要です！** ※貸付機械が相保となります。※ただし、審査委員会の結果によっては、不動産等の担保があります。

**4 貸与期間は 10 年以内です！** ※申込機械の耐用年数に応じて短くなる場合があります。貸与期間が 10 年以内の長期になりますので、耐用年数が長い機械導入に対して、毎月の支払い負担額が削減されます。

**対象となる機械等設備は、様々です。個別にお問い合わせください。**

—お気軽にお問い合わせください— Tel : 098-859-6237

公社融資課　沖縄県産業振興公社　経営支援部　経営支援課担当  
TEL: 098-0152-18311 沖縄県那覇市中央1-1831-1 沖縄県産業支援センター4階 E-mail: ks@okinawa-trc.or.jp

- (14) 債権管理業務に関する個別研修の有無  
平成29年度に担当者が中小企業基礎整備機構主催の支援機関・金融機関向け研修に参加しました。

- 2 本貸付金の内容**
- (1) 貸付の条件  
貸付の条件は、公社が行う中小企業機械類貸与事業に必要な資金であることとされています（本規程第1条）。
- (2) 利息の有無及び内容  
本規程第3条において、無利息の場合も有利息の場合もあることが定められています。

- 本規程第3条 第1条の規定による貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けの条件は、次のとおりとする。
- (1) 貸付利率 年1.9%セントを超えない範囲内で知事が別に定める率  
実態としては、金融市場が高金利の際は利息を付していたときもあるが、現在は無利子である。
- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容  
県と公社との間で締結されている金銭消費貸借契約書において、公社が債務の履行期限を遅滞したときは、延滞額につき年 10.75%の割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数に応じた違約金を支払わなければならぬとされています。
- (4) 保証への要否 否
- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否
- (6) 債置方法  
原則 1 年以上 2 年以内に据置き後に 11 年以内の元金均等年賦償還である（本規程第3条第2・3号）。
- (7) 債置猶予規定の有無及び内容 無
- (8) 債還免除規定の有無及び内容  
災害その他公社から機械類の貸与を受けた者の責めに帰すことができない理由により機械類が滅失したと認めたときは、貸付金の全部又は一部の償還を免除することができる（本規程第10条）。
- (9) 割賦轉換規定の有無及び内容  
公社が本規程の規定に違反したとき、虚偽の報告をしたとき、その他不正の手段により貸付金の支払を受けたときには、貸付けの決定の全部又は一部を取り消し、既に貸付金が交付されたるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。（本規程第9条）。

### 3 公社と中小企業者との契約内容

本貸付金は、県が公社に対して原資を貸し付け、公社が中小企業者に対して貸し付けるものであるため、公社と中小企業者との契約内容について述べる。契約内容について定めているのは、本実施基準である。

#### (1) 機械類貸与の方法

機械類貸与の方法は、貸与に係る機械類の所有権が、賃払貸与料の全部の支払義務が履行される時までは、公社に留保される割賦販売による（本実施基準1）。

#### (2) 機械類貸与の対象者

機械類貸与の対象者は、貸与の対象となることが適当であり、その業種業態、経営状況からみて発展性があると認められ、かつ、次の要件を備えている個人又は法人とする（本実施基準2）。

ア 別表に掲げる業種に属す企業であること。

### 別 務

#### 対象業種

| 本制度の対象とならない企業 |                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 業種区分          |                                                                                 |
| 農業            | ・農業（蚕種製造業を除く）                                                                   |
| 林業            | ・林業（木炭製造業を除く）                                                                   |
| 漁業            | ・漁業（養殖から加工まで一環作業として行っている真珠養殖業を除く）                                               |
| 畜産業           | ・畜産業（人工ふ卵設備を有する飼育ふ化業を除く）                                                        |
| 狩猟業           | ・狩猟業                                                                            |
| 建設業           | ・風俗営業の許可を受けている飲食業                                                               |
| 製造業           | ・金融業、証券業、保険業                                                                    |
| 販売業           | ・不動産のうち、代理業、仲介業、土地売買業<br>・火葬場運営業                                                |
| 運輸・通信業        | ・遊興娛樂劇場（置家、待合、ダンスホール、映劇場、劇場、寄席、軽業、曲乗等）<br>・医療保険業のうち、助産婦、看護婦業                    |
| 卸売・小売業、飲食店    | ・法務、教育、宗教、公務等を目的とする<br>・非営利団体（医療法人を除く）<br>・取扱業種以外の自由業（著述家、美術家、作家家、茶道生花教授所、個人塾等） |
| サービス業         |                                                                                 |

（業種区は日本標準産業分類による）

イ 中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者であること。  
中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者は、次の図のとおりである。

|                                                                                                                                                                                                                                                             |                             |                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------------------|
| 業種                                                                                                                                                                                                                                                          | 中小企業者<br>(下記のいずれかを満たすこと)    | 小規模企業者           |
| ①製造業、建設業、運輸業<br>その他の業種(②～④)を除く                                                                                                                                                                                                                              | 資本金の額又は出資の総額<br>常時使用する従業員の数 | 常時使用する従業員の数      |
| ②卸売業                                                                                                                                                                                                                                                        | 3億円以下<br>1億円以下              | 300人以下<br>100人以下 |
| ③サービス業                                                                                                                                                                                                                                                      | 5,000万円以下                   | 5人以下             |
| ④小売業                                                                                                                                                                                                                                                        | 5,000万円以下                   | 5人以下             |
| (中)企業庁ホームページFAQ「中小企業の定義について」<br>ウ その者の発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資額の総額の2分の1以上に相当する数又は、額の株式若しくは出資を中小企業者以外の事業者が単独に所有するものではないこと。                                                                                                                                     |                             |                  |
| エ 機械類の管理を行っていること。<br>オ 県内に事務所又は事業所を有し、事業を継続して1年以上行っていること。ただし、次の者はこの限りでない。<br>⑦県の創業者支援資金の貸付決定を受けた者                                                                                                                                                           |                             |                  |
| ⑮商工会等の6ヶ月程度以上の経営指導を受けた創業者<br>⑯特別自由貿易地域等に進出する者<br>⑰その他、県の施策と連動し事業を開始しようとする者                                                                                                                                                                                  |                             |                  |
| カ 前年度における県税(事業税)を滞納していない企業であること。                                                                                                                                                                                                                            |                             |                  |
| (3) 貸与機械類<br>貸与する機械類は、単純な更新となるものであって、かつ、新旧機械類で設置が当該年度中に完了するものとする。また、一企業に貸与する機械類の価額の合計額は、300万円以上8000万円以下とし、8000万円を超える場合には、超える部分を前納させる(本実施基準3)。                                                                                                               |                             |                  |
| (4) 機械類貸与料<br>機械類貸与代金の総額は、機械類購入価格(機械類債務)に機械類財料の合計額を加えた額であり、機械類価額は、機械類の引き渡しの日から1年を経過した日以降を第1回とし以後半年賦又は月賦の方法で徴収する(本実施基準第4(1))。                                                                                                                                |                             |                  |
| (5) 機械類債務<br>機械類債務は、機械類の引き渡しの日を第1回とし、以後各取扱期間の最終において徵収する(本実施基準4(2))。機械類債務の料率は、沖縄県知事が適当と認める率(基準機械類割賦債務料率)を基準として定めるとされている(公益財團法人沖縄県産業振興公社機械類貸与事業実施要綱第6条第3項)。料率は、平成24年度2.5%、平成25・26年度2.3%、平成27年度から変動制になって基準金利が2.3%、平成28年度が2.3%、平成平成29年度が1.9% (1.7~2.1%) とされている。 |                             |                  |
| (6) 機械類貸与期間<br>機械類貸与期間は、原則として10年以内である(本実施基準4(3)ア)。                                                                                                                                                                                                          |                             |                  |
| (7) 保証金<br>機械類貸与契約が締結された際に、貸与機械類の購入価格の10分の1に相当する額以内の額を保証金として徵収し、貸与を受けた者の責に帰すべき事由により公社が受けた損害に充てする(本実施基準4(4))。                                                                                                                                                |                             |                  |
| (8) 保証金及び物的担保の要否<br>原則として連帶保証人を立てさせる。必要に応じて担保を徵収する(本実施基準4(5))。                                                                                                                                                                                              |                             |                  |
| (9) 損害保険の付保<br>機械類貸与を受けた者は、付保しなければならない。被保険者は公社又は貸与を受けた者とし、被保険者が貸与を受けた者であるときは、その損害保険契約書を公社に質入れする(本実施基準4(6))。                                                                                                                                                 |                             |                  |
| (10) 固定資産税の負担等<br>機械類貸与を受けた者は、機械類の固定資産税の申告及び税負担をする(本実施基準4(7))。                                                                                                                                                                                              |                             |                  |
| (11) 機械類貸与を受けた者のその他の義務<br>機械類貸与を受けた者は、機械類を改造するときは公社の承認を受けなければならぬ、年1回利用状況を公社に対して報告しなければならない、災害その他のやむを得ない理由につき公社の承認を受けた場合でなければ契約を解消することができない、機械類を返還する場合には機械類の性能について原状回復の責任を負う(本実施基準4(8))。                                                                     |                             |                  |
| (12) 期限前支払等<br>公社は、機械類貸与を受ける者に対し、未清賃貸与料の合計額の全部若しくは一部の期限前の支払若しくは違約金の支拂の請求又は機械類貸与契約の解除ができる(本実施基準4(9))。                                                                                                                                                        |                             |                  |
| (13) 損害賠償の予約<br>公社は、機械類貸与を受けた者が済約条件に違反し契約が解除された場合その他の機械類貸与を受けた者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合には、一定の損害賠償額を予定する(本実施基準4(10))。                                                                                                                                          |                             |                  |

(4) 機械類貸与を受けた者に対する指導等  
を行い、また公社はそのために適切な措置を講じなければならない。機械類が適切に使用して  
いない者に対しては、機械類の利用の促進のために、受注あつせん制度等を利用できるよう  
適切な指導を行う（本実施基準6）。

(5) 知事に対する届出等

公社は、機械類が滅失したときははあらかじめ知事に通知する（本実施基準第7項）。  
又は期限前支払等の処分をするときははあらかじめ知事に通知する（本実施基準第7項）。

#### 4 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

##### (1) 一覧表

| 貸付金の貸付実績及び回収状況等        |               | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度      |
|------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 申託件数(件)                | 貸付金額(円)       | 500,000,000   | 444,100,000   | 350,000,000   | 260,000,000   | 230,000,000 |
| 貸付実績                   | 貸付金額(円)       | 346,810,000   | 444,100,000   | 327,330,000   | 241,170,000   | 77,570,000  |
| 回収済み金額(当年度分) A         | 460,888,000   | 454,002,000   | 370,296,000   | 142,685,000   | 317,106,000   | 1           |
| 回収済み金額(当年度分) B         | 460,888,000   | 451,002,000   | 370,286,000   | 142,685,000   | 317,106,000   | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) C         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |
| 回収率(%) D               | 100%          | 100%          | 100%          | 100%          | 100%          | 100%        |
| 回収率( B + D ) / (A + C) | 1,935,891,000 | 1,945,979,000 | 1,902,975,000 | 1,391,458,000 | 1,461,922,000 | 1           |
| 未回収金額(円)               | 14            | 12            | 12            | 11            | 11            | 11          |
| 未回収件数(件)               | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |
| 不納欠損額(円)               | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |
| 不納欠損件数(件)              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |
| 償還放棄(円)                | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |
| 償還放棄件数(件)              | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |
| 免除額(円)                 | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |
| 免除件数(件)                | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             | 0           |

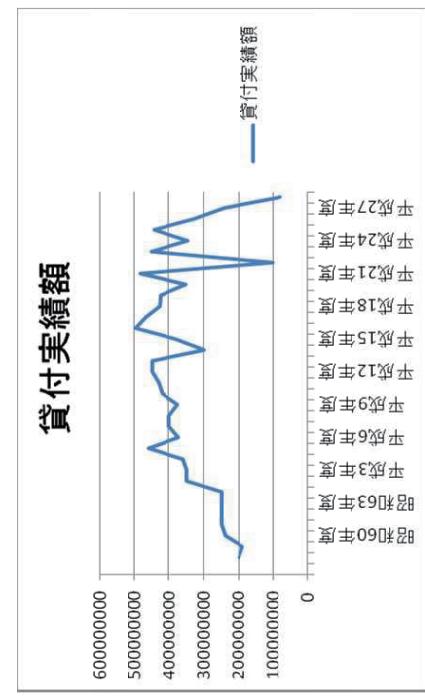
##### (2) 予算額

予算額は、平成24年度5億円、平成25年度4億410万円、平成26年度3億5000万円、平  
成27年度2億6000万円、平成28年度2億3000万円であり、ここ5年度は2～5億円の予算額  
となっている。

##### (3) 貸付実績

県の公社に対する貸付実績は、平成24年度3億4681万円、平成25年度4億410万円、平  
成26年度3億2733万円、平成27年度2億4117万円、平成28年度7757万円である。貸付件数は  
県の公社に対する貸付の件数であるため、原則1件となるが、平成25年度は2回に分けて貸し  
付けたため2件となっている。

公社から中小企業者に対する貸付は、年10～20件程度、1件当たりの金額は1000～2000万円  
が多い。  
なお、本貸付金の貸付事業が開始した昭和58年度から、平成28年度までの貸付実績（金額）  
は次のとおりである。



平成20年9月15日にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングスが怪獣倒産したことにより、世界的金融危機が生じた、いわゆるリーマン・ショックの影響を受けた平成21年度で貸付実績額が大きく落ち込んでいる。また、平成28年度の貸付実績額が落ち込んでいる要因としては、民間金融機関の貸出利率の低下に対する対応が遅れたことが要因と思われるところ、既述のとおり、平成29年度から料率を下げている。料率は、平成24年度2.5%、平成25-26年度2.3%、平成27年度2.3%、平成28年度が2.3%、平成28年度が2.3%、平成29年度が1.9%（1.7～2.1%）である。上記のとおり大きく落ち込んでいる年度を除くと、おおむね毎年度2億円から4億円程度の貸付実績がある。

##### (4) 回収すべき金額及び回収率

平成24年度から28年度において、県の公社からの回収率は100%である。ただ実際には、公社は中小企業者から全て回収できなかつた金額の一部については、県が損失補償を行っている。この点については後述する。

##### (5) 不納欠損額及び不納欠損件数 無

##### (6) 債権放棄額及び債権放棄件数 無

##### (7) 免除額及び免除件数 無

#### 5 事故がある場合

##### (1) 事故の届出

中小企業者から公社に対して、履行期限までに弁済されないなどの事故が生じたときは、公社は県に対して速やかに事故報告書を提出する義務がある。

(2) 弁済が遅滞した場合  
中小企業者の弁済が遅延した場合に、公社が県に対して提出している「未収企業状況調査票」を見ると、貸与額、未回収額、現在回収額等の延滞状況、企業の概要、2期分の貸借対照表及び損益計算書の比較、遅延の主要因、今後の回収方針等詳細に記載されている。単に貸付を行うだけではなく、當日頃から公社が中小企業者に対して業務支援を行っていることが伺える。

(3) 中小企業者との契約を解除した場合

公社が、中小企業者との間の契約を解除するときは、あらかじめ知事に通知することとされている（本実施基準7（2））。契約解除についての通知には、契約解除理由、損害賠償額（滞戻金、審査料、違約金等）、契約解除年月日及び今後の方針（連帯保証人に対して請求を行う等）が記載されている。

(4) 損失補償契約

本貸付金については、機械類貸与の対象である中小企業者が経済状況等の変動により回収不能となる可能性があること、1件あたりの限度額が8000万円と多額であり、回収不能となつた場合の損失額も多額に上ることとなる。回収不能となつた場合は、公社はうち5%については貸与先からの保証金を充当できるが、残り95%について公社が負担となると公社の経営基盤を危うくするおそれがある。そのため、県が損失の一部を補償することで、事業の円滑な執行を促し、中小企業者の設備の近代化を図ることとしている。

そのため、公社の中小企業者に対する貸付金について未収が生じた場合には、あらかじめ県と公社との間で損失補償契約を締結しており、その契約によって処理されることとなる。損失補償契約の概要は次のとおりである。

ア 損失補償期間

県は、県から貸与機械類の購入資金の貸付けを受けて機械類貸与事業を行ったことににより、貸付年度終了後9年度以内に公社が受けける損失について、限度額の範囲内で補償する。損失補償期間については、平成28年度までは貸与期間が最大7年、損失補償期間は貸付年度終了後9年度以内とされていた。

しかし、平成29年度からは、金融市場の動向や事業者の需要に鑑み、金利や貸与期間の緩和を行っており、最大7年だった貸与期間を10年に延長している。よって、損失補償期間についても貸付年度終了後12年以内に延長されている。

なお、本貸付金は1年据置用融資とされているが、据置期間中に事故が起ころる可能性もあるため、損失補償は貸付年度の翌年度からとしている。

イ 限度額

損失補償の限度額は、本貸付事業専門会員、融資枠に想定される事故率15%を乗じた額とされていたが、平成26年度に事故率の見直しを行い、事故率の確定した直近年度9年平均とし、平

成7年度から15年度の事故率平均値が12.2%だったため12%とした。しかし、融資額が1件800万円と高額であり、事故により公社の経営基盤を危うくするおそれがあるとして、平成28年度に再度事故率の見直しを行、15%とされている。

ウ 損失

損失とは、公社が当該年度に行った機械類貸与事業について、事業年度ごとに生じた未収債権をいう。

エ 公社が請求し得る額

公社は、未収債権を各事業年度終了後3カ月を経過してもなお回収ができなかった場合において、貸与に係る未収債権の償却を行うことにより、欠損を生じることとなるときは、県に対し当該債権の償却額の範囲内で、貸付年度終了後9年度以内の間に損失補償の請求を行うことができるのである。公社が請求できる額は、未収債権の額から貸与契約の際に微した保証金の残額を差し引いた額の10分の7の範囲内とする。

オ 公社は、県から損失補償を受けた後も、善良な管理者の注意をもって、強制執行その他のあらゆる方法により、債権の保全回収に努めなければならない。県は、公社が故意又は重大な過失によって債権の保全回収を怠つたと認めたときは、公社に対し、損失額の全部又は一部を返還させることができることとする。

カ 公社は、県から損失の填補を受けた後において、機械類貸与にかかる回収があつたときは県に報告し、その回収額から当該返済にかかる諸費用及び当該回収金から10分の3の金額を控除した残額を県に納付しなければならない。

(5) 単年度事故率

県が公社に対して貸し付けた金額のうち、償還がされずに損失補償することとなつた金額（事故総額）及び割合（事故率）は次のとおりである。なお、損失補償期間が貸付年度終了後9年度以内のため、貸し付けた年度から9年度経過しなければ事故総額が確定しない。下記は平成7年度から19年度において事故総額が確定しているものである。

平成7年度から18年度までの各年度における事故総額は、約536万円から1億2705万円まで幅広く、平均約4814万円である。同じく平成7年度から18年度までの各年度における事故率は、1.2%から33.9%と幅広く、平均11.7%である。公社からの1件あたり貸与額が比較的高額であるため、年度により事故率にばらつきが生じやすいものと思われる。

## 機械類貸与事業 事故率実績

| 貸与年度  | 機械類貸与事業     |              |             | 事故率<br>C/A |
|-------|-------------|--------------|-------------|------------|
|       | 貸付実績<br>A   | 損失補償支払額<br>B | 事故総額<br>C   |            |
| 平成7年  | 400,000,000 | 5,068,722    | 11,681,444  | 2.9%       |
| 平成8年  | 400,000,000 | 42,129,391   | 96,540,782  | 24.1%      |
| 平成9年  | 375,130,000 | 56,363,179   | 127,057,357 | 33.9%      |
| 平成10年 | 420,000,000 | 15,298,924   | 38,196,848  | 9.1%       |
| 平成11年 | 430,000,000 | 35,592,596   | 51,484,850  | 12.0%      |
| 平成12年 | 450,000,000 | 2,289,888    | 5,368,776   | 1.2%       |
| 平成13年 | 448,420,000 | 27,617,168   | 61,954,336  | 13.8%      |
| 平成14年 | 298,580,000 | 4,411,157    | 13,546,314  | 4.5%       |
| 平成15年 | 382,050,000 | 19,601,538   | 29,249,860  | 7.7%       |
| 平成16年 | 496,590,000 | 24,079,459   | 32,105,946  | 6.5%       |
| 平成17年 | 468,650,000 | 23,626,787   | 22,528,959  | 4.8%       |
| 平成18年 | 427,840,000 | 66,424,478   | 88,020,624  | 20.6%      |
| 平成19年 | 424,960,000 | 14,240,323   | 20,343,319  | 4.8%       |
| 平成20年 | 350,600,000 | 1,346,543    | 1,923,633   | 0.5%       |
| 平成21年 | 482,380,000 | 18,187,815   | 25,982,593  | 5.4%       |
| 平成22年 | 102,880,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成23年 | 452,100,000 | 25,440,451   | 36,343,501  | 8.0%       |
| 平成24年 | 346,810,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成25年 | 444,100,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成26年 | 327,330,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成27年 | 241,170,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成28年 | 230,000,000 | 0            | 0           | 0.0%       |
| 平成29年 | 400,000,000 | 0            | 0           | 0.0%       |

(※平成20年度以降の損失補償支払額、事故総額及び事故率は未確定)

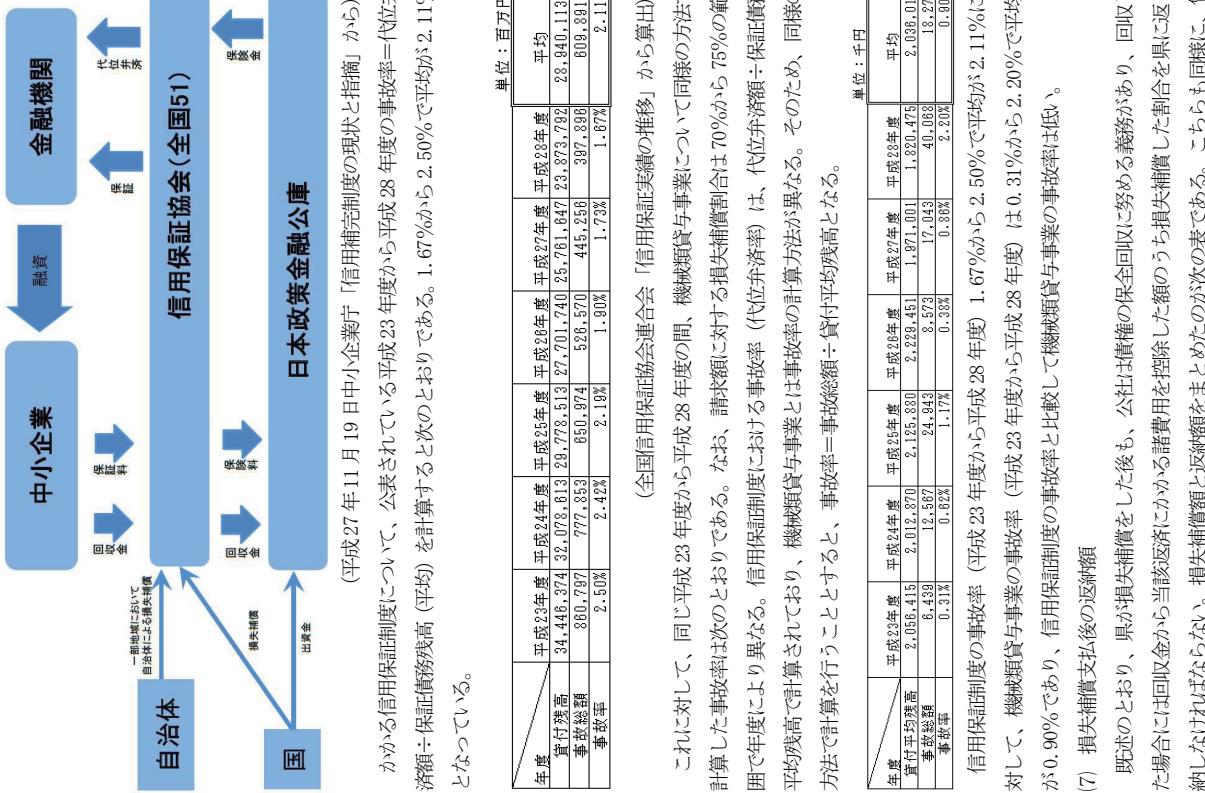
(6) 信用保証制度における事故率との比較

本貸付金の事故率の高低を評価するに当たり、損失補償の場合における事故率について公表されている適切な資料が見当たらないため、直接単年度事故率の高低を比較するのには困難である。

そのため、類似の制度として、全国的に実施されている「機械類貸与事業」の事故率と比較する。信用保証制度との比較が有用と考えられる。信用保証制度とは、信用力に乏しい中小企業・小規模事業者が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証会が保証を行うことにより、その信用力を補完し、資金繰りを円滑化するものである。

(7) 損失補償支払後の返済額

既述のとおり、県が損失補償をした後も、公社は債権の保全回収に努める義務があり、回収した場合には回収金から当該返済にかかる諸費用を控除した額のうち損失補償した割合を県に返納しなければならない。損失補償額と返済額をまとめたのが次の表である。



| 年度   | （全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出） |            |            |            |            |
|------|------------------------------|------------|------------|------------|------------|
|      | 平成23年度                       | 平成24年度     | 平成25年度     | 平成26年度     | 平成27年度     |
| 償付残高 | 34,446,374                   | 32,078,613 | 29,779,513 | 27,701,740 | 25,761,647 |
| 事務経費 | 880,797                      | 777,853    | 650,974    | 536,570    | 445,236    |
| 事故率  | 2.30%                        | 2.42%      | 2.19%      | 1.90%      | 1.73%      |

（全国信用保証協会連合会「信用保証実績の推移」から算出）

これに対して、同じ平成23年度から平成28年度の間、機械類貸与事業について同様の方法で計算した事故率は次のとおりである。なお、請求額に対する損失補償割合は70%から75%の範囲で年度により異なる。信用保証制度における事故率（代位弁済率）は、代位弁済額÷保証債務平均残高で計算されており、機械類貸与事業とは事故率の計算方法が異なる。そのため、同様の方法で計算を行うこととすると、事故率=事務総額÷償付平均残高となる。

| 年度     | （平成23年度から平成28年度） |           |           |           |           |
|--------|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|        | 平成23年度           | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    |
| 償付平均残高 | 2,056,415        | 2,012,870 | 2,125,830 | 2,239,451 | 2,320,475 |
| 事故総額   | 6,439            | 12,687    | 24,943    | 40,043    | 40,932    |
| 事故率    | 0.31%            | 0.62%     | 1.17%     | 0.33%     | 0.30%     |

（平成23年度から平成28年度）

信用保証制度の事故率（平成23年度から平成28年度）は1.67%から2.50%で平均が2.11%に対しても、機械類貸与事業の事故率（平成23年度から平成28年度）は0.31%から2.20%で平均が0.90%であり、信用保証制度の事故率と比較して機械類貸与事業の事故率は低い。

付年度終了後 9 年度経過しなければ損失補償支払額が確定せず、返納はさらにその後の場合もある。損失補償支払額については、平成 19 年度貸付分まで確定している。

平成 12 年以前の貸付についてみると、損失補償支払額が 2 億 8417 万 7865 円、平成 28 年度末までの返納額が 7960 万 4538 円となっており、損失補償支払額の約 28.0%が返納されている。平成 13 年度の貸付についてみると、損失補償支払額が 2761 万 7168 円、平成 28 年度末までの返納額が 1283 万 3887 円となっており、損失補償支払額の約 46.5%が返納されている。

## 6 指摘、意見及びコメント

- (1) 指摘 無
- (2) 意見 無
- (3) コメント

### ア 本貸付金の貸付実績について

本貸付金の貸付事業が開始した昭和 58 年度から平成 28 年度の貸付実績を見ると、経済状況等により大きくなり貸付実績額が落ち込んだ年度はあるものの、おおむね毎年度 2 億円から 5 億円程度の貸付実績額があり、中・小企業者の設備を近代化し、ひいては経営の安定に資するという目的に一定の寄与をしていると考えられる。

イ 本貸付金の回収について

本貸付金は、県が公社に貸し付けた債権については全て償還期限通りに償還されている。ただ実際には、本貸付金によって公社が実施する機械類貸与事業において、公社は中小企業者から全て回収できているわけではなく、回収できなかつた金額の一部については、県が損失補償を行っているため、事故率や返却率も含めて評価すべきと考える。

この点、信用保証制度の事故率（平成 23 年度から平成 28 年度）1.67%から 2.50%で平均が 2.11%に対して、機械類貸与事業の事故率（平成 23 年度から平成 28 年度）は 0.31%から 2.29%で平均が 0.90%であり、信用保証制度の事故率と比較して機械類貸与事業の事故率は低い。さらに、平成 23 年度から平成 28 年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、機械類貸与事業の事故率は低いと評価できる。

平成 12 年度以前から平成 19 年度までの返却率は次のとおりである。事業開始年度から平成 19 年度までの平均返却率を見ると 27.35%であるが、年度ごとに見ると 2.14%から 100%と返納率にはかなり幅がある。1 件あたりの貸付金額が比較的高額であるため、年度により返却率にばらつきが出やすいものと思われる。

返却率の高低 자체については比較すべき適切な指標が見当たらぬため評価が難しい。ただ、平成 23 年度から平成 28 年度にかけて損失補償を行った貸付金について今後も返納が見込まれることを考えあわせると、機械類貸与事業の事故率は低いと評価できる。

| 年 領 | 損失補償支払額 A   | 返納額 (平成 28 年度まで) B | 返納率 B/A | (単位: 円) |       |       |       |       |       |
|-----|-------------|--------------------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
|     |             |                    |         | 20 年度   | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 |
| ~12 | 284,177,865 | 79,604,538         | 28.01   |         |       |       |       |       |       |
| 13  | 27,617,168  | 12,833,887         | 46.47   |         |       |       |       |       |       |
| 14  | 4,411,157   | 4,411,157          | 100.00  |         |       |       |       |       |       |
| 15  | 19,601,538  | 4,150,466          | 21.17   |         |       |       |       |       |       |
| 16  | 24,079,459  | 2,026,954          | 8.42    |         |       |       |       |       |       |
| 17  | 23,626,787  | 20,463,913         | 86.61   |         |       |       |       |       |       |
| 18  | 66,424,478  | 1,422,320          | 2.14    |         |       |       |       |       |       |
| 19  | 14,240,323  | 2,223,425          | 15.61   |         |       |       |       |       |       |
| 合計  | 464,178,775 | 127,135,660        | 27.39   |         |       |       |       |       |       |

第6章 沖繩縣中小企業高専化資金貸付金

概要 1

19) 本件仕合の概要

沖縄県中小企業高度化資金貸付金（以下「本貸付金」という。）とは、中小企業者が共同同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクター等商工会などが地域の中小企業者を主導する事業（以下「高座川事業」という。）に対して、中小企業自身が借入権（以下「下請権」といふ。）を有する事業。

「機構」という。)と県が、必要な土地、建物、構築物、設備を購入する資金等を貸し付けるものである。

昭和 48 年度に貸付を開始し、平成 28 年末の総貸付残高は 44 億 6516 万 3930 円（貸付先数 23）である。これまで本貸付金が活用された例としては、浦添市の沖縄県卸商業団地協同組合（卸業者数十社）、南風原町の沖縄印刷団地協同組合（印刷業者数十社）、宜野湾市商工会が中心となり複合商業施設サンフティーマなどがある。

(3) 根拠規定  
高度化事業の根拠規定は、沖縄県中小企業高度化資金貸付規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的  
中小企業者又は機構に対して連携若しくは事業の共同化又は集積の活性化に必要な資金の貸付けを行うことにより、中企業の振興に寄与することを目的としている（本規則第1条）

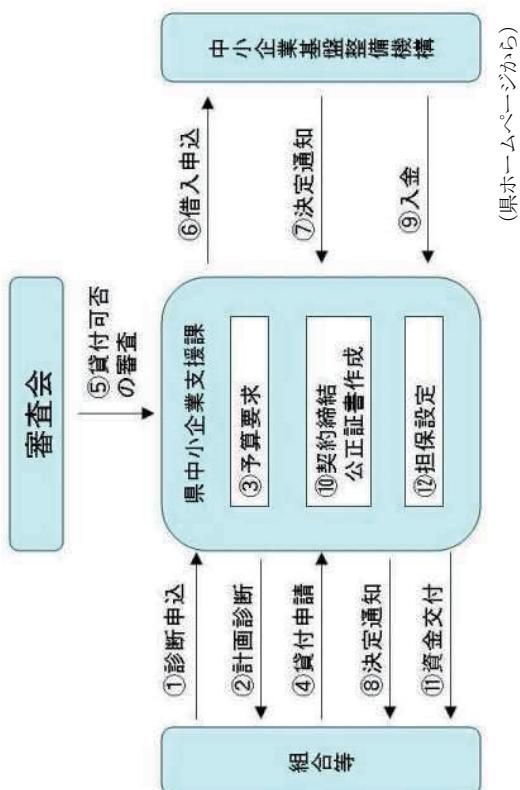
5) 貸付対象 貸付対象は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項と、それにに基づく高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則第4条に定められており、主に企画組織組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会等（以下「協同組合等」といいう。）である。

6) 財源  
本貸付金については、平成32年3月末までは特例措置により、県と機関の資金の割合

7) 貸付の方法  
県が協同組合等に対して直接貸し付ける。

8) 貸付業務の流れ  
賃付けを受けようとする協同組合等が事業計画書を県に提出した後、県が中小企業診断士による経営診断を行い、貸付額を内定して機関に対して借入申請を行う。そして機関は審査を行って貸付金額を決定する(木田町第5回)

|                 |          |                                                                                       |
|-----------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ①診断申込           | 組合等      | 本貸付が単年度貸付か否か、否                                                                        |
| ②計画診断           |          | 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 有                                                                |
| ③予算要求           |          | 本貸付金については、平成 11 年度包括外部監査において 7 点の指摘がなされ、それに対する県の措置について、平成 22 年度の包括外部監査において評価が加えられている。 |
| ④貸付申請           |          | 内容は次のとおりである。                                                                          |
| ⑤貸付可否の審査        | 審査会      | (9) 本貸付が单年度貸付か否か、否                                                                    |
| ⑥借入申込           | 県中小企業支援課 | (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 有                                                           |
| ⑦決定通知           |          | 本貸付金については、平成 11 年度包括外部監査において 7 点の指摘がなされ、それに対する県の措置について、平成 22 年度の包括外部監査において評価が加えられている。 |
| ⑧決定通知           |          | 内容は次のとおりである。                                                                          |
| ⑨入金             |          |                                                                                       |
| ⑩契約締結<br>公正証書作成 | 組合等      |                                                                                       |
| ⑪担保設定           |          |                                                                                       |
| ⑫資金交付           |          |                                                                                       |



(県ホームページから)

(9) 本貸付が单年度貸付か否か、否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及び内容 有

本貸付金については、平成 11 年度包括外部監査において 7 点の指摘がなされ、それに対する県の措置について、平成 22 年度の包括外部監査において評価が加えられている。

#### (11) 貸付け業務及び債権管理業務に從事する職員数 2 名

県ホームページの有無及び内容

県ホームページの「中小企業支援」の箇所に、「高度化資金（共同施設事業）」「高

度化資金（施設集約化事業）」等の説明を掲載している。

(13) 債権管理制度に関する個別研修の有無 無

ただし、本貸付は全国一律に行われている制度であるため、毎年機構において初任者研修等を行っており、必要に応じて担当職員を派遣している。

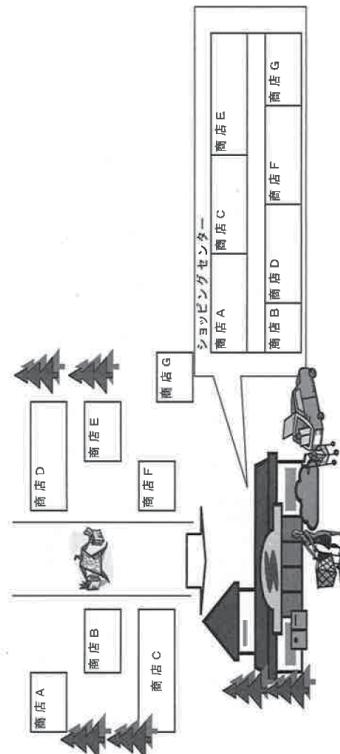
## 2 本貸付の内容

### (1) 貸付の条件

本規則別表第1において、14の貸付対象事業を定め、貸付対象事業ごとに貸付対象者及び貸付対象施設を定めている。貸付対象事業は、①経営革新承認グループ事業、②異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、③下請振興事業計画承認グループ事業、④総合効率化計画認定グループ事業、⑤施設集約化事業、⑥共同施設事業、⑦設備リース事業、⑧企業合団事業、⑨集団化事業、⑩集積区域整備事業、⑪地域産業創造基盤整備事業、⑫商店街整備等支援事業、⑬地域産業創造基盤整備活性化事業、⑭商店街整備等活性化支援事業である。

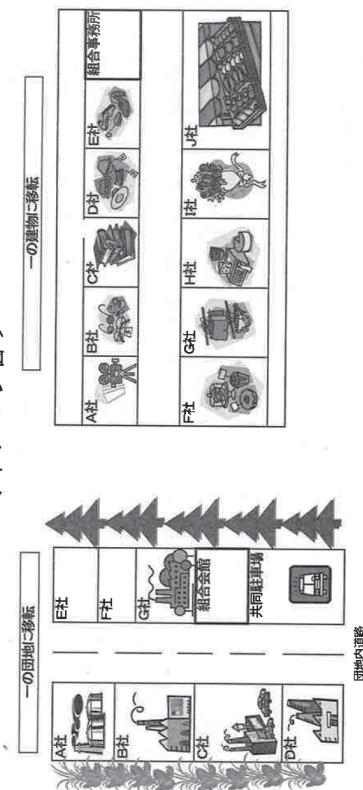
いくつか例を挙げて説明すると、⑤施設集約化事業とは、たとえば、事業協同組合が、組合員である中小企業者の事業の用に供する共同店舗、共同工場、共同事業場などの主として一の建物を整備・運営し、組合員のすべてが施設内でそれぞれ事業を行うことによって、組合員の経営の近代化・合理化を図る事業である。

### 【共同形態の例】ショッピングセンターの整備



(中小企業基盤整備機構「高度化事業制度利用ハンドブック」から)  
また、⑨集団化事業とは、中小企業者が事業協同組合などを設立し、移転計画を作成したうえで、適地に集団で移転し、すべての組合員が一つの団地又は建物の内部に施設を整備するとともに、適切な共同事業を実施することによって、経営基盤の強化を図る事業である。

## < イメージ図 >



(中小企業基盤整備機構「高度化事業制度利用ハンドブック」から)

### (2) 利息の有無及び内容

本規則第4条第1項において、平成28年度の賃貸制度については年0.50%と定めているが一定の条件に該当する場合は無利子としている。

本規則第4条第1項 賃付金の利息は、年0.50パーセントとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無利子とする。

### (3) 実際の貸付けにおける無利子となることが多い。

#### (3) 遅延損害金規定の有無及び内容

借主が償還期日までに賃金を償還しない等の場合は、年10.75%の違約金を徴収することができると規定されている（本規則第20条第1項）。

昭和48年度からの本貸付制度開始当初は元利金完済後に違約金を調定していたものとを受け、元利金償還後に例外なく違約金の調定をするという方針を変更し、現在は沖縄県中小企業高度化資金貸付金及び沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金に係る違約金の徴収に関する運用方針を策定し、その基準に基づく調定を行っている。

この点、県が定める標準マニュアルにおいては、平成25年度包括外部監査報告書の指摘も受け、少なくとも元本が完結となつた時点では違約金の調定を行うべきとしている（標準マニュアル29頁）。本貸付金については「違約金を徴収することができる」との規定になつてはいるが、この規定により担当者の裁量で違約金を調定するか否かを決められることは理解できない。よつて、違約金については、少なくとも元本が完結となつた後、速やかに調定を行うべきである。

ると認めたとき、貸付金の全部又は一部を償還させることができる（本規則第19条第1項）。

意見1 契約金については、少なくとも元金が完結となつた後、速やかに調定を行なべきである。

(4) 保証人の要否及び内容

知事が適当と認める者2人以上の連帯保証人が必要である（本規則第14条）。

(5) 物的担保の要否及び担保価値の押把握方法

貸付対象施設又はその他知事が適当と認める物件を担保として提供させる（本規則第14条）。担保価値の把握方法としては、貸付対象設備に損害保険を付し、保険金請求権に質権設定を行う（本規則第16条）。

(6) 債還方法

据置期間は3年以内、償還期間は20年以内の年賦償還である（本規則第4条第2項）。

(7) 債還猶予規定の有無及び内容

償還猶予を直接規定したものではないが、本規則第13条第3項により契約の変更請求を認めているため、災害等の特別の事情ある場合は償還猶予を認めることができると解する。

本規則第13条

1 貸付金の貸付けは、知事と貸付金の交付を受ける者（以下「借主」という。）との間で、金銭消費貸借契約を締結して行うものとする。

2 前項の契約は、公正証書をもつて行うものとし、これに要する一切の費用は借主の負担とする。

3 知事又は借主は、災害若しくは経済事情の著しい変動又は特別の事情により、第1項の規定により締結した契約の内容を変更する必要があると認めたときは、その変更を相手方に求めることができる。

(8) 債還免除規定の有無及び内容

予算額は、平成24年度は242万9000円、平成26年度は411万4000円、平成25・27・28年度は貸付がなかつたため、予算措置されていない。

(3) 貸付実績及び貸付件数

貸付実績及び貸付件数は、平成24年度は242万9000円（1件）、平成26年度は411万4000円（1件）、平成25・27・28年度は貸付実績無となつておらず、低闊である。本貸付金の貸付が低調な理由としては、金融機関の貸出利率が長期間かなり低い水準にあり、基本的に無利子、有利子の場合は償還免除を認めることができると解する。が考えられる。基準利回り及び基準貸付利率（日本銀行が民間金融機関に資金を貸出すときの基準金利）を見てみると、1980年（昭和55年）は約9%であったが、1996年（平成8年）には1%を割り込み、その後1%未満の状態が続いている。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

借主が貸付金を目的外使用したとき、貸付金の償還又は当該償還に係る利息の支払を怠ったとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、借主が貸付対象者でなくなつたとき、この規則又は契約に違反したとき及び知事が期限前に償還させる必要があ

ると認めたとき、貸付金の全部又は一部を償還させることができる（本規則第19条第1項）。

また、虚偽の申請又は不正の手段により貸付けの決定を受けたとき、破産その他貸付けに支障を及ぼす重大な事態が生じたとき、貸付対象施設の全部又は一部の設置を中止し、又は取りやめたとき、貸付対象施設の設置に必要な経費の全部又は一部を支払う必要がなくなったとき又は貸付けの決定の内容又はこれに付された条件に違反したときも同様に、貸付金の全部又は一部を償還させることができる（本規則第19条第1項）。

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |         | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|------------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 子賃借（円）           | 申請件数（件） | 2,423,000     | 0             | 0             | 4,114,000     | 0             |
| 貸付実績             | 貸付件数（件） | 2,423,000     | 1             | 0             | 4,114,000     | 0             |
| 回収すべき金額（当年度分）A   |         | 574,178,000   | 384,025,327   | 382,506,000   | 331,388,313   | 234,048,000   |
| 回収済み金額（当年度分）B    |         | 275,372,720   | 281,231,771   | 264,582,000   | 264,015,000   | 234,048,000   |
| 回収率（当年度分）B/A     |         | 47.96         | 73.25         | 73.54         | 73.54         | 100.00        |
| 回収すべき金額（通年度分）C   |         | 6,940,184,552 | 7,107,857,579 | 6,622,049,119 | 3,345,948,363 | 3,283,167,260 |
| 回収済み金額（通年度分）D    |         | 131,426,253   | 133,032,016   | 798,158,756   | 124,601,416   | 133,385,330   |
| 回収率（通年度分）D/C     |         | 1.88          | 1.87          | 12.05         | 3.72          | 4.06          |
| 総貸付額（円）          |         | 9,558,793,046 | 8,751,883,119 | 5,221,210,576 | 4,882,592,260 | 4,865,163,320 |
| 総貸付件数（件）         |         | 38            | 34            | 30            | 28            | 23            |
| 不衲付金額（円）         |         | 0             | 455,450,000   | 0             | 0             | 0             |
| 不衲付金件数（件）        |         | 0             | 2             | 0             | 0             | 0             |
| 往復旅費（円）          |         | 0             | 0             | 0             | 4             | 0             |
| 往復旅費（件）          |         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額（円）           |         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除件数（件）          |         | 0             | 0             | 0             | 0             | 0             |

本貸付金については、平成25年度に4億5545万円（2件）の不納欠損処理がされている。

これは、時効期間を経過し、貸付先が時効の援用を行った債権について不納欠損処理を行つたものである。

(7) 債権放棄額及び件数  
本貸付金については、平成26年度に25億4597万2000円（4件）の債権放棄がされている。これは、貸付先の特別清算の配当手続と、その連帯保証人との調停を経て行われたものである。

(8) 免除額及び件数 無

（日本銀行 時系列データ検索サイトから）

それでも原則的に無利子であるので、民間金融機関からの借入より魅力的なはずであるが、既述のとおり、本貸付金の貸付に際しては、金融機関からの借入に比べて書類作成や手続きに時間をする点が、利用が低調である要因と思われる。

ただ今後については、借入申込の前段階である相談があり、貸付が見込まれるとのことである。

(4) 当年度分の回収すべき金額、回収済み金額及び回収率

当年度分回収率を見ると、平成28年度は100%であるものの、平成24年度47.96%、平成25年度73.25%、平成26年度79.57%、平成27年度79.54%となっている。通常当年度分の回収率は高率であることからすると、当年度分回収率が高いとは言えない。

(5) 過年度分の回収すべき金額、回収済み金額及び回収率

当年度分回収率が高いとは言えない点から推測できるように、過年度分回収率はさるに低い。平成24年度1.89%、平成25年度1.87%、平成26年度12.05%、平成27年度3.72%、平成28年度4.06%と、ここ5年度を見るとほぼ回収率が一桁に留まっている。

(4) その他  
その他、債権管理マニュアルにおいては、貸付先及び連帯保証人等への対応、債務者等死亡時の対応、生活弱者の対応等を定めている。

| 過年度分回収率等        | 平成24年度        | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 回収すべき金額(過年度分) A | 8,940,194,552 | 7,107,857,579 | 6,632,049,119 | 3,345,847,363 | 3,239,187,280 |
| 回収済み金額(過年度分) B  | 131,142,253   | 133,092,016   | 738,153,756   | 124,601,416   | 133,335,330   |
| 回収率(過年度分) B/A   | 1.33          | 1.37          | 12.15         | 3.72          | 4.06          |

(6) 不納欠損額及び件数

- 5 サービサーに対する債権回収業務の委託  
(1) 本貸付金の委託概要  
平成28年度当初現在、県がサービスナーに対して債権回収業務を委託しているのは、6

貸付先に対する7件の貸付金で、受託債権額は8億7175万0988円である。貸付年月日をみると、昭和年代に貸し付けたものが4件、平成10年以前に貸し付けたものが3件と、いずれも貸付から20年以上又は20年近く経過している。債権管理マニュアルにおいて延滞先に分類した貸付先のうち、回収処理を進めていく先及び既継先に分類した貸付先を委託先として選定している。

(2) 契約の締結

県は、毎年4月1日付で、サービスと委託契約書を締結している（以下「本委託契約書」という。）。委託業務の名称は、「平成28年度中小企業高度化資金貸付金債権管理業務」であり、委託業務の内容は「委託業務仕様書」とおりとされている。かかる委託業務の内容については後述する。

(3) 委託期間

委託期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間である。

(4) 委託料

委託料は、委託対象債権の元金償還金の未収納があつた金額の30%及び消費税である。なお、貸付割合に応じた委託料を一部機構が負担している。

(5) 費用の負担

事務処理に要する費用は、サービスが負担する。ただし、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、訴訟等の法的手段に要する費用は県が負担する。

(6) 回収実績

平成24年度から平成28年度のサービス各年度における収納率は0.06%から1.16%と高くはないが、完全成功報酬制であり、かつ法的手続を行う場合以外の費用はサービスが負担することからすると、費用対効果の面で悪くはないと言える。

## 6 未収債権について取るべき方策

(1) 未収債権の概要

平成28年度末時点で償還期限どおりに償還がなされていない未収債権は、貸付先数13、同じ貸付先に複数回貸付をしている場合があるので、貸付債権数17本である。

(2) サービサーに対する貸付のうち、昭和年代に貸し付けているのが7、平成元年以降平成9年度までの間に貸し付けているのが6である。

13貸付先に対する貸付のうち、元金が残っているものが11、元金を完済し違約金のみ残っているものが2である。

(2) サービサー委託分貸付金の検討

13貸付先に対する貸付のうち、平成28年度には6貸付先に対する貸付（貸付債権数7本）をサービスに委託している。うち1貸付先は平成29年度に完済したため、5貸付先について検討する。

ア 事業1

事業1は、元本残高約6000万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先からの回収は困難のため、現在保証人が分割で償還している。保証人のうち1名について

では、サービス経由でまとめた金額の償還を受け、サービスから今後請求を行わない旨の文書を発行している。今後の対応方針としては、担保提供者との間で支払総額を定めて償還を受けた後の担保解除、相続人との任意交渉継続を予定している。

今後の対応としては予定されているとおりでいいと思われるが、元本残高が約6000万円あるのに対して、現在保証人から回収している金額が月数万円に留まり、このままだと元本の回収に約90年かかる計算となる。1年度程度担保提供者との交渉を続けても、要結に至らない場合は、県とサービスにおいて今後の対応方針の協議をし、速やかに担保実行などの対策を取るべきである。

イ 事業2

事業2は、元本残高約2億数千千万円であるところ、貸付先である組合は経営を続けているものの、収入から必要経費を差し引いた利益が少額しか残らず厳しい状況である。今後の対応方針としては、貸付先と連帯保証人ととの間で話し合いを促すとしている。

今後の対応方針としては予定されているとおりでいいと思われるが、元本残高が約2億数千千万円あるのに対して、現在貸付先から回収している金額が月数万円に留まり、このままだと元本の回収に数百年かかる計算となる。1年度程度貸付先と連帯保証人との話し合いを促して妥協に至らない場合は、県とサービスにおいて今後の対応方針の協議をし、速やかに連帯保証人に対して直接請求し、連帯保証人は資産を有しているとのことなので訴訟提起をして強制執行を行うなどの対策を取るべきである。

ウ 事業3

事業3は、元本残高約3000万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先が毎月少額の分割で償還をしている。保証人に対して請求しているものの任意に償還をしている者はいない。今後の対応方針としては、保証への相続人に対する請求等を予定している。

元本残高が約3000万円であるところ、現在貸付先から回収している金額が少額に留まり、このままだと元本の回収に数百年かかる計算となる。貸付先が分割弁済をしている

間に保証人の相続人にに対する請求等を終わらせておくべきである。

#### エ 事業4

事業4は、元本残高2億数千万円であるところ、貸付先が事実上倒産しており、貸付先、保証人のいずれも分割弁済を行っていない。また貸付先等が所有する不動産には差押等されており回収困難である。今後の対応方針としては、不納欠損処理予定であり、方針どおり進めるべきである。

#### オ 事業5

事業5は、元本約1800万円であるところ、貸付先是死亡しており、連帯保証人は法的破産手続を取つて免責許可決定を得ており、いずれも分割弁済を行っていない。今後の方針としては、貸付先の相続人が所有している担保物件に対する競売手続により数百万円の回収可能性があるとのことで、方針どおり進めるべきである。

#### (3) 県が管理している貸付金の検討

県が管理している貸付金である貸付先数7（貸付債権本数10本）は、元本残高は約1千数百万円から約11億円、1貸付先を除きいずれも貸付先が営業を継続しており、年数百万円から數千万円の償還が変更した償還計画に従つてなされている。さらに内容を見ると、変更した償還計画どおりに償還がなさればおよそ10年度内には元金を完済する見込みである貸付先数が3、複数ある貸付金債権のうち1部については数年度内に元金を完済する見込みである貸付先数が1、所有する建物を売却して償還予定の貸付先数が1となつており、いずれも現在の方針どおり回収を続けるべきである。

## 7 指摘、意見及びコメント

#### (1) 指摘 無

#### (2) 意見

違約金については、少なくとも元金が完結となつた後、速やかに調定を行うべきである。

#### (3) コメント

##### ア 本貸付金の貸付実績について

貸付実績及び貸付件数は、平成24年度は242万9000円（1件）、平成26年度は411万4000円1件、平成25・27・28年度は貸付実績無となつており、低調である。本貸付金の貸付実績が低調な要因としては、主に金融機関の貸出利率が長期間かなり低い水準

にあり、基本的に無利子、有利子の場合平成28年度0.5%という利率の魅力が薄れてい、 ることが考えられる。

しかし、民間金融機関の貸出利率は今後上昇する可能性もあるところ、多額の支出が必要となる事業の高度化のために県が貸付を行う意義は大きく、貸出実績が近年低調であつても長い目で見守るべき制度と考える。

イ 未収債権について

本貸付金の平成28年末の貸付残高のうち、償還期限どおりに償還がなされていない未 収債権31億5578万1930円（15件）であり、その回収率をみると、平成24年度1.89%、 平成25年度1.87%、平成26年度12.05%、平成27年度3.72%、平成28年度4.06%と、 ここ5年度を見るとほぼ回収率が一桁に留まっている。

県が管理する7貸付先のうち、6貸付先に対する貸付は変更した償還計画どおりに償還 を受けることで元金の完済が可能である等、いずれも現在の方針どおり回収を続けるべ きである。

よつて、回収が困難と思われるのは、貸付先が営業を停止している、事実上倒産して いる、死亡した等の状況下で定期的な償還がされていない、又はごく少額の償還しかさ れていない7貸付先に対する貸付である。いずれも元金全額の回収は困難と思われるた め、回収の努力と並行して、不納欠損処理も見据えるべきである。

以上

## 第7 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

| 貸付条件                                                                                                                                                                                             |                                                | 貸付の条件                                 |                                               | 貸付の方法                                         |                                               | 貸付対象                                          |                                               | 貸付の目的                                         |                                               | 貸付の方法                                         |                                               | 貸付の条件                                         |                                               | 貸付の方法                                         |                                               | 貸付の条件                                         |                                               | 貸付の方法                                         |                                               |                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 貸付金額                                                                                                                                                                                             | (単位及び額)                                        | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金                       | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付金                               | 借入申込額                                         | (単位及び額)                                       | 借入申込額                                         | 借入申込額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       |                                               |
| 貸付開始年度                                                                                                                                                                                           | 昭和47年度                                         | 昭和47年度                                | 昭和47年度                                        | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       |                                               |
| 規制規定(法律、条例、要綱等)                                                                                                                                                                                  | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則                               | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則                      | 沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則                              | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       |                                               |
| マニフェアル、手続き等                                                                                                                                                                                      | 無                                              | 無                                     | 無                                             | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       | 賃料支払額                                         | (単位及び額)                                       |                                               |
| 貸付金の目的                                                                                                                                                                                           | 労働者に対する住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることにより労働者の福祉の増進に資するること | 労働者に対する住宅の取扱いを容易にし、もつて労働者の福祉の増進に資すること | 労働者に対する住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることにより労働者の福祉の増進に資すること |
| 貸付高の目的                                                                                                                                                                                           | 賃料支払額                                          | 賃料支払額                                 | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         | 賃料支払額                                         |                                               |
| 貸付高(単位)                                                                                                                                                                                          | 410万円                                          | 410万円                                 | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         | 410万円                                         |                                               |
| 付残高は410万円(3件)である。                                                                                                                                                                                |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| (3) 根拠規定                                                                                                                                                                                         |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| 本貸付金は昭和47年度から開始した貸付金であり、根拠規定は昭和48年7月26日に制定された沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則(以下「本規則」という。)である。                                                                                                                   |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| (4) 目的                                                                                                                                                                                           |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| 本貸付金は、労働者に対し、住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることを目的としている(本規則第1条)。                                                                                                                                               |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| (5) 貸付対象                                                                                                                                                                                         |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| 貸付対象者は本規則第1条において労働者(沖縄県労働者住宅建設資金の個人会員及び会員を構成する者(法人又は団体を除く。))と定められている。                                                                                                                            |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| ここでその会員であることが貸付の条件とされている労働金庫とは、労働金庫法に基いて全国に設立されている非常利の協同組織であり、當利を目的としてその事業を行つてはならぬ、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない等と定められている(労働金庫法第5条)。 |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| (6) 貸原                                                                                                                                                                                           |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| 本貸付金については、県及び沖縄県労働金庫の資金を財源としている。具体的には、貸付事業が開始した昭和47年度から昭和62年度までは100%県の資金から貸し付けていたが、昭和63年度からは労働金庫との協調を開始し、県と労働金庫が1:1の割合で資金を拠出している。                                                                |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| (7) 貸付の方法                                                                                                                                                                                        |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| 貸付金を労働金庫に貸し付け、労働金庫が同額以上のお金を貸し付けて、借入申込者に対して貸付けを行ふ。                                                                                                                                                |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| (8) 貸付業務の流れ                                                                                                                                                                                      |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |
| 貸付業務の流れについては、県が毎年度予算の範囲内で県資金を労働金庫に貸し付けて、労働金庫は、資金の借入申込を受けたときは、前項の貸付金を同額以上のお金を貸し付けて、当該                                                                                                             |                                                |                                       |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |                                               |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県労働者住宅建設資金貸付金(以下「本貸付金」という。)は、労働者に対し住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることとした貸付事業を平成16年に終了している。県が沖縄県労働金庫(以下「労働金庫」という。)に対して貸付を行う。)に貸付を行い、労働金庫が労働者に対して貸付を行う。)に貸付を行うこととした貸付事業を終了しており、またこれまで労働金庫から償還期限ご償還がされなかつたことがないため、現在は労働金庫からの元利償還金受入のみを行っている。平成28年度末の貸付残高は410万円(3件)である。

(3) 根拠規定

本貸付金は昭和47年度から開始した貸付金であり、根拠規定は昭和48年7月26日に制定された沖縄県労働者住宅建設資金貸付規則(以下「本規則」という。)である。

(4) 目的

本貸付金は、労働者に対し、住宅の新築等に必要な資金を貸し付けることを目的としている(本規則第1条)。

(5) 貸付対象

本貸付対象者は本規則第1条において労働者(沖縄県労働者住宅建設資金の個人会員及び会員を構成する者(法人又は団体を除く。))と定められている。

ここでその会員であることが貸付の条件とされている労働金庫とは、労働金庫法に基いて全国に設立されている非常利の協同組織であり、當利を目的としてその事業を行つてはならぬ、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない等と定められている(労働金庫法第5条)。

(6) 貸原

本貸付金については、県及び沖縄県労働金庫の資金を財源としている。具体的には、貸付事業が開始した昭和47年度から昭和62年度までは100%県の資金から貸し付けていたが、昭和63年度からは労働金庫との協調を開始し、県と労働金庫が1:1の割合で資金を拠出している。

(7) 貸付の方法

貸付金を労働金庫に貸し付け、労働金庫が同額以上のお金を貸し付けて、借入申込者に対して貸付けを行ふ。

(8) 貸付業務の流れ

貸付業務の流れについては、県が毎年度予算の範囲内で県資金を労働金庫に貸し付けて、労働金庫は、資金の借入申込を受けたときは、前項の貸付金を同額以上のお金を貸し付けて、当該

|                                                                                                                                                                                      |                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 借入申込者に対し貸付けを行っている（本規則第2条）。                                                                                                                                                           |                                                   |
| (9) 債権管理方法                                                                                                                                                                           |                                                   |
| 労働金庫は、毎月労働者住宅建設資金貸付状況報告書を提出しなければならない（本規則第7条）。この報告書は、貸付先（会員名、氏名）、貸出金額、貸付年月日、償還期限年月日、建物の表示と、今期実績として実行件数及び貸出額が一覧となっているシンプルなものであるが、これまで労働金庫からの償還が期限までになされなかつたことが一度もないことからすると、十分な内容と思われる。 |                                                   |
| なお、県は、必要があると認めたときは、労働金庫及び借受人にについて調査し、又は報告を求めることができる（本規則第9条）。                                                                                                                         |                                                   |
| (10) 当該貸付が単年度貸付であるか否か、否                                                                                                                                                              |                                                   |
| (11) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無                                                                                                                                                        |                                                   |
| (12) 貸付け業務及び債権管理制度に従事する職員数 1名                                                                                                                                                        |                                                   |
| 平成16年度をもって貸付け事業を終了しているため、新たに予算計上や貸付はない。商工労働部労働政策課の職員1名が、労働金庫からの元利償還金受入業務に従事している。                                                                                                     |                                                   |
| (13) 広報の有無及び内容 無                                                                                                                                                                     |                                                   |
| (14) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無                                                                                                                                                             |                                                   |
| <b>2 本貸付金の内容</b>                                                                                                                                                                     |                                                   |
| (1) 貸付の条件                                                                                                                                                                            |                                                   |
| 労働者であつて、①自ら居住するための住宅を新築、増築、改築又は購入しようとする者、②住宅事情の困難度合いが高い者（老朽、立退要求、過密居住、世帯分離、非住家のいすれかに該当するもの。）、③他に資金の調達が困難でこの資金の借り入れが必要と認められる者である（本規則第3条）。                                             |                                                   |
| (2) 利息の有無及び内容                                                                                                                                                                        |                                                   |
| 利息については、沖縄振興開発金融公庫が定める個人住宅資金の貸付金の利率を勘案して知事が別に定める利率とすると定められている（本規則第5条）。                                                                                                               |                                                   |
| 本貸付金について、貸付事業を開始した当初から現在までの、貸付期間、年利率、限度額等を見るに次のことおりである。貸付期間は延長され、年利率は引き下げられ、限度額は引き上げられ、貸付対象者は広げられており、本貸付金の利用促進のために条件を緩和してきたことがわかつる。                                                  |                                                   |
| なお、下記年利率は、県が労働金庫に貸し付ける際の利率であり、労働金庫が労働者に対して貸し付ける際の利率は、平成16年度の場合2.10%であった。                                                                                                             |                                                   |
| (3) 予算額                                                                                                                                                                              |                                                   |
| 平成16年度をもつて貸付事業を終了しているため、予算計上はされていない。                                                                                                                                                 |                                                   |
| <b>3 本貸付の貸付実績及び回収状況等</b>                                                                                                                                                             |                                                   |
| (1) 一覧表                                                                                                                                                                              |                                                   |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等                                                                                                                                                                     | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                |
| 予算額(円)                                                                                                                                                                               | 0 0 0 0 0                                         |
| 申請件数(件)                                                                                                                                                                              | 0 0 0 0 0                                         |
| 貸付実績                                                                                                                                                                                 |                                                   |
| 貸付金額(円)                                                                                                                                                                              | 0 0 0 0 0                                         |
| 貸付件数(件)                                                                                                                                                                              | 0 0 0 0 0                                         |
| 回収すべき金額(当年度分) A                                                                                                                                                                      | 4,386,900 3,078,200 2,422,100 2,317,000 2,262,700 |
| 回収済み金額(当年度分) B                                                                                                                                                                       | 4,386,900 3,078,200 2,422,100 2,317,000 2,262,700 |
| 回収すべき金額(過年度分) C                                                                                                                                                                      | 0 0 0 0 0                                         |
| 回収済み金額(過年度分) D                                                                                                                                                                       | 0 0 0 0 0                                         |
| 回収率 (B+D) / (A+C)                                                                                                                                                                    | 100.00% 11.050.00% 8.650.00% 6.350.00% 4.100.00%  |
| 総貸付件数(件)                                                                                                                                                                             | 7 6 5 4 3                                         |
| 不動欠損件数(件)                                                                                                                                                                            | 0 0 0 0 0                                         |
| 不動欠損額(円)                                                                                                                                                                             | 0 0 0 0 0                                         |
| 債権放棄(件)                                                                                                                                                                              | 0 0 0 0 0                                         |
| 債権放棄(円)                                                                                                                                                                              | 0 0 0 0 0                                         |
| 免除額(円)                                                                                                                                                                               | 0 0 0 0 0                                         |
| 免除件数(件)                                                                                                                                                                              | 0 0 0 0 0                                         |

## 第7章 保健医療部の貸付金

### 第1 沖縄県医師修学資金等貸付金

#### 第2 沖縄県看護師等修学資金等貸付金

(3) 貸付実績  
平成16年度をもつて貸付事業を終了しており、新たな貸付けは行っていない。

(4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）  
平成24年度から平成28年度の回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。

(5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）  
これまで労働金庫からの償還は償還期限通りに行われており、過年度分の回収すべき債権は存在しない。なお、労働者から労働金庫に対する支払いが滞ることはあるが、その場合は労働金庫が契約している保証機関から支払いを受けることにより、県に対する償還は期限通りに行うことができるとのことである。

(6) 総貸付残高及び総貸付件数  
県と労働金庫との間の契約で定めた償還期限通りに償還が進んでおり、平成28年度末における総貸付残高は410万円（3件）のみであり、平成31年度に償還が終了する見込みである。

(7) 不純欠損額及び件数 無

(8) 債務放棄額及び件数 無

(9) 免除額及び件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金については、沖縄県の本土復帰から、市中金融機関の貸付利率が高金利の時代にあっては需要があつたものと思われるが、基準割引率及び基準貸付利率（日本銀行が民間金融機関に資金を貸し出すときの基準金利）を見てみると、1980年（昭和55年）は約9%であったが、1996年（平成8年）には1%を割り込み、その後1%未満の状態が続いている。現在まで続く低金利の時代にあつては、貸付利率が2.0%で限度額が300万円という本貸付金の魅力は薄れており、本貸付金は役割を終えて平成16年度をもつて貸出事業を終了したと言える。

これまで労働金庫から償還期限通りに償還がなされており、平成28年度末の総貸付残高は410万円（3件）と僅少のため、残債権の償還を受けることで、全ての業務が終了するものと思われる。

以上

第1章 沖縄県医師修学資金等貯付金

概要 1

(1) 一覽表

## (2) 本旨付金の概要

沖縄県医師修学資金等貸付金（以下「本貸付金」という。）は、いわゆる貸与型奨学金である。離島や沖縄本島北部地域等、医師確保対策が必要な地域の医師不足を解消するため、同地域での勤務を希望している医学部生に対して奨学金として貸付を行つてゐる。

貸与型の奨学金である以上、本来は賃貸を受けた奨学金は県に償還されるべきであるが、本貸付金は無事に被貸与者が医師免許を取得し、かつ指定医療機関で一定期間勤務した場合に、賃貸金の償還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の

(8) 住民登録の審査

卷之三

賃貸料金は平成19年度から開始された制度であるところ、県内には琉球大学にしか医学  
系の准看護師がいる。准看護師は准看護師の資格をもつて准看護師として就業する。准看護師の資格をもつて准看護師として就業する。

前回が無いこともあり、平成 21 年度からは同大学が申請書等の取りまとめ業務を行ってい  
る。

(9) 当該賃付が単年度貸付であるか否か、否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数

県の担当者は 1 名のみである。もっとも、前述のとおり、申請書の取りまとめ業務は琉球大学が行っているほか、琉球大学医学部附属病院に地域医療センターを設置し、同センターの所属医師とも連携を取り合う（学生の面談をしてもらう等）等して役割分担している。

(12) 広報の有無及び内容

医学部入学希望者の募集要項に記載がなされている。記載の内容については、琉球大学と事前に相談して決定している。

なお、これに加えて、琉球大学が、県内的一部の高校をまわって説明会を行いういう活動を行っている。離島や本島北部等は特に医師確保対策が必要な地域であることから、重点的に説明会を行っている。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

**3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等**

(1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度        | 平成25年度     | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|------------------|---------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額(円)           | 64,730,000    | 43         | 55          | 68          | 75          |
| 申請件数(件)          | 47,010,000    | 60,180,000 | 74,530,000  | 80,250,000  | 91,310,000  |
| 貸付実績             | 貸付件数(件)       | 43         | 35          | 68          | 75          |
| 回収すべき金額(当年度分) A  | 0             | 2,710,000  | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) B   | 0             | 2,710,000  | 10,230,000  | 3,510,000   | 0           |
| 回収率              | (B+D) / (A+C) | 0          | 0           | 0           | 0           |
| 総貸付残高(円)         | 184,140,000   | -          | 241,550,000 | 304,800,000 | 381,540,000 |
| 総貸付件数(件)         | 165           | 218        | 276         | 348         | 324         |
| 不動支払件数(件)        | 0             | 0          | 0           | 0           | 0           |
| 償還放棄(円)          | 0             | 0          | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)           | 7,200,000     | 0          | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)          | 4             | 0          | 1,070,000   | 0           | 8,480,000   |

(2) 予算額

本貸付金は平成 19 年に創設された制度である。本貸付金の予算額は年々増加しており、平成 24 年度には 6473 万円であったが、平成 28 年度には 1 億 466 万円が計上されている。

(3) 貸付実績

貸付件数、貸付金額ともに年々増加しており、平成 24 年度には貸付件数 43 件、貸付金額 4704 万円であったが、平成 28 年度には貸付件数 84 件、貸付金額 9121 万円となつており、ほぼ倍増している。

(4) 免除額及び件数

平成 24 年度に 4 件、平成 26 年度に 1 件、平成 28 年度に 6 件、免除がなされている。免除件数が件数に止まる理由は、本貸付金の返還の当然免除が認められるためには、医学部を卒業（6 年）した後、臨床研修（2 年）、専門研修（3～5 年）を経て、指定医療機関において相当期間勤務をすることが必要であることから、多くの貸付金についてまだ免除の要件を充足していないためである。

本貸付金の目的からすれば、そもそも免除で処理されることが想定されているのであり、今後は免除件数が増加していくことが予想される。

本貸付金については、当年度分については償還事由が生じた被貸与者がいなかつたため、回収すべき貸付金は無かつた。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度に償還事由が生じてしまった被貸与者がいたが、回収率は 100% であり、全て一括ですみやかに償還されている。

(7) 総貸付残高及び件数

平成 28 年 3 月 31 日時点の貸付残高は 4 億 6427 万円、件数は 426 件であり、金額、件

第2章 沖縄県看護師等修学資金貸付金

概要 1

一覽表

| 4 指摘、意見及びコメント |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 指摘        | 保証契約の書面性<br>この点に関して、本貸付金には連帯保証人2名が必要であるところ（本規則第7条），本貸付金を申し込む際の書式である貸与申請書には「申請者」と連帯してその返還の債務を履行します」との文言があるが、貸与が決定した後に被貸与者・連帯保証人及び県との間で交わす貸与契約書には保証に関する文言がない。また、連帯保証人と県との間で別途保証契約書も交わされていない。そうすると、本貸付金について、連帯保証契約の効力が生じているかについては、疑義が生じてしまう。<br>したがって、本貸付金の貸与契約書について、連帯保証契約書にすみやかに修正するべきである。 |
| (2) 指摘        | 本貸付金の書面性についての定めはなく、貸与契約書等の書式にも同条項についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が償還を怠るようになつても、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期間の分割弁済が予定されている債権（本貸付金は、これまでに償還事由が生じた事案は全て一括で返済されているが、制度上は分割が予定されている）において期限の利益喪失規定が存在しないというのには、債権管理の観点から不合理的である。                                 |
| (3) 指摘        | 本貸付金には期限の利益喪失についての定めはなく、貸与契約書等の書式にも同条項についての定めはない。しかしながら、これは被貸与者が償還を怠るようになつても、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期間の分割弁済が予定されている債権（本貸付金は、これまでに償還事由が生じた事案は全て一括で返済されているが、制度上は分割が予定されている）において期限の利益喪失規定が存在しないというのには、債権管理の観点から不合理的である。                          |
| (4) 指摘        | 本貸付金の書面性についての定めはなく、貸与契約書等の書式にも同条項についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が償還を怠るようになつても、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期間の分割弁済が予定されている債権（本貸付金は、これまでに償還事由が生じた事案は全て一括で返済されているが、制度上は分割が予定されている）において期限の利益喪失規定が存在しないというのには、債権管理の観点から不合理的である。                                 |

卷之三

同焼延野記

無意見(2)

無人化

(2) 一代(十全)の柵面

沖縄県看護師等修学資金貸付金（以下「本貸付金」という。）は、いわゆる貸与型奨学生金である。県内の看護師等の確保が困難な施設において看護師等の業務に従事しようとする者に対して修学資金を貸付することにより、県内の看護師員の確保及び質の向上に資する。

を図っている。

沖縄県医師修学資金等貸付金と同じく、貸与型の奨学生である以上、本来は貸付を受けた奨学生は県に償還されるべきであるが、本貸付金も被貸与者が免除対象施設で一定期間勤務した場合に、貸付金の償還を免除するという仕組みになっている。したがって、通常の貸付金と異なり、本貸付金は、償還ではなく免除により貸付金が消滅することが制度上予定されている。

なお、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない点についても、沖縄県医師修学資金等貸付金と同様である。すなわち、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度分以降についても貸与が継続され、過年度分の貸与金については原則として在学中は償還が猶予されるため、1人の学生が卒業するまでの数年年度分の貸付を受けることになるためである。

### (3) 根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和47年5月27日に施行された「沖縄県看護師等修学資金貸与条例」(以下「本条例」という。)及び同年10月12日に施行された「沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則」(以下「本規則」という。)である。

### (4) 目的

本条例第1条によれば、本貸付金の目的は、看護職員を養成する学校又は養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対する者に対し、修学資金を貸与することにより県内の看護職員の確保及び質の向上にある。県内で養成した看護職者の県外流出を防ぐ為、県内医療機関等へ就業させる施策を実施している。併せて、看護職を目指す学生が経済的な理由で退学することがないよう、修学資金を貸与し、県内看護職を安定的に養成していくため、本貸付金が制度化されている。

### (5) 貸付対象

本貸付金の対象者は、看護職員を養成する大学・専門学校等に在学する者及び大学院の修士課程で看護に関する専門知識を習得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者である。

### (6) 財源

本貸付金については、医療介護総合確保促進法第6条に基づく基金を一部に活用しており、国が3分の2、沖縄県が3分の1を拠出している。

### (7) 貸付の方法

県から直接貸与決定者の個人口座に振り込む方法により貸与を行っている。  
(8) 貸付業務の流れ

貸与希望者からの申請を受け、審査の上、貸付を実施する。毎年4月中に各養成校において希望者の申請書を取りまとめて、養成校単位で保健医療総務課に申請をする(本規則第2条)。審査の結果、修学資金を貸与することが適当であると認めるときは修学資金の貸与を決定し、各養成校の長を経由して該申請者に貸与の決定を通知している(本規則第3条)。

貸与決定後、第一種奨学金については、3回(7月中旬、10月上旬、翌年1月上旬)に分けて振り込みを実施する。第二種修学資金については、決定の翌月に年額一括で振り込みを実施する(「平成29年度沖縄県看護師等修学資金の貸与について」(以下「本募集要項」という。)第2項)。

(9) 単年度貸付であるか否か、否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項

平成25年度の包括外部監査において、①回収不能債権について不納欠損処理を進めることの必要性、②未収金の発生を予防するため適宜滞納者への調査、③未収金の時効管理、④遅延損害金の扱いについての方針決定、⑤債権管理マニュアルの遵守に関する規定の改定、⑥未収金回収に向けた適切な人員配置という点について意見が付されている。

これらの意見をふまえて、償還困難な貸付金の処理方針の具体的検討や債権管理マニュアルの改訂等、①②③⑤の点については業務改善に向けた努力が認められた。④及び⑥については「4 指摘・意見及びコメント」で述べる。

(11) 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名

(12) 広報の有無及び内容

県内養成校への通知及び県のホームページに掲載する方法で広報を実施している。

(13) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

貸付の条件は下記のとおりである(本募集要項第1項)。

①看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者  
②卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設(免除対象施設)において一定期間、看護職員として業務に従事しようとする者

③世帯所得(同一世帯の合計)の合計が500万円未満の者  
④県外での就業が条件となっている奨学金等を受給していない者

貸与を受けた学生及びその保証人は、前年の4月1日から3月31日までの期間におい、

て貸与を受けた貸付金にかかる借用証書を知事に提出しなければならないとされている。

### 3 本貸付の利用状況及び回収状況等

#### (1) 一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  |             | 平成24年度      | 平成25年度        | 平成26年度        | 平成27年度        | 平成28年度        |
|-------------------|-------------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 予算額(円)            | 申付額(円)      | 152,384,010 | 131,428,010   | 144,809,010   | 131,348,010   | 134,423,010   |
| 申付件数(件)           | 貸付金額(円)     | 152,373,400 | 144,053,800   | 131,147,000   | 131,348,000   | 134,395,000   |
| 貸付実績              | 貸付件数(件)     | 9,388,010   | 6,175,010     | 3,717,083     | 8,307,230     | 7,103,166     |
| 回収すべき金額(平成24年度分)△ |             | 8,697,200   | 5,064,250     | 3,128,083     | 7,043,166     |               |
| 回収済み金額(平成24年度分)○  | B           | 9,377,732   | 10,044,732    | 10,711,732    | 10,471,732    | 10,235,732    |
| 回収済み金額(平成25年度分)○  | C           | 523,809     | 481,809       | 535,000       | 481,000       | 296,000       |
| 回収率               | (B+D)/(A+C) | 997,979,669 | 47,816        | 33,922        | 27,466        | 42,30         |
| 総貸付件数(件)          |             | 997,979,669 | 1,120,111,535 | 1,259,130,525 | 1,352,057,269 | 1,479,127,103 |
| 不納欠損額(件)          |             | 3,013       | 3,239         | 3,443         | 3,700         | 3,967         |
| 不納欠損生数(件)         |             | 0           | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 償還依頼(件)           |             | 0           | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 償還依頼(件)           |             | 0           | 0             | 0             | 0             | 0             |
| 免除額(件)            |             | 6,160,809   | 2,700,554     | 0             | 29,386,733    | 0             |
| 免除件数(件)           |             | 11          | 8             | 0             | 0             | 0             |

する期間内に、修士課程修学生については10年以内の期間内に月賦又は半年賦の均等払

方式により返還することとされている（本条例第8条）。

(7) 償還猶予規定の有無及び内容

在学中の当然猶予の規定（本条例第9条）のほか、裁量による猶予についても認められている（本条例第9条の2）。

#### 本条例第9条

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間修学資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

(1) 第7条第1項の規定による貸与の取消し後も引き続き養成施設又は修士課程に在学しているとき。

(2) 養成施設を卒業後、更に他種の養成施設において修学しているとき。

(3) 修士課程修了後、更に看護に関する専門知識の修得のため博士課程（以下「博士課程」という。）において修学しているとき。

本条例第9条の2

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 次条第1号又は第2号の看護業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病その他のやむを得ない理由があるとき。

#### 本条例第9条の3

知事は、貸与生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続している期間、修学資金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 次条第1項第1号又は第2号の看護業務に従事しているとき。

(2) 灾害、疾病その他のやむを得ない理由があるとき。

#### (8) 償還免除規定の有無及び内容

免除対象施設で一定期間勤務した場合の当然免除の規定（本条例第10条）のほか、裁量による免除についても定められている（本条例第11条）。

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

(2) 予算額  
本貸付金の予算額は漸減しており、平成24年度には1億5238万4000円であったが、平成28年度には1億3442万3000円となっている。

#### (3) 貸付実績

貸付件数、貸付金額は、平成24年度は貸付件数340件、貸付金額1億5237万3400円であったが、平成28年度には貸付件数269件、貸付金額1億3439万5000円となっており、予算と同じく漸減傾向である。各年度の予算額と貸付金額を比較すると、毎年ほぼ予算全額を使い切って貸付を実施している点が特徴的である。

なお、各年度の申請人件数及び貸付人件数は以下のとおりである。貸与申請者のほとんどは収入要件を充足する者であるが、予算の都合で貸付を受けることができなかつた者が多数生じている。

|       | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 申請人件数 | 498人   | 534人   | 495人   | 471人   | 357人   |
| 貸付人件数 | 340人   | 264人   | 264人   | 243人   | 269人   |
| 貸与率   | 68.27% | 49.43% | 53.33% | 51.5%  | 75.35% |

(4) 免除額及び件数  
平成24年度に17件（合計616万800円）、平成25年度に8件（合計270万534円）、平成27年度に86件（合計2938万6733円）免除がなされている。

(5) 回收すべき金額及び回収率（当年度分）  
調査した平成24年度から平成28年度分については、当年度分の回収率は約82%から約99%である。特に平成26年度以降は毎年90%を超えており、高い回収率が認められ

る。免除ではなく償還によって貸付金の処理がなされる場合の主な事由は、指定機関以外での就労（県外含む）や、出産や体調不良等の事情により離職・転職してしまうこと等である。

#### (6) 回收すべき金額及び回収率（過年度分）

過年度分の回収率については、約3%から約6%の回収率に止まっており、ほぼ回収ができない状況である。当年度分の回収率との対比は以下のとおりであり、過年度分の貸付金の回収が本貸付金の課題となっている。

|     | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 当年度 | 87.95% | 81.78% | 92.22% | 97.07% | 99.15% |
| 過年度 | 5.58%  | 4.49%  | 4.99%  | 4.59%  | 2.83%  |

#### (7) 総貸付残高及び件数

平成28年3月31日時点の貸付残高は14億7942万7103円、件数は3967件である。

#### (8) 不納欠損額及び件数

平成28年度に1件不納決算処理をしており、不納欠損額は2932円である。

#### (9) 債権放棄額及び件数

平成28年度に1件債権放棄されており、放棄額は5万4000円である。

## 4 指摘、意見及びコメント

### (1) 指摘

ア 猶予の運用について  
本規則によれば、償還猶予の手続については、被貸与者が修学資金返還猶予申請書を提出する書類を添えて知事に提出しなければならない（本規則第11条）とされている。

ところが、本貸付金の在学中の償還猶予に関して、猶予の申請書の提出は行われていなかった。たしかに、専門学校等の養成施設に在学中の猶予について定めた本条例第9条の規定からすれば、在学中は当然に償還が猶予されている。しかし、本規則第11条は、在学中の当然猶予の場合であっても、手続上は被貸与者からの猶予申請書の提出を要求しているのであるから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した違法な運用と言わざるを得ない。  
したがって、償還猶予の運用を本規則をふまえた手続に改善するか、本規則の規定を本条例の規定に合わせるか等、早急に検討して何等かのは是正をする必要がある。

### (2) 意見

ア 遅延損害金の請求について  
本貸付金の回収について、償還が期限から遅れた者については、遅れた日数にしたがって法定利息での遅延損害金が発生している（なお、前述のとおり本貸付金にはは遅延損害金に関する定めはない）。ところが、遅延損害金の請求については、平成25年度の包括外部監査においても意見が付されていたにもかかわらず、本貸付金の回収業務としては元金のみの回収にとどまる慣行が継続されており、被貸与者に遅延損害金が請求されていなかつた。  
この点については、修学奨励金としての性質上、遅延損害金まで請求する必要はないとの考え方もあり得るところである。しかし、償還期限に遅れて償還した者との間で、不公平が生じてしまう。償還をする被貸与者の心理としても、所定の期日のとおりに貸付金を償還できなくとも何らペナルティが無いという危険がある。  
したがって、償還が遅れた被貸与者に対しては遅延損害金を請求するべきであり、少

### 指摘 1

償還猶予の運用について、本規則をふまた手続に改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。

### イ 保証契約の書面性

保証契約は、書面でしなければその効力を生じないとされる（民法第446条第2項）。この点に關して、本貸付金には連帯保証人2名が必要であるところ（本条例第6条）、本貸付金を申し込む際の書式である貸与申請書には「上記の者が修学資金の貸与を受けたときは、修学資金について本人と連帶して債務を負担します」との文言があるが、貸与が実施された後の翌年4月に被貸与者、連帯保証人が連署して県に提出する借用証書には、保証に関する文言がない。また、連帯保証人と県との間で別途保証契約書も交わされていない。そうすると、本貸付金において連帯保証契約の効力が生じているかについては、疑義が生じてしまう。

したがって、本貸付金の借用証書について、連帯保証に関する条項を追加する等、保證契約の書面性を充足するような書式に速やかに修正するべきである。

### 指摘 2

本貸付金の借用証書を保証契約の書面性を充足する内容に修正するべきである。

なくとも元金完済後に譲延損害金の調定はするべきである。

意見 1

譲延損害金が発生している債権について、少なくとも元金完済後に調定すべきである。

イ 期限の利益喪失規定について

本条例には期限の利益喪失についての定めはなく、借用証書等の書式にも期限の利益喪失規定についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が弁済を怠るようになつても、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期の分割弁済が予定されている債権において期限の利益喪失規定が存在しないというのは、債権管理の観点からは不合理である。

したがって、すみやかに期限の利益喪失規定について整備するべきである。

意見 2

本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。

(3) コメント

ア 平成 25 年度包括外部監査後の対応状況について

本貸付金については、前述（1⑩参照）のとおり、平成 25 年度包括外部監査において①～⑥の意見が付されている。

しかし、④譲延損害金の扱いについては、前述（4②）の意見のとおり、本貸付金の回収業務としては元金のみの回収にとどまる慣行が継続されており、いまだ改善が進んでいなかった。また、⑥未収金回収に向けた適切な人員配置という点についても、本貸付金の担当者は 1 人という状況であり、未収金回収に向けた人員配置がなされているとは言い難い状況であった。

指摘や意見が付された事項について何ら改善がなされないのであれば、包括外部監査制度の意義が没却されてしまう。したがって、今回の監査における指摘・意見も含めて、指摘・意見が付された事項については速やかに改善に向けた努力がなされるべきである。

イ 不納欠損処理の手続について

本貸付金のヒアリングにおいて、時効期間が経過した調定未了の貸付金について、不納欠損での処理を進めることができないのが現状であることが説明した。

不納欠損処理が困難になってしまっている原因は、本貸付金の調定の運用として、調定をするためには被貸与者に返還明細書を提出させることになっている点にある。すなわち、財務規則上、不納欠損金として整理することができる債権は「調定した」歳入（財務規則第 52 条）と規定されているところ、被貸与者が行方不明となつてしまっているケ

ースでは返還明細書の作成は不可能である。また、被貸与者と連絡が取れるケースでは、返還明細書には「下記の明細のとおり返還します」という文言が記載され、そのため、被貸与者に返還明細書を提出させることは、被貸与者に債務を承認させることになつしまう。そのため、担当者としては被貸与者との間で調定をすることができず、不納欠損処理をすることができないという状況を強いられる結果となつている。

もつとも、時効期間が満了しております、回収の見込みがない貸付金であるにもかかわらず、運用や書式の不都合のために不納欠損処理ができないという事態が続ければ、財務状態の健全化の点から問題であるし、担当者に不要な債権管理事務を強いることになる。そこで、早急に不納欠損処理ができるよう、財政課とも協議の上で調定の運用について改善を検討するべきである。

以上

第8章 土木建築部の貸付金

第1 沖縄県住宅供給公社貸付金

第2 都市モノレール整備資金貸付金

都市モノレール建設事業資金貸付金  
都市モノレール事業資金貸付金

1 概要

(1) 一覧表

| 都市モノレール建設事業資金貸付金         |                    | 沖縄県住宅供給公社貸付金         |                               |
|--------------------------|--------------------|----------------------|-------------------------------|
| 貸付金名                     | 上木建築住宅課            | 沖縄県住宅供給公社貸付金         | 沖縄県住宅供給公社貸付金                  |
| 担当部署名(部及び課)              | 上木建築住宅課            | 開始年度                 | 昭和47年度                        |
| 貸付開始年度                   |                    | 根拠規定(法律、条例、要綱等)      | 沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱 |
| 根拠規定(法律、条例、要綱等)          |                    | マニユアル、手引き等           | 無                             |
| マニユアル、手引き等               |                    | 賃貸金の目的               | 賃貸住宅建設資金                      |
| 賃貸金の目的                   |                    | 賃貸対象                 | 沖縄県住宅供給公社                     |
| 賃貸対象                     |                    | 財源                   | 県                             |
| 財源                       |                    | 貸付の方法                | 県が沖縄県住宅供給公社に直接貸し付ける。          |
| 貸付の方法                    |                    | 当該貸付が単年度貸付であるか否か     | 否                             |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か         |                    | 過去の内部監査等の指摘事項の有無     | 無                             |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無         |                    | 貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数 | 1名                            |
| 貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数     |                    | 広報の有無及び内容            | 無                             |
| 広報の有無及び内容                |                    | 債権管理制度に関する個別研修の有無    | 無                             |
| 債権管理制度に関する個別研修の有無        |                    | 貸付の条件                | 債務弁済担当権設定契約の締結。               |
| 利息の有無                    | 無                  | 利息の有無                | 無                             |
| 利息の利率(年)                 | %                  | 利息の利率(年)             | %                             |
| 遅延損害金規定の有無               | 有                  | 遅延損害金規定の有無           | 有                             |
| 遅延損害金の利率(年)              | 10.95%             | 遅延損害金の利率(年)          | 10.95%                        |
| 保証人の有無                   | 否                  | 保証人の有無               | 否                             |
| 物的担保の有無                  | 要                  | 物的担保の有無              | 要                             |
| 担保権の把握方法                 |                    | 担保権の把握方法             | 抵当権設定                         |
| 償還方法                     |                    | 償還方法                 | 50年据置、以後5年間年賦均等償還             |
| 償還猶予規定の有無                | 無                  | 償還猶予規定の有無            | 無                             |
| 償還免除規定の有無                | 無                  | 償還免除規定の有無            | 無                             |
| 期限の利益喪失規定の有無             | 有                  | 期限の利益喪失規定の有無         | 有                             |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等         |                    | 平成24年度               | 平成25年度                        |
| 予算額(円)                   | 0                  | 0                    | 0                             |
| 申請件数(件)                  | 0                  | 0                    | 0                             |
| 貸付実績                     | 貸付金額(円)<br>貸付件数(件) | 0<br>0               | 0<br>0                        |
| 回収すべき金額(当年度分) A          | 0                  | 0                    | 0                             |
| 回収済み金額(当年度分) B           | 0                  | 0                    | 0                             |
| 回収すべき金額(過年度分) C          | 0                  | 0                    | 0                             |
| 回収済み金額(過年度分) D           | 0                  | 0                    | 0                             |
| 回収率( B + D ) / ( A + C ) | —                  | —                    | —                             |
| 総貸付残高(円)                 | 714,980,000        | 714,980,000          | 714,980,000                   |
| 総貸付件数(件)                 | 5                  | 5                    | 5                             |
| 不納欠損額(円)                 | 0                  | 0                    | 0                             |
| 不納欠損件数(件)                | 0                  | 0                    | 0                             |
| 債権放棄(円)                  | 0                  | 0                    | 0                             |
| 債権放棄(件)                  | 0                  | 0                    | 0                             |
| 免除額(円)                   | 0                  | 0                    | 0                             |
| 免除件数(件)                  | 0                  | 0                    | 0                             |

- (2) 本貸付金の概要  
賃貸共同住宅の建設に伴う資金の貸付金（以下「本貸付金」という。）は、沖縄県住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）において賃貸共同住宅を建設する目的のため、県が住宅供給公社に貸し付けた貸付金をいう。
- 本貸付金は、昭和 47 年度から昭和 51 年度にかけて契約が締結されたもので、以下の賃貸共同住宅の建設費等に充てられたものである。

| 年度       | 団地名   | 戸数    | 貸付額                        |
|----------|-------|-------|----------------------------|
| 昭和 47 年度 | 豊見城団地 | 504 戸 | 100,000,000 円              |
| 昭和 48 年度 | 豊見城団地 | 72 戸  | 32,926,000 円               |
| "        | 美里団地  | 152 戸 | 69,513,000 円               |
| "        | 嶺井団地  | 104 戸 | 47,561,000 円               |
| 昭和 49 年度 | 赤道団地  | 56 戸  | 85,320,000 円               |
| "        | 愛知団地  | 80 戸  | 179,660,000 円              |
| "        |       |       | 150,000,000 円 <sup>1</sup> |
| 昭和 51 年度 | 豊見城団地 | 56 戸  | 50,000,000 円               |
| 合計       |       |       | 714,980,000 円              |

本貸付金には、50 年間の据置期間が設けられているため、早いものでも平成 36 年度以降の償還となる。そのため、昭和 51 年度の貸付以降、現在まで特段の業務が行われていないところに本貸付金の特殊性がある。

なお、住宅供給公社は、地方住宅供給公社法に基づき、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅に関する建設・分譲業務、賃貸・管理業務等により居住環境の良好な住宅・宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和 41 年に設立された公社である。

### (3) 根拠規定

本貸付金には、貸付を行った年度に対応して要綱が存在する（昭和 47 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和 48 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和 49 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱、昭和 51 年度沖縄県住宅供給公社賃貸共同住宅建設資金の貸付けに関する要綱）。

各年度の要綱を受けて、県と住宅供給公社との間で金銭消費契約を締結し、貸付を行っている。

### (4) 目的

本貸付は、住宅供給公社の賃貸共同住宅建設事業に要する費用の一部について県が公社に対して貸し付けることにより、住宅建設の助成促進を図り、もって住民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

### (5) 貸付対象

貸付対象は住宅供給公社である。

### (6) 財源

本貸付金の財源は県の資金である。

### (7) 貸付の方法

県が住宅供給公社に対して直接貸し付ける。

### (8) 貸付業務の流れ

貸付に際しては、県と住宅供給公社との間で金銭消費貸借契約書を締結した上で貸付けを行っている。

### (9) 当該貸付が単年度貸付であるか否か

無

### (10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容

無

### (11) 貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数

1 名。本貸付金は、昭和 51 年度に行われた貸付を最後に、新たな貸付は行われていない。また、償還が開始するのが平成 36 年度以降であるため、現時点における業務は資料管理制度である。

### (12) 広報の有無及び内容

無

### (13) 債権管理業務に関する個別研修の有無

無

## 2 本貸付金の内容

### (1) 貸付の条件

住宅供給公社は、地方住宅供給公社法の規定に基づき、県の承認を受けた事業計画及び資金計画に従い策定した「賃貸共同住宅建設計画書」を県に提出し、県がこれを承認したのち、すみやかに県と公社との間で「賃貸共同住宅の建設に伴う資金の貸付けに関する契約書」を締結する（要綱第 5、第 6）。

### (2) 利息の有無及び内容

無利子（要綱第 9）

### (3) 貸付けを受けるために必要な手続き

県は、住宅供給公社から住宅建設資金借入申請書を提出させ、内容審査のうえ、請書及び請求書を徵し、次により交付する（要綱第 8）。

<sup>1</sup> 住宅供給公社が民間金融機関から借入れた金昌の供給のための貸付け

建築費に対する貸付金は、住宅建設に関する実施計画に基づく工事の進捗に応じ、次の表に定めるところにより分割交付する。

### 3 本貸付金の償付実績及び回収状況等

(1) 一覧表

| 回数                 | 交付時期                                                   | 交付額                    | 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |             | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|--------------------|--------------------------------------------------------|------------------------|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                    |                                                        |                        | 予算額（円）           | 申請件数（件）     | 貸付金額（円）     | 貸付件数（件）     | 貸付金額（円）     | 貸付件数（件）     | 貸付金額（円）     |
| 第1回                | 建築工事に着手したとき                                            | 貸付決定額に85パーセントを乗じて得た額以内 | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 第2回                | 建築工事が竣工したとき                                            | 清算額から既交付済額を控除して得た額     | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| (4) 滞延損害金規定の有無及び内容 | 借主が貸付金の償還を怠ったときは、年10.95%の延滞利子を貸主に支払わなければならぬ。(契約書第10条)。 | 回収すべき金額（当年度分）A         | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| (5) 保証人の要否         | 否                                                      | 回収済み金額（過年度分）B          | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| (6) 物的担保の要否        |                                                        | 回収すべき金額（過年度分）C         | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| (7) 債還方法           | 据置期間は50年、償還期間は5年とされている。                                | 回収済み金額（過年度分）D          | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                    |                                                        | 回収率（B+D）／（A+C）         | -                | -           | -           | -           | -           | -           | -           |
|                    |                                                        | 総貸付残高（円）               | 714,980,000      | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 | 714,980,000 |
|                    |                                                        | 総貸付件数（件）               | 5                | 5           | 5           | 5           | 5           | 5           | 5           |
|                    |                                                        | 不納欠損額（円）               | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                    |                                                        | 不納欠損件数（件）              | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                    |                                                        | 債権放棄（円）                | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                    |                                                        | 債権放棄（件）                | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                    |                                                        | 免除額（円）                 | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                    |                                                        | 免除件数（件）                | 0                | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

### (2) 予算額

昭和51年度以降新たに貸付は行われておらず、現在予算計上されていない。

### (3) 貸付実績

昭和47年度から昭和51年度にかけて5件、7億1498万円の貸付けが行われた。

### (4) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

本件貸付金は、最も早く到来する償還期が平成36年度であるため、未だ回収すべき貸付金が存在しない。よって、当年度における回収の実績はない。

### (5) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

前述のとおり、未回収金は存在しない。

### (6) 総貸付残高および貸付件数

本貸付金は、昭和47年度から昭和51年度にかけて5件の貸付けが行われ、その貸付残高は7億1498万円である。

### (7) 不能欠損額及び件数 無

### (8) 債権放棄額及び件数 無

### (9) 免除額及び件数 無

| 要綱第9条                 |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 償還期間                  | 建物完成後50年間を据置期間とし以後5年間 |
| 償還方法                  | 元金均等年賦                |
| (8) 債還猶予規定の有無及び内容     | 無                     |
| (9) 債還免除規定の有無及び内容     | 無                     |
| (10) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 | 有                     |

## (3) コメント

## ア 住宅供給公社の財務状況

住宅供給公社の財務状況は、バブル経済崩壊後の景気低迷などの影響を受け、平成12年度には金融機関からの借入金が約130億円存在し、平成13年度には約7億円の債務超過となるなど、良好とはいえない状況にあった。

もつとも、その後の経営改善の結果、約7億円の債務超過は平成17年度に解消し、約130億円の金融機関からの借入金も平成24年度に完済している。平成27年度においては、利益剰余金も約24億円になるなど、財務状況は好転しており、平成36年度以降に到来する本貸付金の償還についても大きな懸念は存しないものと考える。

なお、現在の住宅供給公社の中心的な業務は県営住宅の管理業務であるところ、同業務は指定管理者制度による受託事業であり、指定管理者として指定された場合には本件貸付金の償還についても障害になる可能性があると考える。  
イ その他  
本件貸付金は、昭和51年度に貸付が行われて以降、特段の業務を行っていないため、本件貸付金の管理を担当する職員について見識を深めにくいう状況にある。  
平成36年度からは回収業務が発生する予定であるため、回収業務を見据えた職員の配置、研鑽機会の確保が必要であると考える。

## 第2 都市モノレール整備資金貸付金

### 都市モノレール建設事業資金貸付金

### 都市モノレール事業資金貸付金

## 1 概要

## (1) 一覧表

| 貸付金名              | 都市モノレール整備資金貸付金                     | 担当部署名(部及び課)          | 土木建築部都市計画・モノレール課                 |               |
|-------------------|------------------------------------|----------------------|----------------------------------|---------------|
| 貸付開始年度            | 平成10年度、平成18年度                      | 根拠規定(法律、条例、要綱等)      | 沖縄県道路整備・都市モノレール建設基金条例            |               |
| マニキュアル、手引き等       | 無                                  | 貸付金の目的               | 沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモノレール事業の促進等 |               |
| 貸付対象              | 沖縄都市モノレール株式会社                      | 財源(県、国、その他いすれか)      | 県                                |               |
| 貸付の方法             | 県からの直接貸付                           | 過去の内部監査等の指摘事項の有無     | 単年度貸付でない                         |               |
| 貸付が車両度貸付であるか否か    | 無                                  | 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 | 1名                               |               |
| 広報の有無及び内容         | 無                                  | 債権管理業務に関する個別研修の有無    | 無                                |               |
| 貸付の条件             | —                                  | 利息の有無                | 無                                |               |
| 利息の利率(年)          | %                                  | 遅延損害金規定の有無           | 有                                |               |
| 遅延損害金の利率          | 3.4%~8.25%                         | 保証人の有無               | 無                                |               |
| 物的担保の有無           | 無                                  | 担保価値の把握方法            | —                                |               |
| 償還方法(ex.年割置半年賦償還) | 10年返済元金均等半年賦償還(但し、平成29年度からの償還に延期)  | 償還猶予規定の有無            | 無                                |               |
| 償還免除規定の有無         | 無                                  | 期限の利益喪失規定の有無         | 無                                |               |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 | 予算額(円)               | 0 0 0 0 0                        |               |
| 申請件数(件)           | 0 0 0 0 0                          | 貸付件数(件)              | 0 0 0 0 0                        |               |
| 貸付実績              | 貸付金額(円)                            | 0 0 0 0 0            | 回収すべき金額(当年度分) A                  | 0 0 0 0 0     |
|                   | 貸付件数(件)                            | 0 0 0 0 0            | 回収済み金額(過年度分) B                   | 0 0 0 0 0     |
|                   | 貸付金額(円)                            | 0 0 0 0 0            | 回収すべき金額(過年度分) C                  | 0 0 0 0 0     |
|                   | 回収件数(件)                            | 0 0 0 0 0            | 回収済み金額(過年度分) D                   | 0 0 0 0 0     |
|                   | 回収率( B+D ) / ( A+C )               | —                    | 回収率( B+D ) / ( A+C )             | —             |
| 総貸付残高(円)          | 2,310,000,000                      | 2,310,000,000        | 2,310,000,000                    | 2,310,000,000 |
| 総貸付件数(件)          | 0 0 0 0 0                          | 不納欠損額(円)             | 0 0 0 0 0                        |               |
| 不納欠損件数(件)         | 0 0 0 0 0                          | 債権放棄(円)              | 0 0 0 0 0                        |               |
| 債権放棄(件)           | 0 0 0 0 0                          | 債権放棄(件)              | 0 0 0 0 0                        |               |
| 免除額(円)            | 0 0 0 0 0                          | 免除件数(件)              | 0 0 0 0 0                        |               |

|                   |                                                 |                                    |
|-------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------|
| 貸付金名              | 都市モノレール事業資金貸付金                                  | 都市モノレール事業資金貸付金                     |
| 担当部署名（部及び課）       | 土木建築部 都市計画・モノレール課                               | 土木建築部都市計画・モノレール課                   |
| 貸付開始年度            | 平成12年度、13年度、14年度、15年度                           | 平成20年度、21年度、22年度、23年度              |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）   | インフラ外建設事業の支援及びバス事業への影響に対する措置に関する協定書（平成2年12月19日） | 根拠規定（法律、条例、要綱等）<br>マニュアル、手引き等      |
| 無                 | 無                                               | 無                                  |
| 貸付金の目的            | 沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモニール事業の促進等                 | 沖縄都市モノレール株式会社の経営安定化及びモニール事業の促進等    |
| 貸付対象              | 沖縄都市モノレール株式会社                                   | 沖縄都市モノレール株式会社                      |
| 財源（県、国、その他）       | 県                                               | 県                                  |
| 貸付の方法             | 県からの直接貸付                                        | 県からの直接貸付                           |
| 当該貸付が単年度貸付であるか否か  | 過去の内部監査等の指摘事項の有無                                | 無                                  |
| 過去の内部監査等の指摘事項の有無  | 貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数                            | 1名                                 |
| 広報の有無及び内容         | 無                                               | 無                                  |
| 債権管理業務に関する個別研修の有無 | 無                                               | 無                                  |
| 貸付の条件             | —                                               | —                                  |
| 利息の有無             | 有                                               | 無                                  |
| 利息の利率（年）          | 貸付原資の利率<br>と同様                                  | 利息の利率（年）<br>有                      |
| 過延損害金規定の有無        | 有                                               | 有                                  |
| 過延損害金の利率          | 8.25%                                           | 3.1%～3.7%                          |
| 保証人の要否            | 否                                               | 否                                  |
| 物的担保の要否           | 否                                               | 否                                  |
| 担保価値の把握方法         | —                                               | —                                  |
| 償還方法（exi年程・半年賦償還） | 10年据置元金均等半年賦償還（但し、平成29年度からの償還に延期）               | 10年据置元金均等半年賦償還（但し、平成29年度からの償還に延期）  |
| 償還予定期の有無          | 無                                               | 無                                  |
| 償還免除規定の有無         | 無                                               | 無                                  |
| 期限の利益喪失規定の有無      | 無                                               | 無                                  |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等  | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度              | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 |
| 予算額（円）            | 0                                               | 0                                  |
| 申請件数（件）           | 0                                               | 0                                  |
| 貸付実績              | 貸付件数（件）                                         | 貸付金額（円）                            |
| 回収すべき金額（当年度分）A    | 0                                               | 0                                  |
| 回収済み金額（当年度分）B     | 160,000,000                                     | 160,000,000                        |
| 回収すべき金額（過年度分）C    | 0                                               | 0                                  |
| 回収済み金額（過年度分）D     | 0                                               | 0                                  |
| 回収率（B+D）／（A+C）    | 100                                             | 100                                |
| 総貸付残高（円）          | 5,503,000,000                                   | 5,243,000,000                      |
| 総貸付件数（件）          | 4                                               | 4                                  |
| 不納欠損額（円）          | 0                                               | 0                                  |
| 不納欠損件数（件）         | 0                                               | 0                                  |
| 債権放棄（円）           | 0                                               | 0                                  |
| 債権放棄（件）           | 0                                               | 0                                  |
| 免除額（円）            | 0                                               | 0                                  |
| 免除件数（件）           | 0                                               | 0                                  |

|                  |                                    |                                    |
|------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 |
| 予算額（円）           | 0                                  | 0                                  |
| 申請件数（件）          | 0                                  | 0                                  |
| 貸付実績             | 貸付件数（件）                            | 貸付金額（円）                            |
| 回収すべき金額（当年度分）A   | 0                                  | 0                                  |
| 回収済み金額（当年度分）B    | 160,000,000                        | 160,000,000                        |
| 回収すべき金額（過年度分）C   | 0                                  | 0                                  |
| 回収済み金額（過年度分）D    | 0                                  | 0                                  |
| 回収率（B+D）／（A+C）   | 100                                | 100                                |
| 総貸付残高（円）         | 5,503,000,000                      | 5,243,000,000                      |
| 総貸付件数（件）         | 4                                  | 4                                  |
| 不納欠損額（円）         | 0                                  | 0                                  |
| 不納欠損件数（件）        | 0                                  | 0                                  |
| 債権放棄（円）          | 0                                  | 0                                  |
| 債権放棄（件）          | 0                                  | 0                                  |
| 免除額（円）           | 0                                  | 0                                  |
| 免除件数（件）          | 0                                  | 0                                  |

(2) 本貸付金の概要

沖縄都市モノレール株式会社（以下「本会社」という。）は、県内において都市モノレール事業を経営している。県は、本会社に対し、本会社の経営を支援する等の目的から、平成10年度から平成23年度にかけて、以下の貸付け（以下「本貸付金」という。）を行ってきた。

（5）貸付対象

貸付対象は本会社である。

（6）財源

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12は本基金からの貸付けであり、本基金は、県有地の売払代金を積み立てている。よって、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けの財源は県である。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は、県が金融機関から借り入れを行い、その金員を県が本会社に貸し付けていたため、財源は県である。

（7）貸付の方法

県が本会社に対して直接貸し付ける。

（8）貸付業務の流れ

貸付に際しては、県と本会社とで貸付契約を締結した上で貸し付けを行っている。

（9）当該貸付が単年度貸付であるか否か、否

（10）過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無  
（11）貸付業務及び債権管理業務に従事する職員数 1名  
（12）広報の有無及び内容 無  
（13）債権管理業務に関する個別研修の有無 無

本貸付金は、「都市モノレール整備資金貸付金」（番号1、6）「都市モノレール建設事業資金貸付金」（番号2、3、4、5）「都市モノレール事業資金貸付金」（番号7、8、9、10、11、12）と3つの名称があるものの、貸付対象者や貸付の目的は同じである。

他、平成23年度及び27年度金融支援の際も、それぞれの貸付金を区別することなく取り扱われているため、まとめて記載する。

（3）根拠規定

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12は無利子である。  
整備・都市モノレール事業基金（以下「本基金」という。）から、本会社に対して貸し付けられている。本基金を設置するため、昭和61年に沖縄県道路整備条例が施行されている。

本貸付金のうち、番号2、3、4、5は、県が金融機関から借り入れを行い、その金員を県が本会社に貸し付けるもので、転貸債（地方債の一種）と呼ばれるものである。

（4）目的

（5）物的担保の有無 否

本貸付金は、本会社の経営安定化及びモノレール事業の促進に寄与することを目的としており、本会社は、本貸付金によって、車両基地の用地取得、車両・駅舎・変電所などの設備の整備、運転資金の不足などの用途に充ててきた。

（6）貸付額

| 番号 | 年度     | 貸付額             | H29.3.31 残額    |
|----|--------|-----------------|----------------|
| 1  | 平成10年度 | 1,000,000,000円  | 997,500,000円   |
| 2  | 平成12年度 | 500,000,000円    | 298,500,000円   |
| 3  | 平成13年度 | 1,750,000,000円  | 1,102,800,000円 |
| 4  | 平成14年度 | 3,500,000,000円  | 2,306,200,000円 |
| 5  | 平成15年度 | 1,759,000,000円  | 1,215,500,000円 |
| 6  | 平成18年度 | 1,312,500,000円  | 1,312,500,000円 |
| 7  | 平成20年度 | 600,000,000円    | 600,000,000円   |
| 8  | 平成21年度 | 106,239,000円    | 106,239,000円   |
| 9  | "      | 38,250,000円     | 38,250,000円    |
| 10 | 平成22年度 | 17,980,500円     | 17,980,500円    |
| 11 | "      | 358,981,000円    | 358,981,000円   |
| 12 | 平成23年度 | 278,484,000円    | 278,484,000円   |
|    | 計      | 11,221,134,500円 | 8,632,934,500円 |

2 本貸付金の内容

（1）貸付の条件

貸付契約毎に貸付の必要性を判断し、貸付を行っている。

（2）利息の有無及び内容

本貸付金のうち、番号1、6、7、8、9、10、11、12は無利子である。  
本貸付金のうち、番号2、3、4、5是有利子である。利率については、県が金融機関から貸付原資として借り入れた金額の借入利率と同率である。

（3）連延損害金規定の有無及び内容

本貸付金の番号1から12の全てに連約金条項が定められている。その内容は年3.1%から年8.25%の連約金が定められている。  
（4）保証人の要否 否

（5）物的担保の要否 否

| (6) 債還方法 |        |        |
|----------|--------|--------|
| 番号       | 年度     | 据置期間   |
| 1        | 平成10年度 | 25年6ヶ月 |
| 2        | 平成12年度 | 2年6ヶ月  |
| 3        | 平成13年度 | 2年6ヶ月  |
| 4        | 平成14年度 | 2年6ヶ月  |
| 5        | 平成15年度 | 2年6ヶ月  |
| 6        | 平成18年度 | 20年    |
| 7        | 平成20年度 | 18年    |
| 8        | 平成21年度 | 17年    |
| 9        | "      | "      |
| 10       | 平成22年度 | 16年    |
| 11       | "      | "      |
| 12       | 平成23年度 | 15年    |

(7) 債還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 債還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

県は、本会社が貸付契約の条項に違反したとき、本会社が強制執行、仮差押、仮処分、競売若しくは和議の申立てを受け又は本会社に対し破産の申立てがあつたとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたときには、本貸付金の全部または一部を償還期限前に償還させることができる。

### (7) 債還猶予規定の有無及び内容 無

(8) 債還免除規定の有無及び内容 無

(9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容

県は、本会社が貸付契約の条項に違反したとき、本会社が強制執行、仮差押、仮処分、競売若しくは和議の申立てを受け又は本会社に対し破産の申立てがあつたとき、貸付金の償還に支障を及ぼす重大な事態が生じたときには、本貸付金の全部または一部を償還期限前に償還させることができる。

## 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

(1) 予算額  
平成23年度以降は新たな貸付がないため、現在は予算を確保していない。

(2) 貸付実績及び回収実績

| 番号 | 年度     | 貸付額            | H29.3.31までの償還額 |
|----|--------|----------------|----------------|
| 1  | 平成10年度 | 1,000,000,000円 | 2,500,000円     |
| 2  | 平成12年度 | 500,000,000円   | 201,500,000円   |
| 3  | 平成13年度 | 1,750,000,000円 | 647,200,000円   |
| 4  | 平成14年度 | 3,500,000,000円 | 1,193,800,000円 |
| 5  | 平成15年度 | 1,759,000,000円 | 543,500,000円   |

(3) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

これまでの回収すべき金額（当年度分）については全て償還期限通りに償還がされており、回収率は100%である。なお、平成23年度と27年度に償還方法の変更を行っており、その点に関しては4.(3)でコメントする。

(4) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

未回収金は存在しない。

(5) 総貸付残高および総貸付件数

平成29年3月31日時点の貸付残高は、86億3293万4500円である。

貸付件数は、契約書毎に1件と数えると12件である。

(6) 不能欠損額及び件数 無

(7) 債権放棄額及び件数 無

(8) 免除額及び件数 無

閑約1億円軽減されることとなつた。

(1) 平成27年度金融支援

県は、本会社に対し、平成27年度に二度目の金融支援を行っている。  
その内容は、番号2、3、4、5の貸付けについて、平成28年度以降は年間2億2365万2000円を償還すべきであったところ、平成30年度までは年間1億6000万円に圧縮する一方で、平成31年度以降は年間2億3171万円に増額するものであつた。番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けについての変更はない。

イ 考察

平成23年度金融支援は、平成27年度までの借入金償還額を当初予定の年間2億6920万円から年間1億6000万円に減額するものであり、平成27年度金融支援は、1億6000万円への減額を3年間延長する内容であった。

この点、本会社の乗客数想定（平成18年度中・長期経営計画）は、平成24年度以降に42,000人／日を見込んでいたところ、

平成26年度 41,249人／日

平成27年度 44,144人／日

平成28年度 47,462人／日

と想定を上回っており、平成27年度、28年度にかけて業績が悪化したとは言い難い状況にあるが、平成27年度に二度目の金融支援が行われたのは、浦添延長事業における支出を盛り込んでいたことや、修繕費支出の増加が挙げられる。  
平成23年度金融支援の結果、番号1、6、7、8、9、10、11、12の貸付けの償還が、平成39年度から開始するため、平成39年度から年間3億3727万2000円（県と市への償還額）償還額の増加が予定されており、平成39年度から償還額が急激に増加するため、平成27年度金融支援と同様、再び金融支援せざるを得ない状況にならないかが懸念される。

4 指摘及び意見

(1) 指摘 無

(2) 意見 無

(3) コメント

本貸付金については平成23年度及び27年度に金融支援（償還方法の変更）が行われており、この点についてコメントする。

ア 金融支援の内容

(7) 平成23年度金融支援  
県は、本会社に対し、平成23年度（モノレール事業が開業して9年目）に一度目の金融支援（償還方法の変更）を行っている。  
その内容は、番号2、3、4、5の貸付けについては、年間2億6920万円を償還すべきところ、平成27年度までの償還額を年間1億6000万円に、平成28年度以降の償還額も年間2億2365万2000円に圧縮する一方、償還期間を5年間延長するというものであつた。平成23年度当時、番号1の貸付けについては、年間100万円の償還が始まっており、既に2年半分の250万円を償還していたが、その後の償還を平成38年度まで据え置き、平成39年度以降22年で償還するというものであった。番号6、7、8、9、10、11、12の貸付けについては、それぞれ平成30年頃から、20年間で償還すべきところ、いずれも平成38年度まで据え置き、平成39年度から平成60年度までの22年間で償還するというものであった。

以上のとおり、平成23年度の金融支援によって、平成27年度までは借入金の償還が年以上のとおり、平成23年度の金融支援によって、平成27年度までは借入金の償還が年

第9章 教育委員会の賃付金

第1章 油網膜人材育成資金貸付制度

## 第2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金

第1章 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金

概要

一覽表

## (2) 本管(付合)の概要

沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金（以下「本貸付金」という。）は、公益財團法人沖縄県国際交流・人材育成財團（以下「本財団」という。）の貸付事業を円滑にするために、本財団の奨学金事業の貸付原資の貸付を行うものである。本財団は、沖縄県の教育・文化の振興及び産業発展に寄与するための国際性豊かな人材の育成と国際交流・交流の拠点形成を図ることを目的に、県内在住の成績優秀な学生への奨学金貸付事業等を行っている団体である。

つすみやかに奨学生事業を実施するため、当該財團への貸付原資貸付の方式を採用したものと想料される。

なお、平成25年度以降は、本貸付金は予算計上されているが、貸付実績がない。これは、この数年での本財團の収支状況（貸与予定額や奨学生回収額など）を踏まえ、貸付の必要性がなかつたためである。

### （3）根拠規定

本貸付金の根拠規定は、昭和57年5月1日に施行された沖縄県人材育成資金貸付原資貸付要綱（以下「本要綱」という。）である。

（4）目的

本要綱第1条によれば、本貸付は、本財團の貸付事業を円滑にするために貸付原資の貸付を行うとされている。本財團は、多くの高校生・大学生等に奨学金を貸しているところ、優秀な人材が経済的な理由で学業を断念することがないよう、同財團に貸付原資を貸付けることにより、授学生貸与事業の維持を図っている。

### （5）貸付対象

貸付対象者は本財團である。本財團は、昭和28年3月に発足した財團法人沖縄県人材育成財團（発足当初は「特殊法人琉球育英会」）と、昭和56年3月に発足した財團法人沖縄県国際交流財團が、平成12年4月に統合され、財團法人沖縄県国際交流・人材育成財團という現在の名称に改称したものである（平成25年4月から公益財團法人に移行）。

### （6）財源

本貸付金については、県が全額拠出している。

### （7）貸付の方法

県が本財團に対して奨学生等の貸付原資を貸付ける。貸付を受けた本財團が、同貸付を原資として、貸付金を必要とする学生に対して奨学生として貸付を実施する。

### （8）貸付業務の流れ

本要綱に基づき、本財團より借入申請があつた場合に、予算の範囲内で貸付額を決定し、本財團との契約を締結する。契約締結後、本財團に貸付金を支出する。

### （9）当該貸付が当年度貸付であるか否か、否

### （10）過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

### （11）貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数 1名

### （12）広報の有無及び内容

広報活動については、本貸付金は本財團を対象とした貸付金であることから、貸付金そのものについての広報活動は行っていない。  
なお、学生への奨学生の広報活動については、本財團がホームページ等で広報を行っている。

県としては、県ホームページに本財團のリンク先を表示しているほか、「ちゅら島沖縄」（県の広報誌、ゆいレール各駅や県内的一部コンビニエンスストア等に設置して無料配布している。）への掲載、ラジオの県の広報番組枠で情報提供をする等の広報活動を行っている。

（13）債権管理業務に関する副研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

### （1）貸付の条件

本貸付については、本財團が知事に対して借入を申請し（本要綱第4条）、申請を受けた知事が貸付を適と認めたとき、予算の範囲内で貸付を決定して財團と契約を締結するものとされている（本要綱第5条）。

### （2）利息の有無及び内容 無（本要綱第3条第1項）

### （3）遅延損害金規定の有無及び内容 無

### （4）保証人の有無 否

### （5）物的担保の有無及び担保価値の把握方法 否

### （6）償還方法

本貸付金の償還期間は原則として10年以内とされているが、特に必要があるときは15年まで延長が可能である（本要綱第3条第2項）。他方で、必要があると認められる場合には償還期限前に償還をさせることもできる（同第3項）。

### （7）償還猶予規定の有無及び内容 無

### （8）償還免除規定の有無及び内容

本財團が公益財團法人沖縄県国際交流・人材育成財團奨学生貸与規定及び公益財團法人沖縄県国際交流・人材育成財團留学助成規定に基づいて学生に対して貸与額を免除した場合には、本財團は、県との関係で当該免除相当額について返還を免除される規定となっている（本要綱第3条第4項）。

免除がなされる場合としては、貸付を受けた学生が死亡や重病により返還が困難となつた場合等が予定されている。

### （9）期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

## 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

### （1）一覧表

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等      |         | 平成24年度      | 平成25年度      | 平成26年度      | 平成27年度      | 平成28年度      |
|-----------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 予算額(円)                |         | 44,618,000  | 44,618,000  | 20,000,000  | 20,000,000  | 20,000,000  |
| 申請件数(件)               | 貸付金額(円) | 44,618,000  | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 貸付実績                  | 貸付件数(件) | 44,618,000  | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収すべき金額(当年度分)         | 貸付件数(件) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(当年度分) A        | 貸付件数(件) | 68,698,000  | 85,500,000  | 86,131,000  | 75,889,000  | 0           |
| 回収済み金額(過去年度分) B       | 貸付件数(件) | 68,698,000  | 85,500,000  | 86,131,000  | 75,889,000  | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) C        | 貸付件数(件) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収済み金額(過年度分) D        | 貸付件数(件) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 回収率 (B + D) / (A + C) |         | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      | 100.00      |
| 総貸付残高(円)              |         | 790,577,000 | 705,077,000 | 618,946,000 | 532,815,000 | 456,926,000 |
| 総貸付件数(件)              |         | 10          | 9           | 8           | 7           | 6           |
| 不納欠損額(円)              |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 不納欠損件数(件)             |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債務放棄(円)               |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 債務放棄(件)               |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除額(円)                |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 免除件数(件)               |         | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

#### (2) 予算額

平成24年度、平成25年度は4468万8000円が予算計上されているが、平成26年度以降は毎年2000万円しか予算計上されていない。

後述のとおり、平成25年度以降は貸付実績が無いものの、本財団の貸付基準を満たす貸与希望者に対して可能な限り貸与を実施することができるようにするため、本財団の予算を上回るほどの貸与希望がなされた場合等、財団が本貸付金を必要とする場合に備えて、毎年予算が計上されている。

#### (3) 貸付実績

本貸付金は、平成25年度以降、貸付がなされていない。その理由は平成25年度、平成26年度については本財団から学生への貸付実績が本財団の予算内であったことから、本財団が貸付の申請を見送ったためである。また、平成27年度、平成28年度については、貸与実績は本財団の当初の予算を上回っていたが、本財団に多額の繰越資産があつたことから、本財団が本貸付金の申請を見送ったためである。

#### (4) 回収すべき金額及び回収率(当年度分)

貸付後、10年後に一括償還という運用がなされている。回収すべき貸付金については、毎年回収すべき金額の全額が償還されているため、回収率は100%である。

なお、本財団から県に対して、毎年奨学金の回収状況等に関する報告書が提出されており、同報告書により県は本財団の財務状況や奨学金の回収状況を把握している。基本財産の利息等の運用、寄付金、奨学金の回収等の収入により、本財団の財務状況について見当たらぬ。

#### (5) 回収すべき金額及び回収率(過年度分)

前述のとおり、本貸付金は毎年回収すべき金額の全額が償還されているため、回収率は100%である。したがって、過年度分について回収すべき貸付金はない。

#### (6) 総貸付残高および件数

平成25年度以降、貸付が実施されていないため、総貸付残高、総貸付件数とともに年々減少し

ている。

- (7) 不納欠損額及び件数 無
- (8) 債権放棄額及び件数 無
- (9) 免除額及び件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

##### (1) 指摘 無

##### (2) 意見 無

##### (3) コメント

調査の結果、本貸付金に関しては特に指摘・意見すべき事項は見当たらなかった。  
なお、本貸付金は、本財団の財務状況を踏まえ、平成25年度以降は貸付実績がない状況である。数年にわたりて貸付実績がない以上、予算として計上する必要がないとも思われるが、本貸付金は、本財団の予算を上回る件数の貸付金の心臓があつた場合の予備的資金としての役割を果たしており、予算計上しておくことに意義はある。もっとも、国による給付型奨学金の創設や各種団体による奨学金の拡充等、近年では学生に対する経済的支援の在り方にも変化が見られる。本貸付金についても、その役割や意義についていざれば再検討が必要になるものと思料される。以上

## 第2 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金・沖縄県高等学校通学貢献課程修学奨励貸付金

### 1 概要

#### (1) 一覧表

|                  |                                                      |  |  |
|------------------|------------------------------------------------------|--|--|
| 貸付金名             | 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金                                  |  |  |
| 当部署名（部及び課）       | 教育委員会教育支度課                                           |  |  |
| 貸付開始年度           | 平成15年                                                |  |  |
| 根拠規定（法律、条例、要綱等）  | 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励金貸与条例、同施行規則                          |  |  |
| マニュアル、手続き等       | 沖縄県高等学校定時制課程修学奨励金貸与申請手続マニュアル                         |  |  |
| 貸付対象             | 沖縄県高等学校の高学年（中学生の場合は、中学校修業年限満了の翌年）の在学している者            |  |  |
| 財産（県、国、その他）の取り扱い | 県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の取扱い方法 |  |  |
| 貸付金の目的           | 勤労青少年の高等学校修業課程及び通学課程への修学を促進するため                      |  |  |
| 貸付対象             | 県内高等学校の定時制課程に在学している者                                 |  |  |
| 財産（県、国、その他）の取り扱い | 県が直接貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸すのか、金融機関や他の団体等を通じて貸す場合の取扱い方法 |  |  |
| 貸付の方法            | 過去の内部監査等の指摘事項は、原則として年内に改善する旨の有無及び内容                  |  |  |
| 前項において貸すのか       | 県が直接貸す                                               |  |  |
| 貸付金の償還方法         | 返済義務の有無及び内容                                          |  |  |
| 貸付の条件            | 県内高等学校の定時制課程に在学している者                                 |  |  |
| 利息の有無            | 利息の有無                                                |  |  |
| 利回り率（年）          | 無                                                    |  |  |
| 保証料率の定め          | 無                                                    |  |  |
| 保証料率の年率          | 無                                                    |  |  |
| 保証人              | 保証人の有無                                               |  |  |
| 保証の方法            | 保証の方法                                                |  |  |
| 保証期間             | 6ヶ月据置半年（償還）                                          |  |  |
| 償還方法             | 6ヶ月据置半年（償還）                                          |  |  |
| 償還額              | 6ヶ月据置半年（償還）                                          |  |  |
| 償還額の有無           | 有                                                    |  |  |
| 償還額の年率           | 無                                                    |  |  |
| 償還額の償還方法         | 定期的取扱い                                               |  |  |
| 貸付の条件            | 県内高等学校の定時制課程に在学している者                                 |  |  |
| 利息の有無            | 利息の有無                                                |  |  |
| 利回り率（年）          | 無                                                    |  |  |
| 保証料率の定め          | 有                                                    |  |  |
| 保証料率の年率          | 10.95%                                               |  |  |
| 保証人              | 否                                                    |  |  |
| 保証の方法            | 保証の方法                                                |  |  |
| 保証期間             | 6ヶ月据置半年（償還）                                          |  |  |
| 償還額              | 6ヶ月据置半年（償還）                                          |  |  |
| 償還額の有無           | 有                                                    |  |  |
| 償還額の年率           | 無                                                    |  |  |
| 期間の貸付実績及び回収状況等   | 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度                   |  |  |
| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 | 840,000 2,150,000 3,206,000 3,528,000 3,528,000      |  |  |
| 子算額（円）           | 13                                                   |  |  |
| 申請件数（件）          | 1,106,000                                            |  |  |
| 貸付実績             | 8                                                    |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）A   | 2,450,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 3,094,000                                            |  |  |
| 回収率              | 2,408,000                                            |  |  |
| 総貸付額（円）          | 16                                                   |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 2,450,000                                            |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 2,450,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）D    | 1,938,000                                            |  |  |
| 回収率              | 4,934,000                                            |  |  |
| 総貸付額（円）          | 22                                                   |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 5,628,000                                            |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 1,680,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 896,000                                              |  |  |
| 回収率              | 0                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 0                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 0                                                    |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 756,000                                              |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 8                                                    |  |  |
| 回収率              | 0                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 7                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 15                                                   |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 1,008,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 9                                                    |  |  |
| 回収率              | 0                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 6                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 9                                                    |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 1,008,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 1,134,000                                            |  |  |
| 回収率              | 5                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 6                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 9                                                    |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 1,680,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 8                                                    |  |  |
| 回収率              | 0                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 7                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 9                                                    |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 1,26,000                                             |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 126,000                                              |  |  |
| 回収率              | 0                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 0                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 0                                                    |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 1,736,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 504,000                                              |  |  |
| 回収率              | 0                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 0                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 0                                                    |  |  |
| 回収すべき金額（当年度分）B   | 1,736,000                                            |  |  |
| 回収済み金額（過年度分）C    | 882,000                                              |  |  |
| 回収率              | 2                                                    |  |  |
| 総貸付額（円）          | 7                                                    |  |  |
| 総貸付件数（件）         | 11                                                   |  |  |

#### (2) 本貸付金の概要

沖縄県高等学校定時制課程修学奨励貸付金及び沖縄県高等学校通学貢献課程修学奨励貸付金（以下、両者併せて「本貸付金」という。）は、貸付としてはそれぞれ別個の貸付金であるが、両者は根拠規定やその目的等を同一とする貸付金であるから、併せて監査の対象とした。

本貸付金は、定期制高校及び通学課程修学奨励金と並んで、貸付金である。貸付金は、定期制高校での受取を受けた奨学金は県に返還されるべきであるが、本貸付金は無事に被貸与者が学校を卒業することができるれば貸付金の返還を免除するという仕組みになつている。したがって、通常の貸付金と異なり、本貸付金は、弁済ではなく免除により貸付金が処理されることが制度上予定されている。

また、本貸付金は、貸付の「件数」と貸付を受けた者の「人数」が必ずしも一致しない。これは、一度貸与が開始された学生については、基本的には翌年度分以降についても貸与が継続され、過年度分の貸与金について原則として卒業まで返還が猶予されるため、1人の学生が卒業するまで数年度分の貸付を受けることになるのである。

(3) 根拠規定  
本貸付金の根拠規定は、昭和50年に施行された（なお、適用は昭和49年に遡及して適用されている）、沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（以下「本条例」という。）及び同施行規則（以下「本規則」という。）である。

(4) 目的  
本条例第1条によれば、「この条例は、勤労青少年の高齢に対するものとする」とされており、本貸付の目的は、勤労青少年の高等学校定時制課程・通信制課程への修学を促進するという点にある。勤労青少年が、経済的な原因で修学を断念することがないように、本貸付金によって経済的に援助して修学を奨励している。

(5) 貸付対象  
県内高等学校の定時制課程もしくは通信制課程に在学する者又は広域の通信制課程に在学する県内に住居を有する者で、経済的理由により著しく修学が困難であって、経済的収入を得る職業に就いていることが条件となっている。

(6) 財源  
本貸付金については、県が全額拠出している。

(7) 貸付の方法  
県が直接各学生に貸与するが、学生への振込手続については各学校を通じて行っている。

(8) 貸付業務の流れ  
①教育支援課より各高校へ貸与希望者調査、②学校が貸与希望者の申請書を取りまとめて教育支援課へ提出、③選考委員会で貸与者決定、④学校へ予算を令達、⑤学校において貸付金の振り込みを行う（本規則第3条、同第4条第1項）。

(9) 当該貸付が単年度貸付か否か、否

(10) 過去の内部監査等の指摘事項の有無及びその内容 無

- (1) 貸付業務及び債権管理業務に從事する職員数 1名
- (2) 広報の有無及び内容  
募集時期が近くなると、県教育委員会のホームページに本貸付金の情報を掲載している。募集が終了すると、掲載も終了している。県内の各中学校への広報活動等は行っていない。
- (3) 債権管理業務に関する個別研修の有無 無

## 2 本貸付金の内容

- (1) 貸付の条件  
県内高等学校の定時制課程もしくは通信制課程に在学している者又は広域の通信制課程に在学する県内に住所を有する者で、経済的に著しく修学が困難な者であって、経済的収入を得る職業に就いていることが条件となっている。
- 貸付の可否について、当該年度に貸与希望者に配布する「沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業受学生募集要項」（以下、平成29年度の同募集要項を「本募集要項」という。）に当該年度の収入基準が掲載されており、この基準を満たしている者については、可能な限り貸付を実施するように運用がなされている。
- (2) 利息の有無及び内容  
本条例や本規則には定めがないものの、募集要項において本貸付金の利率は無利子とされている。
- (3) 遅延損害金規定の有無及び内容  
本貸付金については、借主が償還期日までに貸付金を償還しない場合には、「延滞利息」として年10.95ペーセントを支払わなければならない旨の定めがある（本条例第9条）。
- (4) 保証人の要否  
本貸付金については、保証人が2名必要である旨の定めがある。また、貸与希望者が未成年者である場合には、保証人のうち1人はその法定代理人でなければならぬとされている（本条例第5条）。
- (5) 物的担保の要否及び担保価値の把握方法 否
- (6) 債置方法  
本貸付金の償還は、貸与の終了から6か月間据え置きした後、月賦または半年賦の均等払い方式とされている（本条例第7条）。
- (7) 債置猶予規定の有無及び内容  
本貸付金については、原則として在学中は償還を当然に猶予され（本条例第8条第1項），被貸与者が卒業することができるば、償還を免除されるという仕組みになっている。また、進学や転学を得ない事由があると認められる場合にも、償還を猶予することができる（同条第2項）。

猶予の手続きについては、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に猶予申請書を提出し（本規則第9条第1項）、教育委員会は同申請を審査の上、その可否を決定したときは免除承認（不承認）通知書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知する（本規則第9条第2項）。

もともと、在学中の償還猶予に関しては、猶予申請書の提出や猶予決定書の通知が行われていなかつた（この点については「4 指摘、意見及びコメント」で詳述する）。各被貸与者の猶予事由の有無については、学校からの報告を受けて確認している。

#### 本条例第8条

1 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後又は貸与の期間満了後引き続き定期課程又は通信制課程に在学するときは、修学奨励金の返還債務の履行を行なう。

2 前条の規定にかかわらず、修学奨励金の貸与を受けた者が第6条第1項の規定により貸与を打ち切られた後ににおいて次の各号のいずれかに該当するときは、願い出によつて修学奨励金の返還債務の履行を行なうことができる。

- (1) 高等学校（定期制課程及び通信制課程を除く。）、高等専門学校又は大学に在学するとき。
- (2) 災害、疾病その他これらを得たが理由があると認められるとき。

3 前項第2号による修学奨励金の返還債務の履行の猶予の期間は、1年以内とする。ただし、教育委員会が正当な理由があると認めるときは、更に1年以内の期間を延長することができること。

4 修学奨励金の返還債務の履行の猶予の期間は、前3項の期間を通算して5年を越えることができない。

#### 本規則第9条

1 条例第8条第1項又は第2項の規定による修学奨励金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、修学奨励金返還債務履行猶予申請書（第8号様式）を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を審査し、その可否を決定したときは、修学奨励金返還債務履行猶予承認・不承認通知書（第9号様式）により、学校長を経て本人又は連帯保証人に通知する。

#### (8) 償還免除規定の有無及び内容

前述のとおり、本貸付金については、原則として在学中は償還猶予され、被貸与者が卒業することができるれば償還を免除されるという仕組みになっている。過去に本貸付金を利用した者は、2名（定期制1名、通信制1名）を除いて全員が償還を免除されている。

免除の手続きについては、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に免除申請書を提出し（本規

則第10条第1項）、教育委員会は同申請を審査の上、その可否を決定したときは免除承認（不承認）通知書を学校長を経て本人または連帯保証人に通知するとされている（本規則第10条第2項）。猶予の手続きと異なり、免除については、被貸与者の卒業時に免除申請書が学校長を通じて提出されおり、免除承認通知書による通知も行われていた。各被貸与者の免除事由の有無について、被貸与者の卒業時に、免除申請書の提出と合わせて学校からの報告を受けて確認をしている。

#### (9) 期限の利益喪失規定の有無及び内容 無

### 3 本貸付金の貸付実績及び回収状況等

#### (1) 一覧表

#### 【沖縄県高等学校定期制課程修学奨励資金】

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |           | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 申告額(円)           | 申告件数(件)   | 貸付金額(円)   | 貸付件数(件)   | 貸付金額(円)   | 貸付件数(件)   | 貸付金額(円)   |
| 1,680,000        | 1,680,000 | 1,680,000 | 1,680,000 | 1,680,000 | 1,680,000 | 1,680,000 |
| 7                | 7         | 7         | 7         | 7         | 7         | 7         |
| 1,098,000        | 1,098,000 | 756,000   | 5         | 1,134,000 | 8         | 896,000   |
| 11               | 11        | 11        | 5         | 11        | 8         | 6         |
| 1,708,000        | 1,708,000 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 14               | 14        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 1,708,000        | 1,708,000 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 6                | 6         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 126,000          | 126,000   | 126,000   | 0         | 126,000   | 0         | 126,000   |
| C                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 126,000          | 126,000   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 3,066,000        | 3,066,000 | 2,142,000 | 0         | 2,142,000 | 0         | 2,772,000 |
| 13               | 13        | 13        | 0         | 11        | 15        | 10        |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 1,806,000        | 1,806,000 | 952,000   | 0         | 1,736,000 | 0         | 594,000   |
| 12               | 12        | 7         | 0         | 7         | 0         | 3         |
| 952,000          | 952,000   | 1,736,000 | 0         | 594,000   | 0         | 882,000   |
| 4                | 4         | 3         | 0         | 11        | 7         | 5         |

#### 【沖縄県高等学校通信制課程修学奨励資金】

| 本貸付金の貸付実績及び回収状況等 |           | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度    | 平成28年度    |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 申告額(円)           | 申告件数(件)   | 貸付金額(円)   | 貸付件数(件)   | 貸付金額(円)   | 貸付件数(件)   | 貸付金額(円)   |
| 840,000          | 840,000   | 2,450,000 | 3,206,000 | 3,528,000 | 3,528,000 | 3,528,000 |
| 0                | 0         | 2,450,000 | 25        | 25        | 20        | 16        |
| 1,106,000        | 1,106,000 | 3,094,000 | 2,408,000 | 2,456,000 | 2,456,000 | 2,456,000 |
| 8                | 8         | 8         | 15        | 21        | 15        | 15        |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 1,988,000        | 1,988,000 | 2,940,000 | 5,698,000 | 4,934,000 | 5,628,000 | 5,628,000 |
| 10               | 10        | 15        | 25        | 22        | 22        | 22        |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 0                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         |
| 966,000          | 966,000   | 1,498,000 | 336,000   | 3,122,000 | 1,806,000 | 1,806,000 |
| 7                | 7         | 6         | 1         | 11        | 11        | 7         |

#### (2) 予算額

予算については、前年度の貸付実績をふまえて予算計上をしている。

定期制課程の貸付金については、平成25年度からは、平成26年度をのぞいて毎年168万円が計上されている。

通信制課程の貸付金については、平成25年度から前年に比べて予算が大幅に増加しており（平

成24年度：84万円→平成25年度：245万円）、その後も少しずつ増加して平成27年度及び平成28年度には382万8000円が清算されている。

(3) 貸付実績

定期制課程の貸付金の貸付件数については、平成24年度から平成28年度は5～11件である。貸付金額については、予算額の約50～約75%の金額で貸付けが実施されている。  
通信制課程の貸付金の貸付件数については、平成24年度から平成28年度は10～21件である。貸付金額については、予算額の約68%～100%の金額で貸付けが実施されている。なお、平成24年度には貸付金額が予算額を超過しているが、正規の手続きを経た上で定期制課程修学奨励貸付金の予算を融通して貸付を実施した。

なお、各貸付金の管理については、学校からの報告を受けた各被貸与者の学生名簿が作成されおり、氏名・住所・学校名、貸与を受けた各年度や残債務額、免除を受けた年度等を担当者が把握できるようになっている。

(4) 免除額及び免除件数

前述のとおり、本貸付金は被貸与者の卒業による免除が予定されているところ、ほぼ全ての貸付金が免除により処理されている。平成28年度は、定期制課程は88万2000円（5件）、通信制課程は180万6000円（7件）の貸付金が免除されている。

(5) 回収すべき金額及び回収率（当年度分）

当年度分の貸付金については全て免除で処理されたため、回収すべき債権は発生していない。  
本貸付金は、修学奨励金という性質上、在学中は広く償還が猶予され、無事に卒業することができれば償還が免除されるという仕組みとなっている。そのため、前述のとおり、過去の貸付は定期制1件、通信制1件を除いて全て免除で終了している。

(6) 回収すべき金額及び回収率（過年度分）

定期制課程の貸付金については、1件分の貸付金が長期間回収未了となっている。同貸付金についてはまだ被貸与者と連絡すら取れぬ状況であり、回収率は0%である。

通信制課程の貸付金については、平成27年度から1件分の貸付金が回収未了となっている。同貸付金については、来年度に課定を行い、償還を開始する予定とのことである。

(7) 上記事案の回収状況については、以下のとおり問題が生じていた。

ア 定期制課程の貸付金については、被貸与者と音信不通の状態になってしまっており、借用証書を作成されていないため、回収は事实上不可能な状況になってしまっている。これは、本規則上、本貸付金の借用証書及び返墨用紙について、貸付金を返還しなければならない事由が生じた後に、学校長を経て提出することとされている点が影響している。

本規則第8条  
受験学生が、条例第6条第1項に規定する事由が生じたことにより修学奨励金を返還しなけれ

ばならない場合は、その事由が生じた日から起算して15日以内に、条例第5条第1項及び第2項に規定する連帯保証人と連署のうえ、修学奨励金借用証書（第6号様式）及び修学奨励金返墨用紙書（第7号様式）を学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

本規則第8条の趣旨は、本貸付金の目的即ち労働青少年の修学を促進する点にあることや、制度上も猶予・免除制度が充実していく基本的に在学中は被貸与者からの償還が予定されていないこと等にかんがみて、借用証書・返墨用紙書の作成時期を償還の必要性が生じた時点として、書類提出の手続きも学校側に負担させることにより、事務手続きの負担軽減を図った点にあると思料される。

しかし、これでは償還に必要な手続きについて、学校任せともいえる仕組みになってしまっている。学校が手続きを怠ってしまう場合は回収困難な事態が生じてしまう危険があり、上記の事案はまさにこの点が顕在化した事案である。貸与決定ないし実行の段階ですみやかに償還を終する文書を作成させておくことで、かかる危険は容易に回避することとは可能であった。また、一般的にも、借用証書等の貸付金に関する契約書は貸付前が遅くても貸付を実行したものであり、本貸付金の手続きは一般的な手続きと乖離している。

イ 通信制課程の貸付金については、学校の不祥事問題で平成27年から単位が取得できなくなってしまった、被貸与者がそのまま転校の手続等もせざる事案である（なお、同校は平成29年3月に正式に廃校した）。当初は被貸与者と音信不通となってしまったが、平成29年に被貸与者と連絡が取れたため、今後借用証書を作成して、具体的に回収に入ることとなっている。

当該事案についても、貸与決定ないし実行の段階で償還を終する文書を作成しておけば、すみやかに回収のための措置をとることができたのであり、前述の定期制課程修学奨励貸付金と同様の問題がある。

(7) 総貸付残高および件数  
定期制課程については、平成28年3月31日時点の貸付残高は278万6000円、件数は10件であり、通信制課程については、貸付残高は562万8000円、件数は22件である。

- (8) 不納欠款額及び件数 無  
(9) 債務放棄額及び件数 無

#### 4 指摘、意見及びコメント

(1) 指摘

ア 猶予の運用について

本規則によれば、償還の猶予については、被貸与者が学校長を通じて教育委員会に猶予申請書を提出し（本規則第9条第1項）、教育委員会は同申請を審査した上で猶予承認（不承認）通知

書を学校長を通じて本人または連帯保証人に通知するとされている（本規則第9条第2項）。ところが、在学中の償還猶予に関する通知では、猶予申請書の提出や猶予決定書の通知は行われていなかった。したがって、在学中の猶予について定めた本条例第8条第1項の規定からすれば、在学中は当然に償還を猶予する趣旨であると解釈できる。しかし、本規則第9条第1項は、在学中の猶予の場合は被貸与者からの猶予申請書の提出と、教育委員会の承認（不承認）の通知を要求しているのであるから、かかる規定を無視した運用は、規則に反した違法な運用と言わざるを得ない。猶予の運用を本規則のどおりにあらためるか、本規則の規定を本条例の規定に合わせるか等、早急に検討して、何等かの是正をする必要がある。

#### 指摘1

償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続きに改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかとして、是正されたい。

#### イ 優先の利益喪失規定について

本条例には期限の利益喪失についての定めではなく、借用証書等の書面にも期限の利益喪失規定についての定めはない。しかし、これでは被貸与者が償還を怠るようになつても、県としては期限未到来分の債権を含めた一括請求をすることが出来ず、債権の管理に多大な支障をきたしてしまう。一般的にも、本貸付金のような長期の分割清算が予定されている債権において期限の利益喪失規定が存在しないというののは、債権管理の観点からは不合理である。

したがつて、すみやかに期限の利益喪失規定について整備するべきである。

#### 指摘2

本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。

#### (2) 意見

##### ア 借用証書の専約期間について

上記（3(6)）で述べたとおり、被貸与者の退学等により貸付金の免除がなされず償還が必要になつた場合について、過去2件の事案ではいずれもすみやかに回収に取り掛かることができず、うち1件については事実上回収が不可能な状況となつてしまっている。その原因は、借用証書や返還明細書については、償還すべき事由が生じた後15日以内に作成する制度となつていることから（本規則第8条）、退学等の事由が発覚した時点では、被貸与者の音信不通等により借用証書や返還明細書が作成困難に陥りやすいという点にある。

しかし、かかる不都合は、修学奨励金の貸与を決定した後、すみやかに償還を約する文書を提出させる制度にすることで、容易に回収することができる。また、一般的にも、貸付金に関する契約書は貸付前か遅くとも貸付の実行時には作成するものであつて、返還が必要な時期になつてから契約書を作成するなどということは不合理である。被貸与者から借用証書等を作成・提出さ

ることにより、提出書類は増えることになるが、給付型ではなく貸与型の奨学金である以上、これが過大な負担であるとまではいえない。  
以上より、貸与の決定なし貸付の実施後、すみやかに借用証書等の書類を作成する制度への改善を検討すべきである。

#### 意見1

借用証書、返還明細書の作成時期について、貸与の決定なし貸付の実施後すみやかに作成する制度への改善を検討すべきである。

以上

#### 第4部 監査結果のまとめ

1 本件監査の結果は後記の監査結果一覧表のとおりである。内訳は、貸付金全般についての「意見」が5個、個別の貸付金についての「指摘」が15個、「意見」が21個である。

##### 2 監査結果一覧表—全般的意見

本件監査における全般的な「意見」は次のとおりである。

意見1 貸付金の回収においては早期の対応がポイントとなることから、各貸付金の管理・回収においては、滞納初期段階に注力して効率的な回収を図るべきである。

意見2 過年度分の回収率だけでなく当年度分の回収率も悪い貸付金については、回収率の向上のための対策を重点的に検討し実施すべきである。

意見3 回収の努力を尽くした上で、回収の見込みがない長期滞納債権については、研修会等によりその手法を共有するなどして、債権放棄、免除、不納欠損処理等による最終処理を一層促進すべきである。

意見4 遅延損害金・違約金については、標準マニュアルに規定するとおり、少なくとも元本が完結となった後、速やかに調定を行うべきである。

意見5 サービサーに委託する場合、回収可能性等を十分に検討し、最終処理すべき貸付金以外の貸付金のみをサービスへの委託の対象とすべきである。

##### 3 監査結果一覧表—個別貸付金について

本件監査における各貸付金についての「指摘」及び「意見」は次のとおりである。

| 所管部 | 貸付金の名称       | 指摘・意見 | 内容 |
|-----|--------------|-------|----|
| 総務部 | 沖縄県土地開発基金貸付金 | なし    | なし |
| 企画部 | 地域総合整備資金貸付金  | なし    | なし |

|          |                       |     |                                                                      |
|----------|-----------------------|-----|----------------------------------------------------------------------|
| 環境部      | 公共開与事業資金貸付金           | なし  | なし                                                                   |
|          | 6 母子福祉資金貸付金・寡婦福利資金貸付金 | 指摘1 | 借用書に一時償還請求についての記載を加えるべきである。                                          |
|          | 7 社資金貸付金・父子福祉資金貸付金    | 指摘2 | 違約金免除手続において、免除申請なく、免除決定がなされている本細則に反する運用については、本細則の見直しも含めて是正を検討すべきである。 |
| 子ども生活福祉部 | 8 金貸付金                | 意見1 | 滞納者に対する財産調査の結果に基づいて、回収可能性のある滞納者に対しては、訴訟等を検討すべきである。                   |
|          |                       | 指摘1 | 償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続には是正すべきである。                                    |
|          | 9 社士等修学資金貸付金          | 意見1 | 一律に延滞利子の調定を行わないという現在の運用は是正すべきである。                                    |
|          |                       | 意見2 | 償還期間について、本条例の趣旨に反するような運用は是正すべきである。                                   |
|          | 10 開拓政策安定化基金貸付金       | なし  |                                                                      |
| 農林水産部    | 11                    | 指摘1 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべき        |

|                   |                                                                                         |                                                                         |      |                             |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|
|                   | 沖縄県農業改良資金貸付金                                                                            | である。                                                                    |      |                             |
| 指摘 2              | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                     | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。 | 意見 3 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
| 意見 1              | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。                                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。       | 指摘 1 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
| 意見 2              | 元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。 | 意見 3 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
| 指摘 1              | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                       | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。       | 意見 3 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
| 12 沖縄県沿岸漁業改善資金貸付金 | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                     | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。 | 意見 1 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                   | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。                                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。     | 意見 2 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |

|                         |                                                                         |                                                                                                             |      |                             |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------|
|                         |                                                                         | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。                                                                                 |      |                             |
|                         |                                                                         | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。                                     | 意見 3 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                         |                                                                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                                           | 指摘 1 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                         |                                                                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。                                         | 意見 2 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
| 13 沖縄県林業・木材産業改善資金貸付金    | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。 | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 | 意見 1 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。       | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                                           | 意見 2 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                         | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金完済まで10年を超える見込みの案件については、原則、連帯保証人に対しても履行請求されるべきである。     | 時効が完成している案件については、借受人や連帯保証人の支払意思を確認し、時効援用の申出や債権放棄等により不納欠損処理されることを検討されたい。                                     | 意見 3 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
| 14 中央卸売市場青果物販売促進対策事業賞付金 | 標準マニュアル記載のとおり、少なくとも、元金完済時点で、違約金を調定されることを検討されたい。                         | 元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと                                                | 意見 1 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |
|                         | 元金完済後の違約金について、原則、借受人及び連帯保証人の双方に対し督促するか、又は借受人及び連帯保証人に返済能力が無いと            | 本貸付金マニュアル記載のとおり、元金及び違約金の完済までの期間を、最長10年を目処として、現在の少額の分割返済を見直すべきである。                                           | 意見 2 | 判断された案件等については、債権放棄等を検討されたい。 |

|       |                      |                                                                                                                    |  |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|       | 15 沖縄県就農支援資金貸付金      | なし                                                                                                                 |  |
|       | 16 沖縄県単融資制度資金貸付金     | なし                                                                                                                 |  |
|       | 17 沖縄県中小企業設備近代化資金貸付金 | 意見 1<br>主債務者の相続人が定期的に弁済を行っているものの、残元金に比して弁済額が少額であります、元金完済までに約 20 年かかる事案については、主債務者の相続人からの回収と並行して、連帯保証人にに対して請求すべきである。 |  |
|       | 18 沖縄県小規模企業者等設備資金貸付金 | 意見 2<br>主債務者である法人が死亡しており相続人調査が必要な事案については運やかにを行い、相続人が所在不明となっている事案については所在不明であることの資料を揃えて債権放棄又は不納欠損処理を行ってください。         |  |
|       | 19 沖縄県中小企業機械類貸与金     | 意見 3<br>自然人が借り入れ、その後法人成した事案については、通常の自然人に対する債権と同様、連帯保証人等への請求を行うべきである。                                               |  |
| 商工労働部 | 20 沖縄県中小企業高度化資金貸付金   | 意見 1<br>違約金については、少なくとも元金が完結となつた後、速やかに調定を行うべきである。                                                                   |  |
|       | 21 住宅建設資金貸付金         | なし                                                                                                                 |  |

|       |                     |                                                                                        |
|-------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 22 沖縄県医師修学資金等貸付金    | 指摘 1<br>本貸付金の貸与契約書を保証契約の書面性を充足する内容に修正するべきである。                                          |
| 保健医療部 | 23 沖縄県看護師等修学資金貸付金   | 指摘 2<br>本貸付金の借用証書を保証契約の書面性を償還猶予の運用について、本規則をふまえた手続に改善するか、本規則を見直して本条例の規定に合わせるかして、是正されたい。 |
|       | 24 沖縄県住宅供給公社貸付金     | 意見 1<br>本貸付金の根拠となる本条例等に期限の利益喪失についての規定を明記し、借用証書にも同規定を明記すべきである。                          |
|       | 25 都市モノレール整備資金貸付金   | なし                                                                                     |
|       | 26 都市モノレール建設事業資金貸付金 | なし                                                                                     |
|       | 27 都市モノレール事業資金貸付金   | なし                                                                                     |
| 教育委員会 | 28 沖縄県人材育成資金貸付原資貸付金 | なし                                                                                     |
|       | 29 沖縄県高等学校          | 指摘 1<br>償還猶予の運用について、本規則をふまえた                                                           |

|    |  |                                            |                                                                             |
|----|--|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|    |  | 校定時制課程<br>修学奨励貸付<br>金・<br>沖縄県高等学<br>校通信制課程 | 指摘 2<br>益喪失についての規定を明記し、借用証書に<br>も同規定を明記すべきである。                              |
| 30 |  | 修学奨励貸付<br>金                                | 意見 1<br>借用証書、返還明細書の作成時期について、<br>貸与の決定ないし貸付の実施後すみやかに作<br>成する制度への改善を検討すべきである。 |

|                                             |                                          |
|---------------------------------------------|------------------------------------------|
| 発行所<br>沖縄県総務部<br>総務私学課<br>電話番号 098-866-2074 | 印刷所 株式会社 国際印刷<br>〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号 |
|---------------------------------------------|------------------------------------------|